

令和5年度

決算特別委員会会議録

令和6年9月10日 開 会

令和6年9月19日 閉 会

塩竈市議会事務局

令和5年度決算特別委員会会議録目次

【令和6年9月10日（火）】 1日目

正副委員長互選	8
議案説明（認定第1号ないし第4号）	10
資料要求	27

【令和6年9月17日（火）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

伊勢由典委員	34
柏恵美子委員	47
菅原善幸委員	51
辻畑めぐみ委員	64
佐藤公男委員	78
鈴木悦代委員	83
今野恭一委員	90

【令和6年9月18日（水）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

志子田吉晃委員	106
鈴木新一委員	120
志賀勝委員	132
小高洋委員	144
浅野敏江委員	158
桑原成典委員	173
小野幸男委員	185

【令和6年9月19日（木）】

4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

菅原善幸委員	204
伊勢由典委員	213
鈴木新一委員	222
辻畑めぐみ委員	232
小高洋委員	238
志賀勝委員	247
浅野敏江委員	257
鈴木悦代委員	266
志子田吉晃委員	269
今野恭一委員	278
採決	284

令和6年9月10日（火曜日）

令和5年度決算特別委員会

（第1日目）

令和5年度決算特別委員会第1日目

令和6年9月10日（火曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
技監	鈴木 昌寿	総務部長	本多 裕之
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫
市立病院事務部長	鈴木 康弘	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子
会計管理者	鈴木 忠一	総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数馬
総務部長	引地 洋介	総務部 財政課長	佐藤 渉
上下水道部 次長兼業務課長	並木 新司	上下水道部 下水道課長	佐藤 寛之
市立病院事務部 業務課長	渡辺 敏弘	総務部 総務人事課総務係長	石川 宏

教育委員会
教育部長 黒田賢一
監査委員 菅原靖彦
監査委員 伊藤博章

教育委員会
教育部長 末永量太
監査事務局長 武田光由

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広
議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣 聡
議事調査係主査 梅森佑介

午前10時00分 開会

○今野臨時委員長 ただいまから、令和5年度決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

○今野臨時委員長 これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

志子田委員。

○志子田委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。

以上であります。

○今野臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、伊勢由典委員、土見大介委員、志子田吉晃委員、小野幸男委員、鈴木新一委員、桑原成典委員、以上6名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、小委員会室において選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時20分 再開

○今野臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 選考委員会では座長の任を引き受けました。年長者ゆえということで、私、伊勢由典が座長になりました。

選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員会で慎重に審議した結果、令和5年度の決算特別委員会の委員長には土見大介委員、副委員長には桑原成典委員のご兩名を選考いたしました。

以上、ご報告をいたします。

○今野臨時委員長 ただいま伊勢由典委員のご報告のとおり、委員長には土見大介委員、副委員長には桑原成典委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、土見大介委員に委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○土見委員長 このたび委員長にご推挙いただきました土見大介です。

今年度、令和5年度の決算、しっかりと精査していくとともに、今後の予算編成にもつながる特別委員会にしていきたいと考えております。

皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

○今野臨時委員長 次に、桑原成典委員に副委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○桑原副委員長 副委員長を拝命いたしました、桑原成典と申します。

委員長と共に、いろいろ審議をさせていただき、円滑に議事をできたらいいなと思っておりますので、初めてになりますが、皆様よろしくお申し上げます。

○今野臨時委員長 それでは、委員長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和5年度各会計の決算審査を行います。

それでは、令和5年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、9月10日、9月17日、18日、19日の4日間でお願ひしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、9月10日、17日、18日、19日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第4号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

菅原監査委員。

○菅原監査委員 補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○土見委員長 次に、市当局より各決算の内容について、順次ご説明をお願いいたします。

鈴木会計管理者。

○鈴木会計管理者 それでは、認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」でございます。

会計課で調製いたしました資料No.6「令和5年度塩竈市歳入歳出決算書」及び資料No.7「令和5年度歳入歳出決算事項別明細書」等の2冊の資料を用いまして、ご説明を申し上げます。

あらかじめご用意いただきますようお願いいたします。資料No.6及び資料No.7でございます。

それでは、決算の概要につきましてご説明を申し上げます。

最初に、資料No.6「令和5年度塩竈市歳入歳出決算書」につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.6の4ページ及び5ページをお開きいただきたいと存じます。資料No.6の4ページ及び5ページでございます。

こちらに記載しております表は、令和5年度における一般会計及び各特別会計の決算の総覧でございます。上の行から順に、一般会計、次に各特別会計の会計区分ごとに、また、列は、左から右に、歳入、歳出、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、最後に、歳入歳出差引不足額及び剰余金処分方法といった区分によりまして整理しているものでございます。

初めに、表の1行目、一般会計の決算内容をご説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額は、左から3列目、収入済額欄に記載してございますとおり269億3,657万3,089円でございます。前年度と比較いたしまして、金額で1億2,109万3,356円の増、率にいたしまして0.5%の増となっております。

一般会計の歳出決算額につきましては、4ページの一番右端の欄、支出済額欄に記載しておりますとおり、254億7,929万8,726円でございます。前年度と比較いたしまして、金額で2億5,788万2,797円の増、率にいたしまして1.0%増となっております。

歳入歳出差引額は、5ページ中ほどの列に記載しておりますとおり、14億5,727万4,363円の決算となっております。この歳入歳出差引額から、その右隣の翌年度へ繰り越すべき財源の合計4億8,302万6,165円を控除した額が、次の実質収支額となりまして、9億7,424万8,198円の決算となっております。この剰余金につきましては、5ページ右端の歳入歳出差引不足額及び剰余金処分方法の欄に記載しておりますとおり、基金繰入額といたしまして、4億8,724万8,198円を基金に繰り入れさせていただきますとともに、残り4億8,700万円につきましては、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、各特別会計につきましてご説明を申し上げます。

交通事業特別会計でございます。収入済額及び支出済額ともに2億533万3,166円の同額決算でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。収入済額59億1,544万6,382円に対しまして、収入済額58億7,675万5,852円となりまして、歳入歳出差引額の3,869万530円につきましては、全額を基金に繰入れをさせていただくものでございます。

次に、魚市場事業特別会計でございます。収入済額及び支出済額ともに1億7,520万4,156円の同額決算となっております。

次に、介護保険事業特別会計のうち、保険事業勘定でございます。収入済額58億9,452万7,987円に対しまして、支出済額は58億7,547万5,015円となりまして、歳入歳出差引額の1,905万2,972円は全額を基金に繰り入れさせていただいております。

次に、介護保険事業特別会計のうち、介護サービス事業勘定でございます。収入済額及び支出済額ともに48万7,425円の同額決算となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。収入済額8億1,870万9,979円に対しまして、支出済額8億515万2,279円となりまして、歳入歳出差引額の1,355万7,700円、こちらにつきましては、全額を翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

続きまして、表の一番下の合計欄をご覧いただきたいと存じます。

一般会計及び特別会計の歳入総額は399億4,628万2,184円、歳出総額につきましては384億1,770万6,619円でございます。歳入歳出差引額15億2,857万5,565円となりまして、繰越明許費

繰越額など、翌年度へ繰り越すべき財源を控除いたしました。実質収支額は10億4,554万9,400円の決算となっております。

続きまして、一般会計の主なるものにつきまして概要をご説明申し上げます。

同じ資料No.6の10ページ及び11ページをお開きいただきたいと思います。資料No.6の10ページ及び11ページでございます。

「令和5年度塩竈市一般会計歳入歳出決算書」でございます。

歳入からご説明を申し上げます。

第1款市税は、収入済額が61億194万2,667円で、歳入総額に占めます割合が22.7%となります。前年度と比較いたしまして、第1項市民税ないし第5項都市計画税の全ての税目が増となっております。金額で1億5,200万2,987円の増、率にいたしまして2.6%の増となっております。

次に、12ページ、13ページでございます。12ページ、13ページをご用意いただきたいと思います。

第11款地方交付税、収入済額60億7,480万2,000円で、歳入総額に占めます割合が22.6%となっております。前年度比較では普通交付税が増になりましたが、特別交付税、震災復興特別交付税は減となっております。金額で382万8,000円の減、率にいたしまして0.1%の減となっております。

表の中段にございます第15款国庫支出金は、収入済額が60億6,382万6,098円で、歳入総額に占めます割合が22.5%となっております。前年度と比較いたしまして、国庫負担金で就学前教育保育施設整備交付金や、国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増となりまして、金額で3億3,585万4,673円の増、率にいたしまして5.9%の増となっております。

続きまして、一般会計における歳出の主なるもの概要につきましてご説明を申し上げます。

同じ資料No.6の16ページ及び17ページでございます。資料No.6の16ページ及び17ページでございます。

第2款総務費は、支出済額が42億6,567万4,484円で、歳出総額に占めます割合が16.7%となっております。前年度比較では、総務管理費及び選挙費の増によりまして、金額で5億859万3,797円の増、率にいたしまして13.5%の増となっております。

第3款民生費は、支出済額が99億4,839万3,665円で、歳出総額に占める割合につきましては39%となっております。前年度比較では、児童福祉費及び社会福祉費、生活保護費が増とな

りまして、金額で9億106万2,983円の増、率にいたしまして10.0%増となっております。

第8款土木費は、支出済額が22億261万2,308円で、歳出総額に占めます割合が8.6%となっております。前年度比較では、土木管理費や港湾費などが増となりましたものの、都市計画費、あるいは、道路橋梁費、こちらが減となっております、金額で4億8,058万1,227円の減、率にいたしまして17.9%減となっております。

一般会計の歳入歳出の主なものの概要は以上でございます。

なお、交通事業特別会計をはじめといたしまして、5つの各特別会計の詳細につきましては、同じ資料No.6の23ページ以降に記載しております。後ほどご参照賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、資料No.7「令和5年度歳入歳出決算事項別明細書」などの説明をさせていただきます。

恐れ入ります、表紙めくっていただきまして3ページ、目次をご覧いただきたいと思っております。3ページの目次でございます。

まず、令和5年度塩竈市一般会計・各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、この資料No.7の8ページないし289ページ、また、一般会計・各特別会計の実質収支に関する調書につきましては、292ページないし295ページに記載しております。後ほどご参照賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

次に、塩竈市財産に関する調書につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入ります、同じ資料No.7の300ページ及び301ページ、ご用意いただきたいと思っております。資料No.7の300ページ及び301ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは、公有財産総括表でございます。

1の土地及び建物の表をご覧いただきたいと存じます。

土地につきましては、行政財産、普通財産を合わせました決算年度中の増減高の総合計ですが、1,416.18平方メートルの増となっております。主な要因といたしましては、公用財産のうち、消防施設の増となっております。

同じ資料No.7の302ページないし307ページ、こちらには、土地及び建物の使用目的区分別に内容を記載しております。

また、328ページないし330ページには、共有財産、動産及びその従物、有価証券、出資による権利につきましては、332ページないし338ページ、こちらには物品の状況、341ページには債権

の内容を記載してございます。349ページには基金運用状況報告書となっております。ご審査に当たりまして、後ほどご参照賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になります。恐れ入りますが、資料No.7の344ページ及び345ページ、お聞きいただきたいと思っております。資料No.7の344ページ及び345ページでございます。

こちらは、14の基金の内訳となっております。令和5年度各基金の合計現在高でございます。こちら合わせますと120億7,857万7,692円となっております。前年度の比較で4億2,901万9,568円増となっております。これは、ふるさとしおがま復興基金や、国民健康保険事業、財政調整基金などが減となりましたが、財政調整基金や市営住宅基金が増となっておりますことによるものでございます。

以上で、認定第1号令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定につきまして、ご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○土見委員長 ありがとうございます。

引地政策課長。

○引地総務部政策課長 続きまして、政策課から、主要な施策の成果についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8の「令和5年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いただきたいと存じます。資料No.8でございます。

本説明書につきましては、令和5年度の主要な事業につきまして、その成果や課題などについて、評価の視点を盛り込みながら、取りまとめたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、3ページをご覧いただきたいと存じます。

3ページの「はじめに」といたしまして、概要を記載しておりますが、令和4年度からスタートしております第6次塩竈市長期総合計画に基づく事業につきまして、各分野ごとに主な事業とその成果を記載しております。また、新型コロナウイルス感染症対策事業及びエネルギー価格や物価高騰などへの対策事業につきまして、主要な事業を記載しているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページの目次をご覧いただきたいと存じます。

まず、第6次塩竈市長期総合計画に基づく事業を掲載しております。

第1章の子どもの分野におきましては計50の事業、第2章の福祉の分野では計29の事業を掲載しております。6ページの第3章生活の分野におきましては28の事業、次の7ページでござ

いますが、第4章の産業の分野では計12の事業、第5章の交流の分野では計9つの事業、第6章の文化の分野では計12の事業、8ページでございますが、第7章協働の分野では計15の事業を掲載しております。第8章浦戸諸島の分野では合計7つの事業、以上、合計162の事業について取りまとめたものでございます。

次の9ページでございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業及び物価高騰対策事業などいたしましたして、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては2事業、物価高騰対策事業につきましては12事業について、合計14事業について取りまとめた内容としております。

12ページ以降につきましては、事業ごとに、実績ですとか成果などを記載しております。

決算の審査をいただくに当たりまして、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

政策課からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 引き続き、財政課から説明いたします。同じ資料No.8の353ページをお開き願います。

ここでは、令和5年度決算の概況とその特徴について、一般会計並びに5つの各特別会計の状況を記載しております。

私からは、一般会計の特徴についてご説明いたします。

まず、1の決算規模であります。歳入が269億3,657万3,000円、歳出が254億7,929万9,000円となり、歳入が前年度から0.5%の増、歳出が1.0%の増と、ともに前年度から増加した決算となっております。

2の決算収支であります。実質収支は9億7,424万8,000円の黒字決算、単年度収支は4億4,791万6,000円の赤字決算となり、財政調整基金からの繰入れ調整を除いた実質単年度収支につきましては、11億622万8,000円の赤字決算となりました。

次に、3の歳入の状況であります。前年度から1億2,109万3,000円の増となりました。主な要因としましては、ふるさとしおがま復興基金繰入金の減など、繰入金全体で2億31万5,000円の減となった一方で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆増などにより、国庫支出金が3億3,585万5,000円の増となったことなどが上げられます。

4の歳出の状況であります。前年度比較で2億5,788万3,000円の増となりました。主な要因としましては、基金の長期借入金返済などの減により、補助費等が減となった一方で、基金積立金で5億4,616万5,000円、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支

援事業の皆増などにより、扶助費が4億9,016万3,000円の増となったことなどが上げられます。

恐れ入ります、ページが飛びまして、356ページをお開き願います。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する地方財政状況調査を基本にして算出された各種指標の説明になります。

1の財政力指数につきましては、普通交付税上の基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示しておりますが、0.513と前年度からプラス0.04ポイントの減となりました。恐れ入ります、前年度より0.004ポイントの減となりました。

2の経常収支比率につきましては、98.3%と前年度から2.1ポイントの増となりました。主な内容といたしましては、歳入面で市税や法人事業税交付金が増となり、経常一般財源は1億7,807万1,000円の増となりました。また、歳出面では、公債費などが減少した一方で、物件費や扶助費、繰出金などの経常的な一般財源が増となり、歳出全体では3億2,474万6,000円の増となりました。算定上、経常収支比率の分母である歳入も増えたものの、分子である歳出がより大きい増加となりましたので、結果として比率は悪化したものとなります。

3の財政調整基金の残高の比率を表す財政調整基金現在高比率は15.4%で、前年度から0.2ポイントの増となりました。

4の公債費比率は5.2%で、前年度から0.6ポイントの減となりました。

5の単独事業費比率は2.4%で、前年度から0.3ポイントの増となりました。

次の357ページから359ページには、一般会計の款別の歳入、目的別及び性質別の歳出につきまして、3か年の推移としてまとめており、次の360ページから361ページまでは、投資的経費の状況について掲載しております。先ほど、会計管理者から令和5年度決算に係る各費目の内容について説明がありましたので、時間の都合上、説明を省略させていただきます。

次に、362ページをお開き願います。

(3)繰出金の推移であります。令和5年度は、5つの特別会計と3つの企業会計の繰出額は、表右下の合計欄にございますとおり34億6,446万1,000円で、前年度より508万5,000円、0.1%の減となっております。

次に、363ページをご覧ください。

基金の最終確定残高であります。下段の(4)の2、5月末日現在の表で説明させていただきます。

令和5年度末残高の合計は、表の右下にございますとおり122億1,582万8,000円で、前年度か

ら9億417万6,000円、8.0%の増となりました。これは、主に市営住宅基金に、新たな国からの補助金5億5,926万6,000円が交付されたことなどによるものです。

次に、364、365ページをお開き願います。

(5) 決算の推移、(6) 一般財源の推移、10ページの(7) 義務的経費の推移につきましては、決算統計に基づく普通会計の決算数字で記載しております。

主な項目を説明いたします。

364ページ下段の表(6) 一般財源の推移ですが、令和5年度は合計で139億1,140万2,000円、前年度から0.3%の増となりました。内容ですが、国から措置される特別交付税や臨時財政対策債は減となった一方で、市税が1億5,200万3,000円の増となっております。

次に、365ページをご覧ください。

ページ上段の(7) 義務的経費の推移であります。合計欄をご覧ください。115億3,031万9,000円の決算であり、前年度から4.2%の増となりました。扶助費において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯支援事業が皆増となったことなどが主な要因です。

次に、下の表の(8) 地方債残高の推移であります。全会計の合計は426億1,691万9,000円でございます。前年度から3.7%の減となっております。

次に、366、367ページをお開き願います。

ここでは、普通会計の分析指標の推移を示しております。内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

続きまして、資料No.9の「主要な施策の成果に関する説明書」の附属決算資料をご用意いたします。

これは、これまでご説明しました内容について、一般会計、普通会計の決算状況をグラフやレーダーチャートで視覚的に示している資料になります。

3ページをご覧ください。

3ページ上段には、円グラフで歳入の構成比を示しております。また、下段には棒グラフで歳入の各項目の積み上げによる推移を示しています。

4ページをお開き願います。

上段の円グラフには、歳出決算目的別の構成比を表したものです。下段には、積み上げによる推移を示しております。

5ページには、同様に歳出決算の性質別内訳を示しています。

続きまして、6ページをお開き願います。

下段の棒グラフは、5月末現在におけます基金残高の推移を示しております。

8ページをお開き願います。

これは、各種決算分析指標をレーダーチャート化し、本市の状況が県平均と比較してどの位置になっているかを示したものでございます。太線が本市、細い線が県内市部平均、偏差値は50となっております。経常収支比率のみ偏差値が50を下回っておりますが、ほか指標については50を上回っております。

続きまして、資料No.10の「塩竈市財務報告書」をご用意願います。

これは、複式簿記に基づいて、発生主義による財務書類を作成することにより、本市が所有する全ての資産と負債の状況や行政サービスに要したコストを把握することを目的としたものであります。

では、2ページをお開き願います。

中段の2の財務書類についてですが、表に記載しておりますとおり、貸借対照表と行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類から構成されております。それぞれの内容については、表の右側にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

3ページをご覧ください。

3の財務書類作成の対象となる会計の区分についてであります。区分は大きく3つに分けられまして、報告いたしますのは、1つは一般会計等として記載されています2つの会計、そして、特別会計、企業会計を含む全体となります。

では、4ページをお開きください。

初めに、貸借対照表です。まず、表につきましては、令和5年度と令和4年度を並べて記載しております。そして、表の下には、表の主立った特徴点について、コメントを掲載しております。

コメント欄の1段落目ですが、資産合計の約8割が有形固定資産で占められておりまして、これらは事業用やインフラ用の資産であり、行政サービスや市民活動の施設など、社会基盤となる資産です。

また、2段落目になりますが、一般会計で資産合計は773億円で、うち純資産が558億円、負債が215億円となっております。

5ページをご覧ください。

行政コスト計算書です。コメント欄の2行目にございますが、純行政コストにつきましては、一般会計等が約220億円、全体が約344億円でありまして、それぞれ約7億円、約8億円と、前年度から増加しております。変動要素は、以下に記載のとおりです。

6ページをお開きください。

純資産変動計算書です。コメント欄の1行目ですが、一般会計等におけます純行政コスト約220億円については、市税や地方交付税などの税込等146億円や国県等補助金約75億円で賄っていますが、この不足については、減価償却などが含まれているため、それらを考慮すると約26億円のプラスとなり、将来世代への負担軽減につながっております。

7ページをご覧ください。

資金収支計算書です。コメント欄の2段落目にございますが、一般会計等の利払い後、基礎的財政収支、いわゆる「プライマリーバランス」については約8億円、全体で約25億円のプラスでありまして、単年度の財政はおおむねバランスを保っております。

以上が、財務報告書の内容となっております。

財政課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課からは、認定第2号「令和5年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、ご説明いたします。

資料はNo.11となります。「塩竈市下水道事業決算書」となります。

初めに、下水道事業の報告書の説明を行いますので、21ページをお開き願います。21ページとなります。

1の概況でございます。

(1) 総括事項、イの処理状況でございます。

令和5年度の年間総処理水量は755万9,695立方メートル、1日当たりでは2万655立方メートルとなりました。前年度と比較しますと、年間総処理水量で18万2,404立方メートル、1日当たりでは556立方メートル、率にしますと2.36%の減少となりました。有収率につきましては78.47%となり、前年度と比較しますと1.79ポイントの増となりました。年度末における処理区域内の戸数につきましては2万4,147戸となり、前年度と比較しますと188戸、率にして0.78%の増加となりました。

次に、口の建設改良の状況でございます。

初めに、建設改良事業の主な事業としましては、新浜町2丁目地区で延長63.88メートルのボックスカルバート布設工事、延長19.87メートルの管布設工事などを行いました。また、災害復旧工事の主な工事といたしまして、新浜2丁目地区で延長90.3メートルの管布設工事、藤倉3丁目地区で延長144.1メートルのボックスカルバートの布設工事を行いました。

恐れ入ります、22ページをお開き願います。22ページとなります。

(2) 経営指標に関する事項でございます。中段の表に経営指標の推移の表を記載しております。今後も現在の経営状況を維持しつつ、将来訪れる更新需要に備えた運営を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、財政状況につきましてご説明いたします。

同じ資料、お戻りいただきまして、6ページ、7ページをお開き願います。6ページ、7ページとなります。

こちらは、令和5年度塩竈市下水道事業決算報告書となります。金額につきましては消費税込みの金額で記載をしております。

(1) の収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして、上の表となります。1款下水道事業収益、予算額の合計42億2,992万4,000円に対しまして、決算額は、その右隣、42億4,451万3,929円となりました。支出につきましては、下の表となります。第1款下水道事業費用、予算額の合計38億3,224万7,000円に対しまして、決算額は、その右隣の36億9,435万9,073円となりました。

次に8ページ、9ページをお開き願います。8ページ、9ページになります。

こちらにつきましては、資本的収入及び支出となります。収入につきましては、上の表となります。第1款資本的収入、予算額の合計は24億1,177万8,000円に対しまして、決算額はその右隣、24億1,838万9,530円となりました。支出につきましては、下の表となります。第1款資本的支出予算額の合計につきましては40億9,977万4,787円に対しまして、決算額はその右隣となります。36億9,693万9,023円となりました。また、下の表欄外に記載しております資本的収入額が、資本的支出額に不足する額13億2,453万3,493円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,067万9,903円、当年度分損益勘定留保資金9億8,156万3,170円、繰越工事資金4,677万5,000円、減債積立金1億896万8,894円、当年度利益剰余金処分額1億6,654万6,526円で補填をしております。

次に、13ページをお開き願います。13ページとなります。

こちらにつきましては、損益計算書となります。こちらの金額は消費税抜きで表記をしております。

令和5年度の純利益につきましては、下から4行目、下から4行目に記載のとおり、5億2,950万7,725円となりました。当年度未処分利益剰余金につきましては、最下段となります、10億6,127万382円となりました。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。14ページ、15ページとなります。

こちらには、令和5年度剰余金処分剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）を記載しております。剰余金計算書につきましては、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度内に変動した内容を記載しております。

14ページ下段の表となります剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金について、資本金への組入れとして5億3,176万2,657円、減債積立金の積立てとしまして5億2,950万7,725円を処分しようとするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。

こちらは、貸借対照表となります。16ページは、資産の部として固定資産及び流動資産の状況で、資産の合計額につきましては、最下段の二重線となります、669億4,064万2,740円となっております。17ページは、負債の部及び資本の部の状況を記載しております。その合計は、最下段の二重線となり、669億4,064万2,740円となります。資産の部と同額となっております。また、17ページの4の流動負債の合計につきましては、39億5,823万9,090円となっております。このうち、流動負債の中段にあります（3）未払金5億4,267万1,796円につきましては、16ページの2、流動資産、（1）現金及び預金が13億2,454万6,720円でありますことから、支払いができる状態となっております。

その他の事項につきましては、24ページ以降に、建設改良工事の概況など、それぞれ記載しております。また、別冊の資料No.14には、「塩竈市下水道事業決算説明資料」となります、こちらには、予算決算対照表、起債の償還年次表等を記載しておりますので、後ほどご参照のほどお願いいたします。

下水道会計の決算の説明は、以上で終わらせていただきます。ご審査よろしく申し上げます。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 私からは、認定第3号「令和5年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.12「令和5年度塩竈市立病院事業決算書」をご用意いたします。

初めに、事業報告を説明しますので、資料の20ページをお開き願いたいと思います。

病院事業の概況についてですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したものの、いまだ収束が見えない感染状況もあり、新興感染症への対応のため、宮城県から新型コロナウイルス感染患者入院受入医療機関の指定を受け、感染症受入れ病床3床と、感染対策の簡易陰圧室を病棟及び外来等に合わせて5つ整備するとともに、新たに感染管理認定看護師を配置し、対応能力を強化してまいりました。

入院につきましては、患者や患者家族が抱える退院への課題や、退院後の生活問題解消に向け、病棟ごとに専任の退院支援看護師または社会福祉士を配置し、多職種協働による円滑な支援を行える体制を整えてまいりました。

外来につきましては、22の診療科を維持し、多様な疾患に対応できる体制を維持するとともに、増加する緊急搬送件数へ対応するため、日中の救急車の積極的な受入れと、在宅療養患者や介護施設からの緊急受入れ要請への迅速な対応に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症患者や発熱患者の受入れを継続しております。

このような対応を進めた中、令和5年度の病院事業決算につきましては、当年度純損益では648万6,000円の利益、経常損益については1,268万7,000円の純利益を生じることができました。新型コロナウイルス感染症関連の臨時的診療報酬や感染症対策補助金の縮小・廃止に加え、受診控えによる収入減や、世界的な物価高騰等の影響による費用増の状況において、全国的に経営状況が悪化する中、利益が生じることができたことは、着実な病院運営の取組が実を結んでいると考えております。

中段の(1)患者数についてですが、延べ入院患者数は、前年度から602人の減となる4万1,807人、1日当たりの患者数は前年度から2人減となる114.2人となっております。延べ外来患者数は、前年度から1,958人の減となる5万6,839人、1日当たりの患者数は、前年度から8.1人減となる233.9人となりました。

続きまして、収益的収支でございます。収入につきましては、前年度と比較しますと、入院収益はマイナス0.9%の1,413万3,000円の減収でした。外来収益につきましては、前年度からマイナス4.3%減の3,266万9,000円の減収となっております。医業外収益は、マイナス28.9%、1

億3,921万5,000円の減収となっております。一方、支出は、医業費用が2,846万9,000円の減、医業外費用で2,719万8,000円の増加、特別損失は138万8,000円の減少となっております。これにより、病院事業収益は、前年度より1億9,700万5,000円の減、病院事業費用については265万9,000円の減少となっております。

次に、恐れ入ります、21ページの3の資本的収支についてです。収入合計が4億9,452万8,000円に対しまして、支出合計5億6,444万1,532円となっております。整備した主な内容としましては、CT、MRI、マンモグラフィーなどの放射線検査機器等の整備、PCR検査機器や簡易陰圧室などの感染対策に係る整備、電動ベッド等を購入しまして、療養環境の整備を行っております。また、改良工事としましては、病棟のエアコン、空調設備改修工事などを実施しております。

中段の経営指標に関する事項でございますが、経営の健全化を示す経常収支比率は、新型コロナウイルス感染症対策に対する県補助金の減少などにより、前年度を6.7ポイント下回る100.4%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。経営努力の状況を表す修正医業収支比率につきましては、患者数の減少や新型コロナウイルス感染症関連の臨時的診療報酬の縮小や廃止に伴う入院外来収益の減少がありましたが、医業費用の圧縮もあり、前年度から1%下回る85.2%となっております。病床利用率は、前年度から1.3%下回った70.9%となりました。

恐れ入ります、戻りまして、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

6ページ7ページにつきましては、予算額と決算額の消費税込みで比較対照したものを表記しております。

1の収益的収入及び支出についてですが、収入の第1款病院事業収益の決算額29億5,233万6,768円に対しまして、支出の第1款病院事業費用の決算額は29億4,167万7,506円となりました。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入の決算額4億9,452万8,000円に対しまして、支出の第1款資本的支出の決算額は5億6,444万1,532円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,991万3,532円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金にて補填をしております。

恐れ入ります、13ページをお開き願います。

13ページにつきましては、損益計算書となります。1の医業収益と3の医業外収益の合計に

対して、2の医業費用と4の医業外費用の合計の差引きが経常収支となり、4の医業外費用の下の行をご覧くださいますと、経常利益として1,268万6,501円の利益が生じております。これに5の特別利益と6の特別損失の差引きを加えた純利益が、下から4段目に記載されております648万6,295円となっております。

14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

上段が剰余金計算書で、年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載しております。また、下段は、欠損金処理計算書を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

16ページ、17ページをお開き願います。

こちらにつきましては、貸借対照表となっております。16ページが資産の部でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせまして、資産合計22億5,282万2,461円となっております。17ページでは、負債及び資本の部が表記しております。3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益を合わせまして、負債の合計は18億5,185万5,025円となっております。資本の部の合計は、6の資本金と7の剰余金を合わせました一番下から2段目にあります4億96万7,436円となり、負債及び資本の合計は22億5,282万2,461円となっております。

31ページ以降につきましては、キャッシュ・フロー計算書や収益費用の明細書などを記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

認定第3号「令和5年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」の説明は以上でございます。よろしくご審査お願いいたします。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 私からは、認定第4号「令和5年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、ご説明いたします。

初めに、利益の処分についてご説明させていただきますので、恐れ入ります、資料No.13の「塩竈市水道事業決算書」の14ページ、こちらをご覧ください。

こちらには、14ページ、15ページに利益計算書と剰余金処分計算書（案）を記載してございます。上段の利益剰余金の15ページの部分ですが、利益剰余金の列の一番右側、右から2番目、こちらに未処分利益剰余金という項目がございまして、この一番最下段の部分、こちらが令和5年度の利益剰余金の最終的な金額になります。こちらの処分について、14ページの下段の表、剰余金処分計算書（案）、こちらにその処分の内容を示しております。

こちらの剰余金処分計算書（案）ですが、令和5年度末時点での未処分利益剰余金7億6,272

万5,252円のうち、1億1,903万1,515円を減債積立金に積み立て、4,369万3,737円を資本金に組み入れようとするものでございます。なお、差額の繰越利益剰余金6億円、こちらにつきましては、通常の企業活動における資金としての活用、また、災害発生時にもある程度耐え得る額ということで、こちらは手持ちの現金のような形で運用していくお金ということになります。

続きまして、令和5年度塩竈市水道事業決算についてご説明いたします。

同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。6ページ、7ページです。

こちら、6ページから9ページにかけてですが、令和5年度の塩竈市水道事業決算報告書を記載しております。金額は全て消費税込みの金額で表記してございます。

初めに、収益的収入及び支出ですが、収入につきましては予算額16億5,343万3,000円に対しまして、決算額は16億5,334万5,605円となりました。支出につきましては予算額15億9,925万円に対しまして、決算額は14億9,514万6,857円となっております。

8ページ、9ページをご覧ください。

次に、資本的収入及び支出についてですが、収入につきましては予算額3億4,953万8,000円に対しまして、決算額は3億1,072万5,818円となりました。支出につきましては予算額9億3,300、申し訳ありません、9億336万3,000円に対しまして、決算額は7億9,158万9,008円となりました。こちら欄外に記載しております、収入額が支出額に不足する4億8,086万3,190円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をしております。

次に、水道事業についてご説明いたします。

同じ資料の21ページをご覧ください。

1、概況の(1)統括事項、イ、給水状況についてご説明いたします。

令和5年度の年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水、こちらを合わせまして、734万98立方メートルで、1日平均では2万55立方メートルとなりました。前年と比較しますと15万5,356立方メートル、2.07%減少しております。年間有収水量は601万5,174立方メートルで、1日平均では1万6,435立方メートル、前年度と比較しますと6万7,787立方メートル、1.11%の減少となりました。この主な要因といたしましては、口径で50ミリを超える大口径でありますとか、生産用の用水などにつきましては3万3,365立方メートル増加があったものの、口径が小さい一般家庭用などで多い13ミリ、20ミリ、また、40ミリなど、こちらを合わせますと10万1,147立方メートル減少しているということに起因していると考えてございます。

次に、ロ、建設改良の状況についてご説明いたします。

主な改良工事として、貞山通1丁目や花立町地内など4路線で、総延長218.8メートルの配水管布設工事及び権現堂地内での水道施設立入防止柵の設置工事などを施工しております。また、上水道課の梅の宮浄水場への移転に伴います受入先の梅の宮浄水場の整備として、浄水場内にプレハブ設置工事がありますとか、空調設備の整備や場内監視カメラの増設などをしてございます。また、令和5年度からは、仙台市との共同浄水場関連の施設の基本設計に係る負担金が発生しております。第7次配水管整備事業は、ライフラインの強化と濁水発生箇所の解消及び有収率の向上と重要路線の耐震化などを目的に、令和元年度から行っている事業でございます。令和5年度は、新浜町1丁目の2路線、こちらで延長531メートルの配水管布設工事を行っております。

第2次老朽管更新事業は、国の生活基盤施設耐震化等補助金を活用しまして、管路の耐震化等を行っているもので、こちらも令和元年度から7年計画で、こちら老朽化した送水管の布設替えを行うものです。令和5年度は伊保石地内の1路線、口径600ミリ、延長342.1メートルの送水管布設工事、あと、前の年度等に行っておりました庚塚など2路線の、こちら舗装の復旧工事を行っております。

同じ資料の22ページをご覧ください。

ハの財務状況ですが、令和5年度の収益的収入は税抜きで15億1,299万1,655円になり、前年度と比較しますと1,340万3,793円、0.88%の減少となりました。収益的支出は13億9,369万140円となりまして、前年度と比較して2,048万8,867円、1.49%増加しております。これらの結果、純利益といたしましては1億1,903万1,515円となり、利益剰余金は合計で20億3,330万1,720円となっております。資本的収支は、総収入3億1,072万5,818円に対しまして、総支出は7億9,158万9,008円となり、収入不足額として4億8,086万3,190円が生じ、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで補填をしてございます。

2の経営指標に関する事項ですが、経常収支比率は前年度比で2.47%、申し訳ございません、2.47ポイント減の108.27%となりましたが、経営健全の水準とされる100%は十分上回っております。料金回収率は前年度比で、こちらも3.33ポイント減となり、101.17%となりました。まだ100%を上回る事業に必要な費用を給水収益で何とか賄えているという状況でございます。有形固定資産減価償却費率、こちらにつきましては、前年度比で0.8ポイント増の50.29%となりました。法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.24ポイ

ント増、41.72%と施設の老朽化が進行していることが見えます。こちら、管路更新率が前年度比0.10ポイント減の0.31%となったことに関係しておりますが、令和5年度につきましては、大口径の、600ミリという大口径の基幹管路の更新を優先的に実施したことから、延長が伸びませんでした。効率的には大きかったと考えてございます。

同資料の25ページから、こちらは2、工事として、建設改良工事や保存工事の状況を記載してございます。また、28ページからは、3、業務として、業務量や年間有収水量等の内訳を、31ページからは、4、会計として、重要契約の要旨や企業債の状況などを、32ページからは、5、附帯事業として、給水工事の状況、36ページからは、6、その他として、収益的収支に係る他会計補助金の使途でありますとか、資本的収入における他会計負担金や出資金の使途について記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

同じ資料の13ページをご覧ください。

令和5年度の損益計算書を記載してございます。なお、こちらの金額は消費税抜きの金額で表記してございます。

こちらにつきましては、当年度純利益ですね、最後のほうになりますが、1億1,903万1,515円、前年度未処分利益剰余金が6億円、その他未処分利益剰余金4,369万3,737円となりまして、当年度分の未処分利益剰余金、こちらは7億6,272万5,252円となっております。また、14ページ、15ページの上段には、先ほど説明しました利益剰余金計算書、下段にはその処分案を記載してございます。16、17ページには貸借対照表、こちらを記載してございますので、後ほどご覧ください。

35ページ以降につきましては、その他の書類といたしまして、キャッシュ・フロー計算書でありますとか、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債明細など、それぞれ記載しておりますので、ご参照願います。

なお、資料No.16「令和5年度塩竈市水道事業決算説明資料」には、予算決算対照表や、県内13市及び近隣3町の決算状況、起債償還年次表等を記載しております。こちらにつきましても、後ほどご覧いただければと存じます。

認定第4号令和5年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定に係る説明は以上となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○土見委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。

当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の令和5年度決算特別委員会資料要求一覧のとおりとなっております。なお、日本共産党塩釜市議団から74件、塩釜を元気にする会から8件、かいしんから52件、塩竈維新の会から35件の資料要求がありましたものを、重複などの内容を精査し、決算特別委員会として当局に要求するものであります。

当局において内容の確認をお願いいたします。千葉副市長。

○千葉副市長 ただいま資料要求のありました令和5年度決算特別委員会資料要求一覧につきましては、要求どおり提出させていただきます。

なお、要求のありました資料は、資料No.23として、明日、9月11日の正午までに、議会事務局へ配付させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○土見委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月17日午前10時より再開したいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月17日は一般会計の審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。本日の会議はこれにて終了いたします。

午前11時31分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年9月10日

令和5年度決算特別委員会委員長 土 見 大 介

令和6年9月17日（火曜日）

令和5年度決算特別委員会

（第2日目）

令和5年度決算特別委員会第2日目

令和6年9月17日（火曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻 畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
技監 鈴木 昌寿	総務部長 本多 裕之
市民生活部長 高橋 五智美	福祉子ども未来部長 長 峯 清文
産業建設部長 草野 弘一	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監 布施 由貴子
総務部次長兼 総務人事課長 高橋 数馬	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長 鈴木 陸奥男
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長 星 潤一	産業建設部 水産振興課長 平塚 博之
総務部 秘書広報課長 中村 成子	総務部 政策課長 引地 洋介
総務部 管財契約課長 上總 雅裕	総務部 財政課長 佐藤 渉

市民生活部 次長兼市民課長	小倉知美	総務部 危機管理課長	古谷勝弘
市民生活部 環境課長	千葉貴幸	市民生活部 税務課長	志野英朗
市民生活部 浦戸振興課長	菊池亮	市民生活部 保険年金課長	石村要
福祉子ども未来部 保育課長	佐藤聡志	福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴木和賀子
福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部公一	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本多佳子
産業建設部 土木課長	鈴木英仁	産業建設部 商工観光課長	横田陽子
総務部 総務人事課総務係長	石川宏	教育委員会 教育長	黒田賢一
教育委員会 教育部長	末永量太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子	教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩
選挙管理委員会 事務局長	目々澤恵一	監査委員	菅原靖彦
監査委員	伊藤博章		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午前10時00分 開会

○土見委員長 ただいまから、令和5年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力願います。

これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力お願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑を行う委員は、挙手をしていただき、指名を受けましたら、今回より設置いたしました質問席にて質疑をお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 私からの令和5年度の決算特別委員会の質疑を、一般会計について、触れさせていただきます。

最初に、資料No.7の事項別明細書のところでの関係で、32ページ、33ページのデジタル基盤改革支援補助金2,445万3,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金340万円、これが、令和5年度の歳入として入って決算されております。

それで、歳出について、分からなかったので事前にお聞きしましたら、79ページの委託料、電算業務委託料で6,249万1,000円と81ページの調査設計等委託料1,653万円、あるいは、使用料及び賃借料で1億3,827万円で、オンライン申請のアンケートとして使われているということでした。

私たちは、デジタルそのものについては、否定はしていませんが、ただ、国の狙いとしては、個人情報企業の利活用ということでのオープンデータの促進、地域のビッグデータの活用ということで国で定められておりますので、その点については、懸念をしております。

それで、この事項別明細書のところの299ページ、マイナンバーカードも掲載されております。そこで、事業の内容、主な事業の、こうした関連があるんだろうと思うので、事業の内容について、まずお尋ねします。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 伊勢由典委員から、マイナンバーカードの交付事務についてのご質疑をいただいています。

事業の内容ということですが、マイナンバーカードの申請をされた方に対して交付をする事務となります。事業費の内容といたしましては、人件費が、およそ1,400万円程度、それから委託料が1,400万円程度というところが、主なものになってまいります。

以上になります。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そのほかに電算業務委託だとか、前段指摘した、こういう調査設計委託料というのは、例えば、1,600万円だとか、あるいは、6,200万円だとか、その辺の関係だけちょっとお尋ねします。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 自治体システム標準化共通化に係る経費となっております、国におきまして行政事務の効率化ですとか、システム費用の負担軽減を目的といたしまして、令和3年度に国においてシステムの標準化に係る基本方針が示されております。

本市においてもこれまで取組を進めておりまして、住民基本台帳システムなど、20業務について、令和7年度末まで国の標準仕様に準拠したシステムへの移行を現在、目指しているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 標準化というところが、ちょっとやっぱり問題点があつて、これは、もう既に令和5年度の予算特別委員会で指摘をしていますので、これ以上は避けておきたいと思います。いずれにしてもこの問題については、そうしたことで、当初予算においては、この問題点を指摘しておいたというところは、述べさせていただきます。

次に、決算分析の指標についての主な成果ということで、成果資料が載せられております。そこで、令和6年、ページ数でいうと一番後ろのほうかな。一番後ろのほうに評価、決算分析主要指標等の推移ということで、366ページのところに載せられております。かなりの項目なので全部お聞きしませんが、そこで……。

○土見委員長 資料No.の。

○伊勢委員 資料No.8の366ページ。

○土見委員長 資料No.8の366ページですね。

○伊勢委員 それで、お聞きしたいのは、実質収支比率について、確認をさせていただきたいと思います。これを見ますと実質収支比率というのは、計算式があつて、財政標準規模110億円ぐらいなんですか。これは、分母に、そして、実質収支額ということで9億7,424万円ということで、実質収支額が分子になるのかな。

お尋ねは、この評価の中で3%から5%程度が望ましいということでの項目が、こちらの分析主要指標等の見方ということで書かれておりますが、塩竈市として今後、この3%から5%程度の望ましいという形で、財政運営上、何が必要なのか、その辺について、お尋ねしたいと思います。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 実質収支について、お答えいたします。

実質収支が、実質収支額が、大きく出る要因としましては、例えば、歳出予算に対して決算したときにその支出額が少なかった、歳出の予算残が発生するですとか、あるいは、収入におきましても最終的に見込んでいた予算に対して、収入がもっと入ってきた、要は、黒字幅のほうに振れたときにこの数字は、大きくなっていきます。ですので、実質収支が大きく出るといことは、翌年度の財源として、使える財源として返ってくるという一面もあるんですけども、ただ、財政のコントロールということにおいては、例えば、その2月補正、最終補正における補正において、その時点で見込まれる不用額は、その時点で落とす。その時点で見込まれる歳入増は、そのときに反映させるということで、その時点で、例えば、財政調整基金へ積んでしまうですとか、そういう適切な財政運営が必要かと考えております。

ですので、今回、今、7.7%ということで、昨年よりは数字は落ち着いたものの、まだ目標とする3%から5%よりは、大きくなっている部分もありますので、そこに向けては、状況もありますけれども、まずは、適切に管理運営していければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと過去を振り返ると、今般、令和5年度で7.7%なんですけど、平成26年度でいうと12.2%となっているので、この辺の捉え方だけちょっと確認させてください。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 すみません。説明が不足しておりました。

実質収支のコントロールと今、申し上げましたけれども、平成26年、平成27年は、震災復興の最盛期でして、例えば、2月補正でしかるべき歳出予算を落とすとしたいときに、この時期ですと、工事の入札が年度末までであったですとか、あるいは、その特徴でいいますと、昨年度もそうなんですけれども、例えば、新型コロナ関係で年度末まで給付金の申請事務を受け付けておこなうていうのがありますと、ある程度不用額は出るであろうなという部分は、見込まれます。歳出予算をそのまま残したまま申請を受け付けるですとか、あるいは、入札に臨むという、ちょっと歳出を落とし切れない事情が出てきまして、それが、ちょっと実質収支の増要因としてこの時期出てきたものと捉まえております。

以上になります。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

不用額をできるだけ出さないようにというのは、決算の望ましい形かなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、実質公債費比率ということで、この実質公債費比率が、下から4段目ぐらいですか、載っております。実質公債費比率について、平成26年度が、実質公債費比率が11.5%だったものが、今般の令和5年度の関係でいうと4.6%ということになっているわけですが、改めてちょっとお尋ねは、こうした下がったことの要因等々について、お聞きします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 実質公債費比率の推移について、お答えいたします。

表の一番左端、平成26年度なんですけれども、この時期、本市としましては、公債費が最も多かった時期になります。それは、その前段、平成22年、平成23年あたりですか。土地開発公社の塩漬けの土地の起債を活用した買上げですとか、あるいは、病院特例債の発行などもありましたので、公債費のピークは、この時期にあったということで、まず、この時期の比率は高いというのがございます。

その後、東日本大震災がありまして、復興事業、復旧復興財源が出てきたという中で、地方債における事情なんですけれども、あまり起債を借り入れることなく、復興財源、東日本大震災復興交付金ですとか、あるいは、震災復興特別交付税ですとか、そういったものによって、ハード整備、市道の整備ですとか、あるいは、下水道の改良工事ですとか、こういうのを行っ

てきたという部分があります。その時期、地方債の借入れが抑制されてきたものと捉まえてお
ります。

ですので、ほかにも普通建設事業を抑制してきたという一面もある中で、現時点の実質公債
費比率は、落ち着いている傾向に出ていると考えております。

以上になります。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

確かに私の記憶でも、たしか東日本大震災の復興交付金などを使って、ハード面での整備を
したという記憶があります。起債の借入れなんかは、極力避けることもちょっと頭の中に入っ
ていましたので、改めて大事なことだなと思います。

これは、今後、例えば、起債の関係でどうするかというのは、やっぱり様々議論されるかと
思いますので、これはこれで、今後の我が市の様々な事業における財源上の取組について、ひ
とつ進めていただければと思います。

次に移ります。

次は、お配りされている学校の関係の学校点検評価システムかな、について、ちょっとお尋
ねをします。

これは、決算特別委員会の初日だったかな、配られております。塩竈市教育委員会点検・評
価報告書、令和6年版ということで、報告書が配られております。

そこで、ちょっとお尋ねというのは、3点お聞きしたいんです。ページでいいますと3ペー
ジだったかな。確かな学力の育成ということで評価があつて、しかし、3ページを読んでも
と、こういう項目になっているんです。一番上に子供さんの標準学力調査における平均正答率
の調査目標値というのがあつて、評価としては三角なんだよと。分からないまま進む授業の中
で意欲を失っている状況が見受けられるということがあつて、さらに、教師が児童生徒の分か
らなさに寄り添い、周囲に教えてほしいと意思表示でき、それを受け止められる集団づくり、
あるいは、授業の改善が急務だと、こう書かれているんです。全国学力調査の一定の傾向なん
でしょうが、しかし、この評価のところで、総括のところで描いている子供さんの様子は、非
常にリアルだなと改めて痛感したところです。

そこで、このところについて、1つは、考え方を捉えていきたいと思います。その上で、19
ページのところで、この学校評価等点検のところで、19ページだったかな、ありました。金田

裕子さんというんですか。その中で、前進は、決して容易ではないが、今後も一歩ずつ取り組んでいただきたいと思います。学校の学力の関係なんだろうと思いますが、一面、その意欲を失っている子供さんの関係、しかし、一方で、一歩ずつ取り組んでほしいと。言わばこういうことでの指摘に対して、市の教育委員会としては、どう受け止め、今後どうしたいのか、令和5年度の授業も含めて、教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 ご回答申し上げます。

学識経験者の先生方からは、いつも適切なお意見をいただいております、大変ありがたく思っております。

今回、金田先生から、授業改善が急務というご指摘をいただきまして、これを分析する中で、学力調査の結果が、二極化しているという現状が分かりました。継続してきた実践や取組が功を奏している部分もあれば、そうではない部分もあるということを真剣に受け止めつつ、今年度は、各校の分析を、現在、まさにヒアリングを重ねているところですが、学校と共に進めているところでございます。金田先生から、前進は、決して容易ではない、今後とも一歩ずつ取り組んでほしいというご助言をいただきましたが、このご助言を支えに各学校と一体化、一丸となって、保護者のご協力もいただきながら、確かな学力の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 二極化ということで答弁がございましたが、簡単に言うと、子供さんによっては、学力がついている子供さんと、なかなかそうならない子供さんと、こういうことでの二極化が進んでいるということですか。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 そうでございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、学校ごとの対応ということでいくわけですが、そうすると、学校の関係で、指導する、教育委員会全般の中での指導ですから、いろんな形があるかと思えます。具体的などころでのやり方は、どのような形で学校ごとの分析を進め、そして、やっぱりそれぞれの各校

に応じた対応を進めようとしているか、その辺だけちょっと確認させてください。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

学校ごとに状況も違いますし、各学校のお子さんのお一人一人実態も違うところを、この子は、どこでつまづいているのか、この子は、ここが成長しているといった細かい一人一人の成長をしっかりと見取れるように、各学校の教員がそれを自覚して、自分の学校の子供たち一人一人を見ると意識と、そして、その学校ごとに、うちの学校は、このようにここをポイントに頑張ろうと、学校ごとで適切な取組ができるように、現在、教育委員会でヒアリングで回って、全体で大きく取り組む部分は、基本としてございますが、各学校で困っているところ、そして、力を入れなければならないところを丁寧に回りながら、今、分析しながら、一緒に対策を考えている、考えながら進めて同時進行でやっているところでございます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは、令和5年度のその全体の結果も含めてということですね。分かりました。

子供さんの数も多いですし、教師にとっての多忙化というのは、よくよく言われていますので、その辺は、教育委員会としても十分熟知していただいて、丁寧な対応を進めていただければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、同じ冊子の65ページのところで、非常に大事な指摘だなと思ったんですが、金田さんの、学校規模の適正化は、児童生徒の学びにおいて重要な課題、私もそうだろうと思います。規模の大きさによるメリットやデメリットを含めて、関係する人々と丁寧に対話していくことが重要だと。

今、学校の新たな適正化ということで、既に検討委員会が立ち上げられて、3回ぐらいやっただけですか。2回、3回かな。検討委員会を直近でやられるようですけども、そうすると、こうした指摘といいますか、こうしたことに対して、来年の1月には方針を立てるような話になっているようですので、これをどう受け止めて、今後の学校規模の適正化という課題にどう臨んでいこうとしているのか、この点検評価の報告を受けた中での教育委員会の捉え方について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

今年度は、骨格となるたたき台をつくるために、検討委員会を立ち上げて進めているところでございます。今回、金田先生から、関係する人々と丁寧に対話が重要というご意見をいただき、もつともであると受け止めております。今後もこういったご意見を基に、まずは、今年度は、たたき台を作成することを目標に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、例えば、この間私も初めてその検討委員会にちょっと、第1回目かな、出席させていただいたんですが、結構いい意見は出たと思います。例えば、子供さんにももっと対話を勧めるだとか、各校ごとなんでしょう。その辺は、今の検討委員会の皆様の関係でいうと、今後の進め方については、どのような形になるのか、何か議論されているのか。あるいは、その子供さんとの関係で意見を聞く場を設けられようとしているのか、その辺は、どうなんでしょうか。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

令和4年度から検討会の基になる、各学校を回っての検討を進めてきたところです。令和4年度は、各学校のご意見、保護者や地域の方々からのご意見をいただきました。各学校、年2回回りまして、たくさんご意見をいただいたところでございます。

また、当時の検討委員会の19名の検討委員会の皆様からも、その学校から出た意見を基に、さらにその意見をまとめて、適正化に向けての具体的な方向性というのを進めてきたところではございますが、今年度、新たに検討会、骨格となるたたき台を作成するための検討委員会でございます。令和4年度から、その後の令和5年度のほかの市町村への視察も含めて、これまでやってきたものを検討委員会の先生方と確認をし、そして、今後、塩竈市として必要である要素等を現在、そこを確認しているところでございます。

また、子供たちの声も反映させたいという委員の先生方のご意見もありましたので、そういったご意見を基に、今後、1月に向けて、骨格となるたたき台をつくるための話合いを進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そんなに時間はないですね。今、9月の半ばかな。末頃ですし、そうすると10月、

11月、12月、1月、本当に数少ない日数の中で、タイトな日程をやっぱりこなさなければならぬとは考えるので、その辺、やはり十分検討委員会かな、メンバーの皆様と十分適切な対応をしていただければと思います。これは、ひとつ終わりたいと思います。

次に、47ページのところで、学校施設の様々な具体のものが示されております。47ページのところで、同じ資料です。中学校の学校施設の管理事業というのがございます。今、玉川中学校では、北校舎の外壁改修を終えました。あるいは、バックネットの補修を終えたというのが決算上載せられておりますが、振り返ってみると、玉川中学校というのは、1961年4月1日に開校して、本年をもって63年の歴史だと。いろいろなホームページを見ると、過去6回にわたる校舎の増改築をやっていたということなんです。今、第二中学校の長寿命化ということでの工事を行っているんですが、改めてのお尋ねは、そうした点で、玉川中学校の長寿命化の事業について、どのような形で進めようとしているのか、その辺、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○土見委員長 櫻下教育総務課長

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 玉川中学校の長寿命化に関するご質問でございました。

現在、塩竈市では、学校施設長寿命化計画というものに基づいて、老朽化した各学校の長寿命化改良工事を進めているところでございます。現在、第二中学校を行っておりますが、計画上は、こちらが終了しましたら、玉川中学校を実施する予定ということになっております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると第二中学校は、いつの時点でほぼ事業が終了するのか、その辺、ちょっと確認します。

○土見委員長 櫻下教育総務課長

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第二中学校の工事終了時期でございます。

こちらは、現在、Ⅱ期工事を行っております、Ⅲ期工事までの予定ですが、そちらが、令和8年度に終了する予定ということでございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると事業着手というのは、おおむね令和9年度かな。令和9年度以降から始まるとして捉えていいのか、あるいは、いやいや、そうはいつでもいろいろ調整しなければい

けないから、あれこれというのがあるのか、その辺のちょっとお尋ねだけしたいと思います。

○土見委員長 櫻下教育総務課長

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 先ほど申し上げた計画は、令和7年度に玉川中学校の実施設計という計画となっております。ただ、現在、第二中学校の工事の進捗状況によりましては、そちらの計画が、影響を受けるということも考えられます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

実施設計だとすると、実施設計を踏まえて基本設計に移っていくと、少し時間がかかるんでしょうけれども、その辺は、ひとつよろしく対応お願いをしたいと思いますので、私の学校関係の質疑については、以上、終えさせていただきます。

次に、主要な成果の資料No.8を使って、何点かちょっとお尋ねしたいと思います。

1つは、改めて私も297ページのところをちょっと見させていただいたら、塩竈市の市民の皆様の中で、297ページです。戸籍・住民基本台帳事務というのがありまして、ここで市内の様々な基本台帳に載っている方々の世帯、あるいは、数、令和5年度5万1,000人ぐらいかな。そして、世帯数で2万4,000世帯があります。改めてその4番目のところの中長期在留者国籍別状況というのをちょっと見させていただいたんです。そうしますと、改めて中国の方が69人、ベトナムの方が252人、それから韓国の方が53人、インドネシアの方が71人、その他ということで233人で678人が、塩竈市内に戸籍としてもいらっしゃるということで初めて拝見をいたしました。これは、確認の関係ですので、答弁はよろしいので、改めてちょっと次の質疑に移る上でちょっと確認のためのところでございます。

それで、211ページのところを開いていただくと、211ページのところに実は、塩竈産品販路拡大支援事業というのが載っているんです。これは、300万円、予算上は、あるいは、決算上は、300万円です。そう多くはない。一般財源から出しているんですが、実施主体としては、塩竈市水産品協議会というところを中心にやっているようです。これを見ると、事業の内容ということで、商社トライアル事業、あるいは、JETROです。JTBの商談会ということで、国内、国外です。1つは国外、香港、シンガポール、台湾、マレーシア、ベトナム、アメリカ、インドネシア、バーレーン等々、ほぼ10か国の国々と商談をしているというのをやられているようです。いい成果が上がればいいなと思います。

次に、(2)の国内の販路開拓事業ということで、他県への様々な販路に向けた取組をしていらっしゃるというのは、初めてというか、何となく分かってはいたんですが、改めて読ませていただいて、成功裏に収まればいいなと思います。

実は、もう一つは、ここで現況と課題ということで、福島原発の事故に係るALPS処理水の放出により、各国等における塩竈水産加工品の輸出に関する処置が取られた。つまり、入れませんよということですよ。中国、香港、マカオ、ロシア、結構大手、大きい国だと思いますが、満足な展開ができなかったということで、ここに載せられております。

1つは、この件で、今日のテレビ報道を見ると中国なんかもやっぱり依然として、朝の報道で、駄目だということでの報道がされていたようですが、こういった課題について、1つは、どう今後、業界の方々と腰を据えて取り組もうとしていこうとしているのか、令和5年度のこちら辺も含めて、いろいろやっているかとは思いますが、ちょっとお尋ねだけ最初確認させてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 こちらの事業につきましては、水産加工団地組合に補助金をお出ししまして、市内の水産加工品の販路拡大に取り組もうとするものです。

ALPS処理水による影響で、これまで開拓してきました香港市場が大幅に影響を受けたという状況の中で、今、ほかの国にも販路開拓をするべく、コロナ禍も終了しまして、対面による商談会なども行われておりますので、現地に赴くなどして、サンプルをお配りするなどしながら、日本食のブームに乗って販路拡大を図っていこうとするものになります。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつなかなか業界の方々もやっぱりこういった事案で苦しんでいるというのは、こういうところを見ると痛感いたしますので、引き続き後押しをしていただければと思います。

今後、次に考えなければならないのは、それはそれで、やっぱりそういったことも含めてありますが、実は、技能実習生の廃止と育成就労というのが、法制化されたんです。私も数日前のテレビかな。NHKのテレビでちょっと初めて知りまして、どういうことなんだろうなと思います。令和6年6月に成立をして、2027年かな。令和9年に施行の予定のようです。この法律は、別企業への転籍を一定の条件として認めるということでございます。結構塩竈市には、

水産加工の関係で技能実習生の方が来ていらっしゃるって、漁とか、様々今まで手だてを打ってきたと私らも捉えておるんですが、そこで、改めて今度、大衡村に台湾の大手の電気かな、関係の関連する会社、企業が来て、かなり大がかりな大手半導体の工場が来て、一部稼働となるようですし、そうすると、賃金面、あるいは、働く条件の面でもそちらにシフトしないのかなと、シフトしていくのではないかなとちょっと懸念はするんです。やっぱり塩竈市の水産品の働き手というのは、大変業界の方々もえらく苦勞しているお話ですので、やはりその辺について、どのような形で技能実習生の方々の関係で、先ほど言ったように転籍ができる、つまり、ほかの企業に移ってもいいということですよ。

○土見委員長 伊勢委員。決算の（「ごめんなさい」の声あり）審査でございますので、よろしくお願いいたします。

○伊勢委員 それで、今後の意見交換の場だけ、どのように設定を考えられて、令和5年度の関係で考えられているか、さらっとだけ聞いておきます。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 技能就労と育成就労というところの違いというところかと思えます。

先ほど委員言いましたとおり、今年の6月に法律が改正になって、令和9年から施行されるというところなんです。大きなところの制度の目的としては、今まで日本の技術をその発展の国に渡していたところを今回は、日本の人材確保、人材育成というところの目的として変わってきているというのが、大きなところかなと思います。

もう一つ、先ほど委員言いましたとおり、やはり転職ができる、できることになったのが大きなところで、やはり一定の条件というのは、同じ職種の条件だと思いますけれども、そういうところで転籍が可能というところになるということは、その就労制度が、やはり賃金が高いところですか、福利厚生がしっかりしているところに転籍していくということが考えられますので、やっぱりそこでその業者から移動していくことは、確かに懸念される場所があります。

ただ、今回の6月に制度が変わったばかりですので、今後、各業界の方々と意見交換なり話合いをしながら、どういう状況が望ましいのかということも確認しながら行っていければと思いますので、よろしく申し上げます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつよろしく願いいたします。

質疑の最後に、せっかく資料を整えていただきましたので、資料No.23の3の資料をちょっと使って質疑、確認させていただきたいと思います。

資料でいいますと19ページのところから、宮城県住宅供給公社と塩竈市とが協定を結んでいるということのようですが、成立しているんです。これを見ると、令和5年度の管理業務委託料が1億円を超えて、1億921万円ということですし、104ページのところでいいますと、このところで2つの事業をやっていますということで、管理代行業務委託と、それから管理業務委託1,900万円ほどですが、この2つの内容だけちょっと確認させてください。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

こちらの管理代行業務につきましては、公営住宅法に基づき、建設、維持管理されている市営住宅でございます。一般的な市営住宅が535戸ございまして、災害公営住宅390戸ございまして合計925戸管理させていただいています。

また、管理業務委託でございますが、先ほど申した公営住宅法以外の法律で、建設、維持管理されているものでございまして、具体的には、桜ヶ丘改良住宅、貞山改良住宅及びサンコーポラス新清水沢住宅などがございまして、こちらについては、169戸管理させていただいているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、ちょっと確認までなんです。31ページのところの上のほうに入居者の公募及び特定入居ということで載っております。住宅入居者及び駐車場の募集をしますということで、ここに1、2、3あります。受付日時、場所、抽せん日時及び場所の設定と。募集の案内、こういうのが3つぐらい載っていますが、実は、私が知っている方の関係でいうと、自分が入居しているある住宅としておきましょう。ある住宅のところ、入りました。大変いい話だと思います、6月に入って。ところが、自分の家の前の駐車場が空いているにもかかわらず、うんと遠いところの駐車場に決めちゃったんだそうです、宮城県住宅供給公社で。やはりそれは、私も大変だなと思いましたが、こういうトラブルが、結構私も宮城県住宅供給公社の関係でお聞きするときがあるんです。私も直接携わったやつは、家賃かな。家賃の関係で、分割と言ったら、大分何か対応している方が、非常にちょっとやっぱりぞんざいというか、そういう

感じをしていたので、お尋ねは、もう協定を結んでしまっているから、どうのこうのと言えないでしょうけれども、こういったこの宮城県住宅供給公社と市民の皆様との関係で、苦情などはお聞きになっているかどうか、その辺だけ確認させていただきたいと思います。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

ただいまのご質疑につきましては、今年の6月の中旬頃にお聞きさせていただいているところでございます。詳しくは、相談者の方が、ちょっと体調不良だということで、できれば近くの駐車場をご希望だったんですけれども、我々、いろいろお話を聞かせていただくと、一時的な体調不良ということで、将来にもわたって後遺症の残るような障がいになった場合ですと、お医者さんの診断書があれば、いろいろ対応はさせていただきたいと考えておりまして、そこは、ちょっと公平性をもって対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ市民の皆様から出てくる、そういったトラブルといたらいいのか、苦情といますか、やっぱりそれは、宮城県住宅供給公社との関係で、やっぱりその辺は、スムーズに、そして、丁寧に、そして、住んでよかったなと思われるような、やっぱり住宅管理をやっただけであればと思いますので、今後ともそういった意見が出れば、速やかな対応をお願いをして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○土見委員長 柏 恵美子委員。

○柏委員 ただいまから質疑させていただきます。

資料No.8の280ページをご覧くださいませ。

市民活動の推進の施策の実績の相談内訳について、お伺いいたします。

町内会・市民活動の運営等に関すること。令和4年度が58件で、令和5年度が150件、92件の増でございます。その他といたしまして、令和4年度が28件、令和5年度が79件、増が51件となっておりますが、その他の内訳として、どのような案件なのか、ちょっとお伺いいたします。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 主要な施策の成果280ページ、市民活動の推進の中で、市民活動の中の相談内訳についてのご質疑をいただいております、特に町内会・市民活動の運営等に関するところが、令和4年度よりも増えていたり、その他についても増えているというところ

でのご質疑で、内容についてということでご質疑いただいております。

しばらく新型コロナ感染症が続いている中で、令和4年度ぐらいからその感染症も終息に向かひまして、さらに令和5年度は、コロナ明けというところで様々な活動が増えているというところで、そういったところの活動のご相談ですとか、運営に関することが増えてきているという話は聞いております。

また、町内会活動を継続させるのにお困りだというご相談ですとか、それから、なかなか引っ越しをしてきて、町内会に加入をするべきか、しなければいけないのか、そういったところのご相談もいただいているという話を聞いてございます。

その他に関しましても、コロナ明けということで様々な活動が増えているというところで、町内会だけではなく、市民活動団体、または、地域の方からのご相談ということになるかと思ひます。

以上になります。

○土見委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

その案件を地域に対して、どのような地域らしさを生かした市民主体のまちづくりに推進しようと思っているのか、お伺ひいたします。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 市民活動ですとか、それから地域に根づいた町内会活動というのは、まちづくりを進める上で、なくてはならないものと思っております。行政だけでは進めることができないことを地域の方にお手伝ひしていただくというか、地域の方もまちづくりを進めていく視点を持っていただきまして、地域の皆様に活動していただきたいということで、そういったお話で活動をお願いしているところです。

以上になります。

○土見委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。よりよい地域らしさを、市民のまちづくりに邁進していただきたいと思ひますので、よろしくお伺ひいたします。

次に、資料No.8の283ページでございます。

何度もお伺ひしているかと思ひますが、町内会と集会所がどれぐらいあるか、教えていただきたいです。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 町内会の数と集会所の数のご質疑をいただいております。

町内会に関しましては、現在、166団体ございます。それから集会所に関しましては、指定管理をしている集会所が26施設、それからコミュニティセンターなどの町内会が所有管理している施設が22か所ございます。

以上になります。

○土見委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

それで、質疑させていただきます。

施策の実績で、集会所の建設、修理をいたしました杉の入集会所2階の床改修、芦畔集会所は屋根の塗装、新富町集会所も屋根の塗装とございますが、築年数でこの修理をされたのか、お伺いいたします。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 集会所の修繕に関するご質疑をいただきましたが、集会所を管理する町内会で、集会所の状態が悪いことを市民課の担当にご相談をいただきまして、修繕をしたいということに対して、どれぐらいの経費がかかるのか。そこで集会所の補助金は2分の1の補助になりますので、そういったところで補助金を活用することが可能かどうかということ。町内会でも負担をしていただくというところで、それが、可能であるかということの話をしてしながら、築年数にかかわらず修繕が必要なところに関して、補助金を支給しまして、修繕をしていただいているところです。

以上になります。

○土見委員長 柏委員。

○柏委員 各町内会の集会所が、大分老朽化されているということをお聞きしていますが、耐用年数は、どれぐらいに見ておられるのか、教えてください。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 すみません。耐用年数というところまで、こちらで把握をせずに管理をしているところにはなりません。ただし、築年数をそれぞれ町内会でも把握はしておりますし、こちらでも何年度に整備をしたということは把握しておりますので、そういったところで、もう大分建ててから経過をしている町内会に関しましては、修繕が必要な場合に、市

として補助金ですとか、そういったところの支援をしていきたいと考えております。

以上になります。

○土見委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

現況と課題のところを見ますと、これからの集会所は、町内会ではとても直せないということで、どうしても行政との関わりを持ちながら、これから町内会との協議連携を密に進めていく必要があると書いてございますが、町内会とどのようなお話で連絡をしながら、これから古くなった集会所を建て直していくのか、お聞きしたいです。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 集会所の建て替えに関しては、コミュニティ助成事業という事業がございまして、そういった助成金、補助金があるということをご説明しながら、その手続、それから自主財源が町内会にも必要だということで、そういったところの申請の方法ですとか、今後の予定、そういったところを町内会と協議しながら、集会所の整備については、進めていきたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 柏委員。

○柏委員 これからも古い集会所がたくさんございますが、その集会所を管理する方も結構年を重ねておられるので、コミュニティーの場所でございますので、予算もこれからどんどんかかるわけでございますが、また、2,344万円という補助もまた、大体これぐらいの予算がつくのかどうかもちよっとお伺いいたします。

○土見委員長 柏委員。決算の審査でありますので、予算の話は、また後ほどしていただければと思います。（「申し訳ございません」の声あり）よろしいですか。

佐藤市長。

○佐藤市長 懇談会で集会所を回らせていただくと、大体やっぱり施設の修繕については、ご要望が多くございます。そのうちでも限られた予算の中で、優先順位をご相談させていただきながら、緊急性を加味しながらということで対応させていただいているところでございます。

先ほど小倉市民課長から申し上げたコミュニティ助成制度は、宝くじの補助金ということになって、なかなかやっぱり県内で皆さんが一律に申し込まれるので、競争率は、相当ハードルが高いです。例えば、建て直すときには、僕の記憶では、たしか3分の2までで1,600万円が限

度ということだったと思いますが、それ以外のお金は、当然、町内会で拠出していただかなければいけない。ですから、県内でたしか1年間で二、三か所の多分宝くじ、建て直す場合の予算は、つかなかったと思いますが、そこに入って行くのもなかなか順番的にもやっぱり厳しいなというのは、年々感じているところです。

実は、ここ最近の懇談会の場所でも修繕の依頼は後を絶ちません。でも、その一方で、なかなか町内会の中で意見がまとまらないとか、予算を拠出するのになかなか皆さんのハードルが整わない。やっぱり反対するご意見もある。そういった中で、どうやって集会所を維持するかということについては、この決算も見ていただくとおり、できるところ、できないところ、やりたいんだけど、どうしてもできないところ、様々な箇所がありますので、我々としては、回ったときに、そういったこともお聞かせをいただきながら、その状況を現場現場で確認をし、その上で、優先順位をつけさせていただきながら、必要なところにしっかりと長寿命化するための体制固めは、していかなければいけないだろう。それだけ集会所は、避難所としての機能も持っていたかなければいけないし、ふだんのコミュニティーの場としては、大切な場所ですから、力を入れて維持するための努力は、し続けなければいけないと考えてございます。

○土見委員長 柏委員。

○柏委員 市長自らご丁寧なご答弁ありがとうございました。

私の質疑は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 それでは、私からも令和5年度の決算の一般会計からの審議をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、資料No.5の決算審査意見書というのがございまして、その中から何点かちょっと質疑させていただきます。

ページ数が、18ページでございます。

ここに書かれておりますこの収支状況を見ますと、大変分かりやすい表になっていましたので、私もこの表を見ながらちょっと確認させていただきたいと思えます。

令和5年度の一般会計の決算は、歳入歳出差引額が、約14億5,700万円黒字となったわけございまして、翌年度へ繰り越すべき財源が約4億8,300円ありますけれども、それを控除した9億7,424万8,198円が、実質収支となった。これは、先ほど委員から質疑のあったところで、ちょっとかぶるところがありましたら申し訳ないんですけども、そして、翌年度の実質収支の

差し引いた額、単年度収支額のマイナス4億4,791万5,685円、31.5%が減となっています。その下には、監査の意見書がございまして、実質単年度収支マイナス11億6,800万円になっているということで、ここで見る計上状況の批評は、端的にどこを見ればいいのか、どのように捉えたらいいのか、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、実質収支関係について、ちょっとご説明させていただければと思ひます。

今、委員おっしゃってくださいましたように、令和5年度の推移、歳入から歳出を差し引いて、まず、一度形式的な黒字幅というか、を出す。ただ、翌年度に持っていかなければならぬ財源があるので、その分も考慮するというので、大体条件をそうやってそぎ落として純粋な実質収支を出していくんですけれども、その上で、あるいは、前年度の実質収支というのを踏まえた中でどう変化があったのかという要素も取り除く必要がありますし、その上で、最終的にどこを見ればということにはなってくるんですけれども、実質単年度収支をご覧いただきますと、単年度収支というものは、今回、4億4,791万5,685円と出ております。こちらが、前年度の実質収支の影響も差し引いた前年度決算剰余が出ましたので、そのまま黒字を引きずるのではなくて前年度の黒字幅の要素を除くという作業をさせていただきます。その上で、そのまま下に行くんですけれども、財政調整基金の取崩しの影響の部分も除くということで、それを差し引いて、ちょっと数字が大きくマイナスに振れるんですけれども、実質単年度収支11億622万8,120円、こちらが、今の要素をある程度取り除いた中での実質的、実質収支の真実ではないんですけれども、お示しする数字になってきます。このマイナスに大きく振れている要因というのが、あまり財政としては喜ばしくはないんですけれども、本市の財政状況、最後、財政調整基金の影響を除いたとあるんですけれども、財政調整基金の繰入れに頼りながら予算を組んでいる、ないしは、決算をしているという状況が、このマイナスに振れる要素となっております。財政状況を今後、改善していくに当たっては、この財政調整基金の繰入額を減らす、ないしは、積立てを行っていたりですとか、そういう要素をすることでこの実質単年度収支のマイナス幅を減らしていければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。この3項目の中で、先ほど財政課から、実質単年度収支が、一番関連してくるのかなという状況、決算の状況が確認できるのかなということでありました。

また、財政調整基金もありますけれども、実は、この財政調整基金、令和5年度の決算額ですけれども、主な施策の中で、財政調整基金が書いてございました。その中で、昨年度、令和4年度から令和5年度にかけて5,200万円ほど積み上がっておりますけれども、やはり財政状況というのは、厳しい状況なのか、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 ただいま、資料№8、363ページの基金残高の推移を多分ご覧になっていただきながら、おっしゃった部分かと思います。

下段のほう、5月末日現在の各基金の残高の報告の363ページでお示しております。今、おっしゃいましたように、一番左端の列にあります財政調整基金、令和4年度から令和5年度で大体5,200万円ほど増えているということで、近年の推移を見ますと、ここ3か年ぐらいは、20億円近くぐらいの財政調整基金があるということで、これは、いつときの残高と比べればある程度良好な数字かといつとき申し上げることもできると思いますけれども、ただ一方、課題なのは、毎年度の決算特別委員会でも申し上げていますように、当初予算、5月末日の残高ですけれども、翌年度の開始時期に財政調整基金を取り崩しながら運営、予算を編成している。そうなったときに令和6年度の当初予算において8億2,000万円財政調整基金を取り崩していますので、終わりのその年度末の時点をつまえての残高は、ある程度、20億円近くあるとは申し上げられるんですけれども、次の瞬間には、8億円強の基金取崩しを余儀なくされる。そこに財政的な課題をつまえております。

以上になります。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

取崩しということもございますけれども、さて、そこでやはり実質収支状況を、議会の監査に戻ります。令和5年度は、この状況でマイナス11億円ぐらいあるわけですけれども、その11億円から見て、今回の財政状況を、どういった令和5年度の財政状況だったのか、その辺、大変厳しいという状況なのか、それともまあまあというのはあれですけれども、その辺は、いかがなんでしょうか。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 再び実質収支について、財政状況を捉まえたときにどうかということの説明をさせていただきます。

先ほどの決算審査意見書の実質収支をご覧いただきながら、このページ、18ページをご覧いただきながらでよろしいかと思えますけれども、こちらは、実質収支はマイナス11億円ということで、基金に依存している部分がちょっと色濃く出ている数字とは捉まえております。

ただ、その令和5年度決算をしたに当たって、そこはどうかという部分で、1点ポジティブではないんですけれども、小さな兆しとしましては、その上段、実質単年度収支の上にあります財政調整基金の取崩し額が、令和4年度と令和5年度を比較したときに5,000万円ほど抑制ができた。令和4年度は7億900万円ほどの財政調整基金取崩しでしたけれども、令和5年度については、6億5,800万円の取崩しに抑えることができた。これは、令和5年度、光熱水費の増、市役所の公共施設でも2億4,000万円ほど負担が出ていると申し上げたこともありますし、あるいは、そういう物価高騰の影響が出ている中で、重点交付金の活用もさせていただきましたけれども、そういう市役所の負担をある程度抑制した中で財政調整基金を少し詰められたというのは、令和5年度の財政の中で一つ明るい部分かと捉まえております。

以上になります。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

ちょっと私もこれをなぜ聞いたかといいますと、なかなかちょっと微妙に分かりづらいようなこの実質収支状況になっていましたので、ちょっとその部分を確認させていただきました。

少しは明るい状況になっているのかなという答弁もございましたので、そこで、その隣の財政力指数というのがございます。この財政力指数を見ますと、やはり財政上の能力とか、そういうものを示すことだと思いますけれども、この指数が1に近いほうが、財政力が強いという形に、ここにも書いてございます。その指数を見ますと、過去の指数を、数値も横ばい、ほとんど横ばいで、0.51とか、0.52というのが推移しているわけでございますけれども、この0.5というのは、指数をどのように捉えたらよいのか、ちょっと確認させてください。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 この財政力指数については、本市は、あまり高くない自治体ということで今まで申し上げてきております。

今回の0.51という数字につきまして、今回、令和5年度の県内14市で比較しますと、14市の

中で7番目ということで、ちょうど真ん中に位置する。ただ、平均で見ますと、14市の平均0.572ということになりますので、それよりかは数字としては少し、中位には所属するけれども、ただ、数字としては、ちょっと偏差値を少し下回っているかという位置づけになっております。こちらについては、今まで塩竈市は、あまりこの数字が高く出たこともないので、低い、低いと申し上げてきた中で、そこは、課題として捉まえています。ですので、こちらにつきましては、今後の財政、歳出の抑制ですとか、あるいは、歳入の増加に努めていく中で、引き続き改善に努めていければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

他市と比べても7番目ということで、しかしながら多賀城市をちょっと私、のぞいたんですけれども、やはり0.692ということで、やはり若干我々の塩竈市以上に高いし、それから仙台市、それから利府町なんかもちょうと高い財政力指数になっておりました。

そういった中で、やはりその財政力指標を上げるためには、どのような改善の課題というか、改善していかなければいけないのか。その辺というのは、いかがでしょうか。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 どのように改善していくかということになるんですけども、すみません、先ほどの答弁と重複はするんですけども、歳出の抑制、歳入の増額、あるいは、その歳出につきましても、例えば、建設事業として経費を行うに当たって、有利な交付財源、有利な交付税措置のある起債を活用するですとか、あるいは、そういう工夫もありつつ、そのような取組を様々行っていくということで改善につなげていければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 なかなか大変難しい部分だと思いますけれども、私は、やはり今、塩竈市の財政の弾力性といいますか、やはり力をやはり少しでも、0.1、0.2でも上げられればなと思っています。財政課で0.51とございますけれども、目標を持ってやられているのか、それとも0.51ということですとここで、0.52とか、ありますけれども、どの辺まで持っていけば、決算ですので、やはり令和5年度で取り組んだのか、その辺なんかは、ちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 財政力指数の目標値ということのお尋ねかと思えます。

正直申し上げますと、ちょっと明確な数字というのは、なかなか申し上げられない。ただ、この財政力指数0.51ですけれども、ただ、以前の塩竈市ですと、ここは多分0.4の水準ぐらいにあったと思えます。それが今、0.5に、当時と比べれば少し上がっている部分もある。ただ、先ほども申し上げましたように、県内市部ですと0.572とありますので、まずは、目指すべき方向としましては、0.5の後半、ないしは、その上で0.6台に突入できればいいかとちょっと今、申し上げたいと思えます。

以上になります。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

目標としては0.6ぐらいが妥当ということでございましたので、その部分をどのように取り組むというのは、いろいろあると思えますけれども、やはり自主財源というのを上げていかなければ、なかなかここが上がってこられないんじゃないかなと思えます。例えば、市税なんかは、今、どんどん令和4年度よりも令和5年度のほうが上がっておりますけれども、例えば、使用料とか、手数料とか、そういった様々な細かい部分はあると思えます。そういった部分を上げながら、やはり自主財源を強固にしていくというのが、やはりこの指数を上げる要素かなと思っております。

また、寄附金もそうですし、ふるさと納税なんかもございます。塩竈市が、どんどん納税も上がっておりますし、それから財産収入額も、ちょっと今回は、令和4年度から見たらやはり若干下がっている部分がありましたので、ぜひそういった部分も含めて検討していただければと思えます。

また、なかなかやはり言いづらいんですけれども、各事業の、私、見直しも少しなりとも必要になってくるんじゃないかなという部分が、やはり財政が厳しいという形になってくると、やはり多少なりとも見直しさせざるを得ない事業もあるのかなと思っております。その辺のご意見がございましたら、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。市長お願いします。

○土見委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、ちょっと今までのやり取りも聞かせていただいて、その財政力指数というのは、

このような形で数字として表れます。ただ一方で、塩竈市の今、抱えている課題が、どの程度あるのかというものを鑑みたときに、例えば、例えばでは駄目なんですね、決算ですから。見方とすれば、例えば、ごみ処理場の問題、市役所の建て替えの問題、市立病院、学校の再編等々、大きな課題を抱えています。

ですから、14市の中で7番目というやり取りもございましたけれども、それぞれの地域が、そのほかに抱えている課題、背景にある問題というのは、また違う種類のものがあって、この数字で、今、7番目だからという、多分評価は、なかなか僕としてはしづらいなと思っています。それだけ塩竈市が抱えてきた問題が数多くあって、人口も25年で1万人減少し、税収も78億から58億円まで下がり、そういった中であって、皆様方にもご協力いただきながら100円バスの問題、敬老祝い金の減額とか、廃止の問題、そういったものを今後どのようなところに振り分けていくか、そういう冷静な見方とか、考え方とか、対処の仕方をしていかないと立ち行かなくなるというのは、もう明白でございます。

ですから、今後、市として、事務事業の見直しとか、聖域なき財政再建とか、いろんな考え方はあろうかと思えますけれども、それをしていかなかつたら、6万4,000人いたときの行政サービスをし続けてきたツケが、今、回っていると冷静に考えれば、そこからどのように改善を目指していくのかということについては、常に稼ぐ努力と減らす工夫と、それをどうやって平準化させながら対応していくか。そういったこともよく市役所の中でご相談をさせていただきながら、議会の皆様方にも情報提供を含めてご披瀝をさせていただきながら、よりいい状況に改善していく努力は、今後、厳しい中でやり続けなければいけないだろうと考えているところでございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

本当に様々な事業の中で、やはりバランスも必要ですし、やはり落とすことのない課題もたくさんあると思えますけれども、その中でやはり自主財源を上げるために、今後の将来の財政の見通しもきちんと明るい方向に行くように、お願いしたいと思います。

財政関係は、終わらせていただきまして、次は、資料No.8からちょっと質疑させていただきたいと思います。

施策と成果のところなんですけれども、185ページ。

住宅、これも、先ほどお話しされた部分もちょっと入っていましたので、ちょっと私も確認

させていただきたいと思います。

1. 入居状況についてでございますけれども、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

現在、管理している空き戸数なんかは、どのぐらいあるのか、また、災害公営住宅の100%入居になっておりますけれども、そういった、また、市営住宅が86%の入居、空き戸数が、どのぐらいなのか、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 空き戸数でございますが、全体で192戸ございます。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 192戸ですけれども、災害公営住宅の状況で、あと市営住宅の空き戸数、どのようになっているか。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 大変失礼いたしました。

一般の公営住宅につきましては、170戸ございまして、災害公営住宅については、21戸の空きがございます。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

この市営住宅の空き戸数は、170戸ということだと思いますけれども、ということは、やはりこのぐらいの空き戸数があるということは、約1団地分の空き戸数に匹敵するんじゃないかなとちょっと私は、思うわけでございます。塩竈市全体の公営住宅の戸数も1,094戸ございまして、やはり塩竈市の人口から見て、この市営住宅の空き室、ますますこれからどんどん増えていくんじゃないかなと思うわけであります。

震災後、災害公営住宅ができて、震災前は、災害公営住宅はなかったんですが、災害公営住宅ができることによって、今現在、この塩竈市にこの人口から見て、この市営住宅が必要なのか、戸数が必要になってくるのかなという部分があるんですけれども、その辺は、いかがでしょうか。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

塩竈市では、公営住宅の長寿命化計画を策定しておりまして、次期計画までは、玉川住宅20戸を廃止する方向でありまして、それ以外については、まだ継続する状況でありまして、今現在は、1,094戸から20戸引いた1,074戸が必要だという見解でございます。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

1,074戸は、必要だということで、やはり今後の課題として、やはり古い市営住宅もございませう。そういった中で、再配置計画も検討していただきたいと思ひますし、他の自治体をちょっと見ても、我々塩竈市だけの問題じゃなくて、他市は、震災があったところなんですけれども、やはり災害公営住宅がどんどんできてきた。そんな中で、古い住宅があるということで、その辺も今後の課題として今、検討されているということをちょっとお伺いしているところでございます。そういった中で、その課題を隣の多賀城市なんかも今、議案が入っているようなことも聞いておりますので、ぜひとも塩竈市もその辺の検討もさせていただければなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、市営住宅の集約化は、厳しい状況でありまして、塩竈市は、水産業を支えていただいている外国人なんかも数多く、先ほどの数字を見ますと、300幾つかある。外国人が、やはりこの水産関係を支えている部分も中にございます。

また、今年になって日本語学校も今回、20人、また、10月には、また20人ということで、今後、どんどん増えていくんじゃないかなということもございませう。ということでありませうので、もし市営住宅が、解体まで残しておく、解体しないで残しておくのであれば、そういった利用方法もあるのかなと私は、思ひますので、これも全国を見ますと、静岡県でもこの条例を改正しましてやられているところがあります。ですから、そういった参考事例も含めて検討していただきたいと思ひますけれども、その辺は、いかがでしょうか。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

本市の市営住宅の募集の要件でございますが、外国人であっても一応応募することは可能です。ただし、条件としましては、同居する親族の方がいらっしゃるとか、所得要件等がございます。ただし、単身ということでの特例もございまして、例えば、60歳以上の方とかということで、今、そうやって募集をされているところがございます。ただし、平成23年に公営住宅法

の一部が法改正されまして、同居親族の要件が廃止されているところでございます。これを受け、本市では、平成30年4月に、浦戸諸島の災害公営住宅に限りまして、浦戸諸島で勤務を有することを条件に、同居親族の要件を緩和するような取組を行っているところでございます。

委員からのご提案でございますが、災害公営住宅法では、住宅に困窮する低所得者に対する低廉な家賃で賃貸し、市民の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的となっておるところでございます。住宅に困窮する低所得者の単身者が安心して生活する場を提供することは、非常に重要な観点かと思われまますので、外国人の単身者に限らず、全体的に他の自治体の取組や本市の状況などを確認し、今後、検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ぜひ、その辺の課題は、重々分かっておりますので、また、契約も単体で契約するのか、また、学校として契約するのか、会社として契約するのかというのもございますので、ぜひ他の自治体も参考にさせていただきまして、ちょっと検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次の質疑に移ります。

同じく資料No.8で、196ページでございます。

NEWしおナビ100円バスの運行についてでございますけれども、この事業体系を見ますと、ようやくコロナ禍も落ち着きまして、乗車人員も少しずつ増加傾向になっていると思っております。また、(3)の歳入の確保の取組として、令和6年1月からバスの車内広告募集の開始とございました。書いてありますとおりです。その中で、効果は、現在、掲載状況について、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 資料No.8の196ページの最下段でございます。

(3)の歳入確保の取組、令和5年度広告掲載料ということで、市内の事業者から、青バスに2枠分ということで、令和6年3月から開始しておりまして、それが、2,600円という効果になっております。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

これは、車内の広告でございますけれども、今現在、車外のバスに関しての広告というのは、ありますでしょうか。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現在、NEWしおナビバスにつきましては、車内広告のみで、車外広告
は行っておりません。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

そこで、車外広告を今現在は、されていないということでございますけれども、私もほかの自治体のバスなんかコミュニティバスなんかよく見るんですけれども、やはり今現在、私、本市のホームページなんかを見ますと、白バス、青バス、100円バスという形のネーミングがちよっと頭に皆入っているような感じがございます。そういった意味で、今後のネーミングも何か誰でも子供から大人まで楽しめるようなバスに乗れるようなネーミングもちよっと考えることはできないものかなと思ひまして、その辺のお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 これまでしおナビ100円バスとNEWしおナビ100円バスということで、しおナビ100円バスが、もともと平成16年ぐらいから市内の循環バスということで運行してまいりました。それに加わりまして、NEWしおナビ100円バスということで、しおナビという塩竈市をナビゲーションするという分かりやすいネーミングでこれまで続けてきておりました。それに、これまでは100円バスということで名前がついておりましたので、そういったなじみが深い方もいらっしゃると思います。

しおナビという名称自体を変えるのかにつきましては、今後、検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひお願いしたいと思います。楽しめるようなバスにできればなと思ひまして、質疑させていただきました。

次の質疑ですけれども、同じ資料No.8で229ページ、旅客ターミナル管理運営事業についてか

ら、ちょっと何点か質疑させていただきたいと思います。

ここに書かれていますように、来館者数が、令和5年度、約86万4,200人ということで書いてございました。1日平均人数でいきますと、2,367人の来館になるわけでございますけれども、主にこの来館目的なんかは、押さえておられるのか、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 旅客ターミナルの来館者に係る来館目的ということですが、この数字のカウントですが、建物内にカウンターがついておりまして、行き来する方々を数えているという状況です。ですので、飲食を目的に来られている方々も多数かと思いき、やはり遊覧船に乗られる方が、多数おられるものと理解しております。

また、3階の部分のカウンターにつきましては、ハローワークへのご利用の方も少なくないであろうということで、そういった形、全体像としては、そのような入館者数と把握しております。

以上です。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

そこで、政策の実績ということで、2. 入居テナントの状況がございました。物販系、飲食系、それから事務系とありますが、この各テナント数は、どれだけあるのか、その辺、ちょっとまずお伺いしたいのと、その状況なども重ねてお伺いしたいと思います。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 旅客ターミナルのテナント数につきましてですが、物販テナントとしまして合計23区画、飲食が11区画、事務系が17区画となっております。

以上です。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと事務系は100%という形で、もうほとんど埋まっている状況でございます。飲食店も11区画ある中で10区画は埋まっているということで、その中でやはり物販系が、23区画ある中で、もう5区画という形で、実は、あと2店舗、何かもう辞められたというのをちょっと聞いております。そういった中で、3店舗ぐらいしか1階の店舗数がないという形があります。

そういったことを考えますと、やはり物販系の1階部分が、テナントとなっておりますので、1日2,367人の方が来館されるわけですから、来館者は、必ず1階を通るわけですので、来館された方にこのブースをどのように今後やられるのか、また、考えておられることがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 1階の物販テナントの減少につきましては、多少の増減はあるとしても、どちらかというともう減少の一途の状況になっておりまして、大変ゆゆしき事態であると認識しております。

こちらは、物販テナント自体をこれまでどおり、全部物販として埋めたいことでは、もはやないのではないかと私たち、考えております。やはりマリンゲート塩釜ができた時代は、物消費というんでしょうか、物を置いておけば売れる時代ということで、団体客も多数ありましたし、そういった中での考え方でありますけれども、今、例えば、仙台駅の駅ビルですとか、そちらの状況を聞きましても、物販は、なかなか厳しいというお話を聞いています。やはり物消費から事消費とか、時消費ということで人々の価値観も変わっていく中、別な展開も併せて、もちろんお土産品を買う場所がないということで、マリンゲート塩釜にその機能が必要であることは認識しつつ、あれだけのフロアがございますので、ちょっと一旦ゼロベースといたら極端ですけども、もっと人が憩える空間づくりであったり、また、親子連れが楽しめる空間であったり、ちょっと切り口を変えて、今、考えているところです。

以上です。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。物販系にこだわらないということでございました。

商工観光課長からありましたけれども、ぜひとも、あの部分に私も行くと本当に寂しくなるような状況がありますので、イベントなんかも数々された場合に、皆さん、あそこに行って、「あれ」という部分が多々あると思いますので、早急な対策ができるのであれば、ぜひとも今後、この物販系以外のテナント誘致も考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質疑は、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○土見委員長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

○桑原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 日本共産党塩釜市議団の辻畑めぐみでございます。よろしくお申し上げます。

資料No.8の70ページ、71ページの要保護・準要保護児童援助事業について、伺います。

就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な支援とあります。基本的なことから説明をお願いいたしますが、施策の実績の1に支援内容があります。これは、保護者と相談をして希望の内容を決めるものでしょうか。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

要保護・準要保護児童生徒援助費でございます。

こちらに関しましては、小学校1年生から中学校3年生までの要保護・準要保護に当たる児童に対する補助の内容となっております。こちらに内訳がございますが、学校でかかる学用品費、また、通学用品費、新入学ですと新入学用品費ですとか、また、学校行事でございます校外学習であるとか、修学旅行費、または、給食費等の補助を行っている事業でございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今、質疑いたしましたが、いろんな項目があります。親御さんと相談して、私はこの項目という相談がなされているのですか。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

親御さんのお声は聞く中で、必要だと思う項目について、決定いたしまして、この項目で毎年出させていただいておるところでございます。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 それでは、郵送か何かで、保護者の、ここを希望しますということを聞いて、それに沿って出す。金額は、決まっているのでしょから、その中で、保護者の方の希望に沿って決めるということよろしいですか。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

まず、学用品費につきましては、1期分、2期分、3期分と大体3,000円、4,000円ぐらいでお支払いをしております。その中で、ご家庭で必要なものに充てていただいて、活用していただく、そのようにしております。今の金額は小学校で、中学校はその倍ぐらいの金額を、年間ですと、小学校は、学用品費だけでいきますと1万1,630円、中学校でありますとその倍に当たる2万2,730円といったように、学用品費に関しましては、大きく金額をお出しし、その中から必要な経費を購入していただく。また、通学用品費といたしましても同じようにかかる額をそれぞれ年度支給をさせていただきまして、そこから必要な額を保護者の方が納入していただく形になっております。

そのほかに、新入学ですと、お金が特にかかりますので、新入学の用品に関しましては、小学校、中学校それぞれ、小学校が5万7,060円、中学校は6万3,000円、こちらを新入学用品費として充てて使っていただいているということとなります。

そのほかに行事等でお金がかかりますので、その際には、限度額を市で決めまして、その限度内の支給を実際に行った行事の後に支給させていただいているところでございます。

給食費は、全額補助ということになっております。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 私、初めは、この対象になりますよといった方の全てに、同じように対象になると思ったんです。この項目によって、三百何人だったり70何人だったりということがあるので、様々なので、希望を聞いて決めるものかなと思って質疑をした次第です。もう一回教えてください。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

希望によってといいますのは、品物の内容について、希望ができるということでございます

でしょうか。すみません。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ここに幾つか、上から10くらいの項目がありますが、これからそれぞれ保護者の方が、選ぶと考えるとよろしいのでしょうか。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

ここに示されているところでの活用とお願いしてございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 なかなか私ものみ込みが悪いせいか、なるほど。様々数が違うので、いいです。ちょっと時間がなくなるので、ほかに移ります。

先ほどおっしゃいましたこの中の新入学用品費は、本当にこれは、新年度になってからということが、保護者の皆さんからの要望があって、年度が始まる前にランドセルとか、そういうのが用意できるということで、本当にこれはうれしい成果だったと思います。

では、資料No.23の119ページの援助費目でありますけれども、自治体によって、その科目が、ちょっと違うんです。それで、自治体によっては、卒業アルバム、または、体育実用着を対象にしている自治体があります。以前地域を回っているときに、中学校の体操着が、なかなか高い。これも何とか対象にならないかと相談されたことがあります。先ほど幾つかの項目がありましたけれども、この項目について、市としては、親御さんの意見を聞く機会とか、この項目よりは、ほかに欲しいとか、そういうこの品目の検討する機会は、市としてありますか。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

市として、学校にPTAの皆様が集まる機会を捉えてお声を集めていただいているところがございます。できるだけそれを反映して、学校の中での運営ですとか、市に反映できるものは、学校から情報を集めて、それを反映してまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。PTAからということで、分かりました。

本当に今、物価高騰の影響によって、本当に生活が困難になっているご家庭が増加しているのではないかといいます。この支援の周知、これは、どのようにされていますか。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

ホームページや、また、学校へお便りを市から出させていただいております。また、学校の中で、特に面談等で保護者の方に直接お声かけさせていただいて手続を進める形もございます。以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。面談ということで、漏れなく保護者の方には、それは、通知されているということに捉えてよろしいですか。分かりました。

先ほども言いましたが、いつ生活が大変になるか分からないので、いろんな資料をもらう中で見逃してしまうこともあるかと思っておりますので、これは、小まめに周知させていただきたいと思えます。

では次、資料No.8の102ページ、高齢者支援事業について、お聞きします。

市の人口は、緩やかな減少と少子高齢化が続いて、2023年10月現在で高齢化率34.6%となっています。施策の趣旨にあるように、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で生活ができる環境づくりが必要。ひとり暮らしの高齢者に対して、安心して暮らせるように、見守り施策を実施していくとあります。この施策の実績、103ページの2にあります日常生活の支援に幾つかありますが、あんしん見守り支援事業があります。令和5年度の件数は、14件とあります。これは、この事業は、その機械を設置、または、利用料への助成とあります。この利用料については、開始当時は、1か月の利用料金でしたが、皆さんの意見が届いたのか、3か月まで拡大をされました。6種類くらいの種類の機械がありますが、この令和5年度の14件、この内訳を教えてください。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者あんしん見守り支援事業の助成の機種、種類の内訳ということでよろしかったでしょうか。

種類の内訳としましては、レフパックというものが2世帯2名、それから安心ハローライトプランが2名、見守りパスが7名、見守りサポートが2名、緊急通報システムが1名となっております。合わせて14名です。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。ちょっとうまくついていけなかったんですが、この機械ごとに本当に利用料金が400円台のものもあれば、3,000円近くと幅があります。この金額によってサービス内容が変わるんですけども、この金額の負担感は、ないでしょうか。以前離れて暮らしているご家族へも普及を進めていきたいとの説明がありました。その遠方に住んでいらっしゃるご家族への普及というのは、何かできましたか。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 離れて暮らしているご家族も含めて、まずは、SNSでの発信等を何か月かに1回、令和5年度ですと4回実施しております。

そのほかに、ご家族が、大型連休といいますか、お休みが続く時期にご実家に戻られる際に合わせて、要支援者等の方に向けた個別通知案内を昨年度は、させていただきました。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

それで、実際利用されている方、または、ご家族の方から何か感想を聞く機会がありましたか。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 お声を聞いた範囲の中では、独り暮らしで心配なので安心だといったようなお声を、お申込みいただいた方ですので、そういった意見をいただいております。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 それでは、105ページの現況と課題の4に、独居高齢者増加が見込まれる中、本人やその家族の安心のためにも推進していきたいとあります。そのためにもこの事業の活用、設置を進めていきたいとあります。高齢者福祉計画、令和6年度では、その見込みを80人と掲げられているように、この事業の必要性を重視されていると思います。そのため対策として、例えば、利用料金への補助等を検討されていることはありますか。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 まず、令和6年度につきましては、3か月の月額利用の助成を拡充しております。その中で、まず、引き続き戸別訪問等でリーフレット等を用いなが

ら周知をしているところですので、そういった状況を見ながら、まずは、見ていきたいと考えております。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

今年度から、市営住宅に住む高齢者世帯を訪問する安否確認、また、見守りサービス、高齢者世帯見守り相談事業が始まりました。高齢者が独りでも安心して暮らしていけるための事業の広がりに期待するところです。

では、次に参ります。

資料No.8の129ページ、生活保護事業について、伺います。

年々保護世帯、また、保護人員数、保護率とも前年から増加しています。この要因として、どんなことが考えられますでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活保護事業について、ご質疑いただきました。

増えている要因について、お答え申し上げます。

まずは、昨今の新型コロナであつたり物価高騰によって、なかなか就職、離職してしまう。さらに塩竈市の特徴といたしましては、高齢者の方々の生活保護が65%となっているということから、結果といたしまして、増える傾向にあるという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

申請は、断らないという姿勢で取り組んでいると、申請者に同行訪問させていただいたときに、私も同行させていただいたんですけども、担当者の方からそういう言葉がありました。

現在は、親族の有無、また、親族に経済的な支援の可否、これを確認していますでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

実施させていただいております。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ご家庭といっても様々な事情でつながりを持っていない場合もあると思います。本人の希望で、息子、娘には、絶対に連絡を取ってほしくない、そういう方は、いらっしゃいますか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

令和3年、厚生労働省からの通達に基づきまして、こういった調査において、特段の配慮をすべきという通達が出されております。その中には、例えばですけれども、高齢者、70歳以上の方ですとか、10年以上音信がない方、さらには、いろいろな理由があるんですけれども、いわゆる家庭内暴力、DVなどがあつた場合には、そういった家族調査は、行わないよう配慮すべきという通達をいただいておりますので、それに基づいて我々、調査を実施させていただいております。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 70歳以上、または、10年以上と、ちょっと長いような気もするんですけれども、これは、厳密に守っていらっしゃるんですか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活保護事業につきましては、国の委任事務でございますので、我々、これに準拠した形で、倣って進めさせていただいております。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

市から出していらっしゃる生活保護のしおりの中の記載で、車の保有が認められてはいませんが、現在、何かの理由で、車が保有できるようになったという情報も聞きますが、その点、どうでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 被保護者の自家用車の保有の件でございますけれども、ケース・バイ・ケースにあります。一例といたしましては、例えば、通院であったり、そういった部分で必要と認められた場合には、車の保有についても認めている状況でございます。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。それは、緩和されてよかったなと思います。

申請するときに、結構貯金があればまだという、申請は早いということがありますが、貯蓄状況の確認事項となると思いますが、大体どれくらいになったら申請してくださいという金額は、ありますか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

世帯員数等によっても金額が異なりますので、金額については、ちょっと明言を避けさせていただきますが、まずは、他方を優先、それから保有資産がございましたら、そういった部分を最初に利活用いただく、ご活用いただくということをご助言させていただいております。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。ちょっとうまく聞き取れなかったんですけども、例えば、おうちがあるとか、自分のうちがあるという方は、それは駄目なんですか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 原則から申し上げますと、不動産を含めた資産をお持ちの方については、やはりそういった分を処分していただく、活用していただくということが、原則となっております。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 先ほど貯蓄の状況ということでいろんな世帯があるということですが、大体おひとり暮らしであればどれぐらいまでという額は、ありますか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 単身者ということでございますけれども、年齢等々もございますので、金額をちょっと明言するというのは、控えさせていただきたいと思えます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 そうですね。若かったり、分かりました。

それでは、受給開始についてですけれども、申請して審査をされて、はい、あなたは申請になりましたというのは、何日後まで決まるのでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 14日という形で決めさせていただいております。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

支払いは、実際、新しく申請をして、はい、いいですとなったときに、初めてお金を頂くのは、多賀城市なんかは、申請しますと、決定すればすぐお金が下りるそうですが、塩竈市ではなく、ほかの皆さんと同じ日にちまで、一斉に下りる日にちがありますが、その日まで新規の方も待つと言われて、なかなかその日までは、もうお金がないし、食べるものもなくなったという、そういう要望というか、困ったなということを聞きましたが、今は、どうなっていますか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

扶助費の支給につきましては、決定後四、五日程度頂戴している状況でございます。それでも今、委員ご指摘の食べ物に困るという部分におきましては、生活保護を受給されていない方々にもそういった方でご相談がありますので、そういった部分につきましては、うちで保有しております食料等をお渡しさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。そういう支援があると本当に安心かと思えます。ありがとうございます。四、五日以内には、大体支給されるということでよろしいね。分かりました。

では、130ページの現況と課題3に、ケースワーカーの担当世帯が、増加しているとあります。現在の職員数、正規、非正規の職員数、また、実際お一人が何人担当されているか、教えてください。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

まず、厚生労働省で示されている基準といたしましては、ケースワーカー1人に対して80名の基準が、定められております。昨年度につきましては、1人当たり95名、平均で95名のケー

スを請け負っていた。今年につきましては、2名職員を増員いただきましたので、80名以内に収まっているという状況でございます。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今は、80名以内ということですね。

ただ、その80人といっても本当に大変な人数ではないかと思えます。私も、困ったんだということちょっと同席したことはありますが、本当に精神的に参ってしまって、本人自身もいららし、大変な方もいろいろ中にはいらっしゃいます。職員の担当は、本当に丁寧な対応をしなければいけないということは、本当に気苦労が多いのではないのでしょうか。先ほど2名増えたということでしたけれども、私の知り合いで生活保護を受けている方が、担当の方に連絡をしていてもなかなか出勤していないということを聞いたことがあります。本当に大変な職場で、職員の方の病休など、発生はないのでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

昨年度、担当職員で病休者が2名おりました。

以上になります。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。本当に大変だと思います。

職員の方が、若い方が大分多いように見えますけれども、職員がお一人で抱え込まないような日常的な職員間の連携とか、また、上部の方の指導とか、相談とか、それは、お忙しい中小まめに行われているのでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

困難ケースへの対応という部分かと存じますが、当課におきましては、ケースワーカーごとにケースを持たせていただいておりますが、なかなか一人では対応困難、もしくは、いろいろと対応が難しいという場合には、検討会議ということで、私も含めて係員全員で対応させていただいています。

なお、今、いろいろな形のケースが発生しておりますので、当課にかかわらず、部内の参加、高齢福祉課であったり子ども未来課の専門職にも入ってもらいながら、合同ケース会議等を行

わせていただき、対応させていただいています。

以上です。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。本当にいろいろ連携を持ちながら、働いている方が休むことなく働いていけるようお願いいたします。

市の生活保護のしおりの表紙には、憲法第25条がうたわれています。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。元気に働いていた方も会社の倒産や解雇、また、突然の病気などで生活ができなくなるということは、誰にもあることです。生活を保障する、国が決めた制度です。困ったときに遠慮なく相談に行けるようになりますように、働く職場環境の整備をぜひお願いいたします。

では次に、資料No.8の185ページ、市営住宅管理業務について、伺います。

宮城県住宅供給公社が、管理代行制度等により、適切な維持管理、良好な住宅を造ると施策の趣旨に掲げられています。186ページ、4に主要な業務への対応件数があります。それぞれどんな内容があるか、主立ったところでいいので教えてください。

○桑原副委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

今回、資料No.8の186ページに主要な業務の件数等を載せておいているところでございます。それで、主なものですけれども、まず、1番目としますと、4の(1)入居に関するということ、これは、入居募集を行ったり入居の審査、そういったものを行う件数でございまして、1,195件ございました。

(2)として退去に関するということで、退去に伴いまして退去修繕後の状況を確認したりする業務となっています。

(3)の家賃決定に関することについては、各入居者の皆さんの世帯全体の所得などを確認させていただき、家賃を決定することとしております。

(4)の滞納整理につきましては、残念ながら家賃納入をしていただかない場合に、督促状を通知したり訪問による徴収などを行ったりする業務がございます。

(5)の施設管理等につきましては、日々の修繕ということで、定期的なものだったり、お客様からご指摘があった部分について、修繕している件数が、2,787件ございました。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

これは、市と宮城県住宅供給公社での対応ということで、（５）の施設の維持管理に関することでは、実際入居されている方のやり取りが多いわけですか。

○桑原副委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 （５）の施設に関することですが、基本的には、まず、先ほど申したように小口の修繕など、あとは、空き家、空き室になっているところの修繕を行ったりすることです。

まず、先ほどの市と宮城県住宅供給公社が、分かっているのかということですが、小口修繕などについては、日々こういったご要望がございますので、小さなものについては、年４回の定期の会議でご報告されますが、大規模なものについては、逐次連絡が来ることとなっております。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

これまで入居されている方から様々な要望が寄せられてきました。比較的最近入居された方から、入居時、室内が臭くて、浴槽は、隅々が汚れ、髪の毛が排水溝にたまっていたんです。また、洗面場の床が黒くなっていて、カビかな、汚れかなと思って一生懸命こすったけれども、変わりなかったとか、また、退出するときに30万円はかかると聞いたと。しかし、保証人を娘にしてあるんだが、そんな30万円という負担は、かけられない。おちおち死んでいられないという方もいました。また、入居時、細かく室内の点検を、紙があって一つ一つこれは大丈夫かどうかという、本当に細かいチェックをする票を渡されて、入居された方が、一つ一つそこを大丈夫かどうかということをして、書き終わったら宮城県住宅供給公社に郵送となっているのですが、入居者からは、本人、高齢の方もいるので、隅々その点検をするというよりは、やはり入居するときには、宮城県住宅供給公社、または、市も同席して、この部屋では大丈夫ですという、臭かったというのは、本当にびっくりしたんですけれども、そういうことを確認してもらったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○桑原副委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

一応入居するときには、先ほど委員言いますように、各項目について、表を出して、入居者の方が、このような場所をチェックしていただくというシートを作成させていただきまして、それでチェックした上で、ご入居していただいているような状況です。

これは、やはり我々と市民の入居される方の契約でございますので、互いに確認し合いながら気持ちよく入居していただく制度ということで、私は、理解しておりますので、もし高齢で確認ができないということであれば、例えば、保証人の方とか、身元引受人の方を立てていただいておりますが、その方にご協力していただくのも一つの手かと思っておりますので、どうぞご理解願います。よろしく申し上げます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、そうですか。ご家族と一緒にということですね。分かりました。

入居者が安心して住めるような丁寧な対応、例えば、入居時の、先ほど言いました点検とか、いろんなシルバーのところには、何かあったら押す、そういう機器なんかもありますし、普通の機器、そういう故障時の対応とか、退去時の自己負担の詳しい説明など、必要と思われます。

入居者は、宮城県住宅供給公社の管理になってからは、市の管理のとき比べて、相談するにも身近なものではなくなって、宮城県住宅供給公社に替わってから、よかったという声は、残念ながら聞きません。本当に担当部での大変さは、多くあると思います。私もいろんな住居について、相談するときも丁寧に対応されています。入居者にとっては、気軽に相談できる窓口にはなっていないと思います。県内仙台市を含め、半数の自治体が、この宮城県住宅供給公社には、委託はしていませんが、市で、また、直営の管理に戻したらどうかと思いますが、いかがでしょう。

○桑原副委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 委員ご指摘のとおり、住民の方々からは、大変ご希望にそぐわない対応で、ちょっとご不便を来しているということは、大変申し訳なく思っています。この件に関しましては、先ほど申したように、年4回宮城県住宅供給公社と定期的な打合せを行っておりますので、そういった対応も含めて、今後、検討していきたいと考えております。

直営に戻す方向でのお問合せですけれども、やはり今現在、職員の数もかなり減って、または、市営住宅の直接的な維持修繕、営繕などができる職員というのが、本当に少なくなっておりますので、今すぐに直営に戻すというのは、なかなか難しいかと思っております。

ですので、引き続き宮城県住宅供給公社委託の制度を十分に活用しながら、皆様が気持ちよく住まれるような仕組みづくりを行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。どうぞよろしく願いいたします。

最後になります。

資料No.23の2、94ページの宮城県地方税滞納整理機構について、伺います。

この市税のところを見ると、令和4年度の5件から、令和5年度は31件となっています。これは、どう見ればいいのか、教えてください。

○桑原副委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 宮城県地方税滞納整理機構への移管件数が、令和4年度5件から令和5年度31件になった件について、お答えいたします。

まず、宮城県地方税滞納整理機構へ預ける移管件数でございますけれども、この組織に加入している場合には上限5件、さらに職員を派遣している場合には、40件となっております。ただ、令和5年度31件とありますのは、こちらは、市税のみの場合は31件ということになります。

なお、40件の上限でございますが、残り9件は、国民健康保険税のみの移管となりますので、市税としては31件ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 市から県に委託というこれは、今後も続く予定になっていきますか。

○桑原副委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 将来のところについては、未定ではございますけれども、これまでも続いておりますので、当課の判断といたしましては、引き続き徴収技術の向上と徴収額そのものも入っているところもございますので、ぜひ引き続き続けさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この宮城県地方税滞納整理機構に塩竈市は参加ということではありますが、参加していない自治体もあるわけです。市としては、滞納せざるを得ない生活困窮への実態に寄り添

っていただきたいと思います。宮城県地方税滞納整理機構への参加を見合わせる、お答えは、まだ決まっていないということです、これで私の質疑は、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○桑原副委員長 佐藤公男委員。

○佐藤委員 かいしん佐藤公男でございます。

私からは、端的に2点のみをお伺いいたします。

資料No.8の129ページをお開きください。

先ほど辻畑委員も質疑されました生活保護事業についてでございます。

1. 生活保護の相談と保護開始及び廃止の状況をお尋ねします。

保護世帯、人員率ともに3か年上昇傾向にあるわけですが、隣の窓口相談、保護申請、この保護開始、これについては、ちょっと3か年ばらけているように思いますが、令和4年度あたりは、窓口相談196件、保護申請が98件、保護開始が87件、令和5年度が174件の窓口相談に対して、保護申請116件、104件の保護開始となっております。これは、何か変化があったのでしょうか。お尋ねします。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、生活保護事業の実績の推移についてのお尋ねでございます。

先ほどの辻畑委員にもお答え申し上げましたが、本市被保護世帯におきましては、特徴といたしましては、65%が高齢者という状況になっております。近年でございますが、物価高騰であったり、それから新型コロナは落ち着いたものの、塩竈市は、この地区内での求人倍率が1倍を下回っている状況にあることから、ご高齢の方々が、なかなか就職したくても希望の就職先に就けないといった状況から、増えたり減ったりしてきている状況を我々としては、認識させていただいております。

以上です。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

参考までにお伺いしますが、令和3年度の窓口相談、これが119件とあります。その横の保護申請が123件とあります。これは、過ぎたことなのでほじくり返すつもりはないんですけども、相談回数よりも申請回数が多いということは、これは、ありなんですか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 被保護者の方の中には、過去に保護を受給されて、その後、自立されて、生活保護を打ち切らせていただいた後、生活状況等々が変わって、一発申請と申しますか、本来ならば相談があつて申請なんですけれども、過去に受給経験のある方とか、そういった方もいらっしゃると思いますので、相談よりも申請のほうが上回っているという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ご丁寧な説明ありがとうございます。

続きまして、次ページ、130ページをお開きください。

現況と課題の1です。

こちらを読み上げますと、生活保護の動向については、保護申請件数や廃止件数が、年によって増減する一方で、人口は、毎年減少しているため、全体的に保護率が増加となっている。ここからなんですけど、生活保護開始の主な要因としては、「貯金の減少や喪失、世帯主の傷病、他市町村からの移管」などであると記されております。前者の2つは分かるんですけども、ちょっと私、耳慣れなかったものですから、他市町村からの移管というのは、これは、どういう意味なんでしょうか、教えてください。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 移管の件でお答え申し上げます。

こちらにつきましては、他市町村において生活保護を受給されている方が、本人のご希望により、塩竈市に転入された状況でございます。

以上です。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これは、本市以外に、例えば、他市の移管の状況とかは、把握されているんでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 本市における移管の転出転入について、把握しておりますが、県内他市町の部分においての数値というのは、すみません、把握をしておりません。

以上です。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、仙台市から塩竈市に移管された、塩竈市から石巻市に移管された、プラスマイナスがあるんですが、この程度は、分かるということですね。ほかの町は、分からないということですね。分かりました。ありがとうございます。

現況と課題の4なんですが、先ほどの質疑のときに生活福祉課長もおっしゃいましたけれども、被保護世帯が約65%、高齢者世帯が占めているとおっしゃっていました。ちょっと私もいろいろと都道府県を調べてみたんですけども、こういった文言は、大体のところはうたっており、シングルマザーですとか。ただ、ちょっと気になったのが、道府県で一番保護率が高いところというのは、必ずと言っていいほど県庁所在地なんです。これは、生活保護との率と人口が多い少ないというのは、関連性があるんでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

宮城県内におきましても、やはり生活保護の率が高いところは、仙台市が断トツ、その次に本市となっているという状況にあります。これは、長年こういったような状況が続いている。因果関係はあろうかと存じます。

以上です。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、おっしゃいましたけれども、1番が宮城県の場合は、仙台市の109万人です。2番が本市で5万1,800人、3番目に大崎市の12万7,000人、4番目が石巻市の14万人だと思います。本市5万1,800人が2番にいるのは、ちょっと不思議な感じはするんです。よその町は、案外県庁所在地がトップにあつて、次、20万人の町とか、15万人の町とかと下っていくんですけども、北海道辺りは、ちょっと違うんですけども。何か人口と結構比例している部分があると思いますけれども、そういった高齢者の率が多い、シングルマザーが、離婚される方が多い。移管される方も増えているなどは、分かるんですけども、ほかに何か事由というものは、ないものでしょうか。

○桑原副委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 私からお答えさせていただきます。

こちらは、以前からの経過があるものですから、私からお話しさせていただきたいと思いますが、やはり人口集中のところに保護率が高くなっているという傾向は、間違いない状況でございます。以前から仙台市、塩竈市、石巻市なども非常に高い状況がございました。ただ、石巻市に関しては、市町村合併、こちらの影響によって、近隣の一市十町で合併をしたという影響で、1位が仙台市で、2位、3位が石巻市、塩竈市であったのが、石巻市がぐんと下がったという状況でございます。大崎市に関しましてもここ最近非常に伸び率が高くなって、我が本市とあんまり変わらないような保護率になっている状況がございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございます。よく理解ができました。

それでは、2番目の質疑に参ります。

資料No.7の77ページをお開きください。

中段の右側に施設管理等業務委託料とあります。こちらは、こちらの本庁の施設管理委託料と捉えてよろしいでしょうか。お尋ねします。

○桑原副委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 お答えいたします。

そちらは、業務内容といたしまして、本庁舎の受付、電話交換業務や清掃業務、当直業務が内訳として入っております、その金額が、内訳といたしまして2,259万3,670円となっております。

以上です。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、ご報告いただきましたが、駐車場は入っていないのでしょうか。入ってはいないわけですね。たしか今年の初めぐらいにこちらの正面入り口、出入口の目の前にありましたガードマンボックスを撤去されたかと思えますけれども、それが撤去されたからといって、この委託料というのは、増減はしないのでしょうか。

○桑原副委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 そちらのガードマンボックスの撤去に伴いましてのこちらの金額の増減は、影響はございませんでした。

以上でございます。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

皆様ご承知かもしれませんが、多賀城市では、結構見通しがいい駐車場なんですよね。ただ、見通しがいい上に、ガードマンが2人立っております。ガードマンを立たせたほうがよろしいということではないんですけれども、今、ちょっと不具合といいますか、市民の皆さんが、ちょっと窮屈な思いをしているんじゃないかというのは、ちょっと前々から思っていたんです。ちょっと想像していただきたいんですが、そのガードマンボックスがあった場所は、今、キャッシュコーナーがありますけれども、横に並列で12台駐車スペースがあります。その向かいに縦列で3台あります。その3台というのは、皆さん、大体フロントから入れていくんです。正面から突っ込んでいくんです。そうすると、まず、出るのがしんどい状況なんです。私も1回はまったことがあるんですけれども、切り返しを3回ぐらいしなければ駄目なんです。それが、高齢者の皆さんだと、もう四、五回ぐらいしなければいけないんですよね。その間、役所で手続を終えた方が歩いてこられる、あるいは、ほかのスペースが空いたところに車を入れようとする。もうがちがちの状態ができてしまうことを何回か見たことがあるんですけれども、たしかあの縦列の3台については、私の記憶では、二、三十年前はなかったように思いますが、その点、ご記憶ある本多総務部長あたり、お分かりだと思いますが、いかがでしょうか。

○桑原副委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 大変恐縮ですけれども、私もちょっと記憶がうろ覚えになっているんですが、多分まだ東側の駐車場が、まだ混雑して、プレハブが結構建っていた時期で、後ろもまだこのような形の崖が整備されない時期は、かなり狭隘な駐車場スペースだったということもあって、多分どこかの段階で、ここに多分ヒマラヤスギとかも切った辺りかもしれませんが、何かのタイミングでもしかすると升を設けた経過があるのではないかと想像しております。

○桑原副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私の要望としましては、あそこの縦列の3台は、白線は消去すべきではないかなと思います。結構本当に皆さん、一度あそこに入っただけかじを切られたら分かると思います。ぜひ来年、今年やっていただければそれにこしたことはないんですが、私からのご提案とさせていただきますので、ご検討のほどお願いいたします。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○桑原副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 日本共産党塩釜市議団鈴木悦代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、市内循環しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バス事業に関して、健康しおがま21プラン推進事業、新型コロナワクチン接種に関して、道路の課題に関して、4点お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、資料No.8、ページは、194から195ページになります。

しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスの乗車人員は、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、5類に引き下げられたことによって、いずれも前年に比べ、増えてきています。多くの方が、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスを利用して、買物や通院など、市内中心部へ移動できる状況が維持されております。

一方で、運行に係る経費が増大している状況から、令和5年度、本市地域公共交通会議にて、令和6年度から、運賃を150円に値上げすることに決定しました。料金改定の検討の中で、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスの料金改定に係る市民アンケート調査が、6月12日から30日の期間で行われました。資料No.23の31ページから57ページにわたってアンケート結果があります。市民の皆さんは、様々な目的、場面で利用されていることが分かります。アンケートの中からどのようなサービスがあればもっと100円バスを利用するか。100円バス公共交通に対する意見に関わって、お伺いいたします。

38ページから57ページにわたって、たくさんの声、373件の声が上がっております。満足している、ありがたいという声がある一方で、値上げだけではなく、もっと利便性を高めてほしい

という要望も多く出ております。要望、意見に対してどのように検討されているか、お伺いしますが、8月に開催された本市地域公共交通会議では、運行ルートの見直し、バス停の統廃合について、事務局から素案が出され、そのたたき台を基にして審議され、確認されております。

そこでお伺いしますが、運行ルートの見直し、バス停の統廃合に関わる考え方として、見直しの内容を教えてください。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 今年度のNEWしおナビバスの利便性向上の取組ということで、昨年度からの課題でございましたが、利用者増を目指すためにルート変更を現在、検討しているところでございます。その考え方でございますが、まず、過去の実績、各停留所の実績を踏まえまして、1日当たり1.5人以下の乗車、乗降者数のところをまずピックアップさせていただきました。そこで、まず統廃合できるかというのを検討しています。そのルートの見直しの基本的な考え方でございますが、市内のこのアンケートでもご回答が数件ありましたが、スーパーマーケットに乗り入れしてほしいというご要望がございました。そういった買物のニーズにお応えするためにルートを見直し、検討しているところでございます。具体的な青バスルートで、市内の今後開業されるスーパーマーケットもございませうことから、既存の店舗もありますので、その近くに停留所を置くということで、現在、進めております。そのために統廃合が必要な停留所が、一部ございませうことから、それも含めて現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 希望のあったスーパーマーケットに停留所するためにルートを見直したということをお伺いしました。

そのために、1日1.5人以下について、データを取って、バス停の統廃合を検討したとありますが、どれくらいのバス停が、統廃合されるのでしょうか。

○土見委員長 鈴木委員に申し上げます。決算の範囲ですので、多分これからの話は、参考程度までに控えていただけると助かります。答弁はよろしいですか。

引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現在、決定ではございません。見直しを進めている1.5人以下の停留所を具体的にまだどこを統廃合するというのが、正式に決まったわけではございませんので、停留所の箇所数については、現在のところ、お答えを差し控えさせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 承知しました。

アンケート結果、アンケートの資料も頂戴しているんですけども、アンケートの中からは、土日の運行であるとか、最終日の時間の見直しといった増便やルートの拡大の要望も多くあると思います。議員としても直接聞く声は、高齢者にとっては、少しの距離でも移動距離が延びると楽ではないかとか、ステップの高さも乗り降りが大変とか、病院に行くのに利用するんだけども、行きはいいけれども、帰りは大変だという声があります。年を取ってみて、あるいは、障がいを得てみて初めて知る実感だとおっしゃいます。

ルート見直し、バス停の統廃合のスケジュールは、これは、新年度に関わることもかもしれないんですが、先ほど利用されている1.5人以下の人数とか、そういうデータで検討しているというお答えをいただきました。そういう方の、今、利用している方、市民へのフォローとか、まだ決定ではないわけですけども、市民の意向確認とか、どのように進められていくでしょうか。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 今後のルート見直しの市民周知でございますが、まずは、東西南北の町内会長の方々に地域公共交通会議の委員としてもご参画いただいておりますが、まずは、そこを会長の方に、こういったルートの見直しの案を今、検討しているところということは、ご説明させていただきたいと今後考えています。

また、バスの利用者の方々の声も貴重でございますので、バスの車内に、例えば、そういったルートの見直し案などを掲示することも検討が必要ではないかと、そこで意見をいただくということも必要じゃないかと、現在、考えております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

決定ではないですが、今後のスケジュール的には、どうなっていくんでしょうか。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 年度内に複数回地域公共交通会議を開催しまして、ルートの見直し、市民への説明の状況もお伝えしながら、年度内にルート変更案は取りまとめていきたい、新年度

からルート変更してスタートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。期間的には、そう長くないと感じますが、利用者の意向が反映される形で見直しがされればいいなと思います。

公共交通の在り方については、市民生活の活性化であるとか、健康づくり、地域経済効果にもつながっていく要素の一つになります。この後、若干触れますが、厚生労働省が示している健康日本21の第3次の新たな視点として、健康に関心の薄い人を含め、本人が無理なく健康な行動を取れるような環境づくり、自然に健康につながる環境づくりの推進を挙げています。一つ一つの要望に対して通じる対策、実現の対策というのは、この地域にとっては、要望があったとしても別な地域とすれば満足しているというもので、一概には難しいと思いますが、今後、高齢化、少子化が加速する中で、ぜひ市民の皆様の声を聞いていただいて、よりよい公共交通事業に生かされるようお願いしたいと思います。

次に進みます。

次ですが、健康しおがま21プラン推進事業、資料No.8、135、136ページになります。

健康しおがま21プラン推進事業の成果について、成果、現況と課題が出ています。健康に関わってや個人の意識であるとか、行動価値観は様々で、事業の効果というのは、長いスパンで見ないと見えにくいものと認識するところです。令和6年度からは、第3期の取組がスタートとなりますが、本市において、第2期の達成度、評価、大まかでいいんですけども、進んだ点、課題が残っている点を教えてください。

○土見委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 健康しおがま21プランの第2期の反省点というか、よいところ、悪いところに関する質疑というところでもよろしかったですでしょうか。

まず、第2期、終わりに近づきまして、基本的にコロナ禍になってしまったというところがありました。その前に、震災後に第2期計画というのがスタートしていたというところがございますので、その部分で震災に関わる人たち、そこら辺の部分の方たちに対する健康づくり、地域づくり、そういうところで健康に関することは寄与できたのかと思っております。

ただ、先ほど最初に申し上げましたとおり、コロナ禍に入ったことによって、全体的にコミュニティー的なところが、なかなか結束できた対応ができなくなってしまったというところで、

そういうところに対する対応というところが、難しかったかと感じておるところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

様々事業について、主なものが、表にも載っているんですが、やはり今、ご答弁いただきましたようにコミュニティーの分野での、なかなか取組のところでは難しい面があったというところでは。健康推進員の活動ということがありますが、私の身近にも長年地道に継続的に取り組んでいらっしゃる方が、あります。地域にとって貴重な存在だと感じています。健康推進委員の人員、教訓的な活動であるとか、現状課題については、いかがでしょうか。

○土見委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 健康推進員の現状というところのご質疑でよろしかったでしょうか。

今、健康推進については、各町内会からの推薦によって122名、大体設置率が73.5%になります。それぞれ健康推進員につきましては、年2回研修会等を実施させていただきまして、それぞれ健診についての概要ですとか、健康づくりに関しての取組、例えば、昨年度ですと、脳血管疾患、そういうところについて、脳血管協会の専門の方に来ていただいて講演会を開いていただいて、それを町内会とか、そういうところにフィードバックしていただくような、そういう取組もさせていただいております。今年度につきましてもそのような同様な形の取組を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。今、脳血管疾患に関しての予防であるとか、知識の向上であるとか、そういう対策について進められているということでした。

それで、現在、厚生労働省が、健康日本21第3次に残る課題として、睡眠が、日本は世界の中でも睡眠時間が少ない状況にあるということは、よく聞く話です。それから飲酒に関わっていますが、残る課題として挙げられています。睡眠の角度から健康課題を見ていく取組もあるのかなと思います。睡眠についてもとても個人差があると思います。ショートスリーパーだったり、たっぷり寝なくてはという人もいると思いますが、例えば、健診の間診票から、国民健康保険とか、データが取りやすいところから、睡眠という角度から現状を知ることでもあるのか

な、健康課題を見るということもあるのかなと考えるところです。

このテーマに関しては、以上です。

続きまして、新型コロナワクチン接種に関して伺います。

資料№.8、330ページになります。

実績に挙げられているように、円滑にワクチン接種が進められてきたと思います。4人に1人強という方が、実施されてきています。実施から時間が経って、最近、後遺症に関する事例の情報も入ってきているところでもあります。

そこで、お伺いしますが、ワクチン接種後の後遺症とか、そういう副反応後遺症といったことに関する相談事例は、本市では、状況はいかがでしょうか。

○土見委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 新型コロナワクチンの接種後の副作用に対しての相談についてのご質疑ということによろしかったでしょうか。

こちらについては、昨年度までの特例臨時接種に向けて、そういう体制について、きちんと対応するよという国からの通知とか、そういうところもございましたので、保健センターへの電話、もしくは、窓口への問合せ、相談、そういうところは、対応させていただいているところでした。

件数的には、恐らく百数十件くらいは来ているかと思いますが、そこら辺の部分については、随時丁寧に対応させていただいております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 百数十件の相談があったということをお伺いしましたが、その中で、予防接種健康被害救済申請をされた方は、いるかどうかは、分かりますでしょうか。

○土見委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 救済制度の申請件数のご質疑でございました。

昨年度、令和5年度までで考えると3件、参考になんですけども、令和6年度に入りましてさらに1件入っていますので、合計4件になります。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

認定が済んでいるかどうかということは、分かるのでしょうか。

○土見委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 認定につきましては、そのうち2件認定を受けております。

以上です。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

最近のNHKの報道ではあったんですけども、8月22日現在で、予防接種健康被害救済申請の数は、全国で1万1,773件、そのうち審査済みが1万169件、審査未了は1,604件残っていて、審査済みのうち7,970件が認定されているということです。

ワクチン接種によって病気が予防できたり重症化を防ぐということが、当然あるわけです。ワクチンの安全性や効果について、周知を図って、受けやすく接種事業を進めるということは、大事なことだと思います。

それと同時に、副反応であるとか、後遺症について、健康被害救済制度に関する情報発信も大事であると最近の状況を見て感じております。ワクチン接種が始まったあたりは、そういう事例もあまりなかったかと思いますが、時間が経って後遺症ということになると、いろいろ今までは、メディアも含めて少ない印象があったんですが、市民が正しく知る支援、周知もどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、道路の課題に関してお伺ひいたします。

資料No.8の191、192ページになります。

令和5年度の実績橋りょう整備とか、市道、施策の成果で、それから現況と課題と書いてあります。現況と課題のところでは、震災復興等により、施設管理は増加しており、また、既存施設の老朽化が進んでいることから、維持管理に伴う管理物の維持、修繕の対応数は、年々増加している。また、財政が厳しい状況であることを踏まえ、パトロールや日々の修繕等、日常管理に努めるとともに、各種インフラの長寿命化を図る視点での計画的な維持管理が必要となっているとあります。

道路の修繕に関しては、地元でも毎年、地域要望として、市にも要望として提出させていただいているところですが、なかなか改善が、財政の状況もあるので、優先度をつけながらということとは理解するところでありまひ。午前中でも、財政力指数とか、そういうお話を聞いてお

りましたが、それにつけても道路の劣化、凸凹で、車で走行中に前方で自転車が転びそうになって冷やりとしたという話を聞かされております。優先度ということもありますが、市の財政力、台所事情というのは、そうさくさくいかないという状況なのでしょうか。

○土見委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 お答えいたします。

まず、道路につきましては、平成25年、平成26年にかけては、道路の調査を行っております。それを踏まえまして、ひび割れですとか、わだち、そういったものを確認いたしまして、数値の悪いものから計画的に直している状況で、現在、そのうち短期的に直さなければならないというものが3.5キロございます。令和5年度までは約2.4キロメートルの整備を終わり、整備率としましては68.1%ということで、大きな道路に関しましては、財政が厳しいとはいえ、有利な財源を利用しながら整備を進めてまいっているところでございます。

また、ひびの小さな道路と申しますか、そういった対応につきましては、現在、年間約700件苦情、要望を出されております。全てを賄うのは、ちょっと難しいので、委員言いましたように要望のあった箇所につきましては、現場に赴きまして、まず状況等を確認させていただきながら、安全性、危険性を見ながら、限られた財源の中で直していく対応を取っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 承知しました。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○土見委員長 今野恭一委員。

○今野委員 市民クラブの今野恭一でございます。

決算特別委員会が始まって、いろいろと勉強させていただいておりましたが、最初に、障がい者総合支援事業、これは、資料No.8の123ページ、ここに障がい者総合支援事業（自立支援給付）というのが載っていますが、訪問系サービス、それから日中活動系サービス、そして、居住型サービス、さらに計画相談支援などが載っていて、その他となっております。その中で、特に就労継続支援について、伺いたいと思いますが、A型とB型とあるようですが、どのような区別になっているか、ご説明願ひます。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、主要な施策の成果資料No.8の123ページ

の中で、就労継続支援A型B型の違いについて、ご質疑を頂戴いたしました。

まず、A型でございますが、A型につきましては、一般企業等で就労困難な人を、雇用して就労の機会を提供する、また、能力等の向上のために必要な訓練を行うという内容となっております。

次に、B型でございます。やはり同じくこちらも一般企業等での就労が困難な方で、就労機会を提供するとともに、能力の向上を行うということで、どちらかというB型は、なかなか一般の企業に雇用するまでに至らなくて、そういった社会に出る機会の訓練をする。A型は、なるべくなら一般就労するまでにいくような訓練をすると、簡単に言いますとそういった違いがございます。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 大体のみ込みましたけれども、その支援というのは、ここには決算が載っておりますが、50人の方々に1億241万1,000円、これがA型で、B型には、161名の方々に2億5,235万9,000円という決算でございますが、こういうのは、どういう形で決算というか、使っておられるのか、お聞かせ願います。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

就労継続支援のA型とB型でございますけれども、市内等にそういった支援施設がございますが、そちらで計画に基づきましてご利用いただいて、それに係る我々が、給付をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 計画とおっしゃっていますが、例えば、どういう作業なのか、仕事なのか、その辺は、掌握しておられるでしょうか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

まず、計画策定でございますが、市内支援事業所がございますので、そちらに利用いただく市民の方々、障がいをお持ちの方々のご相談いただきまして計画書を策定し、我々行政に提出をいただいて、その内容を精査して、その計画について、案を承認する。その計画を履行する

ために事業所がございまして、そちらで様々な障がいをお持ちの方の特性等にも配慮した機能訓練であったりというものを行っていただいております。どちらかといいますと、軽作業のような、袋詰めも含めて、そういったものを中心に作業を行っていただいているという状況にございます。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 ということは、個々の方々の状況に応じてということなのか、それとも何か今、袋詰めというお話がありました。まとめてこういう仕事をやってくださいと言って、事業所に一括でお願いをして、それを例えば、買い上げるような、そういうことになっているんですか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

役所からそういった袋詰めを委託するというのではなくて、事業所様で、民間の事業者様からそういった仕事を請け負っていただいて、作業の中で就労継続支援のA型だったりという形で、B型も同じように、どちらかというB型は、そこに行く前の支援になりますので、もう少し簡単な、まずは、その社会参加に慣れるといったようなところが中心になってくるという状況にございます。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 そうするとA型は、どちらかという重い方々で、これから訓練をしないと就労できない方々かな。そして、B型は、就労を目前にして、就労というか、民間の方々から仕事を請け負って、その事業所が請け負って、そして、仕事をさせていくという、そういうことかな。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

説明が至らず、申し訳ございません。

A型が、どちらかといいますと次のステップとして一般企業等に就労いただけるような方々に対する支援となっております。

B型につきましては、そのもう一つ手前の段階で、やはり社会参加、就労にまで、ちょっとなかなかそのルールの中で、就業時間にきっちりそこにいらっしゃるといのが難しい、困難

な方々等もいらっしゃいますので、まずは、集団生活だったりそういったところに慣れるための訓練等を行っていただいているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 大体理解できましたが、これに関連して、市では、担当の課長からだと思いますが、障害者就労施設などからの物品等の調達についてという、こういう文書を出しておられます。これについて、少しご説明を伺いたいんですが、こういうものは、例えば、どういうものを調達するのか、そして、調達するときの手続などは、どうなっているのか、教えてください。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 物品調達に配慮という部分でございますけれども、そもそもこちらにつきましては、国からこういった通知をいただいております、我々から市役所全庁的に配慮いただくようお願いしているものでございますので、各課において物を買ったりなんなりということで配慮していただくよう、我々が、まず、お願いをさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 ということは、この障害者就労施設という、その施設に対して物品を注文すると、こういうことなんでしょうか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 この文章を見ますと、国や地方公共団体等は、障害者就労施設などからの物品等の優先的な調達に努めるよう、義務づけされましたと、こういう文章になっているんですが、当面、今のところ、どのようなものを調達したりしているのか、教えてください。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 実績といたしましては、市役所で利用させていただいております封筒等です。市役所の封筒、こういったものをまず実績として上げさせていただいております。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 封筒等ということは、封筒ののりづけか何かでしょうか。ちょっと具体的に教えてください。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 説明不足で申し訳ございません。

封筒ののりづけというんでしょうか。そういったもの等の作業をお願いしております。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 大体想定といたしますか、想像がつきますので、これぐらいにしたいと思いますが、そういった取引をしている業者は、どのぐらいありますか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 恐れ入ります、実績としては、ちょっとこちらで全てを把握はしておりませんが、市内に4か所ほど、そういった事業所があるという捉え方をさせていただいております。

実績については、すみません、こちらではちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 それであれば、例えば、先ほどの封筒を各課から注文したいんだというときには、生活福祉課長のところにそういう注文が来るわけですか。それとも直接業者に行くんですか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

我々で取りまとめすることなく、各課から各事業所に発注をいただくような形で考えております。よろしく申し上げます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 その辺については、そうするとその業者を選ぶのは、各課でありますよね。例えば、そういうのは、建設関係ですと、入札とか何かということがあって、指名競争での入札になるわけですが、そういう手続、指名願とか、そういうので手続を始めるんですが、どんな手続をすればいいんですか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 実績から申し上げますと、少額随意契約の範囲の中で契約をさせていただいているという状況です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 そうすると、生活福祉課長の手から離れて、総務の管財契約係で決めるとか、そういうことなんですか。

○土見委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 こちらの就労継続支援A型、B型ということで、各市内の福祉事業所などに委託をしている事業でございましたが、こちらに関しても例えば、市内の行政が行うような印刷会社とかに印刷を依頼をして封筒詰めをしてもらって、一つの事業が最終的に完結するところまでではなくて、あくまでその中の一部の作業を委託をするというところなものですから、なかなかそういった管財契約課で関わるような委託契約という内容ではないというところではございました。

以上でございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 そうすると、役所の手から離れて民間同士で契約ということになるんですか。印刷会社とかと契約をするとか、そちらから注文をいただくことになるんですか。

○土見委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 一部役所から離れてというところはございます。ただ、そちらは、あくまでもその事業者との契約ということで、全ての業務の委託を行うということじゃなくて、あくまでもその中の一部というところではございましたので、そのあたりだけご了承いただければと思います。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 大体ニュアンス的には、つかめましたので、そこから先は、もう少し私自身も勉強させていただきます。窓口に行ったときには、ご指導よろしく申し上げます。

それでは、次に同じ資料の219ページから223ページまであるんですが、この問題は、塩竈市小規模事業者チャレンジ支援補助金というタイトルで載っているんですが、この施策の成果を見ますと、飲食業高齢顧客のニーズに応える座敷席の掘りこたつ化事業と、それから製造業では、店舗撤退に伴う販売部門のデジタル化とサイト構築事業とか、水産加工業では、既存にないレンジアップ商品、水産冷凍食品の開発、販路拡大などということが、この施策の成果として挙げられておりますが、現況と課題というのが、次に載ってまして、経営意欲のある市内小規模事業者の販路拡大と生産性向上のため、引き続き支援を継続していく必要がある、申請

者にとって分かりやすく申請しやすい制度に改善する必要があると載っておりますが、具体的にどうということなのか、教えてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 小規模事業者チャレンジ支援事業に関しまして、現況と課題のところをご指摘いただきました。

やはり中小企業者というところまで広げたい中、中規模事業者につきましては、例えば、県の補助制度があったりとかする中で、やはりこちらの事業につきましては、小規模事業者を対象としているというところが、市の役目として重要かと考えております。こういった事業者の中においては、販路拡大とか、生産性を向上したくてもなかなか設備投資などもかなわないといったこともございますので、こういった事業者がチャレンジしたい場合に、市が後押しする必要があると認識しております。

また、分かりやすい、申請しやすさというところは、やはり中小の事業者にとりましては、書類の作成がなかなか大変であるという声もよく聞いておりまして、この点につきまして、塩釜商工会議所とも連携はしているものの、記入例をもうちょっと具体的に書くとか、また、分かりやすい申請様式にするといった工夫が必要であると認識しております。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 本市の中小企業は、今、かなり病んでおります。最近でも飲食店が閉じたり、あるいは、そのほかの業種でも店じまいをしたという情報が入ってきますので、そのたびに非常に残念だなとも思っております。

そこでなんです、これは、ちょっとそういう業界とは離れているというか、手が届くか届かないか分かりませんが、最近マスコミをにぎわしているのが、この半導体産業集積推進へというタイトルだったり、あるいは、半導体誘致、増す存在感ということが載っていたりするんですが、そういった関係の業種を誘致するなり、あるいは、起業をするなり、そういう情報はないでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そうですね。大衡村に展開されます半導体の製造工場というお話がありますが、塩竈市においては、今のところ、そういった情報は入っておりません。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 飲食店やなんかですと、手軽にお店を開くということもできるんでしょうけれども、こういった関係の仕事を誘致するということになると、かなり大がかりなプロジェクトと申しますか、そういうことになるんでしょうから、そこら辺は、単に商工観光課だけというのではなくて、市長の指導の下、大きなプロジェクトチームをつくることも必要なんだろうから、今すぐどうこうという話も出てこないんでしょうけれども、この決算を見るとちょっと寂しいなと思うものですから、ぜひ今後の課題として、そういったようなことも取り組んでいただければうれしいなと思っております。

では、続きまして、次に移ります。

次は、教育委員会教育長のところですが、社会教育振興・生涯学習推進事業とこのタイトルをうたっておりますが、どのような……。

○土見委員長 該当ページをお示してください。

○今野委員 ページ数、塩竈市教育委員会点検・評価報告書の69ページをお願いいたします。

社会教育振興・生涯学習推進事業と載っておりますが、具体的にどのような事業なのか、お知らせ願います。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 それでは、私から、社会教育振興・生涯学習推進事業は、こういったものかという部分について、お答えしたいと思います。

こちらにつきましては、主な事業としましては、放課後子供教室と申しまして、子供の居場所づくりという部分で、放課後に子供たちに居場所の提供をしている部分が主なものでございます。大きな趣旨としましては、社会教育委員との連携を図りながら、学習機会の充実、学習支援の支援、学習環境の整備をして、市民が笑顔にあふれて心豊かに生活していくための、生涯にわたって学び交流できる環境をつくるのが一番の目標となっております。

以上になります。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 今、おっしゃったのは、私は、月見ヶ丘小学校で、そういった活動がオープンしたときに、実際オープニングというか、開会式のときにお邪魔して見せていただいたことがあったんですが、そういった子供たちが、放課後活発に遊べるというか、そういう事業のことをいうんでしょうか。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 先ほど子供の居場所づくりという部分でお話しさせていただいたんですけれども、地域と学校の連携、協働体制を構築して、地域全体で子供たちの教育環境を向上させることが一番の目的かという部分には、私たちは、思っています。

以上です。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 よく分かりました。これからもやはりそういった子供たちが生き生きと活発に活動するというのは、子供たちの成長にとって大変有意義なことだと思いますので、さらに発展させていかれるようご期待申し上げます。

次に、70ページに社会教育関係団体への支援とありますが、ここには、塩竈市地域婦人団体連絡協議会に6万2,000円なんでしょうか。次に、塩竈市子ども会育成連合会、これが6万4,000円、塩釜市芸術文化協会が11万4,103円と載っておりますが、こうして見ると、青年団体というのが見当たらないんです。昔というとあれですけども、社会教育として塩竈市に青年学級というのがありました。最近そういう言葉も聞かれなくなって、もうほとんど死語になっているのかなと感じておりますが、そういった青年に対する教育、あるいは、支援といったようなものは、どうお考えでしょうか。教育長、お願いします。

○土見委員長 黒田教育長。

○黒田教育委員会教育長 おっしゃるとおり、ここには、社会教育関係団体ということで塩竈市地域婦人団体連絡協議会、塩竈市子ども会育成連合会、塩釜市芸術文化協会しかありません。私も4月から各団体の会議にも参加させていただいておりますけれども、昔あったということであれば、ぜひ、どのような団体があったら適当かどうかということもお知恵をお借りすればいいかと思います。ただ、青年団体というのは、なかなか日中集まったりとか、ここにある団体でも塩竈市子ども会育成連合会にしても最近構成率が減っているとか、そういうこともありますので、果たしてその団体が本当にきっちり構成できるものなのか、青年会議所とはまた違うということですね。ということなので、今後、今野委員から教えていただければと思います。どうぞよろしく願います。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 教育といいますと、幼児教育から、そして、小学生、中学生、そして、やがて高校生、さらには、その人によっては大学に行くという、そういう段階を経ての、これは、学校教

育であります、高校を卒業すると大きく分かれると思います。社会に出て働く方、それから大学に進学なさる方、あるいは、各種学校というのもございます。高校を卒業すると、成人というか、二十歳を目の前にしながら、皆それぞれ分かれているわけです。その前は、地元でほとんど暮らしているから、幼なじみがどんどん大きくなっていくという感じではありますが、一旦高校を卒業してしまうと、地域を離れて、全然知らない土地の方々と顔を合わせたり活動したりということで、新しい知識も増えるだろうし、また、必要となってくるだろうとも思います。とかく最近、結婚ということをあまり重視しないといいますが、マスコミなどでは、よく少子高齢化ということが騒がれておりますが、やはりそういった学校で教えることのできないこと、また、親が教えることのできないことなどをお互いが、青年同士が語り合ったり考え合ったりしながら、それぞれの知恵を磨いたり、知識を磨いたり、あるいは、経験を積んだりということで、今でも、青年の家というのがありますよね。宮城県にというか、東北でどのぐらいあるか、教えてください。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 すみません。今、数字を押さえていませんので、後ほど回答したいと思います。よろしく願いいたします。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 ちょっと飛んでしまって、決算から離れてしまったようですから、ちょっと軌道修正をしますが、後ほど、こういったようなことも、教育長、いろいろと教えていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

私どもとしては、今現在は、生涯学習というと、とかく高齢者の方々の生涯の勉強の場という捉え方で、市民の方々も年を取ったからそろそろ生涯学習でもするかとか、何か習ってみるかとか、そういうことが、定年になった方に結構見受けられております。それと同様に、本来ならば高校を卒業した方々の、そういった場を、日中は、やはり働いたり勉強したりで時間が取れない、そういう青年がほとんどでありますから、そうした方々は、夜間の活動でもよろしいかと思うので、仕事から解放された時間とか、勉強から解放された時間などを活用して、そうした青年たちが集まって、自分たちの将来を語り合ったり、それから社会的な、政治的な話も出るでしょうし、社会的なこういうことは、こんなふうにやったらいいのような、そういう話なども出るでしょうし、塩竈市をもっと発展させるにはどうしたらいいだろうとかということまで話は弾んでいこうと思います。そういうことを言えるのは、やはり青年、若いか

らそういうことが言えたり考えられたりするんだらうと思います。私たちの年代になると、これからどうしようかではなくて、今、目の前のことを処理するのに目いっぱいですから、そういうことをやはり将来の青年たちにかけて、特に委員長の年代です。今、特に輝いている時代だと思います。そういうことで、今後なお一層こういった社会教育にも力を入れていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて私の質疑を終わります。

○土見委員長 それでは、お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、18日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれにて終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時10分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年9月17日

令和5年度決算特別委員会委員長 土 見 大 介

令和5年度決算特別委員会副委員長 桑 原 成 典

令和6年9月18日（水曜日）

令和5年度決算特別委員会

（第3日目）

令和5年度決算特別委員会第3日目

令和6年9月18日（水曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
技監 鈴木 昌寿	市民生活部長 高橋 五智美
福祉子ども未来部長 長 峯 清文	産業建設部長 草野 弘一
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監 布施 由貴子	総務部次長 兼総務人事課長 高橋 数馬
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長 鈴木 陸奥男	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長 星 潤一
産業建設部 水産振興課長 平塚 博之	総務部 秘書広報課長 中村 成子
総務部 政策課長 引地 洋介	総務部 管財契約課長 上總 雅裕
総務部 財政課長 佐藤 渉	市民生活部 次長兼市民課長 小倉 知美

総務部 危機管理課長	古谷勝弘	市民生活部 環境課長	千葉貴幸
市民生活部 税務課長	志野英朗	市民生活部 浦戸振興課長	菊池亮
市民生活部 保険年金課長	石村要	福祉子ども未来部 保育課長	佐藤聡志
福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴木和賀子	福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部公一
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本多佳子	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	総務部 総務人事課総務係長	石川宏
教育委員会 教育長	黒田賢一	教育委員会 教育部長	末永量太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子	教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子
教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩	選挙管理委員会 事務局長	目々澤恵一
監査委員	菅原靖彦	監査委員	伊藤博章

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午前10時00分 開会

○土見委員長 おはようございます。

ただいまから、令和5年度決算特別委員会の3日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、感染予防の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力願います。

これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

昨日の今野委員の質疑に対し答弁漏れがありました部分につきまして、生涯学習課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 昨日、今野委員からの質疑に答弁漏れがございましたので、ご回答させていただきます。

質疑のありました東北地区の青年の家、青年会館につきましては、東北各県にそれぞれ1か所ずつ設置されていますので、よろしく願います。

以上になります。

○土見委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑を行う委員は挙手をしていただき、指名を受けましたら質問席にて質疑をお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 皆さん、おはようございます。市民クラブの志子田でございます。

令和5年度の決算特別委員会でございますので、一般会計からということでございますが、まず最初に、全体的な令和5年度の状況はどうだったのかということ、主に財政的にお聞きしたいと思います。

資料No.8の368ページ、あと369ページ、この資料No.8の資料の一番最後に決算状況という表がございます、ここから、毎年、私聞かせていただいているんですけど、ここからというところを聞いても全部該当するから、便利な表だなと思って見ております。

左のほうの決算状況、令和5年度の収支状況とかいろいろ書いてありますが、主なる指標とかいろいろあるので、368ページから言える令和5年度の決算の総括といえますか、どういう

決算だったのか、そして、令和5年度の決算上の特色は何かということ全体を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、こちら資料の368ページをご覧くださいながら、この中で決算の特徴を申し上げさせていただければと思います。

こちら令和5年度の決算のまず特徴なんですけれども、歳入歳出規模、ともに260億円と240億円ということで、ここ数年あります新型コロナウイルス感染症対応事業ですとか、あるいは昨年度からの物価対応の事業分が、まずこの決算の中に含まれておりまして、大体、新型コロナと物価を合わせると大体十二、三億円ぐらいの事業費がこの決算の中に含まれております。

では、それを除いた通常事業の特徴はと申し上げたときに、令和5年度、例えば普通建設事業で塩竈市就学前教育・保育施設整備等補助事業ということで、民間の施設に対する補助事業を行わせていただいたので、普通建設事業は4億円の増ですとか、あとは通常事業で申し上げますと、扶助費の伸びはやはりまだ見られていまして、今回、扶助費もまた伸びているというところあります。

また、歳出につきましては、新型コロナ関係が落ち着き、今それが物価高騰に変わっている部分がありますので、そう考えますと、去年、令和4年度に行いました「しおがま応援券」ですとか、「がんばる塩竈事業者支援支給事業」ですとか、あるいは住民税非課税世帯に対する特別給付金事業の部分が皆減になっていますので、そういった補助事業で減になっている部分がございます。あとは再開発事業、令和4年度、最後の補助の部分と貸付けの部分ありましたけれども、その分も令和5年度がありませんでしたので、そういう特殊要因もちょっと落ちている部分あるかと捉まえています。

あとは、財政状況ということになりますと、今、368ページの左上にあります、昨日もお話幾つかいただきました実質収支、今回、歳入歳出の差引き9億7,000万円ほど出ました。ただ、これは前年度の比較ですとか、あるいは特殊な黒字要因、赤字要因を除いて、最終的な実質単年度収支、この表の中でマイナス11億円と、マイナスが大きく出た数字出ておりますけれども、こちらから何を見てとれるかといいますと、財政調整基金にちょっと依存した決算と、この数字を見ると出てくる部分がございます。

あとは、すみません、その右側の比率関係にも何点か触れさせていただきますと、例えば、

公債費関連、公債費比率ないしは実質公債費比率、こちらは5.2ポイント、4.6ポイントと、こちら数字は割と県内で比較しても小さい比較的優秀な数字となっていて、この表の中にも地方債残高等ありますけれども、こちらについても年々減っていて、今回の令和5年度も昨年度と比べて地方債の現在高はまずは減っている状況に今現在はあります。要は、公債費関連、地方債の残高については、ある程度落ち着いた一定程度改善されている数字を残せているのかという評価になります。

あとは、気になる部分なんですけれども、こちら、表の中に多分あるんですが、経常収支比率、今回こちらがちょっと前年度よりポイントが少し悪くなりまして、2.1ポイントほど経常収支比率が落ちている。こちら、経常収支比率、自治体におけるところのエンゲル係数といえますか、経常的な収入でどれぐらい見ているのかとなったときに、98%ほど、割と高い確率で経常的な収入が経常的な歳出に取られていると。これちょっとあまりよろしくない数字かと。こちらにつきましては、県内平均を見ても、経常収支はちょっと悪いほうに属していますので、そこは気をつけなきゃいけないところかと捉まえております。

すみません。大分かいつまんでさせてはいただいたんですけれども、特徴については、以上申し上げたところになります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。全般的な財政面からの評価、述べていただきました。

今いろいろ聞いたんですけど、財政課長の判断としては、令和5年度の決算を、もし点数をつけたとすると、50点が合格として、何点ぐらい、50点以上だったのか、あるいは49. 何ぼだったのか。どのように財政課長は令和5年度の決算を評価しますか。お願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 私個人の採点ということでお聞きいただければと思います。50点満点ということで、（「50点満点じゃなくて、100点満点のうち、50点が合格として」の声あり）すみません。なるほど、50点が合格として、もちろん100点と申し上げるにはまだまだ課題も多いですし、あるいは令和5年度の決算、どうしても、ただ、決算とは言いつつも、今後のことを考えたときに、じゃあ、備えるべき備え、例えば財政調整基金の残高がどうかですとか、あるいは、それを立ち回っていく、先ほど申し上げた経常収支比率がどうなのかという部分の懸案は残りますので、そういった意味では、少し減点要素はあるとは思っています。

ただ、財政見通し、この前の8月の各常任委員協議会でも申し上げさせていただきましたけ

れども、現時点での試算においては、まず、財政は成り立つということも申し上げられているということもありますので、というような点を鑑みまして、70点から80点ぐらいのポイントかと評価しております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

70点から80点ね。なかなかいい、いろいろマイナスのところもありましたけど、私もまあまあかなと。ただ、50点を合格としてということからすると、70点、80点はちょっとつけ過ぎたような気はしますけど。

ほかの方にも聞いてみたいと思います。

資料No.5、決算審査意見書の47ページです。

ここに「むすび」ということで、監査委員から見た決算の状況、要約してございますので、この「むすび」から、最初、47ページの上のほうの6段まで、ここまでお聞きしたいと思います。

実質収支は9億7,400万円の黒字、単年度収支は4億4,700万円、それから、実質単年度収支は11億622万円の赤字となった。片方では黒字なんだけど、片方では赤字ね。この辺のところを、では、「塩竈市の令和5年度決算は黒字だったのすか、赤字だったのすか」と、一般市民から聞かれたとき、「いや、黒字でもあり、赤字でもあり」というような答えになってしまうので、監査委員からは、どのような思いで監査を行ったか、その辺の感想をお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○土見委員長 菅原監査委員。

○菅原監査委員 それでは、私から、決算収支についてお答えしたいと思います。

まず、収支については、実質収支のほか、単年度収支などがございますが、やはり最も重要なのは実質収支であろうと考えております。実質収支は、健全化判断比率等でもございましたが、万一、赤字になれば早期健全化の判断材料になるというようなこともございますし、そういったことから、実質収支が黒字か赤字かというのがやはり一番大事だろうかと思います。その点では、十分な黒字幅を保っておりますので、全く問題のない数字であるとは考えられるところでございます。

ただ、単年度収支、それから、実質単年度収支の中には、前年度からの黒字分の引継ぎであ

るとか、それから、財政調整基金からの取崩しであるとか、そういった、実質収支は黒字であるけれども、その中身はというところが入っているわけでございます。

そういったことからいたしますと、前年度からの黒字分も引き継いでいるし、財政調整基金からの取崩しもあるということでもありますので、翌年度以降の財政運営にはやはり慎重なものが望まれると考えられるのではないかと思います。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもご解説ありがとうございました。

赤字と黒字の数字出ているけど、実質収支が一番大事なところだということでございますので、市民の方に聞かれた場合は、「塩竈は決算どうだったんですか」、そうしたら、実質収支ですから、「9億7,400万円の黒字でした」と、この一言を言ったほうが市民には分かりやすいと、そういう状況じゃないかなと思います。だから、あんまり、塩竈市は、赤字だ、赤字だと言われるところが多いので、「いや、黒字ですよ。9億7,000万円」ということを、私が説明するとすればそのように説明したいということでございます。

ここまでのことは分かりました。

それで、今の同じページから、この47ページの「むすび」というところでございます。その下のほうに、普通会計の財政状況を見ると、経常収支比率が2.1ポイント増加、そして、公債費比率は0.6ポイント減少している。ここ2行書いてあるんですけど、経常収支比率のことと公債費比率のことについて、監査委員はどのように評価なされているか、解説、お願いしたいと思います。

○土見委員長 菅原監査委員。

○菅原監査委員 まず、公債費比率につきましては、財政課長の説明等にもこれまでございましたが、大変低い数字になっていると。以前は10%を超えるような時代もございましたので、それに比べますと、非常に低い数字になっております。現状においては問題がありませんということで、今後の建設事業の動向によりましては、この公債費比率は大分変動いたしますので、それも慎重な対応というのは必要だと思いますけれども、現状においては問題ないと思います。

経常収支比率でございますが、経常収支比率は、やはり、この数字が高くなりますと財政の硬直化が進んでいるということでもありますので、100%に近いような数字になってきますと大

分気をつけなきゃならないということだろうと思います。それに対して、ここ数年、二、三年程度、経常収支比率が上昇傾向にありますので、その上昇要因等を分析するなどしながら、今後の財政運営に当たっていただきたいと考えられます。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

私も、特に公債費比率ですけど、年々下がっているから、いい数字になってきたんじゃないかなと思います。

それから、経常収支比率は、最初に財政課長言ったとおり、硬直化、去年とかは、あるいは3年ぐらい前は、結構いい数字も一時出たことあったんですけど、総じて言えば、ぎりぎりのところで運営されている、そういう状況かなと思いました。

ご解説ありがとうございます。

それから、このページのもうちょっと下のほうから聞きますね。9行目から11行目で、歳入の比較、国庫支出金はプラス3億3,585万円、寄附金はプラス2億3,526万円、市税はプラス1億5,200万円。それから、マイナスは、繰入金が2億31万円、繰越金が1億7,274万円、諸収入が1億2,690万円。ここ書いてありますね、こうね。このページの9行目から17行目まで。こういうことは、前年度の比較として出ておりますけど、こういう歳入の状況。

ですから、今まで、財政課長からも、監査委員からも、まあまあの黒字財政ですよ、塩竈市は、という説明なんですけど、その中でも、その分析をしていくとどうなのかなと。ここに書いてある歳入の前年度比較からしてどう考えたらいいのか、ご指導をお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 主に、財政状況の、じゃあ、歳入面から見たときにどうかということで申し上げさせていただきますと、令和5年度の歳入、特筆すべきは、市税が、今回、前年度と比べて1億5,000万円ほど伸びているというか、増加がありました。こちらは、各費目において総じて増加傾向があったのは非常にいいことかと思っているんですけど、とりわけ、個人市民税で3,600万円、あるいは法人市民税でも4,000万円、固定資産税でも4,500万円ほど前年度より伸びているというのが、まず一つ、市税としてはいい決算かと捉まえています。

あとは、一般財源ということでいいますと、交付税関係ですけれども、普通交付税は4,500万円ほど増えています。ただ、特別交付税も4,400万円下がっています。ということで、大体、

ここら辺で交付税分は増減が釣り合っているところなんですけど、さらに、臨時財政対策債ということで、国からいつも財源対策として出ている起債が、今回、去年と比べて1億920万円ほど、臨時財政対策債の額が下がったということで、財源的には少し、ある意味、臨時財政対策債、普通交付税とほぼ同様の財源ですので、そういった意味では、ここの落ちというのは少し痛かったのかと考えています。

ただ、返す返すも、最初に申し上げましたように、市税が、今回、1億5,000万円伸びたというのは、歳入の中で一つ大きかったかと考えております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 市税が1億5,200万円、前年度と比べて増えたんですね。主なものはふるさと納税かな、そういうこともあるんでしょうけど。全般的に、でも、市税のことを言えば、この47ページの11行から17行まで、市税のことで、総額は61億194万円、前年から1億5,200万円プラスになったと。

そして、特筆すべきことは、市民税、固定資産税、市たばこ税、都市計画税、軽自動車税、全ての項目で増加になったということですので、市の独自の収入、収入の中でも一番市の中心になるところの市税が、1年前よりも改善している状況じゃないかなと思います。ということで、いい状況に来ているんじゃないかと。

ただ、市民から言わせれば、それだけ取られたんだという思いもあるかもしれませんが、財政上は、そういうことで市税がよくなったということの意味です。

それから、ほかの歳入もね。だから、歳入の前年度比較をすると、プラスになったところは、やっぱり国庫支出金、寄附金、市税です。それから、マイナスは、繰入金、繰越金、諸収入ですから、中身もよくなっているんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺の、そういう解釈でいいのか。いや、そんなことはありませんよ、逆ですよっていうのか。その辺のところ、解説願えたらと思います。よろしくお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 すみません。先ほどの歳入で申し上げられなかったんですが、今回、寄附金が伸びている分も一つ大きい。これはふるさと納税、令和5年度、5億1,100万円ほどのふるさと納税の収入をいただきましたし、あと、寄附ということだと、去年、カメイ株式会社から1億2,000万円頂いているということもありまして、そういった意味で、寄附金が前

年度より伸びているというのありがたい財源として受け止めております。

あと、国庫支出金も3億円ほど今回伸びてはいるんですけども、こういった国庫支出金ですとか、こういう特定財源につきましては、歳入だけではなくて、それに係る歳出もあるいは当然かかっている部分なので、これは一般財源というか、財政でそのままいい方向に働かどうかっていうのは、またちょっと少し、あくまで補助金というのは、補助対象事業、歳出があつて、それに対する歳入ということなので、歳入が増えているから、じゃあ、その分、懐が潤っているかという、ちょっとそういったところではない歳入かと考えております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それから、ちょっと財政の話ばかりして悪いんですけど、これ、まだ委員から質疑された方いませんので、私、せっかく作ってもらった資料なので、資料No.9の8ページ、一番最後のところに、令和5年度決算分析指標レーダーチャートという表がございます。

亀の甲羅の形している表なんですけど、これ見ると、財政状況全般的に大丈夫だというような……。このレーダーチャート、県内の平均よりも、あらかじめ全部、平均、財政状況がいいという表じゃないかなと思うんですけど、この経常収支比率ほか6項目ありますけど、この辺のところの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 こちら、県内の市部平均を偏差値50として作られた表になります。項目なんですけれども、今おっしゃったとおり、大体、偏差値を少し超えた感じのチャートにはなっているんですが、唯一、経常収支比率のみ、ちょっと偏差値を少し下回った結果が出ております。

各項目、ご覧いただきますと、経常収支比率はちょっと一回除いた上で、連結実質赤字比率、本市、赤字出ていませんので。

あと、実質公債費比率、こちらも公債費関連については、ある程度今落ち着いた公債費、償還、本市ありますので、比率としてもそれが表れた結果になります。

将来負担比率というのは、返さなきゃいけない地方債、借金の残高なんですけれども、こちらも、塩竈市、減少傾向があるということで、こちら、ほかの市部と比べても、ここについても少し改善傾向というか、残高が、抱えている借金は少ない部類に属しているという評価

になります。

あと、積立金の現在高比率、こちらも偏差値は超えてはいるんですけども、ただ、こちらは財政調整基金や減債基金、あと、その他特定目的基金ということで、本市、復興財源でいただいている市営住宅基金がちょっと割合として多くて、ただ、市営住宅基金ですから、用途はちょっと市営住宅に限られているということもありますので、必ずしもその基金があるから、じゃあ、何でもお金が使えるではなく、特定目的の基金も含んだ数字というのは、ちょっとここは注意が必要かと捉まえております。

あと、地方債現在高比率、こちらは将来負担比率と少し似ている数字ですけれども、こちらも、地方債の現在高、塩竈市少なく、今、減少傾向にあるということで、比率としては比較的いい部類に属している結果となっております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

だから、結構いいよって、一番最初に、財政課長に、何点つけるのっしやって、50点が合格としてということなら、70点か80点と。ただ、レーダーチャート、こういう感じで見れば、そこまで、私は、50点で合格だとしても、60点から70点くらいの、でも、合格だなんていう決算でなかったかなと思います。これ見て、やっぱり、県内のほかに比べても遜色ないと。平均よりも、大体いい数字ですから安心してくださいという、こういうレーダーチャートじゃないかなと思ってお聞きしました。

何年か前ですと、レーダーチャートの亀の甲の六角形が大分いびつでしたからね。それに比べると、大分、皆さん努力なさって、すごくいい丸々と太った亀の甲になってきたんじゃないかなと、こう思っているところでございます。

じゃあ、この項は終わりにして、この中身、聞きますので、また、資料No.8に戻りたいと思います。

資料No.8の366ページに決算分析主要指標等の推移というのがございますので。いろいろ、この中でも、既に説明いただいたこともございますので、この中から、財政調整基金の現在高比率、これが15.4となっていますね。それから、地方債の現在高比率124.6、この辺のところ、財政調整基金も10年間のあれ見るとずっと伸びているんじゃないかなと思うんですよ。それから、地方債の比率も、今度は借金を返すほうですけど、124.6まで下がってきたんだと。

ということでございますので、その辺どっちも改善してきているんじゃないかなと思うんですけど、そういう理解でよろしいのかどうか、お願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、財政調整基金の残高比率、あるいは地方債現在高の比率についてのお尋ねでした。

まず、財政調整基金の残高なんですけれども、今回、確かに15.4ということで、昨年より0.2ポイント改善されて、残高が少し増えているということ、金額ベースでも5,200万円ほど去年より金額は上がっております。

ただ、こちら、去年も申し上げさせていただいたと思うんですけれども、県内で見たときに、県内14市、ただ、今回、少しランクアップしまして、去年だと14市中13位だったのが、今回は14市中11位ということで、そこも少し順位は上がっています。ただ、去年も申し上げましたが、残念なことに、県内の平均26.1ポイントということで、大分水をあげられています。26に対しての今回15ですので、塩竈市の平均でいえば、大体、塩竈市の標準財政規模は120億円ほどですので、例えばこれが20%というとならば24億円、塩竈市でいうと24億円から30億円近くの残高を持って初めて市内平均の水準と言えるといるところにあるので、そこを比べれば、残高は増えているけれども、まだ満足できるレベルではないかとはちょっと申し上げなきゃいけないところだと思っています。

あと、地方債現在高比率、こちら借金の残高については少し減っているということもありまして、14市中4位ということで今回数えさせていただいたところ、結果はあります。地方債現在高も、決算特別委員会の資料でご用意させていただいているんですが、推移を見ますと塩竈市だけがずっと減り続けているという部分があります。これは昨日もお話ありましたけど、震災復興期間、地方債の借入れを復興財源で代わりに行えたですとか、そういう抑制要因はあったものの、あるいは、そういう抑制に努めてきた結果、今これぐらいの水準まで落ちているとは申し上げられるかと。

ただ、先ほどのちょっと点数の話もある中でちょっとなんですけども、令和5年度の決算はこのように捉まえることはできますけれども、例えば、財政見通し、今回の8月の各常任委員協議会で申し上げた重点課題等が今後控える中で、例えば、重点課題では多額の地方債の借入れが出てきたりですとか、あるいは、そこで所要額という部分も出てきますので、ここに関しては、あまり、令和5年度の決算に甘んじることなく、ちょっと引締めていかなきゃ

いけないところかと財政としては捉まえております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

よくなったよって言うてんだけど、やっぱり財政課長は将来のことを心配してそのように言うてくれました。でも、数字的には、ここ10年間でずうっと改善しているということでございますので、心配なくなってきた状態じゃないかなとは思いますが。

それで、今これ聞きました、地方債の残高比率、それから、公債費比率、よくなったと。それから、この表の366ページの下のほうには3つのこと書いてあります。実質公債費比率、それから、公債費負担比率、それから、単独事業費比率でございます。

実質公債費比率、これも年々よくなって、ここ3年間は4.6、4.2、4.6でございますので、ほとんど少ないから、ということは、今までやってこなかったと、裏返しすれば、これからだ。これから、新庁舎なり、廃棄物の焼却場なり、これからどんどん新しいものを造っていかなきゃない。やっていないので、これだけ、公債費比率、公債費負担比率が少ないんだと思います。10年間ずっと下がり続けてございます。

それから、単独事業費比率も、これ、2.4というと相当低めの数字でございますので、そういう事業も、多賀城市はもうちょっと低いですけど、県内で比べると相当塩竈市は低いわけでございますので、こういう事業をやらなきゃないんじゃないかというのが表れている表だと思って、私は質疑するんですけど。そのように考えるべきなのか。いや、この数字だけで、新しい事業は難しいよっていう数字なのか。どのように理解したらいいのか、解説お願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今、実質公債費比率、公債費負担比率、その下にあります単独事業費比率ということで、その単独事業費比率が2.4%ということで、大分少ないんじゃないか。この時宜に単独事業をもっとやれないかというご質疑かと受け止めました。

確かに、この単独事業費比率、これまた、県内市のランクで見ますと、一番低いのが隣の多賀城市で1%台を割るんですけども、塩竈市が2%台。ただ、ほかの市町ですとかは3ですとか、4ですとか、5ですとか、一番高いところですよと10ポイントを超える市もございます。ただ、財政としましては、もちろん、やらなきゃいけない、すべき事業はもちろんす

るということはあるつつも、まずは財源のことを考えたときに、補助事業をまずなるべく、有利な財源ですとか、国庫支出金を活用した事業をまず取り組んでいければと考えておりますので、比率としては、補助事業の比率で上げていければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

最後のほう、ちょっとあんまり、声が小さくてちょっと理解できなかつたんですけど、いい数字ですから、大きな声で答弁をお願いします。

これに関わって、別なことを聞きます。

同じ資料No.8の363ページには、基金残高の推移の表がありまして、下のほうは5月末日現在ということでございます。どのぐらい基金がたまつたかということでございます。借金はずっと返してきた、基金はたまってきたということでございますが、じゃあ、具体的にどうなのかということで、基金の残高の推移でございまして、363ページ。

ここを見て、財政調整基金、毎年ずっとため続けて、19億5,100万円って書いてあるような気もするんだけど、ここに。大分ためたなと思っております。

それから、庁舎建設基金12億1,300万円。庁舎の建設基金です。新たな庁舎を建てようと思ってためてきた。うちを新築すつべと思って、住宅ローンの頭金をためてきたお金がここには12億1,300万円です。

それから、ふるさとしおがま復興基金21億円。

それから、先ほど財政課長は市営住宅の基金はそれ以外の目的には使えないけどって言っていましたが、それも40億3,600万円あります。

全部足すと122億円ですね。基金が122億円あります。こういう状況を見て、そういう新たな事業を立てられるくらいの体力が出てきたんじゃないかなと私は思うんですけど。あるいは、ずっとため続けてきたから、これでもって住宅ローンでいえば頭金はそろつたんじゃないかなと、そう私は思うんですけど、どのようにお考えなのか、この解説をお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 基金残高についてお答えいたします。

今この基金の一覧でご覧いただきまして、基金全額足しますと122億円ということで、数字は大きい。ただ、すみません、先ほど申し上げてきたことと重複もするんですけども、ま

さに今委員おっしゃってくださったように、例えば、市営住宅基金ですとか、目的が特定というか、特定の目的のために使う基金ということもありますので、当然、基金が、何でも使えるお金でもないものもまずあるということはちょっと1回踏まえていただければと思います。

あと、財政調整基金については、ここ何年か、少し増えているんじゃないかというお話ありました。ただ、これに関しては、年度末のその時点で、今回ですと、令和5年度末19億5,000万円ほど積み上がってはおりますが、令和6年度当初予算を編成組む際に、取崩しを8億2,000万円ほど、さらに、令和5年度も8億7,000万円ほどということで、8億円から9億円近くを取崩しを行わなくてはいけないという課題を抱えていますので、瞬間最大風速で19億円、20億円近くあるよとは申し上げつつも、結局、ただ、次の瞬間には取り崩して運用ということになりますと、実際イメージできる残高としては、10億円を少し超える程度かと。という部分につきましては、これはまだちょっと心もとない数字として捉えるべきと考えております。

あとは、庁舎建設基金も12億円ということで、今回、令和5年度の決算の中で2億円を積みさせていただいて、残高は増えているんですけども、ただ、庁舎建設、これからではありますけれども、ただ、それに対しての庁舎建設基金はまだまだ積むべきと捉まえております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

財政課長だから、心配のところは出てくると思いますけど、いい数字、そういう体制になってきたんじゃないかと思って聞いたところでございます。

塩竈市は、数字的にそれだけ見ればいいけど、県内と比較してどうなのやという心配もございますので、資料No.23、決算特別委員会資料の62ページ見てください。

市民1人当たりの普通会計地方債残高の県内14市比較、これ、本当に返さなければならない借金返済の額でございますけど、塩竈市、市民1人当たり地方債残高が、これ、単位が1,000円ということは33万1,900円なのか、331万円なのか。ちょっとそこ、どっちなのか、教えてください。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 すみません。こちらの表、単位が千円となっていましたので、331.9と

ということになりますと、1人当たり33万1,900円ということになります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 33万円ね。だから、あまりにも少ないから、読み違えたかなと思って確認したんですけど。あと、1人当たり、市民の、会計上返さなければならぬ地方債は33万円しかなくなっただけです。だから、ほとんど前の分のローンは終わっちゃったから、そういう数字じゃないかなと思ってこの表を見させていただきました。

ですから、ほかの市町村を見ると、相当、市民1人当たり、仙台市だと71万円、そういうことになっていますね。だから、ほかの市から比べても相当低いですから、そろそろ住宅ローン返し終わって、ほとんど余りありませんから、新しい住宅を建ててもいいんだなというようなところに来たんじゃないかと思って、こここのところの表を使わせていただきました。

そういう認識でいいのかどうか、またお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 ローンの返済という部分については、ある程度、一定の落ち着きまで下がってきているかと思えます。ただ、新しい借入れ等、先ほども申し上げましたように、今、現実問題、具体的に重点課題、これ間違いなく、起債の借入れ多額に上りますので、こういったものがまさにそういう新たな借入れということで出てくるのかと考えております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

どこまで聞いても、財政課長は慎重だからね。

市長は、いかが思いますか。こういう数字を見て、そろそろ余裕出てきたんじゃないかというようなことは、判断はどのようになされるでしょうか。お願いします。

○土見委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これ、普通会計の地方債残高ということですから、これに企業会計、特別会計入ればどうなのかというのは、多分、志子田委員のほうがよくお分かりのことだと思っております。

僕とすれば、市長にならせていただいているからの判断は、やっぱりトータルで見せております。それと、単年度で予算を組む場合と、やはり単年度といっても、その背景にある抱えている課題が、例えば、ごみ処理場、市役所の庁舎、市立病院、学校の再編など、今まで積み残し

てきた案件のこれからのことを考えると、これは全くと言っていいほどの数字の厳しさは何も変わっていないと。

あと、5年間たって物すごく感じることは、これはそのまちによって、捉え方も、生きてきた過程も、環境も違うので、あれなんで、僕は、日銭商売っていうのか、その日暮らしで、分かりやすく言えば、やってきている傾向があったのではないのかなあと考えているところがあります。それはあくまで僕の受け止め方ということになります。

建物でも、当然古くなるわけですから、耐用年数がある。耐用年数を目指して、50年なら50年という考え方で、その次の段階を考えるのか。どの時点でそういうことを考えていかなければいけないのか。そういうことをやっぱり常に意識しながら、それぞれの事業についてはより慎重にやらなきゃいけないし、実は、市役所の庁舎にしても、ごみ処理場にしても、耐用年数はとっくに超えている現状があつて、それをどうやって次の世代に持続可能な形でやらせていただくことが必要なのかということは、常にこういう数字を見ながら、ただ断片的に、じゃあ、普通会計だけ、地方債残高だけで見ると見方もあるだろうし、全体を見ての見越し方もあるだろうし、これまで積み上がってきた借金、それ、トータルで考えたときにまだまだ返さなければいけない責任もある。

ですから、その辺含めて、慎重に議論していかなければいけないだろうとは考えています。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

○土見委員長 どうぞ、席へお戻りください。

鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 会派かいしんの鈴木新一です。ひとつよろしくお願い申し上げます。

まず、令和4年度からスタートした第6次塩竈市長期総合計画、持続可能なまちづくり、その目標の第1に考えることが、子どもたちの笑い声があふれるまち、安心して出産・子育てができる環境整備、伴走型総合支援とあります。

私からは、子ども・子育て支援からお聞きしたいと思います。

まず資料No.8の18ページをお開きください。

第1節、「妊娠」から「子育て」までの切れ目ない支援体制の構築とございます。

まず、子ども医療費助成事業について、お尋ねしたいと思います。

「子どもに係る医療費の窓口負担分を助成することにより、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。」とあります。成果と

しては、令和5年度から所得制限撤廃した結果と記載がございます。非常に私も重要な案件だと思っておりました。

質疑です。令和4年度助成受給児童数が5,412名、令和5年度には6,763名で、増減、1,351人ほど増えております。その主な原因、要因をお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 子ども医療費助成の令和4年度、令和5年度の差についてご質疑をいただきました。

一口に言いますと、令和5年10月以降、所得制限が撤廃となりました。所得制限により令和5年9月までこの医療費助成を受けられなかった方々が、10月以降、受けていただけるようになったというのが理由でございます。

以上です。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

もちろん、そうだと思いますが、それで、現在、その財源は県の支出金と市の一般財源、国庫支出金はないようなんですが、これに伴って、どんどんいずれ、要は、医療費が負担になるとと思いますが、まず、この医療費助成事業のことにに関して、どこに申請をして、証明書のなものがあるものなのかをちょっとお聞きしたいです。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 手続の窓口、受給者証、そういったところにつきましてご質疑いただきました。

市民の方々の手続の窓口といたしましては、市役所の保険年金課、私どもで手続、窓口をさせていただきます。具体の手続といたしましては、お子様方がいる世帯、当然、お生まれになった方々にもお知らせをさせていただきます。市のほうに、我々のほうに手続に来ていただいて、子ども医療費受給の受給者証というものを発行させていただきます。それを医療機関の窓口に提示いただくことによって、現物給付といえますか、窓口での負担なしで医療を受けていただくことが可能となってまいります。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 じゃあ、ちょっと重ねて確認です。

その受給者証を取りに来てもらって、それを医療機関に提出すると、こういうことでよろしいですか。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 さようでございます。

言わば、保険証をお見せするのと一緒に受給者証を見せていただくような段取りで受けていただきます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 じゃあ、関連して。

ふと考えれば、近々にこちら塩竈市に引っ越された方なんかの周知というか、分からない方もおられるでしょうから、そういった場合はどうなされるのかなと思って、お聞きします。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 市外の市町村から転入された場合でございますが、当然、市民課で転入の手続をしていただきます。そのときに、市民課でお手続の際に、関連するといえますか、1シート、こういった手続、忘れずにしてくださいね、こういったサービス塩竈市にありますよっていうものもお渡しをさせていただきます。それでもってご案内をいただいて、同じフロアにございますので、手続をしていただけるというような、そういった流れをつくっております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

親切丁寧に、同じ課内でやってくれば非常に助かるかなと思っています。

もっと、ちょっとしつこいわけじゃないですけども、親が所得制限撤廃を知らずに医療費助成を受けられない子供っていうのはおられるのかなと、ちょっとだけ考えたんですけど、その辺はどうでしょうかね。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 令和5年10月の所得制限の撤廃に伴う、その制限を受けられた方へのお知らせといえますか、手続の部分でご質疑いただきました。

令和5年10月の段階で、そういった方々にはお知らせを個別にさせていただいています。当

然、市のホームページとか、広報などでもお知らせはさせていただきましたけども、お知らせはさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

当然、うっかりっていうか、余裕のある方は気づかないでおられる方もおられるし、本当に赤ちゃんとかの子供さん、お孫さんで、ちょっと気づかない方もおられるかも分からないもんですから、重ねて、これに関しては、少子化ということもあって、市では非常に大事な宝なものですから、医療費控除も含めて、経済負担も軽減できますので、周知徹底というのを絶えず何か、チラシなり、回覧なり、広報なりに記載させていただいてお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、次は、決算特別委員会の資料No.23の11ページをお開き願いたいと思います。

ちょっと話を変えます。

各課の職員数及び時間外勤務の状況ということで、令和元年度から令和5年度という5年間、各課の時間外勤務状況を拝見しますと、令和元年度、令和2年度はほぼ横ばい、令和3年度、令和4年度がコロナ禍で時間外が非常に増加しておって、令和5年度は令和元年度よりも減少している傾向が見られます。

そこで、ちょっとお尋ねなんですけど、単純に減少した要因は何かということをお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 令和5年度の時間外勤務の減要因ということですが、まず一つが、やっぱり新型コロナの業務の減ということが一つかと思います。あともう一つ、令和5年度時間外勤務について、管理徹底ということで、部内での管理徹底というものを強化してきましたので、その成果かと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

それに関連して、残業に関して徹底したっていうことですので、内容をちょっとだけご確認したいんですが、一般的な企業で考えれば、当然、事前スケジュール表を提出するなり、事

前申請するというような、上長に、普通はそんな感じで必要不可欠な作業だと思いますが、そういったような流れというか、もちろん決まりあると思いますが、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○土見委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 まず、時間外の管理ですけれども、まず、日々の時間外勤務の管理につきましては、当日の4時までに各所属長に時間外命令というものを提出します、各職員が。その当日、残業終わった後、または翌日に、各課長に対して、実績どうでしたっというものを、今、庶務システムというもの入っていますので、そのシステムで申請をいたします。

また、もう一つが、今時間外の管理ということですので、毎週、各部で部内会議というものを開いておまして、そういう中で、各週ごとに、時間外勤務の多い職員について、部長とかに報告をいたしまして、その状況を部内で把握するということを徹底しているという状況でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

昨年よりは随分ぽつと進んだなあと思っております。昨年もこの感じを聞きましたけど。

それに関連して、今のようなシステムというのが、庶務システムというのが何かあるようなんですが、詳しく分かりませんが、時間外勤務の、要は、私も7月に北海道の富良野市に行ったときに、2年前に新庁舎を建てたときにデジタル化というのがすごい進んでいまして、全てデジタル化になっておりましたので、ちょっと参考に。

デジタル化による職員の部署、課所の確認が取れて、なおかつ、常に上長が確認できて、最終的には副市長、市長も閲覧ができるような、そういうシステムの構築なんかが、できれば、例えば日報のような形で、指示、報告、相談、グループトーク、もしくは、テレワークなどができるような気がするんですが、今の庶務システムというのは、こういったようなシステムなのか、ちょっとだけ具体的に教えていただければ。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現在の庶務システムでございますが、様々な機能が組み込まれておまして、例えば、財務会計システム、支払いを行うシステムのほか、先ほど、総務人事課長から話がありました、そういった出退勤を管理するシステム、あとは、起案を行うシステムな

ど、様々なシステムが庶務システムには組み込まれている状況でございます。

あと、そのシステムとは別に、グループでトークですとか、そういったチャットのやり取りができるL o G oチャットという機能も別で備えております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

それは、昨年から実施しているわけですかね。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 庶務システムについては、昨年よりも以前から導入はしております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 それを、ぜひ、もうちょっと我々にも教えていただきながら、要は、簡単に言うと、生産性を上げるためには、そういったような、全員が行動範囲、業務内容の報告、もしくは上長、もちろん最終責任者まで、管理職も含めて行動が明確に見える化になれば、誰が遅い時間まで何のために残業しているのかっていうのを明確にできますので、無駄がなくなるともちろん思います。ですから、生産性が非常に向上するのかなと思ってまして。今まで過去の例を見ると、随分長い時間残業されていたりとか、無駄とは言いませんが、ロスが多かったんじゃないのかなということをつくづく考えておりましたので、そういうシステムを導入することによって、もちろん経費はかかるんですけど、それ以上の成果が出て、この役所業務、行政サービスが進めばなお結構かなと思っておりましたので、より一層、我々にもちょっと少し公開していただいて、こんなシステムですよって教えてもらえれば、参考になったり、また、こちらからのアイデアを出せるような気がしますので、どうぞ、ガラス張りにしていただいて業務遂行をお願いしたいと思います。

次に、今度は、ふるさと納税の寄附額についてお聞きしたいと思います。

資料は決算特別委員会資料No.23-2の別冊1というのをちょっと見ていただいて、6ページでございます。お聞きください。

単純に過去5年間の実績を拝見すると、令和元年度が8,923万円の税込、令和2年度が1億5,280万円、令和3年度が3億2,487万円、令和4年度が3億9,297万円、令和5年度で5億1,146万円、ぐんと上がってきました。毎年平均、平均ですよ、私、計算機で計算したら、

160%ぐらいずつ、平均で上がっておりますが、その要因をちょっと教えていただきたいなと思います。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらはふるさと納税の増要因でございます。

令和5年度につきましては、令和4年度と比較しまして約30%ほど寄附額が上がっております。その要因でございますが、まず、全国的にふるさと納税への関心が高まっているということがまず1点挙げられると考えております。国でも集計したところ、昨年度、ふるさと納税の規模が1兆円を超えたということが報道でございました。

また、昨年度はふるさと納税の制度改正がありまして、中身なんですけども、今までふるさと納税の募集に要する経費、こちらの先ほどご紹介いただきました資料にも載っておりますが、これを5割を超えてはいけないというようなことで、その対象経費が昨年度拡大されております。それによって、寄附単価、御礼品の寄附の割合も、各市町で今まではやれていたものをちょっと下げなきゃいけないということになってしましまして、その影響でもって、9月にかなり寄附額が一時的に駆け込みで伸びたというような傾向がございまして、昨年度はそういった増要因となっております。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 皆さんもご存じのとおり、県内は気仙沼市が約100億円ぐらいにまでもう伸び上がっているのかなということがあって、差の開きが大きいなと思っておりますが、我が塩竈市も努力しながら、たしか、昨年聞いたときには13位ぐらいで、今年も5億円超えてきて、今や10億円を目指すということはお聞きしていましたが、ぜひ、そういう方向で進んでいただきたいなと思っております。

関連して、今後の、いつまで続くか分かりませんが、課題として、全国への広報含めた商品構成などは、どのようなプロモートというか、今年から変わったんですけど、昨年までどういう考えで毎年更新してきたのか、ちょっと具体的な話をお聞かせ願いたいなと思います。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 昨年度まで、様々なポータルサイトを活用して寄附のふるさと納税を募ってきたところでございます。

今年度は、さらに、そのポータルサイトの中身、例えば、商品を写している画像を刷新して

いる作業を今現在行っているところでございます。また、あとSNSを活用したプロモーションですとか、メルマガの登録の促進などを行いまして、できるだけ塩竈市を知っていただく機会の創出に現在努めているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 今、引地政策課長から出ましたが、今年から変わったということ。これは関連してですが、今までの5年間の経験と、反省も含めてでしょうけど、その新しい業者の方にその内容の引継ぎとかアイデアなんかを協議したり、打合せをされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 今年度から業者が替わっておりますけども、昨年度の業者からしっかり引継ぎは受けていただきまして、我々も、現在、月1回の定例会を設けまして、今の中間事業者と密に連携を取りながら進めているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 それでは、このふるさと納税の使い道ということで、資料No.23-2の別冊1の8ページに、よくよく見ると、令和4年度、これ、4つのプロジェクトの仕事内容とか使途があるんです。令和4年度は、寄附金の大きな額でいうと、2億3,900万円が公園施設長寿命化計画策定事業とか、安全・安心まちづくり推進事業なんかで使われているようなんです。あとはよろこび実感プロジェクトということでは、産前・産後サポート事業ということで市長肝煎りの新婚さんいらっしやい事業、“こんにちは赤ちゃん”誕生祝金贈呈事業とかに使っていただいている。やりがい実感プロジェクトでは中心市街地商業活性化事業、にぎわい実感プロジェクトでは塩竈みなと祭協賛会助成事業ですね。

令和5年度になると、すみよさ実感プロジェクトでは高齢者福祉計画とか、よろこび実感プロジェクトではやっぱり“こんにちは赤ちゃん”誕生祝いギフト贈呈事業、やりがい実感プロジェクトではやはり「みやぎの台所・しおがま」推進事業とか、浦戸再生プロジェクト推進事業を入れてもらったり、にぎわい実感プロジェクトでは子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業、最後に、ふるさとの海が見える学校再現プロジェクトとかあって、いろいろそういう市の要は元気な塩竈にするようなお金の使い方を使途としているなということで、

非常に私も感心しておりました。

そこで、ちょっと私考えたのは、この使い道、用途を市民から公募するというようなアイデアはどうなのかなあと思って、それに対して順位をつけたりして、商品券を、塩竈市の食べ歩きの券を家族ぐるみでやるとか、ペアでやるとかっていうような発想で、みんなが参加できる。

これは当局で考えたプロジェクトの用途の業務内容だと思いますが、これ、市民にも公募して参加したりしたら、もっとまちづくりっていうものに協力してくれるのかなと思ったり、理解してくれるのかなと思っていますが、その辺をちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらの用途でございます。

令和4年度からは、すみよさ・よろこび・やりがい・にぎわい実感プロジェクトということで、寄附された方にこの4つの項目から選んでいただくというような仕組みで現在進めております。この4つの項目は、本市の第6次長期総合計画の未来創生プロジェクトで掲げている項目と同意となっています。

今、委員から提案いただいた市民からの公募ということで、この用途を選んでもらえるというようなことも一つ大切な取組かと思しますので、それがちょっと実現可能かどうかについては、検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 そうですね。ぜひ、そういうような感じで、みんなが一緒になって、そういうものに対しては参画できればいいかなと思っています。もちろん、愛する塩竈市の産品を広く全国の方々に知っていただき、多くの方々からリクエストが来て、その寄附金によって事業が、市民の皆さんで決めたことで喜んでもらって、塩竈市の目指すシビックプライドに参画できれば素晴らしいことだなと思っています。

続きまして、資料No.8、272ページから274ページにまたいでいますが、特に274ページを参考にさせていただきながらということで、第6章第2節、生活にうるおいを与える生涯学習・生涯スポーツの展開ということで、スポーツ施設管理運営事業、予算で一般財源1億300万円、施策としては指定管理者制度による運営を活用しながら、スポーツ施設の管理と、各種スポーツ教室や健康講座等を行うことにより、市民の様々な意見に応じたスポーツ普及と推進に取り組み、各年齢層の健康及び体力増進を図ると。

2、屋外スポーツ施設のことをちょっとお聞きしたいなと思ひまして、「野球、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどを行う清水沢近隣公園スポーツ広場等の施設を開放し、市民等の健康、体力増進とともに、体育、スポーツの普及及び振興を図る。」とあります。これはすばらしいことだなと思ひていますが、ここで質疑です。

274ページの2の屋外スポーツ施設、利用状況は、令和3年度から令和5年度まで、総じて大きく変動は見られないようですが、一部、清水沢公園スポーツ広場と新浜公園グラウンドが約半減しました。件数は変わらないようなんです。この2つの半減した要因をちょっとお聞かせ願ひたいなと思ひます。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 ご質疑ありがとうございます。

件数についても若干減少はしておるようなんですけれども、利用者につきましては、各団体、例えば野球ですと、参加する人数の方が減少しているという部分も聞きますので、そういったことが今回の減少の要因になっているかと思ひます。

以上になります。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木(新)委員 なるほど、分かりました。

塩竈市のスポーツ少年団野球チームも6つから4つに減って、そういうので人数もかなり減っている。各チーム30人いたのが、20人とか、15人とかになっているチームもありますから。件数は同じでも人数が減ったという解釈でよろしいんですかね。

次に、利用者からの声ということをおつと常々聞いておひまして、清水沢公園の野球場、公園なんですけど、防災の関係もありますけど、やまやさんから塩釜ガス体育館に抜けるあの坂道というか、上り坂、下り坂になりますが、その道路側に公園のほうにフェンスあるんですけど、斜めに倒れているんです。結構、3メートルぐらい高いフェンスなんですけど、15メートルぐらいは斜めになっていたかな。非常に大きく傾いて、ロープで木にくるんで倒れないようにしている状況を、ついこの間、9月の初めにスポーツ少年団の野球大会、塩竈の大会がございまして、県内から52チームほどお呼びして開会式をやらせていただいたんですが、そのときに親御さんからちょっと相談を受けてびっくりしまして、これはまずいなと思ひまして、もちろん、その辺の付近で散歩されている方とか歩いている方も非常に危険かなと思ひまして。改めて、指定管理になっている、もちろん、公園でございまして、その辺の、要は、

意見なり、要望なり、例えば危機管理なりの部分で、そういう協議会みたいな、打合せ会議みたいなもので、危険予知とかそういうものというのは開催しているのかなと思って、その辺をお尋ねしたいなと思いますけど。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、清水沢グラウンドのフェンスが大分傾いていまして、今、見積りを取りまして、あと、ロープでくくりつけまして道路側に倒れないような手続は、指定管理者と共に話し合いをしながら進めているところでございます。指定管理者とは、危険とかそういった部分、安全安心な施設管理できますように、月1回の打合せをしまして、よりよく進むようには話し合いは続けているところでございますので、引き続き、そういった形で皆さんの意見に答えられるように進めていきたいと考えております。

以上になります。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

この辺は相当緊急性のあるものと私も察知しましたので、そのうちっていう話では全くないと思いますので、速やかな対応を重ねてお願いはしたいと思います。

それに伴って、近隣では、清水沢公園含めた月見ヶ丘グラウンドというのが玉川中学校の上でございます。いずれにしても結構広いグラウンドで、二又スポーツ広場も新浜公園グラウンドもそうなんですが、野球なり、サッカーで使われることがあったり、グラウンドゴルフも使っている。

何を言いたいかっていうのは、その施設管理含めた、塩釜市体育協会になるのかな、いずれにしても、その団体からの年間スケジュールっていうのはぼこぼこ入っていると思いますが、再度、その近々になったときに、どのぐらいの規模や、どのぐらいの人数が来るかっていうのはある程度掌握していただいて、事前な整備とか、特に夏場は草刈りなんですけど、そういうものを、県外から来る方もおられるし、市内だけで使っているわけでもないもので、ちょっと劣化というか、その辺の意識が足りないのかなっていう気が、私、非常にしてまして、その辺をちょっと、どうなのかなとお聞きしたいところなんですけど。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、今貴重なご意見いただきました

ので、これからということではなくて、すぐにでも利用される方に利用しやすい環境を整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 春先にグラウンド開放委員会とか、学校開放委員会というもの、当然、あるんです、2月頃に。それだけで、その後のいわゆる経過打合せとか、進捗状況の、2か月に一遍ぐらいでもいいですから、そういうような意見交換会なり、使用者の代表の団体の方との打合せというのは、今まで何十年と私やっていますが、ないんです。ですから、やっぱり声を聴取して、聞いて、いろいろ相談窓口になるっていうのは必要不可欠ではないかと思ひていますので、重ねてお願ひはしたいと思ひます。

あともう一個、ちょっとこだわりますけど、月見ヶ丘グラウンド、玉川中学校の上なんです、既にもう記憶では50年以上お借りしていると思ひます、阿部勘酒造店さんから。本当にそのグラウンドなんです。ずっと前から言っていますが、仮設トイレしかないんです。あそこだけが公園の中では仮設です。あまりにも、衛生管理上、ううんと思ひて、そんなに借りているんですから、ちょっと水飲み場とトイレぐらいは、新設というか、造っていただいて、そういう利用者というか、もちろん市の方が多いんですけど、時々、あそこもう県外からの大会なんかあって利用しますので、重ねて、その辺も、水道管理というか、水道の蛇口の管理とかも含めてお願ひしたいんですが、その辺どうでしょうか。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 貴重な意見ありがとうございます。

私どもも、大分、トイレなんかは古くなっている、そのように認識してございますので、こちらの部分につきましては、引き続き、整備していくように進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 最後にですけれども、野外施設に関しては、以前からそういうようなご指摘を多くの方からももちろん受けておりますので、「生活にうるおいを与える生涯スポーツ」ということを訴えて塩竈市でも掲げていますので、その辺の市民の利用者の方からの声でございますので、私は代弁しているようなもんですので、ぜひとも、そういうものを積極的に、据え置かないで、前向きに検討していただきたいと思ひます。

私からの質疑は以上です。ありがとうございました。

○土見委員長 志賀 勝委員。

○志賀委員 かいしんの志賀でございます。よろしくお願ひします。令和5年度の決算の審査について何点かご質疑いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、資料No.8、56ページ、57ページ、58ページでちょっとご質疑をいたします。

まず、学校給食運営事業ということで、先般、学校給食の無償化等々、ちょっと議会でもいろいろ話合いが持たれましたが、まず、給食費の管理費の質疑をしたいと思ひます。

小学校のほうに、1、衛生管理の実施というところで、5番に害虫駆除作業というものが入っております。移りまして、58ページ、こちらの中学校のほうには、害虫駆除作業の項目はございません。そして、移りまして、60ページ、学校給食指導管理事業に、4番目、給食施設燻蒸という消毒っぽい名前が出てきているんですけども、こちらの関連性についてお伺ひいたします。

○土見委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校給食の害虫駆除に関するご質疑をいただきました。

まず初めに、小学校の管理費の中で害虫駆除作業というものが入っておりますのは、害虫の発生が確認された学校1校につきまして、こちら、害虫駆除の委託を行いました。

そして、中学校にこの費目を書いてないというところでは、中学校ではそのようなことがなかったということで費目がございません。

続きまして、60ページの学校給食指導管理事業の中の4番、給食施設の衛生管理という中で、給食施設の燻蒸（年2回実施）という部分では、こちら、年2回、市販の害虫駆除の燻蒸殺虫剤によって給食施設の燻蒸を行うこととしております。そのための費用ということになっております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうしますと、今、学校の給食室の害虫駆除ということは、防虫防そという考え方が普通なんですかね。それに関しては、発生した場合にのみ、費用を割いて消毒をしているということとで間違いないでしょうか。

○土見委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校給食室、調理室の点検は日々行うようにいたしております。そして、虫などを見つけた場合は駆除するということで、日々作業を行っているところですが、発生している状況が通常よりも多いという場合は、そういった費用をかけて駆除するということをいたしております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

一応、こちらの事業の現況と課題にも、学校給食施設の老朽化で環境整備を継続する必要があるとうたわれております。恐らく、栄養士とか調理員の方が、目視、もしくはその作業中に点検されているのかと思うんですが、通常ですと、業者の方に定期モニタリングをお願いして、虫の数をカウントとかして、必要な場合に消毒を入れるという作業を実施しているところが多いものですから、ちょっと、この予算見ますと、予算額6,100万円ですかね、決算額が5,400万円ということで、節約はされているんでしょうけども、まだ予算に余裕があるという見方でも大丈夫なんでしょうか。

○土見委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 こちらは全体の金額の決算額ということで、様々、委託などの費用も入っております。そういった中での差額もあるということですが、こちらの防虫駆除に充てることができるかどうか。そちらはちょっと、必要に応じてそちらは対応してまいりたいと考えております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

せっかく予算化しておりますし、一応、学校の給食室、急に新しくしろと言ってもなかなか難しいですから、掃除と、あと、そういった衛生管理というところをきちんと行うことによって、施設管理の精度というのは上がっていくはずなので、せっかく予算を割いていますので、そのところをもうちょっとしっかりやっていただいてもいいのかなというところで、ご質問いたしました。

あと、56ページの下のところ、親子給食（第二小学校、玉川小学校）の運搬費、計上されています。これの作業の内容をちょっと教えてください。

○土見委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 56ページ、その他、（3）番の親子給食（第二小

学校、玉川小学校)の運搬費の内容でございます。

こちら、玉川小学校の分の給食を第二小学校で作って運ぶ、そして、食器なども運搬するという作業をしておりますので、そのトラックの運搬作業に係る費用となっております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうすると、この運搬作業については、給食があるときだけ動いているということでしょうか。

○土見委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食があるときの作業となります。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちなみに、給食を運びます。食器を片づけます。稼働で大体どのくらいの時間を予定されているでしょうか。

○土見委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ちょっと正確な時間は把握はしておりませんが、まずは第二小学校と玉川小学校の間の運搬の時間、それから、給食を運ぶ時間、それから、片づける時間ということで数時間……。すみません、ちょっとはっきりは申し上げられません。申し訳ございません。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 恐らく、これは委託されている事業かと思しますので、1業者に委託しているという形でよろしいでしょうか。

○土見委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 さようでございます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうしますと、恐らく、仕様等、あと、条件等も一本になっているはずですので、金額が高い、安いというところの判断も、資料をちょっとしっかり把握していただいて管理していただかなきゃならない部分かと思しますので、一応、令和5年度の決算でお支払いしているということですので、なお、ちょっと注意していただければと思います。

では、次の質疑に移ります。

資料No.8、202ページ、環境基本計画の推進についてお伺いいたします。

予算額1,067万2,000円あるところで、決算額が620万3,000円ということになっているんですが、この経緯を教えてください。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 まず、環境基本計画の策定でございますが、令和5年度につきましては、環境基本計画、今現在、策定を進めているという段階であります。その柱となります地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、こちらの素案の作成に要したものでございます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 予算額に対して決算額が少なかった理由も併せて教えていただければと思います。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 お答えします。

こちらにつきましては、当初予算額に対しまして落札額が低く抑えられたということで、不用額が生じたものでございます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それであっても、恐らく、必要な成果というところが得られて、成果が出てきているかと思うんですけども。

次に、この同じ項目の中からはなんですが、環境基本計画の主な施策の実施状況というところに、4番目、一般環境調査の業務委託というものが入っているんですが、これに対しての成果物というのがどのようなものなのか、教えてください。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 まず、一般環境調査ということでございますが、こちらは臭気の測定、あとは、河川の水質調査及び道路の交通量に関する騒音調査ということになっております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

委託した業務の成果という部分に関していうと、どこに行ってお伺いすれば教えていただけるんですか。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 こちらの成果物につきましては、環境課で発注しておりますので、

環境課で資料の成果についてはお答えができます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

続いて、同じ環境関係なんですけども、次のページ、再資源化対策事業というところになります。

204ページ、ごめんなさい。

ここに円グラフが描いてあるのですが、このプラスチックというところ、このプラスチックの中身をちょっと教えていただけますか。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 こちら、プラスチックの処理ということでございますが、本市の処理施設としましては、新浜リサイクルセンターと伊保石リサイクルセンターございまして、新浜リサイクルセンターでプラスチック製容器包装全般の処理を行っているところでございます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

というと、プラスチック製容器ということは、その他のプラスチックは、今、塩竈市は燃えるごみに入っているかと思うんですが、これを燃えるごみを減らすために、これから、国の指導に基づいて、プラスチック製品の再利用について促進していきますよという計画があるかと思うんですが、どの程度燃えるごみが削減できると予定されているんでしょうか。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 委員おっしゃるとおり、現在、本市では、製品プラスチックにつきましては分別作業を行っておりません。全て燃えるごみとして処理をしております。よって、実際どの程度、こちらを再資源化を図ることによって焼却量が減るかというものにつきましては、現在試算はしておりません。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 試算の必要はありそうですね。

というと、プラスチックのごみ処理、トン当たり、大体どのくらいの経費がかかっているか、お分かりですか。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 製品プラスチックにつきましては、年間298トン処理をしております。これを令和5年度の決算額ベースで算出をしますと、約、トン当たり11万3,800円のコストがかかっております。

以上でございます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

どこの自治体とは言わないですけども、6万5,000円でやっているという話も、トン当たり、聞いておりますので、大分ちょっと費用かかっているのかなというところで、これから、その仕分作業について、高度化していかなきゃならない。当然、その分別する量も増えるわけですね、仕分するわけですから。そうすると、ここら辺の焼却炉も大事なんですけども、焼却炉で燃やす前の分別のところ、リサイクルセンターの整備というところにもどのくらい費用がかかるのかというところもちょっと大事なところなのかなと思いますので、令和5年度の決算で審議するとすれば、先ほど言った環境に対する施策の策定費用を捻出しているわけですから、この捻出した費用の効果というものがきちんと反映されなければいけないので、決算審議というところの感覚でいくと、再度、使ったお金の分に関しては仕方ないので、その成果物に対してしっかり中身を考えていただいて、次の政策に移していただきたいと思えます。

環境、もう1個ありました。

塩竈市、布類18トンという、円グラフです。ごめんなさい、ちょっと私、主語が抜けるので、ごめんなさい。また同じ円グラフです、204ページの。

この布類の、18トンですか。衣食住というところの感覚でいくと、衣類の18トンって、何か少な過ぎるような気がするんですけど、理由分かれば教えてください。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 布類の18トンの処理の中身でございますが、こちらは布であったり古着というものが対象になります。具体的には、綿及び絹の100%のものということになりますので、それ以外のポリエステルですとか、そういったものを含んだものについては、可燃ごみとして処理をしている状況でございます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 こちらも、恐らく、古着、化繊、あと純綿とか、いろんな用途がございますので、

恐らくリサイクルされている自治体、結構多いと思うんですね。

恐らく、燃えるごみを減らすっていうのには、3つあると思うんです。1つは、ちょっと思い切って言いますけども、ごみの有料化。要は、出すごみを減らしてもらう。ごみをたくさん出すとお金を払わなきゃいけないんで、ごみ減らしましょうという考え方。あとは、こちらのプラスチックの再利用というところ。あとは、有価物っていうところでいくと、先般、磁性くずとかそこら辺の部分に関しては、有価物のことに関してはきちっと処理がなされるようになったというところで、ここで同じようなことがプラスチックとか、布類とか、段ボールとか、そこら辺のことも恐らくあるんだと思うんですね。令和5年度をまずスタートラインとするのであれば、環境に関して言うと、令和6年度以降、その成果、結果というところが問われると考えておりますので、注視したいと思います。

この件について、環境課で何かご意見ありますでしょうか。

○土見委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 委員おっしゃるとおり、ごみの減量化と申しますのは、本市の重要な課題と認識しておりますので、今後、他の自治体のいろんな状況等を確認しながら、そういったものも、減量化と併せて、市の歳入につながるような取組というものを併せて検討してまいりたいと考えております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 お願いいたします。

それでは、次の質疑に移ります。

資料No.8の219ページ、塩竈市小規模事業者チャレンジ支援補助金というところについてご質問いたします。

こちら、予算額200万円に対して決算額が95万2,000円というところで、この経緯について教えてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 小規模事業者チャレンジ支援補助金についての実績でございます。

こちらは、昨年で申しますと、もっと件数が多かったんですが、コロナ禍による新型コロナ財源の活用という部分で実績が多く上がった部分ではございましたが、令和5年度につきましては、ちょっと私たちももっと使ってほしかったというのが正直なところでございます。

やはり、昨日も申しました部分ですが、設備投資に回せる事業者がちょっとまだ少ない部分もあったのかもしれないということと、あと、事務っていうんでしょうか、事業計画を作成したり、書類を作る手間が、若干、意見として聞かれましたので、こういった部分の改善で、何とか利用を促進したいということで、現在、ちょうど今募集中でございますが、令和6年度は取り組んでいるところです。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

その次のページ、220ページ。

商工振興対策事業ということで、シャッターオープン・プラス事業と商人塾事業とあるんですけども、シャッターオープン・プラス事業については、別冊資料に、ここ10年間、廃止とか、お引越しか、拡張とか、いろいろ出て、私が思っているよりも、皆様、オープンされた事業者の方、頑張っていらっしゃるなど見ております。

シャッターオープン・プラス事業で今やっている方々が残っているからといって、成功しているかどうかというのはまた別な話なんで、頑張っているというところもあると思いますし、あと、商人塾の受講者の方々に、例えば、この小規模事業者チャレンジ支援補助金を支給しようとした場合、どういう後押しができるかとか考えたことはございますか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 シャッターオープン・プラス事業につきましては、3年間の補助事業ということで、設備等の設置にかかった経費は1年目にもらえる制度となっております。

小規模事業者チャレンジ支援事業は、生産性向上とか販路拡大という目的がついてきますので、シャッターオープン・プラス事業の事業者の方々が軌道に乗ってきて、また新たな展開ができそうというような状況になってきましたら、その前から情報提供はいたしますが、そういった、段階的に使っていただければいいものと思っていますので、情報は引き続き発信してまいりたいと思います。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。決算なので、そういう案内をされましたかという、これからされるのはしてほしいんですけど。そういうものは、今まで案内はされてこなかったんですかね。そ

ういう市で関わりがある事業の詳細が分かる事業者っていうことですね。

何が言いたいかといいますと、塩竈市内、たくさんの会社ございます。当然、その塩竈市の商工観光課の職員の方が携われるというか、知り合える企業数っていうのは、ある程度限られていると思うんですね。例えば、補助事業、募集をして使ってもらえないのは、これはちょっと周知が足りないのか、補助金の制度の立てつけが悪いのかは、当然、あると思うんですけども、当然、年度内で予算消化してかなきゃいけないっていうときに、やっぱり、使ってくれる業者さんをとにかく探したいという、要するに、補助事業始まってからというか、募集始まってから、手当たり次第当たるわけにもいかないですし、そのときに、まず身近な自分たちが情報を知っているところにアタックしていったかどうかというところが、恐らく、商工観光の場合は、その努力をやるかやらないかで、その熱意っていうんですかね、塩竈市の商工観光に対する取組っていうところが評価されるかどうかというところにつながるんじゃないかなと思っているんですけども、今の意見に対しての受け止めにちょっとお伺いできれば。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 周知方法につきましては、やはり最も重要な部分と考えておりました、もちろん、市の広報等でも掲載はしますけれども、やはり商工業者に対してという部分になりますと、効果はあまり、一般市民対象よりは大きくないと認識してまして、塩釜商工会議所が発行しております「しおがま会議所ニュース」、こちらに折り込みをお願いしてまして、会員さん、1,600か1,700ぐらいの方々には折り込みで周知しております。ほかにも、ほかの事業につきましても折り込みすることで比較的反応が得られるということで、効果が高いと考えております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。お言葉を返すようですが、シャッターオープン・プラス事業とかに申込みされた方で起業された方、塩釜商工会議所の会員になった方って何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 基本的に、塩釜商工会議所で書類の作成等のアドバイス等も行っております、会員になるようにご案内はしているはずというのと、基本的に会員を対象

とした指導活動というようなものが塩釜商工会議所の前提かと思しますので、ちょっと正確な数字は把握しておりませんが、基本的には勧誘活動は行われていると認識しております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。

私としては、これは決算の話なんですけども、何かしら補助金で費用を割いています。商人塾事業も4回で40数万円、委託料を支払いしていますよね。これ、延べの年数にするとかなりの費用をかけている事業と見ております。

例えば、マリゲート塩釜の売り場が塞がらない。じゃあ、シャッターオープン・プラス事業で使えるかどうか。あと、その他の設備投資の補助金が見えるかどうか。引っ越ししてもらったとか、いろんな選択肢がある中で、今、塩釜商工会議所に、スタートアップ、要するに、これから事業を始めたい、あとは、これから事業を拡張したいという方々が相談に行くかどうかというところの話と、塩竈市が産業振興として、役所として商工観光課が携わるってというのは、意味合いが違うと思うんですけど、そこら辺についてお聞かせください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 商業者のスタートアップ等につきましては、まず、体制としてですけれども、中小企業庁の制度としてあります創業支援等事業計画という中で、塩釜商工会議所が特定創業支援事業として創業セミナー等の開催というものも位置づけているという関係の中で、市と連携した体制になっているということと、やはり、塩釜商工会議所は経営指導員等もおりまして、より具体的な経営に関する指導ができる立場かと思っております。市は、やはり、全体として、市全体の中で商業振興をどのように進めていくかとか、また、どういった施策で誘導していくかというようなことを考える役割分担となっていると考えております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 恐らく、今の質疑で、最終的には協力隊の話が出てくるとこれまた面倒くさくなると思うので、これ以上しませんけども、商工業振興というのは、一体で動いていかないと成果が出ないことがかなり多いんですね。それは申し訳ないですけど、決算なので、ここに出てくる予算の中でもんでください。予算、余っているもので、とにかくもんでください。考えがつかなかったら、塩釜商工会議所の指導員の方々に行く前に、まず、スタートアップ、要す

るに塩竈市の商人塾、もしくはシャッターオープン・プラス事業とかで開店した経営者の方々に話を聞きに行ってみてください。

塩釜商工会議所と役所の立てつけの違いというのは、当然、今先ほど商工観光課長がおっしゃられたとおりだと思います。塩釜商工会議所での専門的な話の一步手前のところをどうやってやっぱり充実させてあげるかというところが、恐らく公的な役割になってくると思いますので、まず、スタートアップというところは、例えばインボイス制度とか、守らなきゃいけないルールっていうものが企業者にとっては多くなってきています。スタートアップの弊害になってきますよね。それを取り払うために、こういうチャレンジ支援というところで資金的な後押しをする。今回、設備とかですけども、本来であれば、ソフトの部分とかも補充してあげなきゃいけないわけですよね。でないと、そういう税務とか、労務とかっていうものが分からない状態でスタートアップしてしまうとどうなるかっていうことは、当然、想像すれば簡単ですよね。そういったところも含めて、ちょっとしつこくなりますけども、こちらの予算、本当少ない金額ですけど、零細企業者にとっては非常に大きい金額です、1回で40万円もらえるもの。これをちょっと大事に考えていただいて、予算を何とか使っていただいて、塩竈市の商工業に寄与していただければと思いますので、お願いしておきます。

次の質疑に移ります。

先ほど、公園の件は鈴木新一委員からしっかり質疑があったので、私もちょっと考えていたんですけども、これは抜かします。

最後の質疑になります。

一応、これ、資料番号は別として、主要な施策の成果の説明書とか、今回頂いた決算資料の中に、入札監視委員会についての記載がちょっと見当たらないんですね。こちらというのは事業に入っているのか、どこで予算を出しているのか、教えていただければと思います。

○土見委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 入札監視委員会の決算額といいますが、どこに載っているかということで、質疑ございましたので、ご回答させていただきます。

資料No.8の主要な施策の成果などには載ってございませんが、決算額といたしましては、恐れ入ります、資料No.7、歳入歳出決算事項別明細書の76ページ、77ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費の右側をご覧いただきたいのですけれども、例えば委員の出席報酬として、第1節の報酬のうち6万円。あとは、委員の交通費として、

第8節の旅費のうち2,640円。あとは、会議時のお茶代として、第10節の需用費の食糧費のうち960円。あとは、議事の反訳料といたしまして、第11節の役務費のうち7万4,800円を支出しております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 こちらの入札監視委員会というのは、これ、事業として扱っていいんですかね。

○土見委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 今回のこの入札監視委員会に係る事業費につきましては、我々が所管しております財産管理費の中で執行しているところございまして、そちらの経常経費の扱いでしたので、主要な施策の成果には載っていない状況でございました。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。ちょっと私の理解が足りないのかもしれないんですけど、決算ですので、入札監視委員会の成果という部分に関していうと、前回ちょっと、本多総務部長からご回答いただいたんですけども、入札監視委員会を職員の方も一緒に見られて、そこでいろんな勉強していますよというところで、これから大事にしていかなきゃならない必要な事業となっていくはずなんですと回答いただいていたので、ちょっとどこにも出てきてなかったもので、ちょっと寂しいなというか、決算ですので、お金の関わる話であれば入札監視委員会の成果、結果というのがどこかに示されていても不自然ではないのかなというところで、リクエストです、次回からちょっとそこら辺、載せていただければ……。

というところで、私の質疑は終わりにいたします。ありがとうございました。

○土見委員長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○桑原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いい

たします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、決算特別委員会委員会、一般会計、私からもお伺いをしてまいります。小高でございます。質問席、随分何か前のほうな感じがして、若干違和感もあるんですが、改めてお伺いしてまいりたいと思います。

それでは、まず冒頭、資料№.8の368ページ、午前中にもお伺いがございました、いわゆる決算状況のところ、まず見ていただきたいと思います。

一般会計あるいは歳入歳出差引きの関係、様々記載があるわけでありまして。そういったところで、午前中、主に財政課長のところでも様々ご答弁ありまして、そういった各種指標の持つ意味合いですとか、そういったところについて午前中もご説明をいただきました。そういったところに対する物の見方、見る角度あるいは方向からその受け止めというのはいろいろ変わるもんだなと思って聞いておったわけなんです、そういったところで、私からも私なりの見方でちょっとお伺いをしたいなと思っております。

そして、令和5年度決算ということではあるんですが、令和5年度、市長選、市議選で、いわゆる改選の年だったということもありまして、2月定例会での予算の位置づけは、通年政策に関わる予算はつくものの、一定の骨格であったと。改選後について、そこに補正予算で肉づけという形にもなったのかなと思っております。

そういったところで、ちょっと1問目ということで、市長に改めてちょっとその受け止め方等々お聞きをしたいんですが、予算編成があつて、そして、決算ということで、財政ですとか、事業、市長の受け止め方、その進捗等についてどのように捉えられているのか、簡単で結構ですので、冒頭、ちょっとお伺いできればと思います。

○桑原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 1期目の4年間を経験させていただいて、改選の時ということで見させていただいております。率直に申し上げれば、やはり1期4年間で多くの知らなかったことを勉強させていただいたということがございます。実際、外から見る塩竈市政と中に入って見た塩竈市政では、いろんな面でその違いがよく見えてきたところがございます。

1期4年目は、ご承知のとおり、新型コロナが就任後半年から始まって、通常とは違う形の市政運営ということになりましたが、逆に、その時間が中の様々な事業について精査をさせていただく時間にもつながったということにも言えるのかと思っております。

やはり予算編成をするに当たっては、先ほども申し上げましたけれども、外から見ている、僕も議会の経験はございましたけれども、そういった事情を鑑みますれば、やはり単年度でいろんなことをやり遂げるといふか、単年度で、逆に言えば、切っていつているっていうような印象が物すごく強くあります。でも、市政運営は継続性ですから、そういった意味合いにおいて、予算編成の単年度さと、あとは1年で経験したことを次の年にどのような形で、精査をして、育てて、やめるものはやめて、やっていくのかということについてもよく見えてきた。それは、市役所の中の皆さんが、どのような形で、そういった対処をしてきたのかということも実は見えてくるということに相なります。

ですから、外から入って見えたものについては、予算も、また、執行も、そして、こういった決算も、ワンセットというのはおかしいですけども、しっかりと踏まえた上で次の年の予算編成に生かしていく。こういったことが重要だということは身に染みて感じたところがございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。お答えをいただきました。

先ほどお答えの中でも、継続性ということで、一年一年、単独ごとに決算ですとか、そういったところももちろん重要ではあるんですが、それに加えて、そのときそのときの長の方のアプローチの仕方ということにはなるんだと思うんですが、そういった点で継続して次、あるいは、通してどのように考えていくかというあたりが確かにそのとおりのなんだろうと思っております。

そうした中で、この間、いわゆる行財政改革の分野について、従前より推進計画というものもつくられて、長期的な計画として取り組まれてくる中で、そういった中で、ある意味では、行政の長が替わるといったようなことがあっても計画としては存在するんだけど、そのアプローチの仕方、やり方には、やっぱり一定方向修正があつたりなんかして、そういった点で、まさに今あるんだろうと思っております。

そして、行財政改革、いわゆる入ってくるところ、あるいは、出ていくところについて、いかに増やすか、あるいは、いかに削るかといったようなところの考え方、そのアプローチっていうのが、一つは大きな特徴となってあらわれるんだろうと思っておりますが、その行財政改革の分野における課題と取組といったところについて、これも改めて、ちょっと簡単にお聞きをしたいと思えます。

○桑原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この辺が多分大事なところかと思っております。先ほども答弁の中で、日銭商売というか、分かりやすく伝えているので、語弊がないように理解をしていただければ、その日暮しという言葉ももしかすると分かりやすい表現なのかもしれません。単年度で様々な事業をさせていただいておりますが、そこには、当然、白紙のキャンバスに絵を描いてこられるわけじゃありませんので、これまでの継続の中で様々な形で単年度ということに相なるかと思えます。

ただ、その単年度をどのように解釈して市役所の職員の方々が運営をされてきたか、これはその時々々の執行部の皆様方の考えでやっぱり変わるんだらうと。当然、市長が替わればやり方も変わる、感覚も当然変わるから、それでも、市役所としての継続性とか、それでも、過去からやっているから、これが当たり前でやり続けることの、重要なのか、重要じゃないのか、変えなきゃいけないのか、変えなくてもいいのかっていう判断が、中にいると、なかなかやっぱり見えてこないものあるだらうと感じているところです。

ですから、僕が外から入ってきて見たやり方と、今まで市役所の中でお仕事をされてきた職員の皆様方の感覚では、「何、外から来て、急に分かったようなことを言ってやってんだ」という感覚を持って至極当たり前だらうと感じているところもございませう。

ただ、時代がこれだけ変化をしつつ、急激に様々な事業展開が図られる中であって、じゃあ、これまでのやり方でよかった面と駄目だったところをどう改善していくか。そのバランスを取りながら運営するのが非常に難しいと感じているところでもございませう。

ですから、行財政改革につきましても、これまで、単年度で予算を使い切る。分かりやすく言えば、そういうような形なんだらうと思えますが、それと同時に、中長期的に見た場合の、例えば役所だったり、ごみ処理場だったり、先ほども申し上げたようなことに対して、どのような準備をしてきたのか。こういったことを同時並行でやっていかないといけない。じゃあ、それをやってこられたのかどうかということもあろうかと思えます。

じゃあ、大震災があったから、財政的に厳しかったから、いろんな理由はできると思えますけれども、今、ここ、一番厳しい状況の中であって、そういった事業のこれからについて、時には進んで、時には立ち止まって、しっかりとした判断をし続けながら、市政運営をしなきゃいけないんだらうと思っています。

だから、これまでみたいにやり続けるだけじゃなくて、当然、メリハリをつける。やめるも

のはやめる。やめたけれども、その予算をこういった形で使い直す。そういったことを、常に、立ち止まっては動き、また立ち止まって、一步下がって、そういったことをやり続けながら、市政運営をやらなきゃ、大変厳しい状態に今もなっていますけれども、もっと厳しい状態になるだろうと認識しております。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そういったものの見方、考え方、そこに対するやっぱりアプローチの方法、これについて、当然、市長もそういったビジョンをお持ちの中で、私たち議員一人一人も、一人一人なりのビジョン、あるいは、アプローチといったものをもって、ある意味では対峙をしていく、ある意味では協調歩調を取っていくといったところで、まさに市政が前に進んでいくんだろかなと思っているんですが、様々な課題、問題、現状抱えるもの、これは当然、目の前に存在をしているわけで、そういった中で、一つ一つ数字なんかも今回出ていますので、そういったところも含めて、ちょっと、決算で改めてお伺いをしたいと思います。

入ってくるもの、出ていくもの、ということで単純に考えれば、いわゆる市税収入、これもお伺いございましたが、この間、市税収入が減ということで、例えば、コロナ禍ですとか、そういった部分も含めて、市税収入に大きな凸凹もあったりなんかして、ただ、財政において、市税収入の増というのはいわゆる根幹をなすものであるということでの取組もされてきたかなと思っております。

この市税収入のこれまでの推移といったものについての捉え方を、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○桑原副委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 市税収入の捉え方についてのご質疑ございました。

こちらにつきましては、別の資料を基にご説明させていただきたいと思っております。

資料No.23でございます。No.23の80ページをご覧くださいと思います。

こちら、上の表の市税合計の欄を見ていただきたいと思います。先ほど市長からもお話ありましたとおり、令和元年から令和2年頃からコロナ禍ということもありまして、一時的な減少傾向にありましたが、その後、市税収入は復調いたしております。令和5年度につきましては60億円を超えまして、ご覧のとおり、61億円を超えているという状況でございます。また、税区分におきましても、いずれの区分とも増収傾向がございます。

加えて、特徴を申し上げますと、特に、市民税につきましては、均等割は、人口が減っているという状況がありますので、減少傾向にあるものの、所得割が増加、同じく、法人税割につきましては、法人数は減ってはいるものの、法人税割は増加という傾向もございまして、結果といたしまして、税収は増加しているという状況にございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。資料も引いていただきまして、ご説明をいただきました。

この間、コロナ禍というものがあっての影響、そこから、だんだん、ある意味では、一定の回復基調といいますか、そういったところについてもご説明はあったわけなんですけど、もっと長期的な見方で眺めていくと、ある意味では、人口減少の流れ、そういったものも様々流れとしてある中で、もっと根っこの部分から安定的な市税収入を図っていくですとか、そういったところっていうのが今後どうしても必要になると。そのときそのときの情勢によって、凸凹というところでの一喜一憂っていうものも当然あるわけですが、長期的な推移を見たときに、きちんと回復傾向といいますか、増加傾向といいますか、そういったものをいかにつくっていくかというあたりなんだろうかなと、一つは思っております。

そして、市税の増を、じゃあ、いかに図っていくのかという点について、目先、目先の課題はもちろんあるんですが、長期的な視野で見たときに、どういった対応が必要になるのか、どうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○桑原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これは市長就任時からこの議会の場で申し上げていますが、やっぱり身の丈に合った生き方しないと駄目だろうと思っております。それは、市税収入と、例えば、人口、僕が引き受けたときには5万2,000人台ということでございましたが、最盛期には6万4,000人いて、25年の間に1万人減って、5万2,000人まで落ちてしまっている。税収も、75億円から、今58億円、今回は61億円ということですけども、そこまで下がっている。

じゃあ、そうなるときに、1万人減ったから、その間に、何を縮小して、何を廃止をして、何にまた使い方を変えてきたかっていうことは非常に重要なだろうと。市民の方々からすれば、値上げをするとか、事業を縮小するとか、廃止をするということには、物すごい抵抗感あります。これは、議会でも経験させていただいてございますけれども。ただ、人口がこれだけ減って、税収がこれだけ減ったときに、どう対応するか。そのタイミングを間違える

と、とんでもないことになるだろうとは読めると思います。

ですから、月々の収入が50万円、そこから、例えば30万円に収入が減ったときに、どうい
う生き方を一般の皆さんはされているのか。ある意味では、そういった流れと市政運営もこれ
は同じだろうと。ただ、市政運営の場合には、いろんな状況が絡みますから、それでも、そ
の状況に合わせていかなかったら大変なことになるということは、皆さんもご承知のとおり
だと思っています。

そのタイミングが、今、一番厳しいこのような状況のときに、ごみ処理場の更新だったり、
市役所を建て直さなきゃいけないのに建て直せるのかどうか、検討は進めているけども、ど
うなるのかどうか、建設費用のコストアップ、こういったことが現状として起こっています
から、その時々に関わった、ある意味では、収入に合わせた形での動き方というのは、現実
的にしっかりと対応をその時々にしていかないといけなかったのではないのかとは判断して
います。

ただ、そう簡単にいかないのも理解をしていると。ですから、その辺を総括をした上で、今
のご時世に関わった形での生き方、過ごし方、切り抜け方、こういったことを考えていくこ
とが物すごく重要だろうとは、今、痛感をさせられております。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 ご答弁を頂戴しました。

なかなか、根本的に増やしていくといったことの難しさ、いわゆる人口減少という全国を取
り巻く状況の中で、増やすという側面でのアプローチの困難というのは、当然、非常に大き
なものがあると。行財政改革については、増やす側面、そして、減らす側面と、先ほど来、
おっしゃっておりますように、身の丈に合ったということでの言葉もありましたけれども、
じゃあ、何をどう考えて減らしていくのかというところで、いわゆる行財政改革の中身、経
費の削減という点では、光熱費みたいな実務上の削減といいますか、そういったところ、あ
るいは、業務の効率化等で、先ほども残業のお話ありましたけれども、そういったものを減
らしていく、これは当然1人当たりのライフ・ワーク・バランスの考え方にもつながってき
ますので、そういったところを、ぜひ、進めていただきたいなと思うんですが、一方で、じ
ゃあ、職員の方々の数のところ、市民の皆さんも減ってきた、サービスもだんだん小っちゃ
くしていく、だから、職員も減らしていくっていうところでどういう考え方をもってアプロ
ーチしていくのかという意味で、これまでも幾つか申し上げてきたところではあるんですが、

例えば、根幹となる市税収入の増というところを踏まえても、これまでになかったような政策、施策も求められるところであるんですが、そこを、じゃあ、どのようにしてひねり出していくのかといったところ、産業振興も含めて、ある意味では、人の力といいますか、マンパワーといいますか、そういったところも当然必要となってくると。そして、目の前に起きる現象としては、例えば、激甚化する、頻発する災害ですとか、そういったところへの対応も含めて、いわゆる財政的側面だけを見て人を減らしていくっていうのも、これは、ある意味では、私として逆効果につながりかねないなということも、この間、申し上げてきたところであります。

そういった意味で、資料No.23-2の3ページのところ、震災前年度より本市職員数の推移について資料出していただきました。見ておりましたら、休職者、育児休業者を含まないということで、資料No.23の5ページが全体の数字なのかなとも思っているんですが、そういった中で、会計年度任用職員の方の推移も出していただいております。この間、配置の減というところが進んできた中で、令和5年度としてはこういう数字になったと。この数字の考え方といいますか、そういったところについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○桑原副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 定数の考え方についてでございます。

まず、こちらの資料No.23の4ページにおきましては、先ほど委員からお話のありましたとおり、育休者、また、病休者、また、外部へ派遣している職員を除いております。令和5年度の特徴といたしまして、令和4年度と比較して、育休者は令和4年度より倍近くいるということで、見た目上は低く出ておりますが、そういった理由で、そういう数字で見えているということでございます。

また、会計年度任用職員につきましては、表に、資料要求のありましたとおり、一定程度、正職員との兼ね合いの中で減少しているという状況でございますが、こちらにつきましても、正職員と会計年度任用職員、一体的な定数の考え方ということで整理しているところでございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 この間、もっと長期的な流れで見ますと、やはり、職員随分減ってきたなということで、いろいろ危惧するところもあったわけであります。

一つには、一人一人の業務量ですとか、あるいは一人一人が負う責任ですとか、そういったところも含めて、例えば、職員の皆さんの体調ですとか、業務への影響、市民サービスが低下をすると、こういったところで、ひとつ、危惧というところではこれまでも申し上げてきたということでもあります。

昨日もありましたけれども、生活保護業務においては、例えばケースワーカーですとか、基準で70名、80名なんていうお話もあったんですが、そもそもが1人当たり70、80という数字、これが果たして適切なのかというような思いもありまして、そういった点では、十分な職員確保っていうのは、これは当然ながら必須だろうと思うわけでもあります。

資料No.23の12ページには超過勤務の状況ということで、これは先ほどお伺いあったので、これ以上申し上げるつもりはないんですが、一定の減少はありつつも、ただ、特定の部局の集中というものもやっぱりまだあるのかなと受け止めております。

資料No.23-2の5ページ、ちょっとあちこち飛んで申し訳ないんですが、ここでは退職者の方の状況ということで出していただいております。これを見ますと、いわゆる定年退職外の退職者の数、これ、私、非常に多いなと従前から思っておりまして、そしてまた、20代、30代といった若手、中堅、まさにこれからという方々の退職が非常に多くなっているのではないかなと思っております。

これ、以前、どういった現象なのかということでお伺いをしましたら、一つには、自らのキャリア選択の結果ということでの退職ということでお答えもあったんですが、少なくとも、塩竈市で一回そういった職に就いていただいたと。その中で、一定勤めていただく中で、自らのキャリアプランの中で選んでいただけなかったということは、やはりこれは一つ重要視する必要もあるのかなと思っております。例えば、このことと、職員が減ってきた、あるいは、業務の量、当然、コロナ禍、その他いろいろありましたけれども、そういった部分で、何かここには相関があるのではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○桑原副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 退職者の推移ということですが、先ほど委員からお話があったとおり、新たな自分のキャリアアップということで退職される方もいらっしゃいますし、また、一方で、職場の塩竈市役所が自分として合わないみたいなことで辞められる方、または、病休になってそのまま辞められる方、というのがパターンとしてあるのかと思っております。

我々としても、これ、研修の話になるんですけども、まず、研修の中で入っています。3年目までにしっかりとした土台というか、知識を身につけるような研修をしております。そしてまた、そういった中で、やりがいか、自分に合った仕事を見つけられるような努力をしているというところがございますので、引き続き、研修に力を入れてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 その研修に力を入れるということではあったんですが、当然、この間、配置計画をつくる際、その他、そういったところで、業務量調査、そういったところについても行われてきたということではあったんですけど、果たして、それが、ある意味では、働き方、この間の傾向等を含めて、マッチしたものなのかどうかも、ちょっと、私、分からないものですから、そこについて大きく危惧するわけです。

実際に、とある仕事があったとして、そこに、何人で、どの程度の時間をかけて臨むのが、果たして、適切なのかというあたりについて、ひとつ、検証をしながら、こういった部分、研修の中で一人一人のスキルアップを行っているという部分も理解はするんですが、その上で、果たして、この人数でしっかり責任を持って取り組めるのかどうかと、そういったところも、ぜひ、これは一度目を向けていただきたいなと思っております。

塩竈市を取り巻く環境を含めて見ますと、どうしてもマンパワーというものが今必要な状況にもあるんだろうとも思っております。そういった点で、行財政改革についても、様々これまでも申し上げてきたところではあるんですが、そういった点では、ぜひ、これまでの方向性について、一定、大転換も含めて、一つ一つ立ち止まってともおっしゃいましたけれども、そういったこともぜひしていただきたいなと思っております。

大分時間を使ってしまったので、次に移りたいなと思いますが、教育分野、本市の教育行政についてちょっと伺いたいと思います。

この間、不登校をめぐる分野ですとか、あるいは、発達支援の関係の分野については、何度も伺いをしてきました。

資料で言いますと、資料No.23の114ページのところです。

不登校児童生徒数ですとか、そういったところの数字、出していただきました。数を見れば、この間、増加が続いているということではありますが、この数字が増えていると。じゃあ、い

かに減らすのかと、こういったところもやはり重要なことではないだろうと思っております。そのとき、そのときの数字の出し方、捉え方がある中で、それをいかに減らすかということだけではなくて、一人一人に寄り添った形でどう学びを提供していくかということ捉えべきなのかなと思っておりますけれども、この推移、今回は不登校という一定の基準があつての数字になりますので、この数字の見方と取組について、まず、お伺いしたいと思います。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 答えいたします。

不登校児童生徒数のこの表の見方、それから、数の捉え方についてでございますが、合計の数なんです、文部科学省からは、年間30日以上欠席した者のうち、病気、経済的な理由による者を除いたものということで、30日欠席してしまうと、その後、登校することができるようになって、その数はそのまま残って積み重なっていく数字でございます。

ですので、この数から言いますと、令和5年度が、中学校107人、小学校65人と増えているのですが、3月末日の全欠の児童生徒の実人数と申しますのは、小学校で申しますと2名、そして、中学校では14名となっております。

お子さん一人一人の状況が全く違いますし、また、ご家庭で保護者の方々の関わり、そして、学校との関わり、状況も違いますので、一人一人に合ったサポート、支援、そして、学習の保障、心の居場所、そういったことを重要視して、一番目指したいのは、誰ともつながっていないお子さん、保護者をゼロにすることでございます。その数に関しましては、令和5年度はゼロとなっておりますので、学校に行くことだけを目標にしてしまうと、苦しくなってしまうケースが考えられますので、そのあたりは、最終的に社会的自立を目指すということを念頭に置いて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そういった中で、様々、「コラソン」をはじめとして取組をされているということでは、大変評価をするんですけれども。一つ、子供たちが教育に触れるその第一歩ってというのは、学校というところからスタートするというので、そういった点では、どこかの機関につながにしても、ご家庭とやり取りするにしても、まずは担任の先生の役割というのは非常に大きくなっていくというところで、やはりこれも、この間、心配事、幾つかありまして、例えば、

超過勤務の状況ですとか、そのあたりは従前から伺いしておりました。

そして、今回、資料No.23の116ページで退職の状況ということでも出していただきました。この数字の見方のところから、ちょっと伺いをしたいなと思うんですが、ちょっとセンシティブな中身でもありますので、特定されるようなことがあってはあれだったんですが、全体の傾向といえますか、一般論的に、この数字の見方ですとか、退職事由の傾向ですとか、そのあたり、ちょっと伺いたいと思います。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 教職員の休職、年度途中での退職状況の表の見方でございます。

上の表が休職者となっております、下の表が年度途中の退職者となっております。令和元年度はかなり多くて、休職者が6名、そして、年度途中退職者が1名おりました。この中には、例えば脳梗塞であったり、糖尿病であったり、ご自身のご病気がもとで入院されたりというケースと、また、自律神経失調症であるとか、鬱病であるとか、心の病気で休職をというケースとございます。年度途中退職者に関しても、それにより自己都合退職というような道をお選びになったということでございます。

令和4年度、令和5年度ですが、新型コロナの影響もあって、そういった人数も多かったのかとは思いますが、宮城県全体で、休職者、そして、年度途中退職者は増えております。令和4年度、本市では、年度途中退職者が1名おりました。令和5年度は、どちらもゼロですので、各学校で、ご本人のお力を発揮されて、学校の教員として頑張っているというところがございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

なかなか、一覧表だけだと、どういったことなのかなというのが難しいところもあるんですが、県全体の傾向、全国的な部分を見ても、報道なんかでもされておりますとおり、担任の先生はじめ、教職員の先生方一人一人にかかる肩にかかる重さといえますか、そういった部分も含めて、ここに対して、じゃあ、どういうサポートをしていくかっていうことも、一つは重要なことなのかなと思っております。

配置の問題で見ますと、県だったり、国だったり、そういったところの問題も非常に大きい

わけなんです、現場に一番近いのは、当然、市の教育行政でありますので、ぜひ、そこは寄り添った形で前に進めてほしいなと思っております。

ここはちょっと問題提起とさせていただきたいと思います。

点検評価報告書63ページ、学校規模の適正化ということでございます。

令和5年度を取組のところを見ますと、先進地の視察、基本的な考え方の検討ということが行われたとなっております、この間、様々なところでご報告もいただけてきましたので、そこでの議論というのは、一定、報告はいただけてきたところなんです、今後、議論が本格化していくと、検討委員会も立ち上がったということで、一つには、財政的側面からのアプローチばかりになってしまうということは、これはやっぱりちょっと心配なところであります。

学習環境の向上という目的が薄れていってしまうのではないかなという心配もちょっとあったので、そこについては、一つ、懸念を申し上げておきたいと思うのと、実際、今回お伺いすることなんです、先ほど、不登校の問題についてお伺いしましたけれど、この視察調査において、不登校特例校の取組について、白石市の視察に行かれたということでの記載がございました。

以前の質問もさせていただいた中で、本市についても、この特例校についての検討・研究をということでお願いしたこともあったんですが、この今回の視察の内容との絡みで、そのあたり、ちょっとお伺いしたいと思います。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 昨年度、白石市の不登校特例校白石きぼう学園、小中一貫校になります。こちらを視察いたしました。これは多様な学びの場が求められておりますことから、通常の学校の再編をされている市町村のほかに、この不登校特例校を視察いたしました。

白石南中学校の跡地を校舎にしたということで、市内の小学1年生から中学3年生までを対象としているということ。年間30日以上欠席、また、保健室、相談室、教育支援センターなどに通って、現在もその状態が続いているということ。また、本人に登校しようという気持ちがあること、保護者の理解も確認できること、そして、その上で、教育長が認める者ということで設置いたしました。

文部科学省に申請して、許可を受けまして、スタートしたのは、令和3年度に検討を開始し

て、令和4年度に文部科学省に申請、その後、議会で可決を受けまして、その後、市民説明会、市内の教職員に説明・研修をして、令和5年度4月に開校という運びで、私たちが視察したのは6月でしたので、開校してすぐの視察でございました。

令和5年度は、まだ人数がそんなにいなくて、小学生は2名、中学生は全部で16名ということで、18名でスタートしたということです。令和5年度からスタートしたということで、まだ、視察に行ったときには、始まって間もなかったことから、まだ慣れていない子供たちっていうんですかね、教室に入れずにクールダウンの部屋で過ごすお子さんであるとか、個別の学習に本当に一対一で取り組んでいるお子さん、そういうお子さんがおりました。

中1ギャップの解消に重点を置いた学校ということでありましたので、本市といたしましても参考になるところを取り入れさせていただきながら進めてまいりたいと考えております
以上です。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

今回、こういったことを申し上げましたのは、例えば、検討委員会の中で、どこか減るのであればそこを特例校にとか、そういった単純な話ではなくて、まさに、こういった観点からの議論をぜひ行ってほしいということであります。規模の適正化の中で、様々な観点からどういう在り方がいいのかというあたりでしっかり議論してほしいと、私自身思う中で、こういった取組をされているんだなということで、ぜひ、そういった側面からのアプローチというのも、これは改めてお願いをしておきたいなと思っております。

最後、時間も本当ぎりぎりなので、保育の分野でちょっと簡単にお伺いしたいなと思います。

資料も出していただいた中で、保育需要の高さ、これ、以前から高いものがあるなと思っていて、資料でどこどこということではないんですが、この間、新たなる保育環境の整備も行われてきたと。そういったことも様々ありました。

資料No.8の29ページ、あるいは、35ページの中の施策の趣旨において、保育ニーズの多様化に対応した各種保育サービスというような文言がございます。具体的に聞こうとしたんですが、ちょっと時間もあれなので、今まさに進めている話になっちゃって、あれなんですけれども、保育ニーズの多様化に対応したサービスということでは、一つ、病児保育というようなお話での今進められ方もあるかなと思っております。

この間、今年度の話にはなりますけれども、新たな保育施設もスタートして、そういった点で、

数の部分では、一定、そろいつつありながらも、今後、いろんなものの見方あるわけなんです。この病児保育というもの、これについて病後児ではなくて、病児ということですから、一層留意した取組というものが必要になるんだろうと思うんですが、その中で、この設置、あるいは稼働に当たっては、地域との関係ですとか、近隣のお宅との関係というのが非常に重要なのではないかなと思うんですけど、そのあたりの取組について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○桑原副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 病児に関する近隣との関係性も含めてということですが、今回の病児保育施設については、基本的に5名程度受入れできるような施設を検討しておりますが、その関係で、以前、保育施設が大きくなるようなときみたいに、近隣にご迷惑、交通渋滞を発生させるとか、そういったことがないことと、あとは、独立した施設で造りますことから、感染とかそういったものも徹底して行えるものということで考えております。

事業者としても、関係する嘱託医、あと、看護師の確保などについて、令和5年度においても、相談をしっかり受けながら施設整備を進めておりましたので、そういった形で、来年度、施設整備できるような形で、令和5年度も相談を受けて対応してまいりましたので、これからもやっていきたいと考えております。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

地域を歩いていると色々な声が聞こえてくるもので、そういった中で、塩竈市がどうこうということではなくて、報道、その他様々見ておられますと、地域との関係が保育施設においてこじれてしまって、非常に難しい状況になっているなんていうことで、報道等でも様々耳にしております。

そういった点で、今後設置されるということで、その設置に当たっては、どこにどういう形でというのは当然あるんだと思うんですけど、そのあたりで、近隣との関係ということでいえば、一義的には事業者とそのお宅でということになるのかも分からないんですが、その一方で、ぜひ、地元で愛される保育施設であってほしいということもありますので、当局としても、病児保育の施設に限らず、ぜひ、目配り、気配りっていうところに関わっていただきたいなと思うんですが、最後、そのあたり、ちょっと考え方だけお聞きして終わりたいと

思います。

○桑原副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 近隣の方との関係性ということで、事前に、施設整備に当たっては、近隣の町内会の方々とお話をしながら整備を進めておりますが、整備してからも、様々ご意見等もあると思いますので、そういったご意見については、事業者、あと、住民の方、あと、市もしっかりお話を受けながら、丁寧な対応を努めてまいりたいと考えておりますので。

○桑原副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも一般会計について何点かご質疑いたします。少々、ちょっと欲張って盛りだくさんですので、早口になるかもしれませんが、ご答弁よろしく願いいたします。

では、まず初めに、資料No.8の12ページからお願いいたします。

予防接種事業、子ども未来課の関係でございますが、この中で、6月定例会にも、小野幸男議員からもご質問がありましたHPVの予防ワクチンについて、確認させていただきます。

施策の実績の9番に、このワクチンの接種人口が、令和4年度には71名から、令和5年度には113名と増えております。これは積極的勧奨が一定の効果を現したと思いますが、この間の取組について、まず、お聞きいたします。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 取組について、ご答弁させていただきたいと思います。

令和5年度を取組ですが、HPVワクチン、今年度の3月で積極的接種の公費負担が終了ということになっておりましたので、その期限を見据えまして、はがき、公式SNS、壺番館外壁等を利用した掲示物での周知等を進めてございました。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

小学校6年生から高校1年生までのお子さんたちには個別にも通知していただいたと思いますし、安全性、そういった効果についても、ある程度、認識をしていただいたのかなと思っております。今、お話もありましたように、予防接種のキャッチアップ事業ですね。この欄外にございますワクチンのキャッチアップ接種につきましては、HPVのワクチンという

のは、2009年に日本で承認を受けまして、2010年には公費の助成、まだ、これは定期接種になる前です。でも、そのときには効果があるということで、約70%以上の方が接種されました。その状況を見て、2013年の4月から、小学6年生から高校1年生の女兒を対象に定期接種を始めたんですが、何と、この接種後に痛みを訴える方が多数出まして、厚生労働省は僅か2か月でこの定期接種、続けてはいるんですが、積極的勧奨をそこで取りやめたと。各自治体にも、勧告っていうような形で通知が来ていまして、何か、一斉に駄目なような感じの風潮、特にマスコミもかなり取上げたので、あっという間にこの積極的勧奨がなくなって、接種する子供たちがいなくなった。いなくなったというか、本当に10%を下回る状況だったと思います。この間、本市でも数%の接種っていうような状況が、決算特別委員会でも報告がありましたけど、塩竈市の9年間の未接種の時期だった女性の数というのは、どのぐらいに上がるのか、お聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 未接種の方の数ということでご質疑を頂戴いたしました。

9年間、今回の対象者2,200名程度の未接種の対象者がございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 2,500の方が対象だったということですね。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ここにもありますが、約2,200名程度になります。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

2022年によくこの安全性とか有効性が確認されて、もう一度、積極的な勧奨が始まった。始まって、今年で2年目なんですが、その間の状況が12ページの下の段に書いてありまして、令和4年度には136名の6.9%、接種率ですかね。それがなぜか、昨年度は63人に減っていると。積極的勧奨が始まって、いろいろマスコミも取り上げるときもあったと思うんですが、なぜこのように減ってしまったのか、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 令和4年度から令和5年度に減少したというところに

つきましての、数字のご質疑いただきました。

すみません。先ほど、対象者2,200名とお伝えさせていただいたんですけれども、正式な数字で、対象者が2,200名で、今年度4月にそちらで接種を受けていらっしゃらない方、1,762名でございました。失礼いたしました。

今回、減少になったというところの数字でございます。令和5年度63名の接種ということで、実は、このときには対象者、高校2年生から、現在ですと27歳までの方、その当時ですと25歳までの方がキャッチアップの対象者でございましたが、その方に予診票を送ったのが令和4年の4月になっております。その際に受けられた方が多いということで、令和5年度は、令和4年度に予診票に基づきまして受けられなかった方が令和5年度に受けられたと受け止めております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。

その対象の方がこの間に数多く受けていただきたいんですが、それが来年の3月で終わってしまう。定期接種ということでいえば、無料で受けられる期間、これからも受けることはできますが、自己払いでかなりの費用がかかるということで、できれば今月中に1回だけでもまず受けていただきたい。このことが大きく今マスコミでも取上げております。ぜひ、残られた皆様に届くような、何かお考えがあるのかどうか。あと2週間しかありませんけども、その辺の取組についてお聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご質疑を頂戴いたしました広報の方法でございます。

今回、6月定例会で、はがき以外にもということで、広報、SNS、あとは、ポスター掲示や、あと、高校への広報周知ということもお話させていただいておりました。

先月、塩釜高校にお邪魔させていただいて、文化祭でPRをしてまいりました。260名の保護者の方と、あと、対象の生徒の方に直接お話をさせていただいて、やはりご不安に感じていらっしゃる方などもございますので、そういったところは、お医者様、かかりつけ医の先生とお話ししながら、ぜひ、受診をというところがございます。

また、9月までにということで進めておりますが、こちらのHPVワクチン、3種類ございまして、半年で打ち終わるものと、もう少し期間の短いもので打ち終わるものもござい

ので、そういったところもお医者様と相談しながら進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ご丁寧な対応をしていただいて、本当に1人でも多くの方がこのワクチンを打っていただいて、二十歳過ぎたら2年に一度検診をしっかりと受けていただいて、予防できる唯一のがんがこの子宮頸がんと言われておりますので、ぜひ多くの女性の命と、それから、未来の赤ちゃんの命を守っていただきたいと思いますと思っております。

それでは、次に、14ページ、子育て世代包括支援センターの事業についてお聞きいたします。

今年度から、またこの事業はちょっと別な形になりましたので、このにこサポの働きというものも、これまでの成果も踏まえて、お聞きしたいと思っております。

まず、子育て世代包括支援センターの14ページの総合相談窓口が設置されていまして、電話なり、また、来所なりで、そういうものはご相談いただいていると思いますが、主にどのようなご相談があるのか、お聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 子育て世代包括支援センター、令和3年度から壱番館で開設しております。大分、周知も図られて、電話、来所相談来ていただいております。主に、母子保健の関係で相談を受け付けておりますので、そういったお子さんの成長ですとか、あとは、先ほどの予防接種等についての相談が多くなっております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

その下に、保健指導が必要なご相談もあるということで、こちらは、また、具体的にどういったものがあるか、お聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 2番の保健指導についてのご質疑いただきました。

こちらにつきましては、やはり、お子さんの伴走型相談支援も行っておりますので、年齢・月齢に合わせた成長というところを継続的に支援しております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

関連しましてという言い方はあれなんですけど、15ページの下の（7）、未熟児養育医療、これは医療費の支援の中身なんですけど、いわゆる未熟児で生まれた赤ちゃん、令和4年度には7人、そして、昨年度は6名の赤ちゃんが生まれていらっしゃる。

医療の給付は、こういった形で支援はしていますけども、実際、こういった2,500グラム未満の赤ちゃんに対しての人工のミルクっていうのが、大変ちょっと危険というか、重度の腸疾患になる壊死性腸炎っていうものが起こしやすいと。ですから、生まれたばかりのそういった未熟児の赤ちゃんには、やはり母乳が必要だと。ただ、この母乳をあげるにしても、お母さん自体が、精神的にも、また、肉体的にもそういった状況ではない。何でこんな小っちゃい、ごめんなさいっていうような気持ちが強いので、どうしても豊かな気持ちでおっぱいがいっぱい出るっていうような状況ではない。

このとき、私もちょっとあるところで聞いたんですが、母乳バンクっていうのがあると。でも、これは全国的にまだ散見するだけで、宮城県にはまだないというような状況なんですけど、こういったことに対するご相談だったり、また、情報提供だったり、これまでにこサポの中で対応できるかどうか、分かりませんが、こういったことについてはいかがなんでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 母乳バンクについてのご質問を頂戴いたしました。

以前、「リトルベビーハンドブック」という、小さくお生まれになったお子さんについてのハンドブックを紹介させていただいたんですけれども、そちらを使いまして、保健師が丁寧にお母さんへのフォローをして、あとは、心のケアといったところも併せて行わせていただいているところでございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 続けてですけど、その場合は、先ほども言いましたように、宮城県にそういった施設がないんですが、そういった部分のご案内みたいなものとか、連携とかっていうのは、そこまではなさらないんでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 母乳バンクについての宮城県との連携というところで

ございます。

こちらにつきましては、まだ全国的にもまれなケースというところで、母乳バンク、なかなか進んでいないというところもありますので、今後、私たちが勉強しながら、県と連携して進めていきたいと思っております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

年間、このように、6人なり、7人なり、そういったお子さんが生まれていますので、そういった方たちに素早く対応できるような方策を、ぜひ、早急をお願いしたいと思っております。

では、同じ15ページの上の段ですが、⑤番の新生児の聴覚検査、これは私も議会で質問させていただきましたが、受診者が令和4年度には225名、そして、昨年度は何と100%、233名と順調に進んでいるようですが、今の状況をお聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 聴覚検査につきましては、定期健診の中で行っておりますので、全ての方に受診していただいているという状況です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これからも丁寧にご案内してください。子供さんたちというか、生まれた赤ちゃんの検査はたくさんあります。その中で、これまではお金がかかるということもあって、パスする方もいらっしやって、本当に生涯聾啞で苦勞されるという方も、最近のそういった映画を見てきたばかりですが、そういったような状況もありますので、ぜひ、まずは最初に聴覚の検査をするっていうのが第一歩だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

同じページの下から2番目、(6)の思春期保健事業、これはどういった中身なのか、お聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 思春期保健事業につきましては、各中学校を回らせていただきまして、思春期のお子様たちを対象に、自分の体のこととか、あとは、性感染症のことですとか、LGBTですとか、あとは、自分の命の大切さなどにつきまして、産婦人科

の医師、あとは、保健師が講話、講演をするものでございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

思春期保健事業、大変大事だと思います。今、間違った性知識とか、それから、そういったことによって望まぬ妊娠だったり、それから、性暴力に巻き込まれてしまうっていう事件も、時折、ニュースなどで私ども散見しております。どのように、子供たちが間違っただけか、正しくないそういった知識の下に安易な行動に走ってしまわないようにということは非常に大事ですけども、これまで、ともかくとするとこういったことがおざなりになっていて、言わば、最終的には、自分の命も大事にするけど、友達、相手の命も大切にするっていう、命に関わる大切なこれは事業っていうか、考えだと思しますので、そういった意味で、今、講話とか、それから、集団を相手のお話だと思うんですね。これは、結果的には、一方通行だと思います。そうすると、子供たちは、その中で聞き取って、全て100%自分の中に理解したかっていうと、それによって、いろんな疑問だったり、また、相談だったり、悩みだったり、不安だったりするものも絶対出てくるわけですね。そのときの受入れ、また、相談、その点はどのようにになっているか、お聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 相談業務につきましてということで、ご質疑を頂戴いたしました。

中学校のそういったところの思春期相談ということでよろしかったでしょうか。中学校につきまして、私どもでも、にこサポでも、もちろん、こども家庭センターでも広く相談業務を受け付けてございます。今回、こども家庭センターは18歳までのお子さん本人からのお話というところも頂戴しております。にこサポもこども家庭センターの一つの部署でございますので、そういったところを丁寧に聞き取っていきたいと思っております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

いろんなところに、今、デートDVとか、そういったチラシとか、カードとか、それから、LINEでだったり、電話で個人名を出さなくて相談ということも、様々あちこちにそうい

ったものがありますが、ぜひ、子供たちにもそういったものを講演のときに直接配布するなりして、自分の中で、そういったものを、じゃあ、ここに相談しようとか、ちょっと電話してみようとか、LINEしてみようっていうような気持ちを起こさせる、そういった取組をぜひしていただきたいと思っております。

関連してですが、学校では、言わば、中学生とかの性教育的なものはどのように取り扱っているか、お聞かせください。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 中学校での性教育、どのように取り組んでいるかというご質問でございました。

中学校では、主に保健体育の授業で行うことが多いのですが、その際にも、保健体育の教員以外に、養護教諭であったり、また、教科だけではなくて、学活の時間で命の授業ということで行うこともございます。市内では、市内の病院の産婦人科の先生をお呼びしたり、助産師さんをお呼びしてお話を聞くっていうような機会も設けておりますし、その際にも、聞きっ放しではなく、それにより、どうだったかっていうその後の振り返りの時間を、各学活であったり、保健体育の授業で、さらに教員と時間を持つこととしております。

以上でございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これ、時期を逃すと、そのままずっと、高校、大学、社会人になってしまう。すごく大事な、また、デリケートな年齢でもありますし、また、これは男の子も、やはり、自分だけでなく、相手があって、そして、命ということは大切な教育の根幹だと思っています。ぜひ、女の子だけでなく、男子は男子でもしっかりと、このことで、暴力だったり、相手に傷をつけることがいかに大変なことになるかってことをこの時期にしっかりと教え込んでいただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、41ページ。そのようにして育ってしまったと聞いていいかどうか、分かりませんが、次に、児童虐待についてお聞きいたします。

41ページの子ども家庭総合支援拠点事業の実績の中ですが、家庭児童相談室の施策の実績を見ると、児童相談については、やはり、虐待、養護が圧倒的な数が見えますね。家族の相談についても、DVの数が2桁です。その後の（3）番の児童相談所に対する相談、また、一

時保護所、これも2桁の数字で推移しております。これだけ、今の子供たちを取り巻く環境が本市においても大変厳しいんだと思う中身なので、毎回、私も児童虐待については質疑させていただいているんですが。

その中で、児童の相談、虐待の相談は、全国的にも2022年には21万件以上、また、DVの相談も2020年で過去最高の12万件以上、約22万件という形に増えてきているんですね。DVというのは、夫婦の間とか、恋人同士の間という暴力だと思うんですが、子供の目の前でDVを行った場合は、それは児童虐待にも値すると、今認知されております。この数を何とか減らさなきゃならないんですが、これまでの取組というのは、言わば、虐待を受けた子供を保護する、また、そういった女性を保護すると、どうしても保護する形だけに国もいっていましたが、今度、ちょっと形が変わってきたみたいなんです。

これまでの塩竈市の取組はどのようなものだったのか、お聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 虐待に対する普及活動についての塩竈市の取組ということではよろしかったでしょうか。

塩竈市では、やはりオレンジリボンキャンペーンということで、オレンジリボン、こちらにつけておりますが、こういったリボンで、現在、普及活動を行っているんですけども、年代によって、虐待に対するイメージというのはかなり異なっていて、やはり、面前でのDVが一番多いんですけども、親世代が子供の前で暴力を行うということに対する虐待という捉えがないというところが非常に問題だと考えておまして、そういったところで講演活動を行ったり、あとは、警察等からの通報があるんですけど、そういったときに、保護者の方に、DVとはどういうものなのか、子供に対する影響はどのようなものなのかということ、一つ一つ丁寧にお伝えするようにしております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、言いましたように、これまでは防衛というか、守るほう一辺倒だったんですが、言わば、DVの加害者、相手方に対して、今、政府では、DV加害者の考え方とか、行動の変容、変えていくことを目指すための加害者プログラムというのを全国的に展開しようとして、予算も、自治体に財政的な支援も開始したそうです。

まず、これらがどのようなものなのかっていうことを、専門職の皆さん、また、この相談に担当する職員の方がしっかりと研修で、加害者プログラムというものはどういったもので、それをどう対応できるのかとか、自分たちに応用できるのかっていうことをまず学んでいただけたらどうかと思います、お考えをお聞かせください。

○桑原副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご意見ありがとうございます。

現在、こども家庭センターでは、統括支援員という虐待に対する専門的な保健師、本市では保健師に充てておりますが、統括支援員を置きながら対応努めております。

加害者へのプログラムというところにつきましても、今回、かなり大幅な統括支援員の研修が入っておりますので、そちらできちんと学びながら、また、そういった虐待を繰り返すというところもございますので、そういったところも親御さんにきちんと伝えながら、繰り返すことのないように学んでいきたいと思っております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、「塩竈市教育委員会 点検・評価報告書」、こちらからご質疑させていただきます。

まず、17ページの外国語指導助手招致事業についてお聞きいたします。

この中で、まず、施策の実績の中に、外国語指導助手3名が、会計年度任用職員として各小中学校に配置して、交代で勤務していると、具体的な中身についてお聞かせください。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 3名の会計年度任用職員、ALTが、11校の学校を1週間でローテーションして回ります。Aさんは、例えば第一小学校、第一中学校、浦戸小・中学校というように、3校から4校ぐらい担当していただいて、英語の授業の英語の教員の助手としてサポートします。専門的なところでのサポートであるとか、流暢な英語を子供たちの目の前で話すことで子供たちが実際にイメージを強く持てるようにということでございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

私も、昨年、アメリカから帰ってこられた方の子供さんが、やっぱり、学校で日本語がよく分からなくて授業についていけないとのことで、学校教育課長にご相談したことがあったんですけども。このように、近年、海外から帰国した子女とか、それから、仕事の都合で家族と一緒に日本に来て学校に入っているという子供さんたちが見られるようになってきました。そういったまだ日本語がよく分からないという子供に対しての彼らの指導的なものも当たっていただいていると思うんですが、ここで、国では、実は2023年には6万9,123人、前年度の調査から1万816人増えた。これは何かというと、今言ったように、海外から入ってきて、日本語の指導が必要だとされている子供さんたちの数です。本市においても、こういったお子さんたちは年々増えて、これからも増えていくと思いますので、この日本語を教える、日本語指導を必要とする子供さんが増えてくると思うんですが、それらの対応はどのようになっているのでしょうか。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 日本語指導をしなければならない外国からのお子さんが、実際、塩竈市も増えております。県内でもかなり増えているということでございます。もちろん、このALT3名おりますので、英語であれば、そのお子さんと接することで、そのお子さんを安心させたり、サポートができるのですが、実際に、日本語指導ということで県に県費負担職員を申請しまして、県から、英語だけではないので、中国語であったり、いろいろな国の言葉をお話をするお子さんですので、そのお子さんに合った先生を紹介してもらっているところです。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ますます必要な事業だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、29ページの小学校社会科副読本関係事業、塩竈市では、3年生を対象に、地元の歴史とか文化を知るよという事で副読本を配布しているとあるんですが、ここでは、ちょうど次の30ページの下の方に佐藤先生の感想もありますが、子供たちが歴史・文化を理解するためにこれを活用してほしいというんですが、活用されてないのかどうか、配布で終わっているのか、その辺、お聞きいたします。

○桑原副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 社会科副読本として「わたしたちのしおがま」を小学校3年生の児童全員に無償で配布しております。社会科副読本でありますので、社会科の授業で大いに活用していただくように学校にはお伝えしておりますし、実際、活用していただいております。また、社会科の授業だけでなく、総合的な学習であるとか、市内自主研修等、そちらでも活用しているところです。

以上でございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

それでは、55ページの小・中学校図書館図書整備事業についてお聞きいたします。

塩竈市の各学校の図書の蔵書については、この一覧にありますように、ほぼ1万冊を超えているように見受けられますが、私も前に小学校に視察に行かせていただいたとき、ちょっと本もかなり古いなど、大分傷んでいるなど思ったのも正直なところありました。ここにある古くなった本、それはどのように処分されているのか、お聞かせください。

○桑原副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校図書館の古くなった本の廃棄方法についてのご質疑でした。

こちら、古くなりましたものは、本のバーコードを読み込みまして、廃棄リストというものを作ります。そして、不用品ということで廃棄をしていくんですけども、こちらは全国学校図書館協議会を出しております学校図書廃棄基準によって廃棄をしているというものでございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、全国学校図書館協議会のお名前が出ましたが、この協議会っていうのは、結構、全国の学校図書に関する様々なものを提案していただいたり、今言ったように、廃棄するリストというものも提出していただいている。これがちょっと基準になっているのかなと思っております。

やはり、各学校においても、今の基準において廃棄することもあるでしょうし、また、学校においては、文書を成文化して、このぐらいになったら廃棄するとか、本の傷み具合もある

と思いますので、そういった意味での成文化している学校もあると聞きますが、本市はいかがでしょう。

○桑原副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 マニュアルについて、各校で作成していると聞いております。また、図書館担当職員の情報交換会というものの中でも、図書の除籍についてということで、このように除籍をしてくださいというような文書を配布・共有しているというところもございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどありました全国学校図書館協議会、この調査によりますと、2012年から2022年までの10年間、各学校の図書の購入費用というのは、全国的に平均で、小学校で約50万円、中学校で約70万円、これは地方交付税の中で、ひもつきでないために、学校によっては5万円か6万円で済ませている学校もあるらしいんですね。国では、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」というものを立てまして、学校図書館の標準を達成するために、単年度で190億円、これは新聞の分が38億円も足して編成していると聞きました。

ただ、今言ったように、ひもつきでないために、図書を購入しないで、例えばグラウンドのバックネットを買ったとか何とかということにも使ってしまう学校があつて、なかなか本に回らないという声も聞いておりますので、本市はどのぐらいの購入費で、どう活用されているのか、お聞かせください。

○桑原副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 図書購入費の活用についてのご質疑でした。

図書購入費につきましては、小学校276万円、中学校243万円の図書購入の予算がございます。そして、こちらにつきましては、目的外の使用がないかというお話ありましたけれども、もしも図書室で使用する書架など本以外のものを使いたい場合は、教育総務課にご相談くださいということにしておりますので、図書以外で大きく目的を外れた使用はないものと考えてございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、77ページで、市民図書館運営業務についてお聞きいたします。

来月は秋の読書週間に当たりますが、ここに書いていますように、塩竈市の読書人口という
か、図書館にいらして本を読んでらっしゃる、または、お借りしている数っていうのは、そ
うそう大きく減ってはいないように見受けられます。

ただ、もっと、こういった読書人口、今、本離れしているという声が高い中で、ぜひこうい
った方たちを増やしていく、そういった工夫はこれまでされているかどうか、お聞きいたし
ます。

○桑原副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 これまでも、毎週なんですけれども、木曜日に新しい図
書を購入するために打合せを行ってきておりまして、なおかつ、今年度4月からは指定管理
者が入りますので、新たなよりよい蔵書できるように話を進めていきたいと考えてござ
います。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

昨年でしたでしょうか、作家さんをお呼びして講演会を開いていただきましたが、物すごい
人数で、私も楽しませていただきました。あのような企画的な講演会とか、それから、ある
新聞の記事で見たんですが、大人が子供に読んでほしい本ということで、カードに書いて図
書館に出す。図書館にそういったカードが用意してあって、「ご記入ください」と。また、
逆に、子供たちが大人に読んでほしい本ということで、自分のお勧めの本の題名を書いて出す。
そういったものを展示されていて、それを参考にお借りしたり、世代間の交流、そういった
ものを図っている図書館もあれば、そういった様々な、月に一度、どこかの片隅をカフェに
使ってもいいよというような状況もあって、楽しく図書館に通える人口を増やしていきたい
と思いますが、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

○桑原副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 今委員からすばらしいご意見いただきましたので、指定
管理者と共に話し合いました、ぜひ、そういった場面がいっぱい設けられるように進めてい
きたいと思っております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、最後の質疑になってしまうと思います。84ページの文化財保護事業についてお聞きいたします。

この施策の中で、4番目に塩竈学まちづくり学習事業というので、シンポジウムの「塩竈の歴史の宝発見!」、私も参加させていただきました。その中で、平川 新先生がおっしゃったのは、前にも言いましたけど、塩竈市にせっきく学芸員の資格を持った職員の方がたくさんいらっしゃるのに、なかなかそういった課がないというので、せっきくのこの歴史のあるまちがもったいないっていうお声がありました。

あともう一点、そのときに塩竈市文化財保存活用地域計画作成、これもお話にございましたが、この2点についてお聞かせください。

○桑原副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 まず、1つ目の専門的な職員の関係だったんですけども、現在も職員の中で詳しい職員ございますので、その職員だけでなく、ほかの職員もそういったところから知識を受け入れまして、専門的な資格がなくても対応できるような形で進めていければいいのかと考えてございます。

もう一つ、2つ目の塩竈市の文化財保存活用地域計画につきましては、令和4年度から、これは3か年の間でつくるものになってございまして、昨日、先週も、文化庁に、一度、今できている分をチェックしていただきまして、今年度末には、計画案として最終的なものを作成して文化庁に提出できるように進めているところでございます。

以上になります。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。しっかりとよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○桑原副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時35分といたします。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

桑原成典委員。

○桑原委員 塩竈維新の会、桑原でございます。

早速でございますが、資料No.8を用いて、基本、ご質疑をさせていただきます。

まず、資料No.8の22ページでございます。

母子・父子家庭医療費助成事業ということで、こちらの施策の実績をちょっと見させていただきますと、受給者を比較すると、令和4年度1,032人、令和5年度967人ということで、65人減少している。助成件数に関しましては、令和4年度が3,323件、令和5年度が3,024件、299件減少している。その中で、助成金額、令和4年度が914万5,000円、令和5年度が919万4,000円、4万9,000円増加しているということになっておりますが、その下にちょっと書いてあるんですけども、対象者は、母子・父子家庭の母、父及び児童、また、父母のいない児童及び養育者とあります。その中で、現況と課題の中で、こちら、少子化の影響により受給者及び助成件数は減となっていると。ただ、その助成金額に関しては微増という形になっていると記載はされているんですけども、本当に少子化の影響で助成件数が減となっているのか、お伺いしたいと思います。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 資料No.8の22ページ、現況と課題の部分でご質疑を頂戴いたしました。

まず、施策の実績のところ、先ほど委員お話しいただいたとおりの数字でございます。この我々の分析した現況と課題、少子化の影響により受給者、助成件数は減でございます。まず、結果、これは結果そのものだと言ってしまえばそれまでなんですが、まず、傾向としては、医療費は年々少し増嵩しております。正直、この母子・父子、母子家庭や父子家庭のご家庭への援助でございますけども、まず、我々としては、少子化というほか、理由としては見当たらないというのが、これは正直なところでございます。そういったところで、この現況と課題のところにかかせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

今、現状、母子家庭とか、父子家庭とか、結構、多くなってきているっていう現状があるかと思っております、ただ、そこで安易に少子化というものにつなげ過ぎているのではないかなというところで思っていたわけであります。

例えば、移住とかしてきている人もいるでしょうし、例えば、もしかしたら、日本では、母子家庭とか、父子家庭とか、多くなってきているのかもしれませんが、塩竈市では減っているという可能性もあるのかなとちょっと思ひまして、その辺、お伺いしたんですけども。こちらについてはいかがだったでしょうか。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 ありがとうございます。

正直なところ、この母子家庭・父子家庭、増えていると。離婚件数も増えているので、増えているというのは当然の話でございます。

もう一つ、申し訳ございません。ここの、我々、分析のところを書かせていただいたときに、塩竈市の全体の母子家庭・父子家庭の数の母数のところまでしっかり把握しての分析等までは、申し訳ございません、記載はしておりませんでした。今、正直、委員からご指摘いただいて、はつとした部分でもございます。申し訳ございません。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

じゃあ、ぜひ、次からそういったところのデータとかをしっかりといただいて、ちゃんと根拠づけになるように評価していただければなと思っております。

じゃあ、次の質疑に移ります。

資料No.23-2の8ページになります。

午前中も、先ほど鈴木新一委員からご質疑しておりましたふるさと納税についてのご質疑をさせていただきます。その中で、ちょっと、かなり重複してしまったので、一つだけ、お伺いできればなと思っております。

8ページに令和4年度と令和5年度のプロジェクト4つずつ並んでいるかなと思っております。先ほど鈴木新一委員からも、一般の市民の人たちの声を募ったらいんじゃないかという形でおっしゃっていたんですけども、その中で、僕もその項目、ちょっと気になっておりました、例えば「給食費に」という部分の文言とかを追加できないのかなというところ

で、そういったプロジェクトもあってはいいんじゃないかと思ったんですけども、それについていかがでしょうか。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらの4つの実感プロジェクトというのが、先ほどのご説明と重複して申し訳ございません。第6次長期総合計画の未来創生プロジェクトというところの大きな分類となっております、個別の具体的なこの事業に充てるというよりは、もっと幅広くこちらを捉えていただいて、寄附者の方に選んでいただくというようなことを現状行っているものでございます。

以上でございます。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

大まかなプロジェクトということだったんですけども、例えば、その大まかなプロジェクトに、個別に、例えば、ちょっと内訳みたいなものを書いてみたりっていうのは、なかなかできないものなんではないでしょうか。

○土見委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 その内訳、具体的にどういったものに使われるのかというのは、寄附者の方気になる部分、また、それを書くことによって寄附いただけるというようなこともございますことから、そういった個別のこういったプロジェクトの中にはこういったものが含まれるというのは、ポータルサイトの中で記載できるか、まず確認して、もしできれば進めていければと思います。

ありがとうございます。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ぜひ、ご検討いただいて、調査していただければなと思います。未来への投資っていうところで、そういった部分でもいけたらいいんじゃないかなと思って質疑をさせていただきました。

次の質疑に移ります。

資料No.8に戻ります。129ページ、130ページになります。

生活保護事業についてお伺いいたします。

昨日もいろんな委員の方々が質疑されていたなというところでございました。重複しないよ

うにお伺いできればなと思っております。

施策の成果とか現況と課題でも説明書いてあるんですけども、昨日のご答弁とかを聞いて、ある程度、腑に落ちる、納得できるところではございました。この生活保護事業というもので、趣旨として、生活保護事業は「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、生活保護法に基づく必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。」と記載があります。施策の成果の中でも、「自立」という言葉が多く散見されるところであるんですが、それを踏まえて質疑をさせていただきます。

現況と課題の2番、読ませていただきますが、「生活保護法は、自立を助長するための制度であることから、稼働年齢層で就労可能な被保護者は就労支援員による面談や関係機関と連携し積極的に就労活動を行う必要がある。しかし、実際には、積極的に就労活動しない、就職しても自己都合ですぐに退社してしまうなどが多いため、なかなか自立にはつながらない状況である。」と記載されております。

このような形で評価されているということであるとは思いますが、なぜ、このような状況にあるのか、お伺いできればなと思います。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活保護事業についてのご質疑でございます。

昨日も触れさせていただいておりますが、当市の生活保護事業の特徴といたしましては、65%が高齢者といった中で、では、今、委員おっしゃっていただきましたように、この制度、自立を促すものという中で、いかにその自立のために就労支援をしていくかといった部分でございまして、やはり年齢的なものもありますし、さらには、既往疾病を抱えた方々もいらっしゃいます。そうした方々が就労するに当たって、なかなか就労が定着できないというような実態というのもあるんで、このような記載をさせていただいたというような状況にございます。

また、昨日も触れさせていただきましたが、ハローワーク管内での求人率というのが、やはり1を切っている状況にありますので、そういったところも、なかなか、無理して就職したものの続かなかったといったところもあるのではなかろうかという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

65%が高齢者ということで、昨日のご答弁を聞いていると、仕事を見つけるのがまず困難ではないかという形でおっしゃっていたのかなと思っておりまして、実際、こういった積極的に就労活動しない、自己都合ですぐに退社してしまう、こういう人たちは、大体、何割ぐらいいらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

ちょっと、割合的に数値的には押さえていないんですけども、逆に、我々といたしましては、自立をした部分においては、廃止の中で37世帯、36%の方々が実績として自立に結びついたという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

36%、65%が高齢者の中で、その中で、高齢者の方も踏まえて36%いたということでありまして、一応、実際にはちょっとナイーブな問題にはなってくると思うんですけども、就労活動ができない、自己都合ですぐに退社をしてしまうということで、実際は働けるっていうスタンスでいると思うんですね、そういった人たち。そういった、まずその、退職してしまう、就労活動しないっていう、その根本をまず変えていかなきゃいけないんじゃないかなと、正直、思っておりまして、例えば、そういった、助長する改善策みたいなもの、分かれば教えてください。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 改善策についてのお問合せでございます。

当課におきましては、そういった就労を支援するための専門職2名を直接雇用いたしまして、事務所に配置しております。そういった支援員が、今、お話しいただきました被保護者等にアプローチをさせていただきながら、自立に向けた就労を促す、さらには、ハローワークなどの関係機関とも連携して、どのような形で進めていったら自立促せるのか、とりわけ、先ほど申し上げました高齢者の自立となりますとハードル高いということもございまして、その辺を定期的な意見交換、月に一遍、支援会議というのも行っておりますので、そうした中で工夫をしながら進めているというのが実態でございます。

以上です。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

ただ、その中でも、結局、やっぱりこういった方々がいらっしゃるというのは現実だと思っ
たんですけども、例えば、その65%が高齢者なのであれば、そのほかの35%っていうのはどう
いった方々になるのでしょうか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

昨日も触れさせていただきましたが、コロナ禍で離職、もしくは、物価高騰等によって所得
が減った方々が生活保護受給世帯という形になっております。

以上です。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

そういった方々の中でも、やっぱり、こういった就労活動しないとかっていう人たちは、一
定数はいらっしゃるっていう認識でよろしいでしょうか。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 おっしゃるとおりです。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

そういった中で、平等にこういった制度を活用していただくっていう中で、いろいろなそう
いった改善というか、整理という形も必要なのではないかなと思って質疑をさせていただ
いております。

現状、そういったことで解決できてない。こういった、お金も、一応、県支出金、一般財源
も使っているわけですから、税金という形になってくるので、そういった根本的な解決をど
んどんやっていかなくはないのかと思っておりますので、ここは決算なんですけども、
今後、そういった、どう改善していくとか、しっかりとした制度整理という形というも
のをしていくのか、一度、伺いいたします。

○土見委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今後の対応という部分でございますけれども、ま

ずは、この生活保護事業、国からの事業となっていますので、扶助費の支給等については国が定めた基準に基づいている。ただ、一方、委員ご指摘いただいたように、制度上は、最低生活を保障しつつも、自立を促すということになりますので、先ほども触れさせていただきましたが、当課のみならず、ハローワークを含めた関係機関との連携を強化しながら、どのような形で進めていけば、今おっしゃっていただいたような形で、自立をさらに進めることができるかという部分は、関係機関にもちょっとご協力いただきながら勉強させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その平等性というところを担保するためにも、一定の基準を崩さずに、本当に困っている方々に手を差し伸べていただければなと思っております。

次の質疑に移らせていただきます。

資料No.8の272ページから275ページのものになります。

スポーツ施設管理運営事業で質疑をさせていただきます。

屋内スポーツ施設、これも先ほど鈴木新一委員が質疑されていたんですけども、その中で、この表、実績とか見させていただきますと、屋内スポーツに関しては、令和4年度から令和5年度にかけて増加しているという形になっているかなと思っているんですけども、この(2)番、主なスポーツ振興事業実施状況で、各種スポーツ教室開催状況になるんですけども、トータルの合計人数、減っているような形になっております。これ、なぜかなって考えたんですけども、そもそものイベント、教室、こういったものが開催状況が減少しているなと思っております。この減少している理由、教えていただければと思います。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 お答えします。

体育館につきましては、これまで行っていた教室を絞りまして、よりボリュームのあるというか、中身をちょっと精査したという部分がありまして、数が減っているような状況でございます。あわせて、温水プールにつきましては、昨年5月に天井が落下しまして、2コース、ちょっと使えない状況がありまして、プールの教室が減少しまして人数減につながっているかと思っております。

以上になります。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

そういった、温水プールに関してはちょっと致し方ないかなとは思っております。人数が減少しているのも、それであればちょっと納得かなあというところでもあります。

屋外スポーツ施設になります。こちらに関しては、先ほど、何か野球をやっている人口が減っているのではないかとかっていう形でおっしゃっていましたが、トータル、令和4年度と令和5年度で比べると大体2万人ぐらい人数が減っているんですね。この要因というものを教えていただければと思います。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 先ほど、鈴木新一委員からもお話あったんですけども、各スポーツの団体の人数が減っているという部分もございますし、あと、球場広場につきましては、同じ日に使いたいという部分だとちょっと使えませんので、そういった部分のときにはお断りをする部分もございまして、そういった部分も減少の一部なのかなと考えてございます。

以上になります。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

その回数というのも100回ぐらいは減っているんですけども、それで2万人一気に減る要素になるのかなと、正直、思っております、そういったものは、指定管理者とかとも話したりとか、何かいろいろ検討したりとかっていうのはしてきているんでしょうか。お伺いします。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 スポーツ施設の指定管理は、引き続き、以前から指定管理を行ってまして、毎月、こういった形で、現状、そういった部分の問題精査をしておりまして、話し合いにつきましては毎月させていただいております。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

であれば、その現況と課題の中に、例えば、そういった人数が減っている要素っていうのを書いてもいいんじゃないかなと、正直、思っております、人数が減っているということに

対して、特に課題とも記載されていないんですよね。これって、本来、人数が減っているってことは利用者が減っているってことなんで、ちょっとゆゆしき事態なのかなと思ってはいますが、そこに触れられていないっていう現状があると思うんですけども、それについていかが思いますか。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員おっしゃるとおりだと思いますので、その部分につきましては、今後、改めて、資料づくりの際には気をつけながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ぜひ、その辺、よろしくお願いいたします。

あともう一点、ちょっと気になるところがございまして、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したという形で、利用者の増加が見込まれるためという形で記載はされているんですけども、この時点で既に新型コロナは5類に移行しているわけですから、増えていなくちゃいけないことだと、正直、思うんですね。それをここに書かれるのはちょっとどうなのかなあというところあるんですけども、それについていかが思いますか。

○土見委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 先ほどに続きとなるんですけども、委員おっしゃるとおり、文章の内容につきましても、精査しながら作成していくように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ぜひ、そういった分析とかも、現状、文書とかもしっかり書いていただいて、根拠としてしっかりと載せていただければと思いますので、次回以降、ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の質疑に移らせていただきます。

資料No.23-2の116ページになります。

市内小中学校の教職員の超過勤務状況ということになりますが、資料を見せていただいて、市内の小中学校、小学校が7校、中学校が5校という形になりまして、教職員の人数がやっぱり小学校のほうが多い、学校数も多いからだろうなと思っているんですけども。

この表に関して、80時間以上の教職員の人数ということになっているんですけども、中学校

をピックアップして見させていただくんですけども、ちょっと、小学校よりやっば中学校のほうが超過している人数がかなり多いという現状だと思うんですけども、その原因、要因は、どのように分析しているのか、お伺いいたします。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 市内小中学校の教職員の超過勤務状況、小学校よりも中学校のほうが多い理由はどうかというところでご質問いただきました。

小学校と中学校の大きな違いは、部活動と進路指導だと捉えております。実際、この人数が増える月というのが、小学校も中学校も学校行事がある月が増えております。そして、先ほど申し上げました、中学校は、中学校総合体育大会であるとか、新人大会などの部活動に力を入れる時期には人数が多くなっておりまして、進路指導が入りますとその時期も多くなっております。そのあたりが主な要因と捉えております。

以上です。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

ただ、この表を見ますと、通年、結構、中学校の教職員というのは人数多いのかなって、正直、思っております、本当にイベントが関係あるのかどうかというところもあると思うんですけども。ただ、この問題点として、80時間以上で表記されていると思うんですね。もしかしたら、80時間以上ということなので、90時間とか、110時間とかいる可能性も大いにあるのかなと。ただ、また、80時間以上ということなので、例えば79時間とか、78時間とかの人も多くいるのではないかとと思ひまして、かなりの超過勤務時間だと、正直、思っております、この辺の細かい時間帯とかそういったもの、全て把握されているのか、お伺いいたします。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 超過時間の細かい時間ということでございました。

毎月、各学校に全員の時間外の結果を市教育委員会に提出してもらっております。ですので、この月はこの学校のこの先生が何時間超過したっていうようなことで、毎月の校長会・教頭会でお示しさせていただき、対策を強くこちらからも繰り返しお話ししているところです。

ただ、勤務時間が多くなってしまふ方というのは、この表には校長以外の教職員の数でございます。教頭をはじめ、学校の要となる教員が多くおまして、その教員に負担が多く偏っ

た負担があるのではないかとということで、校長等には校務分掌の見直しを図るであるとか、様々工夫するように話しているところがございます。

改善に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その中で、今ご答弁の中で対策という言葉をお伺いしたんですけども、どういった具体的な対策を取るとか確認されているのか、お伺いいたします。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 対策といたしまして、公務や学校行事の見直し、会議の見直し、ICTを活用したペーパーレス化、成績処理をICTを活用することでできるだけ教員の負担を軽減するように、学校にはお伝えしております。また、そのほかにも学校で工夫しているところがございます。

特に、中学校の時間外というのは全国的にも多いということで、解決に向けて何とかしなければというのは、市でも考えているところです。校内での校務分掌のバランスを取っていただけるように、管理職にも個別で面談をして、場合によってはスクールカウンセラーであるとか、養護教諭もその個別面談を通して職員の健康管理と教育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

働き方改革と言われている時代でもありますし、部活動とかいろいろあるのは重々承知はしているんですけども、このデータを見る限り、なかなか激務なんだなということが正直なところ思っているところがございます。その中で、超過した分の、例えば残業代とかっていうのは、そこはしっかりお支払いになっているのか、お伺いしたいと思います。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 教員は、残業代は基本ございませんで、全て給料の中にそれも含めての計算で、給与の中に入っていることとなっております。ただし、部活動に関しましては、申請をいたしまして、休日の部活動になりますけれども、中学校の教員に支払

いはされております。

以上でございます。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 要は、サービス残業みたいなものなのかなと、正直、聞いて思いました。

その中で、市の職員の皆さんも残業代とあって、多分、普通の一般の会社でも残業代って支払われると思うんですけども、その辺がサービス残業というのは、非常に何とかできないもんかなあというところで思います。もし、自分の立場になってみて、そういったものがサービス残業となったら、非常に何か、うって思ってしまうんですけども、実際、学校教育課長はどう思われますか、その辺に対して。

○土見委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 答えいたします。

教員は、本当に使命感と、子供たちが目の前にいると夢中になって子供たちに関わる先生が多いかと思えます。本当に24時間365日っていうのが教員かと思うんですが、でも、一方で、それにより、教員になったら大変だという、そういったことにつながってしまい、今、教員の数が減っておりますし、講師の数も減っておりますし、現実、数が全国的に足りないということが現状となっております。こうした若者たちが、ぜひ、先生になりたいと思っていただけるように、学校現場のよりよい働きやすい環境を整えていかなければと思っていますところでございます。

以上です。

○土見委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

子供たちの教育っていうのは、やっぱり先生がいないと成り立たないものですので、こういった先生の職場の勤務改善とか、そういった守ってあげることっていうのが本当に大事なんだろうなと、急務かなと、正直、思っておりますので、ぜひ、子供たちの教育を守るためにも、先生たちを守っていただいて、少しでもいい教育というものを子供たちに受けさせてあげられたらなと思っておりますので、ぜひ、その辺もしっかりと守ってあげるっていうことをよろしく願いいたします。

これで私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○土見委員長 小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私からも、令和5年度決算、質疑を何点かささせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、財政関係は、結構、活発にもうほとんどやったのかなと思いますけど、私からも一つだけ、不用額のところについてお聞きをしたいなと思います。

資料No.7の199ページ。

合計額が11億3,760万1,503円ということで書かれておりますけども、この不用額は、要らないっていうのではなくて、何らかの事情で使われなかったという感覚と、努力をして削減させたっていう、そういったものだと思うんで、金額云々でそこをどうだこうだということではなくて、今回、総務費から、教育費から、民生費から、ざっとめくっていったときに、総務費でも結構なちょっと高い額のそういった不用額等も私は見受けて、総務費でこの不用額っていうのはどういうことなんだろうというところ、ちょっと思ったところもあるんですけど。全体的にそういったところを含めて、分析とか、総括とかしながら、どう感じて、次の年の予算に反映しようとか、そういった総括、感じを受けていらっしゃるのか、この点、財政からお聞きをしたいなと思います。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 不用額についてのお尋ねです。

今、総務費の不用額ともちょっとお話の中にありましたので、資料No.7の71ページをご覧くださいと、こちらに、今回、総務費の不用額が記載ございます。1億6,600万円ということで、ちょっと、億を超えているということで、少し大きい不用額かということには印象を持たれるところなんですけれど、ただ、総務費、予算規模が、支出済額、左の隣の隣に42億円とありますように、ちょっと規模が大きいので、大体パーセンテージですとその総額に対しての三、四%ぐらいということで、そんなに無駄なではないですけど、大きな不用額を出しているものではないかとも捉まえております。

ただ、内訳申し上げますと、主には人件費関係で、例えば3,000万円ですとか、あるいは、税務課で、例えば過誤納があったときに、それを還付金するための歳出予算も抱えておりますので、そちらは、結局、使わずに済んだ分2,000万円、不用額出ております。ほかにも、システム関係費でも数百万円単位の不用額が細々出ておまして、その積み重ねで1億6,600万円ほど出ているというのが総務費の現状になります。

では、財政としては、このような不用額についてどのように処していくかということになる

んですけども、今回の決算の実質収支、データの中でもお話しさせていただきましたけれども、このまま決算として不用額を出しますと、結局、その年の実質収支決算剰余として翌年度の財源としては返ってくるんですけども、ただ、財政のコントロールという点におきましては、令和5年度中、その当年度中の不用額を早めに見込んで、9月補正、12月補正、ないしは2月補正での減額をしてくれば、その分、それが、例えば一般財源であれば返ってくる。返ってくるのであればそのまま財政調整基金に補正で積むという、ある意味、基金の残高をイメージしながら予算管理ができるという面もございますので、そちらについては、返す返すも、不用額の早め早めの把握をしながら適切な予算処理を行っていただければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

そのとおりで、計算してみると、大体、総務費の場合三、四%で、人件費、また、電算関係とか、そういったものが主なのかなという感じを受けておりました。

なぜ、私が不用額っていうのかというと、使われなかったものがそんなにあるんだったら、必要なところに振り分けられるんじゃないのっていう、そういう考えなんですね。やっぱり必要としているところにきちっと振り分けて、きちっと、来年度に繰り越さないで、今年度中にやりたいというものだっただけであると思うんですけど。

今、財政のコントロールというお話が財政課長からありましたけど、だから、各部というか、総務部、教育部とか、いろんな部とかで、しっかりと当初予算でそういったものができないんだったら、どこかでやっぱり、9月、12月っていう、そういう議会があるところで、見切りというか、しっかりこれは使われないということが分かった時点で返してもらって、財政に。今、財政調整基金に積み立てるっていうか、入れるっていうお話ありましたけど、やっぱりそういったことをもっときっちり精査してもらって、そういったことをやってもらうという、そういったものの徹底っていうのはできないもんなんじゃないでしょうか、財政課長。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 不用額の見込みというか、そこを見込みながらの予算管理の大事さ、先ほど申し上げたところなんですけども、例えば、それがもっと、より精度といいますか、より踏み込んだものとなっていけば、例えば、当初予算編成において組む際にも、不要なもの

をなるべく組まずにスリムな予算を組むということであれば、昨日も申し上げましたように、本市、今、当初予算を組むのに当たって当初予算の繰入れが大分大きいという課題ありますので、例えば、その当初予算を不用額を見込んでスリムに組むということで、財政調整基金を抑制しながら当初予算を編成することもできるかと。そういう可能性も、当然、開けてきますので、そこはなお一層、引き続き励んでいければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

塩竈市の場合、財政調整基金を取り崩しながら、何とか保っているっていうところだと思うんで、しっかり、これは今年度使われないという、そういうものをきちっと分かった時点で、各部署、しっかりそういった予算を財政に返していただいて、9月、12月っていうと、緊急性、または必要性という部分で、これはやらなきゃいけないんだっていうそういったところがあるのであれば、そこに補正っていうか、振り分けていただいて、しっかりした政策の運営というか、執行というか、そういったことをしていただきたいし、また、そういうことがきちっとできるのであれば、まだまだ地域の人たちの声に応じてやれることが多いのではないかと私自身は思っておりますので、そういったところをちょっと考えていただきながら、そういった当初予算であったり、財政の組替えであったり、考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで10分ですので、次に移らせていただきたいと思ひます。

次にですけれども、同じ資料No.7の29ページの備考欄に、墓地管理料（月見ヶ丘霊園清掃料）ということで601万8,595円ということであります。これ、清掃料のほかはどういったものに使われるのか、ちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 月見ヶ丘霊園の墓地清掃料についてのご質疑をいただきました。こちらの使い方ということでのご質疑になります。

例えば、清掃料の委託ですとか、樹木伐採、それから、草刈りなどの委託として、460万円程度、それから、バケツだとか、ひしゃく、そういった使うようなものの消耗品ですとか、それから、光熱水費、そういったところで50万円程度というところで使用しております。そのほか、会計年度任用職員の人件費に充てているというところなんです。

以上になります。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今、答弁いただいたのに、すみませんけど、ちょっと聞き逃したんですけど。草刈りとか、そういった清掃関係のみの金額っていうのを、ちょっともう一回、教えてください。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 同じ資料No.7の127ページをご覧ください。

第4款衛生費の第1項保健衛生費第4目環境衛生費の第12節委託料の清掃業務委託料として394万200円、それから、樹木剪定・伐採委託料として67万8,700円というところが、清掃業務ですとか樹木伐採の委託料となっております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

私もちょっと相談受たりするんですけど、昔っていうか、以前ですと、墓地が空いているのか、空いていないのかとか、申込みいつあるのかっていう、そういうお話が多かったんですけど、ここ一年ぐらいただと、樹木の剪定だったり、やっぱり、どうしても、葉っぱとか、桜が咲けば咲き終わった後は実が落ちてくるとか、そういった、毎日行って掃除するんだけど、それによって大変な状況になっているとか、あとはそういった環境関係の相談がここ一年は多いのかなと思っていました。

やっぱり草刈りとかも、年2回、3回するか、分かりませんが、なかなか、毎年、毎年、草刈りとかそういったものでお金をかけていくのであれば、通路だったりなんていうのは、そういった草が生えないような対策、防止、そういったことでしっかり工夫とか考えながら、そういったところをいかに使わないで、最初はお金はかかるけども、そういった整備をしていけば、後々、草刈りとかそういった部分に使うお金も減るわけですので、何とかそういった工夫をしていただいて、周りの環境だったり、そういったところもちょっとお金を使っただきたいなと考えているんですけど。そういったところのお考えをお聞きしたいんですけど。

○土見委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 今、ご質疑いただきました、草刈りを毎年やるのではなくて、

整備をして、草が生えないような舗装だとか、そういったことで、参道ですとか、道路、のり面ですとか、土留め、そういったところをすると草刈りもそれほどしなくていいのではないかと、ご意見、ご質疑かと思えます。

毎年、これだけの経費をかけながら、清掃業務ですとか、草刈りをしているところです。月見ヶ丘霊園の敷地面積が2万平米ほどになります。そういったところの広大な敷地を管理するということで、そういった舗装の施工というところもなかなか大変ではありますが、今後、墓地の使い方、それから、年々、墓地の使われ方についても変化が出てきているところですので、管理に関しまして、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今葬儀をはじめ、墓地のスタイルとかも、全然、今みたいに墓石を設置して云々っていうのもなくなってきている時代ですので、そういった墓地の環境もどこかでしっかりした形に変えていかないと、なかなか、未来っていうか、将来に向かって大変になってくるので、その辺もちょっと考えながらこういった運営をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、続きまして、資料No.7の63ページですけども、備考欄で防災ラジオ負担金ということで40万5,000円ありますけど、令和5年度は何台配布だったんでしょうか。

○土見委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 防災ラジオについてのご質疑です。

令和5年度は405台の配布ということで、40万5,000円となっております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

これまで何回か有償配布やっています。また、福祉関係では、要援護者にラジオ配布っていうのもやっていました。そういったものを混ぜると何世帯ぐらい、何台ぐらいになるのか、教えていただきたいと思えます。

○土見委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 令和5年度末で、合計では3,613台となっております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 福祉関係を交えてこれぐらいということですね、分かりました。

今年度、令和6年度だと、有償配布じゃなくて、貸与となっているんですね。多分、令和5年度までは、新型コロナ交付金の部分で使って、それがなくて、令和6年度は違った財源での対応だと思うんですけど、その辺の関係かなと思っているんですけど、何で貸与っていう形になったのか、教えていただきたい。

○土見委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 委員おっしゃるとおり、昨年度までは新型コロナの交付金がございます、今年度、令和6年度については、その財源が全くないというところで、防災行政無線の関連から、こちらは基本、市債の起債の対象にはならなかったんですが、特別交付税の対象になると、その内容として、貸与の場合はというところでございます。貸与していただければ70%交付税、一般財源は30%で財源が受けられるという中身でございます、その特別交付税を利用しまして、今回、令和6年度はその対応としたというところでございます。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

まず、防災関係で大事な部分なのかなと私自身は思っております。なかなか、今までも周知とかはやってきたんですけど、いまだに行くと言われるということがあるんですね、防災ラジオのことを。あとは、知らなかったっていうのもあるし、一般の普通のラジオだと思っている人がいるんですね。それなら、そこらに行って安く買えるっていうか。ですので、いま一度、しっかりアピールしていただきながら、何とかこの政策を長く続けていただきたいをお願いをして、ここを終わらせていただきます。

次に、資料No.7の163ページ。

これ、公園の部分なんですけども、備考欄に草刈作業委託料ということで490万5,014円とあります。地域の公園も草刈り大変でしょうけども、草の生え方も異常なくらい早いし、生え方も以前とは全然違うようになっています。要望あって、うまく刈る時期と合えば1週間以内に刈られるということありますけど、そのタイミングが悪いと1か月、1か月以上ということでもありますけど、そういった点、どう考えていられるのか、ちょっとお聞きをしたいと。

○土見委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 公園につきましては、市内には138か所ありまして、大きく3つに分けた形で管理しております。一つは、町内会に管理協定の中でお願いしております、地域の皆さんにご協力いただきながら、草刈りをやってもらっている。あともう一つは、シルバー人材センターですとか、そういった民間に委託しながらやっていると。最後に、残る公園につきましては直営班ということで、本市の職員がやっている状況でございます。

今、委員言われるように、年に2回を目標でやっておりますが、ご指摘のとおり、伸びるスピードですとか、今般のこの暑さ、そういったもので、草の丈の高さですとか、範囲ですとか、そういったものが結構大きくて、刈るスピードも、若干、時間がかかっている状況で、場合によっては直営班だけではなくて、土木課の職員もそのシーズンには行っている状況でございます。

地域の皆様には大変ご不便はおかけしておりますが、そういった対応させてもらいますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

やっぱり地域の公園っていうと、事情は分かるんですけど、常に遊べる環境っていうのが必要だなと思っております。子供がいっぱい来て踏み遊んでいけば、やっぱり伸びるスピードも遅いとか云々、いろんな話は分かっているんですけど。だから、これ、何とか対策できないもんかっていうことで、長期にわたり土木課長ともお話とか、いろんなお話したあれはありますけど、やっぱり、周りでどうあれ、遊ぶ遊具の周囲、そういったところは常に遊べるようにできないかなと思っていつも考えているんですけど。

柔らかい素材のゴムチップ敷っていうのがあると思うんですけど、ああいったもので、入り口から遊具のそういった遊び場っていうのだけでも、そういったもので、お金はかかりますから、対応していただきながら、その外回りは多少の草が生えても、後からきちっとした計画で刈っていただくとか、そういった何らかの対策を考えてしっかりやったほうがいいのかなと思うんですね。

さっきも言いました、草刈りでも結構お金かかるんで、そのお金があるんでしたら、最初はお金がかかるとしても、後々、そういった草刈りの費用とかも減額っていうか、下げられて、財政もっていうか、ほかに使う、または、財政的にもよくなる、そういったことも起きてく

るのかなと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○土見委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 委員からいただきました提案につきましては、草刈りを抑制する案ということで考えるとかなり有効な策だと思っております。ただ、一方で、今お話にもありましたように、設置に係る費用ですとか、それを継続的に管理する方法ですとか、そういった部分も一方では考えていかなければならないのではないかと考えております。

工夫という点では、私たちも、公園ではありませんが、例えば緑地ですとか、のり面、そういった部分に、これまで草刈りしておったんですが、除草シートを張ったりですとか、そういった部分で経年の経過を見ながら今調査しているところでございます。

そういった部分、他の自治体とか、工夫している対策とかも、今後、調べながら、市に対してそれが可能かどうかという部分を探りながら、今後、研究していきたいと思っております。

貴重な提案、ありがとうございます。

○土見委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 土木課で管理している部分と、教育部で管理している部分がございます。それと同時に、やはり、異常なぐらいの、今、雑草、ツタの生え方があるんですね。今まで、例えば3か月に一遍ぐらいでよかったものが1か月半、1か月ぐらいでもう伸びちゃう。これ繰り返すんですね。手入れをしないから、なお大きくなる、太くなる。それで手間がかかる、金がかかる。この繰り返しなんです。

いろいろ機械をどの程度持っているのかも調べてみましたが、残念ながら、1人で刈るような機械が多くて、自走式で走るような機械がもっとあれば、間違いなく、もっと早くに手際よく改善できるだろうと考えています。

それと、先ほど小野委員から言われて、はっとしたんですけれども、木を刈ると、当然、木の処分料がかかります。それを、ちょっと高いんですけれども、木材チップにする機械があって、それをまくことで雑草が生えにくくなる、こういった工夫もあります。ただ、100万円以上すると。

ですから、その辺も、実は、市役所の中でも今検討しているところでございますが、間違いなく、今後、草を刈ればいい、木を伐採すればいいだけじゃなくて、逆に、これだけ暑くなっていますから、木陰の場所というのは絶対に重要になってくるし、その辺のバランスを考

えながら、機械の導入とかやらせていただくことで、もっと効率的に、職員の方々の負担軽減にもつながっていきますので、その辺を今議論させていただきながら、次につなげていく努力をさせていただきたい。これは大きな問題になっていくと思います。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。ありがとうございました。

公園だけじゃなくて、暑さもあるんでしょうけど、塩竈市だけでなく、道路の路肩でも何でもですけど、この暑さの関係でやっぱりそういった整備がなかなか進んでないというのは、どこに行っても見えますので。ただ、公園だけは、子供たちのためにも、常に遊べる、みんなと交流できるという、そういった体制を取れるような、そういった考えの下でちょっと考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に行かせていただきます。

次に、今度は、資料No.8の35ページで、公立保育所運営事業ということで、何点か、お聞きをしたいと思ひます。

施策の実績の1には入所状況、(5)には待機児童数の推移、あとは、2の特色ある事業ということで、(3)の一時預かり事業ということが書かれております。

この待機児童、全国的には減少傾向ということであります。逆に、都市とかに行くと増えているっていう、流出、流入の関係があつて、そういった状況もありますけど。本市では、ここに書かれておりますけど、令和6年度では2つの施設もできたということもありますけど、そういった待機児童の推移っていうか、状況的にはどう考えておるのか、ちょっとお聞きをしたい。

○土見委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 それでは、待機児童の推移でございます。

令和5年度、5名ということで、それまでなかなか待機児童解消できなかったところでしたが、今回、2施設できましたので、今後という意味では、一定程度解消、年度当初については解消に向かう。ただ、年度途中の解消についてはまだこれから考えていく必要があるかと考えております。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

塩竈市においても以前よりは少なくできるような、そういった環境もできてきているのかな

という、私自身、感覚は持っております。

そういったところでいうと、保育士の確保っていうのも関わってくると思うんですけど、36ページには、施策の成果の2の(2)には、ここにも保育士の確保に努めた部分が載っていますし、現況と課題の1には、保育士の確保を進める必要があるという、そういったところも載っておりますけど、そういったところで、処遇改善による保育士の確保に向けては、市ではこういった取組をされているのか、その点、お聞きをしたい。

○土見委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 処遇改善につきましては、公立保育所については、人事院勧告等を踏まえた単価を設定、令和4年度から令和5年度で若干増はしておるんですけども、一方で、こちらではなくて、すみません、施設型給付費というのがございまして、同じ資料の29ページなんですけれども、施設型給付費、こちら私立の保育園に支給する額で、ここに処遇改善そのものは載っていないんですけども、処遇改善の中で、令和5年度については5.2%の基本単価の上昇分を反映するというので、公定価格に入れまして支払いをしているところでございます。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 この点については、他自治体というか、ほかでもいろんなものを取り入れてやっているところもありますので、そんなところも参考にしながら、本市でできることをしっかりやっていただければなと思っております。一時預かりについては、やっぱり親御さんのニーズも高いということもありますので、しっかり、先ほども言いましたけど取り組んでいただけたらなと。違うな。処遇改善の話してたんだよね。

最後に、今、「こども誰でも通園制度」ということで、令和8年頃から全国的展開というような話もございまして、本市ではこういったところをどう受け止めて、実施されるのか、されないのか、その辺、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○土見委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 「こども誰でも通園制度」については、国の動向を見定めていくということでございまして、本市におきましては、一時預かり事業というのをやっておりまして、先ほど委員おっしゃったとおり、そちらについては半日や1日の利用ということで、基本的に利用制限も設けずに今運営しているところでございます。今、「こども誰でも通園制度」は上限月10時間というようなこともございまして、その10時間と一時預かりのつ

ながりとか、あと、その配置基準だとか、今、国で議論しているところがございます。子供の健やかな成長を育成するという目的はそのとおりかと思います。今のとおり、緊急とかそういうことでの理由で預けるのではなくて、子供の健全な育成を支援する制度としては、すばらしいものはあると思いますので、今後、そういったことで国の動きを見定めながら、令和8年度の実施に向けて検討していきたいと考えております。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

子育て支援ということで、しっかりと充実を持たせるような、そういった取組をお願いしたいと思います。

では、次に行かせていただきます。

資料No.8の38ページなりますけど、放課後児童クラブ・藤倉児童館管理運営事業というところでございまして、時間もないので、ちょっと簡単に聞かせていただきますけど、2の放課後児童クラブ（仲よしクラブ）の学童保育ということだと思いますけど、長期休業・学校休校日ということでございますけど、こういったところ、昼食の部分の配食サービスっていうのは、本市ではどういった環境になっているんでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○土見委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 配食サービスについては、本市では、現在行ってございません。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 それでは、各自お弁当持ってくるということでやっているんですね。こういった取組も何かしている自治体が増えてきておりますので、お金がかかるので、その点どうなのかと思いますけど。

しっかり皆さんお弁当を持ってこられる、持ってこられないっていう方はいないんでしょうか。

○土見委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 長期休業中のお弁当なんですけれども、やはり保護者の負担の大きさというところではニーズとして捉えておりますし、中には、なかなか皆さんと同じようなお弁当を準備できない家庭もあるということで認識しております。

現在の取組といたしましては、やはり支援を要するご家庭ですとか、兄弟が多い家庭、お母さんの朝仕事早いご家庭など、気になる家庭にはお声掛けしながら、児童館でお弁当を作るというようなフォローをさせていただいております。お弁当の容器も、ご家庭で使うような普通のほかのお子さんと同じような容器に入れさせていただいて、お弁当を提供させていただいているということになっております。

また、新たな取組として、今年度から2週間に1回、ご飯だけを持ってきていただいているという取組もしておりますので、少しずつ進めさせていただいているところです。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

利用者で、長期休業・学校休校日のみの利用を希望している方ってというのは、そういった声はありますか。

○土見委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 年に二度、アンケートを行っておりまして、その中では昨年度は5件ほどニーズとしていただいております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

これも保護者の方の働き方の多様化っていう部分で、そういった長期休業中のみの預かりニーズも増えてきているということで、こういった点も本市ではどうなのか、地域性等々、いろんな事情があると思うんですけど、こういったところもしっかり考えていただいて対策をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう一点は、藤倉児童館で、配食っていうか、地域食堂を開催しているっていう、多いときには200個っていうので、39ページにありますけど、これは子供食堂的なやつと捉えていいんでしょうか。

○土見委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 子供食堂として活動させていただいております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。では、今後もよろしくお願いをしたいと思います。

あと3件ぐらいあったんですけど、1件だけ。

資料No.8の164ページの木造住宅耐震診断等助成事業ということで、これ、大事な事業となっております。耐震基準前の住宅はやっぱりほとんどが改修が必要だということでありまして、こういったところの把握とか、あとは、そういった必要なところへのプッシュとか、そういったところ、どのようにされているのか、この点、お聞きしたいのと。今93.5%ですけど、国の目標の95%を達成する、しない、そういったところの状況を教えていただければなと思います。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

委員からのご質疑でございますが、まず耐震化されている住宅を把握されているかということなんですけど、国では、住宅・土地統計調査というものをやっております。直近では平成30年に行っております。その際に、居住している住宅が全部で2万5,400戸ありまして、そのうち1万9,235戸が耐震化されているような状況で、資料にも、施策の成果にも載せていますが、93.65%となっております。

調査でございますが、昨年の令和5年10月1日付を基準に同様の調査を行いまして、来年の1月、耐震化率が新たに公表されるということですので、また、こちらの事業を着実に我々も進めておるので、国の目標である95%はほぼ達成されるのではないかという見込みでございます。

あと、非耐震の住宅への周知方法でございますが、平成29年度から、うちの職員が建築台帳を基に、昭和56年以前の建物について抽出しまして、その内容で、各ブロックごとに戸別訪問させていただき、直接チラシを渡せる人については耐震を促進するような形でご案内しているような状況でございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○土見委員長 お諮りいたします。以上で一般会計決算の質疑を一応終了いたしたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、19日午前10時より再開し、特別会計及

び企業会計の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後3時52分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年9月18日

令和5年度決算特別委員会委員長 土 見 大 介

令和5年度決算特別委員会副委員長 桑 原 成 典

令和6年9月19日（木曜日）

令和5年度決算特別委員会

（第4日目）

令和5年度決算特別委員会第4日目

令和6年9月19日（木曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	

欠席委員（なし）

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	技監	鈴木 昌寿
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫
市立病院事務部長	鈴木 康弘	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子
産業建設部 水産振興課長	平塚 博之	総務部 財政課長	佐藤 渉
市民生活部 税務課長	志野 英朗	市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮
市民生活部 保険年金課長	石村 要	福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部 公一
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本 多佳子	上下水道部 次長兼業務課長	並木 新司

上下水道部
上下水道課長 熊谷孝行
市立病院事務部
業務課長 渡辺敏弘
総務部
総務人事課総務係長 石川 宏
監査委員 伊藤博章

上下水道部
上下水道課長 佐藤寛之
市立病院事務部
医事課長 庄司 晃
監査委員 菅原靖彦

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広
議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣 聡
議事調査係主査 梅森佑介

午前10時00分 開会

○土見委員長 おはようございます。ただいまから、令和5年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。さらに、議場の扉を開放するなど、感染症対策を行いますので、ご協力願います。

これより特別会計、企業会計の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力願います。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。また、質疑を行う委員は挙手をしていただき、指名を受けましたら質問席にて質疑をお願いいたします。

菅原善幸委員。

○菅原委員 おはようございます。特別会計、本日トップバッターで質疑させていただきますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

まず初めに、資料No.12の市立病院事業の決算書から何点か、まず初めに質疑させていただきますので、よろしく願いいたします。

20ページには令和5年度の塩竈市立病院の業務報告が書いてありまして、総括としまして令和5年度の総括と、それから入院、それから外来とか、また新型コロナウイルス感染症の関連する事業の内容とか書いてありますけれども、そこでまず初めに令和5年度のどのような取組を中心にされたのか。総括として伺いたいと思います。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 お答えしたいと思います。

概況にもご紹介しておりますが、今年の部分で取組としまして資料No.12の概況の20ページでございますが、その中にも記載しておりますが、総括事項の中の上から2行目からです。まず、

宮城県からの新型コロナウイルス感染症患者入院受入れの医療機関の指定を受け、感染症受入れ病床3床と感染対策の簡易陰圧室を病棟及び外来棟に合わせて5つ整備したということでございます。新たに感染管理認定看護師を配置して、対応能力を強化しております。入院につきましては、患者さんと患者さんの家族が退院の際に抱えている課題とか退院後の生活の問題等お悩みに対しての対応としまして、病棟ごとに専任の退院支援看護師、社会福祉士を配置しまして、退院後の心配事とかの支援を行えるように体制を整えました。その関係もありまして、20ページの(1)の患者数の欄の部分でございますが、医療福祉相談というのが昨年2,059人だったんですが、今年は3,568人という形で、かなり人数を伸ばしたという形でご相談等々を受けられているという部分が傾向として出ていると思います。

外来につきましては、緊急搬送の対応は一生懸命やりまして、今年も頑張ってやっておる状況でございます。

全体的に新型コロナウイルス感染症関連の臨時的診療報酬や感染症対策補助金の縮小、廃止という部分があった状況ですが、その中でも概況の中にも記しましたが、純損益、純利益になりますが、648万6,000円の利益、経常利益としまして病院の通常の事業の運営の中で出しました利益も1,268万7,000円ということで、着実な安定した病院運営を令和5年度はできたと思っております。よろしく申し上げます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。今、業務課長からいろいろ令和5年度の総括としてここに書いてあるとお示されて、お話しされたと思います。そこで、確認なんですけれども、この中で感染症の受入れ病床3床、それから感染対策の簡易陰圧室、これはどういった内容なのか詳しく教えていただきたいんですけれども。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 私からご答弁申し上げます。

感染病床については4階に3床、部屋を設けまして、新型コロナの患者さんについてはそこで受け入れるという体制を取ったところでございます。簡易陰圧装置につきましては、テントのようなイメージをしていただくとお分かりになると思うんですが、感染が外に漏れないようにということでそういった簡易陰圧装置、県の補助を使いまして病棟側とそれから外来の救急室、あるいは小児科に配置したという中身になってございます。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。感染症がいまだに新型コロナの感染者がまだ増えていることも若干耳にしておりますけれども、この中で今の感染症の病床3床とありますけれども、その前に新型コロナの感染症の入院医療機関への指定を受けたと書いてあるんですけども、これは今まで多分指定というのはされていなかったのか。それとも、市立病院としての県から依頼があつてその指定を受けなければいけなかったのか。その辺、確認していただきたいと思いますが。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 まず、指定ですが、これまでもコロナ禍の中で当院においてはずっと発熱患者を病棟で受け入れてございました。令和5年度については、その取組が県からの指定という形で受けたということになりますので、対応については何ら変わっていないんですが、仕組みとしては令和4年度はたしかみなし医療機関という位置づけで、令和5年度については指定という形を取って入院患者、外来患者を受けたという中身になってございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。これは令和4年度から引き継いでいるということだと思いますけれども、そこでその入院に関してなんですけれども、入院の患者数も若干減った部分がございます。600人ほど多分減っていると思うんですけども、そこでその要因というのは今様々多分あると思うんですけども、その中で新たに作られた看護師の福祉の配置という形でも書いてあるんですけども、この退院支援看護師または社会福祉士の配置というのはどういったお仕事をされているのかお伺いしたいと思います。

○土見委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 答えいたします。

病棟に配置されている専任の看護師、社会福祉士の業務ということについてであります。各病棟に我々は看護師1名社会福祉士2名ということで配置をさせていただいております。その者の業務につきましてですが、入院当初から介入を即させていただきます、退院困難な事例でありますとか様々家族が抱える不安というものを伺いしまして、退院に向けて様々調整していくというものになります。退院先につきましてもご自宅であったり、あるいは施設というところがありますので、施設については施設の調整をその者がしながら家族との意向を確認しながらやるといったのが大きな業務になっております。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。これは大変重要なところだと思うんですけども、入院されたときにいざ退院となった場合にまだ療養が必要だとなった場合にそういった相談というのはどこにやったらいいのかとなると、地域包括支援センターとかそういった今現在入院している看護師さんとか相談しなければいけない部分があるんですけども、そういった体制がきちっとされているということは、一つの他の病院との差別化になるのではないかと私は思っております。そこで、この入院外来を若干減ったというのはいろいろ要因あると思うんですけども、逆に増えたというのが検診、それから人間ドック等、また先ほど言った医療福祉相談が増えているわけなんですけれども、この人間ドック、かなり738人という形で増えておりますけれども、前回よりも増えた要因というのは何かございますでしょうか。

○土見委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 検診の伸びについてでございますが、資料をご覧くださいと思います、資料No.15です。市立病院事業決算参考資料というものがございます。こちらの22ページ、23ページをご覧くださいと思います。こちらの表の中腹、真ん中の辺りに人間ドック、身体検査というものが数字で掲げております。こちらの令和5年度をご覧くださいんですが、人間ドックにつきましては3,310人という状況です。身体検査につきましては3,872人という数字になっております。合計しますと7,252人という状況になっておりまして、大幅に伸びましたのが人間ドックはほぼ横ばいではあるんですけども、健康診断が非常に伸びたという状況になっております。こちらにつきましては、大幅に伸びたのは乳がん検診と団体の共済組合から受けております健康診断、こちらが昨年よりも大幅に伸びておりましたので、令和4年度に比べますと令和5年度についてはこのように伸びたという状況になっております。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。以前も私も総括、決算でも検診それから人間ドックの増加を図った方がいいのではないかということで質問したことが記憶にありますけれども、そういった中で私も前回、8月ですか、民生常任委員会で塩竈市立病院に訪問したときに感じたのは、医療器具です。本当に素晴らしい医療器具、高価な医療器具を私も拝見させていただきました。そういった中でCT、それからMRI、マンモグラフィーとか脳ドックの機械、様々な機械が数多くありましたので、そういった部分ではこの人間ドックにつながっているのではないかと私は思

っておりますので、これからもこの人間ドックももっと増えれば収益も上がってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで総括に書かれています純損益648万6,295円、利益が出し、経常損益も1,268万7,000円利益が出ているわけなんですけれども、令和4年度は約2億円ぐらい多分出ていたと思うんですけれども、その辺の純利益が下がった部分の要因なども教えていただきたいと思ひます。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 令和4年度と比較ということでお話いただきました。令和4年度につきましては新型コロナウイルス関係の部分の臨時的な補助関係の部分の収益が大きく占めているという部分の一つ考えられております。ただ、一方で収益で大きく占めている部分が補助ですが、それを外してでも収益が上がっているという部分がございます。実際、今回令和5年度、その臨時的収入がなくなったにもかかわらず通常の医事業務の中で経常利益として1,268万7,000円出しているという部分が、私としては評価していると考えております。

よろしくお願ひします。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 業務課長がそのとおり、利益を上げているということは間違いありませんので、これは評価するものだと思います。隣の21ページには資本的収支というのがありますけれども、先ほどの要因の中でまた他会計からの県補助金とかいろいろ数値が変わっている部分が令和4年度と比較しましてもかなり数字が変わっているわけなんですけれども、その中で資本的収支で見ますと塩竈市からの繰入金の基準内・基準外の令和5年度はどのぐらいだったのか確認させてください。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 令和5年度の繰入金の状況ということでございます。資料No.24の令和5年度病院事業概要をご用意したいと思います。冊子とデータ版と2種類ございますが、どちらも同じ内容でございます。その中の37ページでございます。37ページのページの下欄の表でございますが、一般会計からの繰入金ということで表しております。令和5年度が一番右側の部分になっておりまして、右側の部分でトータルでいきますと合計の部分ですが4億8,278万1,000円、内訳ですが、基準内・基準外の部分、ここだと分かりづらいんですが口頭で、申しわけございませんが申し上げたいと思ひます。基準内としましては4億4,091万9,000円、基準外としましては4,186万2,000円ということでございます。基準内の主なものとしまし

ては救急医療の確保関係で頂いている部分でございます。基準外につきましては政策的医療分など、あと企業債の元金償還分の起債を打ったときの申請分のお金が入ってくる形で考えております。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。この繰入金の中には国からの基準内という形で頂いている部分と、それからそれ以外に基準外として塩竈市から頂いている繰入金があるということによろしいんでしょうか。確認させてください。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 そのとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。そこで、その下に経営の指標というのがございました。経営の健全化を示す表だと思うんですけども、ここに表もあります。令和元年度から令和5年度までの部分も経常収支も書いてありますけれども、これはどういった見方をすればいいのか確認させてください。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 経常収支というのが通常の営業状態を示している状況です。基準が100%です。100%を超えるか超えないかという部分でございます。令和元年度から当院としましては令和5年度までの5年間、100%超えているということでございますので、安定した経営状態を今維持しているとお示しできていると思います。若干、コンマ3とか小数点以下の部分で動きがございますが、100を維持しているという部分でございますので、安定している表現となっております。

よろしく申し上げます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。経常収支比率でございますので、100という形で今業務課長からもありました。そうしますと、ほとんど横一線ぐらいの数字となっているので、極端にいろいろ新型コロナの感染もありながら維持をしてきたというのがここに出てきているのかと思いますので、これからも継続できるような体制も上げていただきまして、しっかりと収益の確保をお願い

いしたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の企業会計に移させていただきます。資料No.13、水道事業の決算書から質疑させていただきますので、よろしくお願ひします。ここに21ページでございますけれども、ここにも総括が示されております。その中身を見ますと、受水量があつて、それから年間の有収水量も書いてありました。有収水量というのは料金徴収の対象となる水だと思ひますので、そういった意味でお金を県に出して買っているわけなので、それに対して市民から使った分を徴収する。この差額というのは大きい問題だと私が思ひていまして、それが有収率に入ってくるのかと思ひますので、その有収率についての今回の数値はどのようになっているのか確認させていただきます。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

令和5年度における有収率につきましては、81.95%となっております。令和4年度における81.16%と比較しますと、0.79%の微増にとどまっております。令和3年度、令和4年度と2年連続で下げ傾向ではありましたが、今回令和5年度では何とか上げ傾向に持ってくることができましたけれども、まだまだその回復に至っているという状況ではないと考えております。ただ、最近の動向でございますが、年度当初からスタートダッシュを、漏水修理、スタートダッシュをかけるということで努力を始めておりました、職員の頑張りもあつて、数値にして約3ポイントほど、半期ではあるんですけれども回復、一気に回復が出始めておるといふことで、去年から漏水修理に力を入れてきた効果がここに来てやっとなってきたかといふところで見えております。今後の回復に期待しているところではございます。今回、有収率の回復につきましては上下水道部としましても喫緊の課題と考えておりますので、職員一丸となつて回復に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。令和5年度、若干ですけれども3ポイントぐらひは上昇したといふことで、これは評価できるのではないかとと思ひます。以前ですと、令和4年度ですと、たしか他の自治体を比べても下から数えて4番目5番目ぐらひの、16ぐらひ多分あつたと思ひますけれども、それが下から数えての有収率といふ形でありまして、今回10番目ぐらひに多分上がつているのではないかとといふことで、このポイントといふのは見方といふのはこの1ポイントの重さといふのが大変私は感じている部分がありまして、この有収率の目標も以前、去

年の9月決算で88%という形を目標にしているという形で、まだまだ有収率のパーセンテージが低いのではないかと私は思っています。この要因というのは何なのか確認させてください。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

本市は他市に比べて漏水率が多い状況でございます。本市はほかの市町と比べて水道施設等、歴史があるというところがありまして、歴史があるイコール施設が老朽化しているという状況がございます。ただ、近年だと本管の漏水というよりも、あとは給水管の漏水が多くて、昔だと鉛管とか使っている部分が漏水の大半示している状況がございます。そうすると漏水修理の件数がかなり件数を重ねないと回復に至らないという状況になっております。年間約100件を超えるような漏水修理しているんですけれども、本管漏水する部分については年間三、四件ぐらいで、残り90何件、100件に近い部分については給水管が原因とする漏水という形になっておりますので、なかなか回復するには時間がかかるという状況になっております。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 私もこの漏水に関してはお金に変わる部分だと思っておりますので、先ほども私も質疑しようと思ったんですけれども、令和5年度、何件ぐらいの漏水の件数があったのかということで聞こうと思ったんですけれども、100件ぐらいあったという形で、塩竈市ではまだまだ漏水に関しては対策を練らなければいけないのではないかと考えております。近いところで桂島でも漏水があったという、これはいかがなんでしょうか。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

昨年、桂島で夜間の最小流量で観測しているんですけれども、約3トン4トンを超えるような漏水がございました。その場所がちょうど港に近いところの部分で、大分海水が影響してなかなか判明できなかったというところではあったんですけれども、何とか潮位等を見ながら調査して、原因を突き止めて修理させていただいたというところが昨年はございました。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。桂島も、以前もスマートメーターというので何か試験的にやっているという話も伺ったんですけれども、これは今も継続されてこの機械、スマートメー

ターにも漏水検査というのが多分入ってくるのではないかという部分もあるんですけども、そういった機械で分かったのか。それとも、極端に言えば目に見えて漏水という水が出てきたのか。その辺、お伺いしたいと思います。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

スマートメーターにつきましては、各家の検針ということで、浦戸については朴島の13件、利用させていただいております。今回桂島につきましては、それぞれ島ごとに配水されているんですけども、漏水調査で分からなかった部分があるので、島ごとに夜間で断水等をかけて、その際の夜間最小流量でどこに原因があるのかというところで島を絞って行ったというところになります。島を絞った先に、次は漏水調査会社に委託をかけて、漏水箇所の特定に至ったというところで、特に上に吹いているような漏水ではなかったんですけども、漏水調査の結果、判明した漏水でございました。

以上でございます。

○土見委員長 菅原委員。

○菅原委員 できれば朴島、試験的にやられているスマートメーター、これも大事ではないかと私は思っています。名取市では設置されているような状況もありましたので、ぜひともこういった形で漏水が早く分かるような機械としてはいいのではないかという部分がありますので、ぜひ検討して見ていただきたいと思います。

時間もあれですので、最後になりますけれども、今回漏水というのは1ポイント上げるだけでも約1,000万円ぐらい金額ベースでいきますとお金が減収してしまう可能性がありますので、その辺の対策もしっかりして対策を検討していただきたいと思います。

最後ですけれども、ここに書いてあります建設改良の状況の改良事業という形で書いてある中で、令和5年度から仙台市との共同浄水場の関連施設の基本設計に係る負担金が発生しておりますという形でありました。この負担金の発生で、どこにこの資料等にあるのか。その辺の説明、お伺いしたいと思います。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

仙台市との共同浄水場の負担金の記載している箇所ということでございます。資料No.13の25ページになります。そちらのイの水道改良費の一番上の上段に共同浄水場基本設計負担金とい

う記載がございます。そちらが、今現在、仙台市が行っております共同浄水場に関する基本設計業務に関する塩竈市が負担する金額がこちらに記載されております。あとは塩竈市が共同浄水場に関係して設計、基本計画を行っている部分につきましては、同じく資料No.13、39ページになります。記載としては見にくくて申しわけなかったんですけども、原水及び浄水費、ありまして、その中の委託料というところで1億6,137万4,433円という金額の記載があるんですけども、その中に、うち共同浄水場に関するものとしまして、税込みではあるんですけども、4,161万1,000円が塩竈市が発注してやっている業務の内容となっております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私から市立病院、令和5年度の決算についてお尋ねをしたいと思います。

最初に全体の営業の経過をたどるとなれば、13ページのところです。13ページです。令和5年度の……。

○土見委員長 伊勢委員、資料番号を。

○伊勢委員 失礼、資料No.12の13ページのところになります。令和5年度塩竈市立病院事業損益計算書ということです。そこでお尋ねです。一つは医業収益、医業費用、ここでは2億1,000万円ほど黒字になってしまっている、不足額が出ているということなんですが、最終的には先ほど経常利益を生み出しているというお話、答弁がございました。そこで一つ確認までなんですが、今年度の648万円の当年度純利益が出ておりますが、そこで何点かの確認でお尋ねしたいと思います。一つは3の医業外収益の他会計負担金並びに他会計補助金、これは恐らく塩竈市立病院の政策医療の一般会計からの繰入れということになるだろうと思うんですが、その内訳についてお尋ねをしたいと思います。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長。内訳ということでございます。令和5年度の部分でございますが、他会計負担金としましては、主なものとしまして救急医療関係の確保という部分で、他会計負担金として頂いている部分が主なものになります。他会計補助金の部分につきましては、職員関係の福利厚生部分の費用を負担いただく部分ということで、頂いている部分になります。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 答弁、若干修正をさせていただきたいと思います。

医業外収益の他会計負担金と他会計補助金と今お聞きをいただいたかと思しますので、改めて医業外収益の他会計負担金につきましては、政策医療として小児、それから在宅医療に係る分の基準外の繰入れを頂いている部分が主なものになってございます。他会計補助金については今業務課長が答弁した内容となっております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、大体小児の関係の負担金ということです。そうしますと、その他の医療政策としては取組として何らかの政策の医療の様々な施策はこの中に含まれているんでしょうか。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 一般的な繰出基準に基づきまして通常やっています診療については、基準内の繰入れとして頂いておりますが、政策的医療として頂いていますのは、先ほどご答弁させていただきましたとおり、小児の外来、それから在宅医療、この2つになってございます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 救急医療はどうなっていますか。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 資料No.12の13ページにございますが、上から4行目のその他医業収益のところのその他医業収益に実はこちらに救急医療に係ります一般会計からの繰入れが入っているという中身になってございます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、救急医療、160床のうち受け入れるという上でベッドの確保が必須だと思うんですが、そこら辺はどうなっているのか確認させてください。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 こちらについては常に5床、救急医療の分ということで確保しているという中身になってございます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。その上で、先ほど在宅医療とか訪問したりかなりケアを進めているということですが、そういったことも含めそれも他会計負担金かあるいは補助金か、どちらかでやっていたらいいのかどうか確認させてください。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 小児と在宅につきましては、基本的には当院で行っておりまして、頂いている収益、それから実際にかかった費用を差し引きしまして、収益では賄い切れない部分を医業外収益の他会計負担金という形で頂いているという中身になってございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、在宅医療という点ではどうしても収益の不足が出てくるということで、一般会計からの繰入れで何とか地域の政策医療の中身として展開しているということですね。これで理解してよろしいのか。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 おっしゃるとおりでございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。今回、改めて通常の医療の業務の中で648万円の黒字が出たというのは嬉しいことだと、皆さんの常日頃の努力が実を結んでいるのかと思います。それが1つです。大変事業の報告にも載っておりますので、そこは今後も鋭意努力していただきたいと思います。

それでもう一つ、損益計算書のところを見ますと、当年度の未処理欠損金というのが残っておるようです。これは未処理欠損金というのは性格の上で欠損金ですので、改めて欠損金の性格、まずそこからお尋ねしましょう。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 資料No.12の中の14ページ、15ページの中に載っている未処理欠損金の部分でございますが、まさに書いておりで欠損金でございます。これは過去からの病院運営に関わる収支状況、その中で発生している利益に当たれば純利益、損失になれば純損失という形で積み上がっていくということになります。その積み上げの今残っている部分が前年度末残高というのが昨年度から繰り越してきている欠損金になります。一番下の欄でございますが、32億457万7,931円、そこに今年が変わるという部分です。ここの部分に前年度から変わる部分につきましては純利益を加えまして、欠損部分を今回その分だけ消したという形の

結果がここに載っておるという状態でございます。

よろしく申し上げます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。この32億円の欠損金、今後ある程度残りながら純利益等々について、黒字を出しながら処理をしていくという格好になるかと思うんですが、ひところの関係で言うと結構な累積欠損金があったと私らも記憶しているんですが、当時の累積欠損金等と今日ただいまの欠損金の関係について比較したいと思います。

○土見委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 平成17年、18年、19年、実はこちらのときに医師の研修制度が変わりまして大きく病院が赤字になった状況でございました。そのとき、調べますと53億円の累積欠損金があったという状況でございます。これはその当時、改革プランをつくりましてずっと毎年度、こちらに残る累積欠損金を消してまいりまして、今その53億円が32億円まで縮まってきたということで、毎年しっかりと欠損金を消してきている状況と今病院では捉えてございます。以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。改革プラン、私もやっと記憶、当時つくって、大分民生常任委員会でもいろいろと調査したり、議会の中でも対応についてしてきたというのは改めて記憶が呼び起こされました。改めて、いずれにしても病院経営がこのように地域医療の中で果たしている役割は私は大変大きいと。塩竈市からの一般会計からの繰入れが地域医療全体を言わば7病院の中での役割、果たしているんだろうと思うんですが、病院事業管理者にお聞きしますが、今後市立病院の役割等についてどのように捉えていけばいいのか、お尋ねしたいと思います。

○土見委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 お答えいたします。

少し答弁長くなりますけれども、これまで2025年問題というのが大きな問題になっておりまして、これは団塊の世代が後期高齢者に入るということで、高齢者の急激な増加にどのように医療が対応していくかということが問題になっていたわけです。現在、2040年問題というのが今度は出てきまして、これは高齢者がずっと非常に多い状況が続くわけですが、働き手がいなくなるということで、今度は新たな体制をつくっていかねばいけないと言われております。病院が病院だけで医療という面で治療を完結するのが難しくなっていますので、介護

とか福祉との連携を強めながら2040年に向かって総合的な地域の医療システムというものをつくっていくということが、各地で、全国でそういうことが要求されて取り組んでいるということになっております。市立病院としてはその中心的な役割を担わせていただきたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 引き続き、市民の皆様、あるいは地域、二市三町も含めての住民の皆様の健康という点で、役割を果たしていただければと思います。

それで、時間もありませんので病院はそこら辺までかな。一応、資料No.15の43ページに不良債務について触れているので、一応評価の点でこの不良債務についての関係の、どうも読んでみると不良債務と資金不足は発生していないということのようですが、それでよろしいのかどうか確認させてください。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 資料No.15の43ページに記載しております9不良債務額一覧表という部分でのご質疑だと思います。ここで発生しないという判断になっておりますのが、流動資産（A）、流動負債（B）ということで、その結果の答えが（C）という欄に表記という形になります。式の部分が流動負債から流動資産を引いた形で、一時的に負債額、支払い分の額と実際の現金で払える額の差、それを引いた場合、負債より流動資産のほうが大きい数字になりますので、どうしても式の関係上、三角の金額という表記になっております。普通だと引いたらプラスだったら三角ではないよねという部分もお考えあると思いますが、どうしてもこういう式という形になっておりますので、この結果、現在不良債務は出ていないという答えになっております。

よろしく申し上げます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。今後、ひとつよろしく願いをします。

新しく病院のプランもできていて、今後私も少し目を通しましたが、今後4年間の事業について様々改革プランをつくっているようですので、これは決算と切り離れた話になるので今後の課題について議会との共通認識を一層深めていただければよろしいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、水道事業についてお尋ねをしたいと思います。水道事業については皆さんのお手元に水道事業についての様々な決算書が届いております。決算書の中で水道事業についての資料No.14のところで、これも損益計算書を見ると全体の事業……。

○土見委員長 伊勢委員、水道事業の決算書、資料No.14ですか。下水道ですね、資料No.14は。

○伊勢委員 水道事業の決算書の関係で何点かお尋ねをしたいと思います。それで、当年度の純利益の関係で言うと1億9,003万円で、剰余金として7億6,000万円ほど出ているんですが……。

○土見委員長 伊勢委員、資料No.13でよろしかったですね。

○伊勢委員 そうですね、失礼しました。資料No.13の13ページのところです。失礼いたしました。

それで、令和5年度の事業の関係で、純利益が1億1,900万円、そして当年度の未処分利益剰余金が7億6,000万円ほど出ているんですね。ご覧になっていただければそこら辺で出てくるかと思えます。それで、お尋ねなんです、隣のページのところでさきの決算特別委員会のところで説明がありましたが、例えば剰余金を6億円残したいという話が、提案がされております。未処分利益計算書ということで計算書案が出ていて、これが言わば承認案件の対象になってくるので、非常に大事なポイントだと思えますが、改めて当年度末の未処分利益7億6,000万円で議会での議決での処分も含めて、そして残りは6億円ということで繰越利益剰余金等6億円を残したい。この理由についてお尋ねしたい。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 未処分利益剰余金の処分に関する部分で、繰越しの剰余金を6億円残したいということでございます。この6億円というのは、水道事業の場合は繰り越してお金を手元に持っていないと運営ができないというのが一つございます。水道料金の収入が主な財源になりますので、ほかからお金がほとんど入ってこないのです。そのための運転資金という部分が1点、そしてあとは大規模な災害などが発生した場合に、水道料金の収入が絶たれてしまうというおそれがございます。これは我々、東日本大震災で経験していることなんですけれども、そのときに水道事業を円滑に行うための資金として、1月丸々収入が絶たれたとしても十分運営ができるだけの量を確保するという観点から6億円という今設定をしているところでございます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、もう一つ、いろいろ未処分利益剰余金の14ページから15ページのと

ころで幾つか触れられておりますが、そうすると6億円はそういうものだ。つまりは、簡単に言うと運転資金として1か月間の水道の事業の運営を、仮に何らかの災害等が発生した際に水道料金しかないので、それで担保しておきたいとこういう考えですよね。分かりました。

それでもう一つ、15ページのところの利益剰余金合計額というのを見ますと、20億円ぐらいの合計の剰余金が残っておるわけなんです。そうすると、この6億円はそれはそれでよろしいかと思いますが、20億円の今後の使い道、あるいは20億円を残している理由、あるいは市民に何らかの還元ができるのかどうか、その辺の政策的な、水道事業ですから何らかの政策が出てくるかと思いますが、その辺の確認とお尋ねだけしておきたいと思います。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 こちらの15ページの部分で、利益剰余金という部分になりますが、こちらで利益剰余金の列の一番右、こちらに合計額として20億円ということで記載しております。この内訳としましては、一つは減債積立金、こちらは起債事業などの行った場合に、その起債償還のためにあらかじめ用意している部分、充てられるように確保しているお金というのがございます。また、建設改良積立金、こちらは起債事業というか起債を打つまでもないようなものであるとか、あとは事業、これからですと共同浄水場とかいろいろなものが発生しています。そのときの起債を減らせるような財源という形でも活用できるような、または単独でやらなければいけないような事業、そういったものに活用するために蓄えているものです。もともとは浄水場の電気計装類の更新のときに使おうということに蓄えておったのですが、そちらでは活用しないで今残して、次の大きな事業に活用できるようにということで確保している部分です。その隣にある未処分利益剰余金、こちらにつきましてはこの中の6億円を繰越しとさせていただきます、残りの部分、そちらについては14ページ下の処分の計算書にございまして、資本金に組み入れている部分と、あと減債積立金、今年度少し、令和5年度に少し落としていますのでその分、さらに積増しをして次期大型事業に向けての準備をしているというお金になります。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、利益剰余金合計20億円のあらかたは4つぐらい説明は受けましたが、今言ったように、減債積立基金のところとそれから共同浄水場の処理とかあるいは浄水場、軽水、計装、あるいは6億円もこの20億円の中に組み入れていますと捉えてよろしいわけね。分

かりました。

そうすると、ざっくり言って20億円で6億円、あるいはずっと減債も積み立てて一切合財入れて、それでも残るのではないかと思うんだけど、いかがでしょうか。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 現在のところ、水道事業としてはかなり事業費として今回経常利益も、純利益もかなり今までより下がっている状況を見ていただけたと思いますけれども、かなり経営的には今後大型事業を控える中で、十分注意していかなければいけないレベルにあると考えております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私が聞いたのは要するに、4つぐらい述べられた事業の中でどのぐらい、ざっくり言ってどのぐらい残っているんですかというのをお聞きしたかったわけ。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 事業費としては、全体的にはこの繰越し分の20億円というのが残っているお金になりますが、そのうち、もう使う当てが14億円ぐらいは使う当てを決めて積み立てているお金、あと6億円に関しては運転資金とかそういった円滑に水道事業を行っていくためのお金ということなので、それに余裕があるという資金は今のところないと考えてございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。大事な案件ですので、一般的には20億円あるとすると、何らかの市民の皆様の還元ができるのではないかみたいな発想もどうしても出てくるんですが、いろいろ事業が控えているということも含めて、6億円を組み込んで14億円そのものの1から4まで述べられたことも3まで含めてということのようですので、そういう確認をさせていただきたいと思います。

1点だけ、浄水場の計装、たしか梅の宮浄水場のことを指しているんですよね。そうすると、あそこは明電舎の管理業務ということで今やっぺらっしやるけれども、そことの関連だけお尋ねしたいと思います。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 明電舎は運転管理の業務を委託している会社になります。電

気計装類というのはその浄水場内とか配水池に設置した機械、計器類です。そういったものの更新をした事業になりますので、また別な、総合評価方式でたしか一般競争入札で決めて行ったものということになります。既にそちらの事業は完了いたしまして、令和4年度から減価償却が始まっているという状況です。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

次に、下水道事業について何点かお尋ねをしたいと思います。資料No.11のところになります。これも損益計算書が載っておって、13ページでしょうか。それで、これも当年度純利益5億2,900万円ということで、剰余金が10億何がし、6,127万円とこういうことです。そこで決算特別委員会の初日の説明の中で、地方公営企業法の第32条の第2項ということでの対処にしていきたいとこういってお話でございました。そこで改めて地方公営企業法の第32条の第2項についてこの法律の基準、考え方について確認させてください。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらですけれども、地方公営企業法の第32条の部分につきましては、議会の認定を得て利益の処分を行うという内容でございますので、今回ご提案申し上げている14ページの下の表の処分案というのがまさにこの処分を求めているという、今回の議案となります。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。それで、この当年度の関係で一番下のほうに処分計算書というのが示されておりますが、議会に求められているものは資本金への組入れ、あるいは減債積立金の積立てとこういふことでの処分案ということですが、この辺の関係だけ説明をお願いします。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの処分案の考え方と処分の部分なんですけれども、資本金への組入れ5億3,100万円何がしですけれども、こちらにつきましては減債積立金から一度処分をしましたという形で、起債の償還しましたという部分で、その行き先を今度は資本のほうに移すということで組入れという形になります。さらに、今年度の純利益5億2,900万円何がしなんですけれども、こちらの部分につきましてはこれからの減債の起債の償還に充てるというこ

とで、減債積立金への積立てを行うという提案内容という流れでございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 つまりは令和6年度に向けての利益の処分の関係だという、準備みたいなものですよ。今回の処分を通じて。分かりました。

それで、もう一つ、下水道事業については料金引下げというお話がございます。時間もさほどありませんので、資料No.23の2のところの12ページなのか、ここに今後10年間の償還予定というのが載っているんです。下水道事業、改めて目を落としますと、令和11年ごろから起債償還が少しずつ減っていくということのようですが、それらも含めて、例えば引下げの可能性はどうか。その辺、考え方だけ示してください。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの表でございますけれども、これから借り入れる分というのは加味していないという形の表にはなっております。ただ、起債の償還の残額ですけれども、一時期300億円を超える金額があったんですけれども、今年度、令和5年度末で200億円を切りまして190億円台という形で起債の償還も進んでいるという状況でございます。今後は更新事業になりますので、補助事業を活用した形なるべく市費を持ち出さない形での更新事業を行ってまいりたいと考えております。

○土見委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 かいしんの鈴木新一です。それでは4日目の企業会計の質疑をさせていただきます。

資料No.8の314ページから315ページをお開きください。浦戸諸島の離島航路事業についてお尋ねを申し上げたいと思います。浦戸住民の生活航路並びに浦戸諸島を訪れる観光客の足として1年中を通して安全で安定的な運行を行うということで、質疑させていただきたいと思います。輸送実績として普通、団体が増加をし、定期、荷物、郵便が減少しているようにお見受けします。そこで、普通と団体の増はおよそ観光客なのかと思っ、定期、荷物、郵便は住民の減少なのかと思いますが、その辺の具体的な要因を教えてください。

○土見委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 輸送実績の内訳ということでのご質疑でございます。まさに委員おっしゃるとおり、普通とか団体につきましては観光客等交流人口の増というところが見受けられると思います。また、定期につきましては島内での工事業者とかの部分が結構大きくて、

あと学校とかもあるんですけども、工事業者が工事が少なくなったとかそういった部分での減ということになると思っております。

以上になります。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。工事業者がありますね。

次に、一般財源をお聞きしたいと思います。令和4年度が9,844万2,000円、令和5年度が9,354万8,000円に、489万円の減収になっております。その489万円の減収の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今回、国庫補助金が補助率の増とかがありまして、そこでまず減要因になっております。また、それに連動いたしまして県の補助金が増額になっておりますので、それが減要因になっております。ということで、一般会計からの負担額、一般会計繰入金金の部分が減になっているというそういう状況でございます。

以上になります。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

次に、主な取組としてしおじ、うらと、しおねという中型船と小型船が3隻ございます。多分修繕費のお金だとは思いますが、令和4年度で1,722万5,000円、令和5年度が1,927万5,000円、205万円の増ということで、修繕費が205万円ほど上がっておりますが、それも要因をお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 船舶の修繕の状況なんですけれども、船舶は年度によって直す箇所が違ってくるとというのが事業費の増減になっていると思います。今回、令和5年度ですけれども、大きなところでしおねのクラッチのオーバーホールありまして、こちらが結構大きい金額になっておりますので、そういった形での増額になっているという状況になっております。

以上になります。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。様々な点検とか箇所修繕があると思いますが、次に施策の成果として船の維持費でしょうけれども、令和3年度で626万3,000円、令和4年度で

1,972万4,000円、令和5年度で1,576万7,000円、市の計画目標数値として令和6年度で520万円という平均値がございますが、この2年間でかなり金額が、目標値が上がって乖離があるんですが、浦戸の住民の生活航路を大事にするという基本的な安全安定的な航路ということなんですが、その辺の乖離の2年間の差が大きいんですが、その辺の要因は。お聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 令和3年度の部分につきましてはコロナ禍もありまして、国から手厚く財源を頂いたという部分があつて、これで600万円ほどということだから繰出しが少なくなったという状況がございます。計画では520万円という目標値はあるんですけども、ここ数年を見ると平均して大体2,000万円切るぐらいの繰出しになっているのかと捉えております。以上になります。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 コロナ禍の中の予算組みなのか、ではなくこの2年間ぐらいが平均値なのかを再度、検証していただいて、その辺の金額の乖離があまり大きいものですからその辺はいかがなお考えがあるのかと思つて、お聞かせ願いたいです。

○土見委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 現在、今後10年間の市営汽船の計画を、経営健全化計画の審議会を立ち上げていまして、その中でいろいろ考えております。そういった中で、船舶の体制を今3隻であります、それを2隻にするといろいろコストを下げるような、そういう議論もしていますので、その中でこの負担額の部分、どれぐらい下げられるか数値の目標を改めて設定して、今後取り組んでいきたいと思つていますので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 審議会があるようですけども、この分野で最後に現況と課題ということ、今のようなお話がありましたが、私も何回かいろいろな議会、その他でお聞きしますが、しおじの問題というのは当然あろうかと思つます。中型でこれが建造から30年以上も経過しているということです。老朽化も顕著になっていることから、新たな船舶を検討するとあります。もちろん、経年劣化が著しいということでしょうけれども、具体的な今のような構想計画なり予算組み、あとはどのようなイメージをしているかもうちょっと具体的に教えていただければと思つます。

○土見委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 先ほど話しましたとおり、今経営健全化の審議会を立ち上げていまして、我々からはしおじは廃船ということで2隻体制、また一部を民間の力を借りてダイヤを維持できないかと考えて、今やっています。それで、8月には島民の懇談会等も行いまして、この案については島民の皆さんにも提示しております。その中では8割方はいいのではないかというお話もいただいておりますので、この辺で、今審議会を立ち上げていまして、10月には第4回の審議会を行いまして、その後、協議会などで議会の皆さんには情報提供したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 いろいろ我々議員と当局の方、もしくは市長、副市長とこの話も何回かしまして、しおじを廃船とは出たものの、それで十分間に合うのか。まさに次の将来、島民の方の生活、いわゆる持続可能な生活含めた安全安心と、それと同時に今で言う民間の企業の委託というのも当然並行して考えていかなければいけない問題だと思っておりますので、これをもうちょっとスピーディーに待たないだと思っております。役所の建物もそうですけれども、全てが老朽化しているものが顕著に出てきておりますので、島民の方のことを考えれば新しくして違うシステムを構築しながら前に進んでいかなければ駄目なのかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、水道事業でお聞きしたいと思っておりますので、資料No.13、21ページから23ページの間をお話ししたいと思います。給水事業として年間総配水量は大倉ダム水系、仙南・仙塩広域水道用水供給事業からの受水量を受けております。年間有収水量は1.11%減少しており、使用栓数43栓増加、有収率は81.16%、0.79ポイント増加、あとは建設状況と改良工事、第7次配水管整備、第2次老朽管更新事業というものをやっているようですが、ここで質疑をさせていただきます。その23ページの見やすい表とグラフと折れ線グラフとありますが、まず経常支出の推移、一番上の上段です。経常収支比率が令和元年約121.64%から令和5年度は108.27%に下がっております。残念ながら下がっています。その要因をお聞かせ願いたいと思っております。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 1つは収入の部分で人口減少などから、全体的に収入が下がってきている。水道の収益が下がっているという部分があります。もう一つは、こちらを見て

いただくと急激に落ちているのが令和4年、令和5年になって、令和4年から急激に落ちていると見えると思います。こちらは、先ほども申し上げました梅の宮浄水場の電気計装類という機械設備関係の大型の更新事業を、3年4年ぐらいかけて行っていたものが、減価償却がいよいよ始まってきたのが令和4年からでございます。なので、多くはこの減価償却費が大きく増大したことによって、費用が増えているというところが大きな要因になってございます。

以上です。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 承知しました。その梅の宮浄水場の大型、三、四年といいますか、もっと続くんでしょうか。お伺いします。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 そちらについては令和4年ぐらいで終わっているものです。既に工事としては完了をしておりますので、それにさらに整備費用がかさむということはありません。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。次に、料金回収率も減になっております。その要因をお聞かせください。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 料金回収率、経常収支比率と同じような曲線をたどっているかと思います。ただ、そのポイントとして若干料金回収率のほうが低く見えているというものがああります。料金回収率の計算方法といたしましては、給水原価分の供給単価になりまして、料金回収率ですとあくまで経常収入では見ずに、水道料金の収入だけで計算をするものですから、それ以外の収入、例えば営業外の収入、我々ですと例えば補助金で国庫補助金とかそういうものも頂いておりますので、そういったものも削除した中で計算をするので、経常収支比率よりはポイントがちょっと低くなる。ただ、こちらのほうの水道料金の収入だけで何とかほぼ経常的な費用を賄ってはいけているという形にはなっております。

以上です。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 理解はしていますが、分かりました。

次の質疑なんですけど、今言われたとおり、私の直感では同じ線のグラフになるのかなと思っ

ておりましたら、今のような内訳が乖離の原因なんですね。要するに、補助金とか何かそういう見えない部分があって、並行しているように見えるということですよ。

次は使用栓、水道の栓の43栓が増えたということで増加になっています。これの要因も教えていただければと思います。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 同じ資料No.13の28ページの3の業務の(1)の業務量というところをご覧いただくと、こちらに年度末の給水人口であるとか戸数、給水栓数というのが書かれております。こちらで給水栓数など給水戸数と書かれているんですが、実は給水人口が減っているのに戸数とか栓数が増えているという逆転現象が生じております。戸数が増える要因としてはミニ開発などが進んでいるというのが一つ戸数が増える原因であると我々では見ております。ただ、給水人口は減っているという現象はございますので、減っている中身としてこちらの住民票の移動などを見てもそうだったんですが、人口が減っている中で世帯数が増えている。例えば、世帯分離をしているとかそういうのは一つあるんですが、水道の場合ですと世帯は残っていますが、その中の構成員が減っているということが大きなところではないかと考えております。ただ、この状況がこの先続くのかというと、2人が1人になっていけば1人の次はゼロになりますから、そうなれば給水戸数も減っていくんだらうと考えております。

以上です。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木(新)委員 勉強しますと、この件も栓が増えているということが今で言う分譲建売りとかが2件あったのを買って更地にして4棟にしたりとかするようなイメージなんでしょうか。お伺いします。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 先ほどのミニ開発と申しあげましたのは、まさにそのとおりでございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木(新)委員 了解しました。私もそういう関係の仕事もしていますので、何となくはイメージしていたんですけれども、そういう感じで市も被災地も含めた高齢者の人が住まわれた方が空き家になっていて、結構うちの向かい側などでもよく新しく新築建って、2つに分けて、1つを2つに分けて建ったりしていますから、いい傾向かなと思っておりますので、分かりま

した。

次に、難しい言葉が入りますが、これも23ページ、3段目のものなのですが、有形固定資産減価償却率、管路経年化率、管路更新率といろいろ難しいのが並んでいますが、読めばそういう意味だと思いますけれども、これで有形固定資産減価償却率は横ばい、管路経年化率が上昇し、管路更新率が下落している。この総合的な見解を具体的に教えていただければと思います。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 私から有形固定資産税の減価償却、累計の部分です。こちらは有形固定資産税のうち、減価償却をしているものと減価償却終わったものと残っているもの、そちらの比率で表しているものでございます。なので、資産の大部分が償却しているということは、それだけ経年化が進んでいるということにもなるものであります。また、それによりましてどのように修繕をしていくかとか、そういう計画立て、そういったものにも設備投資計画を立てる際の参考となるようなものになってございます。

以上です。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 3段目の棒グラフと折れ線グラフがあって、非常に分かりやすいと思って見ていたんですが、総括して結局管路経年化率というのはますます上がっていくと今後も思います。管路更新率が下がっていくのかというのも、これもまた逆になっていくのかと思いますが、総括して市では今後のこのグラフをできれば平行にするなり減らしていくのがいいのかと思っていますが、その辺の総合的な見解をちょっとだけお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

経年化率と更新率につきましては、表裏一体みたいな形の内容になっております。この表を見ますと、近年の動きとしましては大分更新率が低く推移されているという状況がございます。この低い原因ではございますが、今回重要路線を更新しようということで、浄水場から一番上流側、ゴルフ場脇の大口径の管の更新を最近行っておりまして、大口径の更新をすると延長が伸びてこないという部分がありまして、更新率が伸びてこないという原因になっております。更新率が伸びないということであれば、経年化率にも影響してしまうという状況がございます。一方、経年化率につきましては昭和50年代の大規模な開発の水道管のそろそろ耐用年数が迎えてくるという状況もございまして、どちらかというとも年間5キロメートルぐらい当時整備して

いる状況があるので、なかなか追いついてこないという状況がございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 私も調べながら勉強していたんですが、今言ったように、多分王道をやっているために伸びがなかったということだと思えます、解釈するに。もっと端をやればメートル数が上がって、この数値が変わってきます。多分こういうことですよ。分かりました。いずれにしても、塩竈市にとって大変に重要かつ将来の長いライフライン構想、これを万全な構想計画を立てて多くの皆様と協議をして理解していただきながら、この重要な案件を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次は、3番目に今度は下水道をお聞きしたいと思っています。よろしいですか。資料No.11、21ページから23ページの辺りをいきたいと思いますので、お願いします。総括事項として処理状況ということでございます。本年度、下水道事業の年間総処理水量は755万9,695立方メートル、前年度比較して2.36%減少になっております。年間有収水量は593万1,791立方メートル、前年度比の0.08%減少ということです。この下水道総処理水量と年間有収水量の減はどのような要因かお伺いしたいと思います。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道ですけれども、水道を使った分だけ下水道に流れてきますので、水道の減少と連動していくという形でございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。ありがとうございます。

次は有収率です。78.47%、前年度比と比べると1.79ポイント増。年度末の処理区域内戸数2万4,147戸と前年度比の188戸と0.78%増でございます。この有収率と処理区域内戸数の増のこれもまた要因をお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 有収率でございますけれども、こちらは昨年に比べて1.79ポイント増という形になっております。大きくではないんですけれども、一部污水管、新浜町二丁目付近で污水管の更新工事を行ったという部分が一つあります。あとは、令和4年度と比べまして令和5年度のほうが若干雨の量が少なかったということで雨水の、下水道管に雨水が混入し

てくると不明水が少なかったというのもありまして、このポイントになったという状況でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 あとは建設改良状況は新浜と北浜、中の島、災害復旧が新浜二丁目と藤倉三丁目です。工事をやっていたということで、今後建設改良、多分いっぱいあると思いますが、災害復旧事はそろそろ終わりなのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの災害復旧、まず新浜町二丁目は令和3年のたしか1月2月に起きた地震によります災害復旧という形で、これは終わりましたということになります。続いて、藤倉三丁目につきましては次の年、令和4年3月に地震が起きまして、そのときに新浜町三丁目のクリニックさんの脇のところの、昔の水路に蓋をかけた歩道として使っていた部分なんですけれども、そちらの水路が被災したということでボックスカルバートに入替えを行ったということでございます。この2件でもって災害復旧工事は何も今まで来ていないので、震災がなければ発生しないというものでございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 災害のほうは一応一段落ということでございますね。事業は了解しました。

経常収支比率を確認したいと思います。令和3年度が116.57%、令和5年度で114.96%です。健全な経営の水準とされる100を上回っておりますが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらでございますけれども、先ほど上水道課の説明がございましたけれども、若干下水のほうも収益減ってございます。減っているのに対しまして、かかる費用のほうも少しずつ減らしながら、なるべく費用がかからないような経営をした結果、同じような水準で推移しているという状況でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 何とか100の数値を目指していただきたいと思っています。

次に、経費回収率、これは全く逆のような数字が出ていますが、令和3年度で49.78%、令和5年度でも49.23%と横ばい、100とした場合には半分しかないんですが、その辺をお聞かせ願いたい。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらのパーセントですけれども、汚水処理に係る費用についてのぐらゐ使用料収入で賄っているかという割合を示しておりますので、下水にしては大体50%しか使用料で賄えていない。かかる費用が賄えていないという状況でございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

次は、有形固定資産減価償却率です。令和3年度7.89%、令和5年度で14.93%と増、これも有価固定資産原価計算のやり方なんでしょうけれども、その辺の上がりの増の見解をお聞かせ願いたい。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらでございますけれども、詳しくご説明しますと、41ページの資料をご覧いただきたいと思ひます。

こちらに固定資産の明細書というのが41ページ上の表に出ております。こちらが資産の部分をおのおの、土地から建物、構築物という形で資産の状況を分けているという状況であります。こちらが、例えば構築物、土地、建物、3つ目、構築物、こちらですと下水道管路という形になりますので、下水道管路の法定の耐用年数が50年という形になります。50年を超えていくと減価償却がゼロという形になりますので、資産が若干残りますけれどもなくなってくるという状況、下のほうの機械及び装置ですと、例えばポンプ場ですとかポンプ関係、機械関係なんですけれども、こちらですと耐用年数が8年から15年と法定期間が短いということで、年数がたてば減価償却が進んでいくという状況、この割合を示したのがさきの令和5年度末ですと14.93%という形で、減価償却が少しずつ進んできているという状況の割合でもって先ほど41ページで割合は計算していくという形でございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 詳しくありがとうございます。進んでいるということでもいいことだと思いますので、私としては最後に水道事業も塩竈市の下水道工事も下水道事業も同じく、水道と同じく塩竈市のライフラインにとって非常に大事な最優先課題だと思っておりますので、これもまた持続可能なまちづくりの根幹でございますので、長いスパン、今のように50年の償還とか10年の償還とかいろいろ交ざってやっているものですので、分かりにくいのもありますが、どう

ぞ減価償却進めながら次のまた投資をできますようお願いして、私の質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。

○土見委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 日本共産党塩釜市議団の辻畑めぐみでございます。よろしくお願い申し上げます。

資料No.8の149ページ、国民健康保険事業について伺います。154ページの現況と課題の(3)令和5年度の収納率前年度を下回る結果となった。今後さらなる納税環境の整備により収納率を高め、被保険者の負担の平等、公平性を確保する必要があると述べられていますが、これは具体的にどのようなことを示しているのでしょうか。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 ご指摘の部分について、お答え申し上げます。

この件につきまして、国民健康保険税につきまして税に限らずですけれども、昨年5月に新型コロナウイルスの5類移行に伴いまして徴収活動も非接触型から対面型へと拡張しているところでございます。結果といたしましては、今ご指摘のとおり、過年度滞納分に重点が置かれることになりまして、滞納分並びに総収納率は前年度比で増加したものの、現年度については減少したという状況になっております。こちらが主な内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

では、次に資料No.23の84ページにあります短期被保険者証及び資格証明書の発行状況について伺います。短期被保険者証は令和4年度は54世帯から令和5年度は65世帯、資格証明書発行は令和4年度16人から令和5年度44人と大分増加をしています。この要因をお知らせください。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 短期被保険者証並びに資格証明書の増加の要因についてでございます。まず、基本的に資格証明書の基準でございますけれども、1年以上未納が続いております。なおかつ納税相談並びに指導に応じない場合、短期被保険者証、これは本市の場合は6か月証となりますけれども、こちらは未納がありますが滞納処分ができる財産がない方々を中心として対応しているところでございます。こちらの増加要因についてでございますけれども、この件の調査をさせていただきましたところ、例えば社会保険に加入していたけれども国

国民健康保険税の資格をまだ持ったままであった、いわゆる離脱の手続をしていなかったということで、これをお送りした後でそういった手続がしていなかったので社会保険に加入、我々からは離脱したという手続を取られた方々が一定数いらっしゃったというところがございます。特に、先ほど申し上げましたとおり、一定の想定もありますけれども、コロナ禍から脱却した中で国民健康保険から社会保険のほう、企業等に勤め始めた方々が結果としてですけれども社会保険には加入したんですが窓口で離脱手続をしていないまま、このまま横滑りではないんですけれども、特に保険証は社会保険はお持ちですので、医療には困らないので資格証明書を送ったところ、実はこうでしたというやり取りもあった中だということも事実でございましたので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。そういう経過があったんですね。分かりました。

6か月の短期被保険者証、これはまず医療費全額が払える後日に戻る、また資格証明書は様々な理由で払えず、この対応となったわけです。病気になってもお金が払えない、受診ができない、病気が悪化してしまったという方もいらっしゃいます。厳しい状況とは思いますが、寄り添った対応をお願いしたいと考えますが、これまで前は郵送ということ、直接会ってお渡しするというものではあったんですが、最近は郵送という形になっているかと思えます。それでこういう対象の方々と直接会って相談するそういう機会がなくなったのでしょうか。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 この短期被保険者証関係、資料の84ページでございますとおり、郵送の手続をしておりますが、郵送に至った手続に関しまして、これはコロナ禍に伴います接触機会をできるだけ減らすということから始めているところでございます。ただ、あくまでそれは保険証を送付するという手段のところでございますので、こういった短期被保険者証の方々につきましては当方の納税推進室を中心といたしまして、なお被保険者と接触を図りながら納税勧奨も併せて進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。今のお話でうまくのみ定めなかったんですが、今現在は郵送をされている。そして、当分は郵送してという方法が続くのでしょうか。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 令和5年度の内容になりますので、令和5年度につきましては郵送

手続をしているところでございます。なお、参考に本年度につきましても郵送でお送りしているところがございますので、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 そうすると、直接被保険者と郵送なので話をする機会というのはないということでしたか。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 あくまで被保険者証の郵送か窓口かというところにつきましては、接触の一つの手段でございますので、短期被保険者証であっても、例えば保険証以外の直接、例えば電話連絡とかあるいは徴収に伺うということで接触の機会は今年度ございますので、そういう形で接触は続けているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。この短期被保険者証、または資格証明書、この2つは取りやめるべきだと思います。払えるようにこういう短期被保険者証とか資格証明書に替えたからすぐ払えるわけでもなく、本当にそれぞれの状況があるのでどうぞよろしくお願いいたしますと思います。保険者に関わってマイナ保険証ですけれども、この利用率は7月時点で11.3%になっています。そもそもマイナンバーカードをつくるかどうかは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録するのも使うかも任意です。何のために保険証を廃止するのか意味不明です。保険者や自治体職員の負担を増大させることになると思います。医療機関の窓口ではマイナ保険証の読取機器の不具合や災害による停電など、様々なトラブルが起きていますということを述べておきたいと思います。

では次に、資料No.23、81ページの滞納繰越理由別分類一覧、生活困窮が134件、全体の2割近くあります。また、その他の理由として572件とあります。この572件のどういう中身か教えてください。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 この表につきまして、国民健康保険税現年度の滞納部分でございますけれども、税額ベースでは全体の約6.6%で、滞納理由につきましては、ご連絡、ご相談がある場合には内容から理由の区分を、今この表のとおりしているところではございます。また、督促状送付に電話番号が分かる方もいらっしゃいますので、こちらの方々につきましては督促

状等をお送りした後、重ねて確認を取っているところがございます。しかしながら、滞納理由が経済的な理由ではない場合、例えばついうっかり忘れていたとか、あるいはたまたま納期に現金がなかったとか納付手段がなかったということなど、納期別にも理由も異なり、理由の区分が難しいので、加えて督促状送付後も応答がない場合、こちらの方々かなり多いのでございますけれども、督促状をお送りした後、応答がない場合にはその他の分類に、やむなくその他のところに分類しているところがございますので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 私の想像でありますけれども、お金がないんだというところで、ただ単純に払えませんかという方はこの572件には入ってはいないのですか。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 先ほどのとおり、督促状送付後にご連絡いただけない、あるいは応答がないということになりますと、理由が事実上分からないということになります。ご指摘の方々も含まれるかもしれませんが、その点も含めて分からないということが現状でございます。

よろしく願いいたします。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。国保の加入者には年金生活者や非正規労働者がほとんどです。加入世帯の平均所得が大きく減る一方、加入者の高齢化などで医療給付は増えています。それを賄う国保料の負担が重くなっていると思います。健康保険、働く会社に勤めている健康保険と違って保険料の事業主の負担は国保にはありません。なので、国保料は健康保険と比べて何と2倍の高さです。個人保険料は変わらない国保は今間違いました。国保は家族の人数に応じてかかる均等割もあります。本当に負担が多いと思います。なので、全国知事会などでも国保負担の増額、これは強く求められています。ぜひこの点も含めて被保険者に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

では、次に行きます。資料No.23の97ページ、市内の介護事業所開所または閉所の状況があります。令和5年度の閉所は4か所、その理由について何か把握されていることはありますか。

○土見委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 令和5年度の介護事業所の閉所状況の理由についてです。人員確保が難しいというところが1か所、そして利用者が少なく採算が取れないというところ

が2か所、把握してございます。

以上です。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。最初のほうは職員が少ないとおっしゃったんですか。集まらない。ごめんなさい。

○土見委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 人員確保が難しいというところで、休止をされていて、開始ができないというところが1か所ございました。

以上でございます。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、人員という職員の方ですね。職員が集まらない、それとも利用者が集まらない。ごめんなさい。

○土見委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらはその人員というのは職員ということでございます。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。高齢者が安心して暮らすために差し迫った課題となっているのが、新聞でも出ていますけれども、訪問介護提供体制の崩壊となっています。年を取っても安心して自宅で過ごせる、多くの方が望んでいると思います。しかし、介護報酬の関係で閉所する事業所が増大しております。賃金がヘルパーさん、ほかの事業と比べ職種と比べて6万円低い。また、ヘルパーステーションには若い世代が入ってこない。60代70代の方が一生懸命働いているという状況になっています。それに対して、全国社会福祉協議会全国ホームヘルパー協会など厚生労働省に抗議文を提出し、報酬が低い。提出しております。報酬が低い要支援者への支援は本当に大切だと思います。日常の支援をすることで健康が保つことができます。病気の発症を少なくできると思います。必要な支援を受けられるように、自治体で可能な限りサービスの検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○土見委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護報酬の部分につきましては国の規定によりますが、委員おっしゃったとおり、訪問ヘルプサービスは介護サービスの要となっております。本市と

いたしましては、事業所に対して指導、総合事業、介護予防の部分ではございますが、指定監督等の立場から実地指導やヒアリングをする機会がございます。そういった中で、事業者の声を聞きながら、例えば少しでも処遇改善や加算が取れないかなど、丁寧に聞き取りながら相談に応じていきたいと考えてございます。

以上です。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。本当に引き続きお願いしたいと思います。

では次に、資料No.23の2です。97ページ、滞納状況と未納理由について伺います。人数の比で33%が生活の苦しさ、これが実態です。ほかの事由、理由では納付拒否など61%、これはどう捉えればいいのか教えてください。

○土見委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護保険料の未納理由ということでご質問がありました。生活困窮のところでの割合が32%ということでございます。こういった方々につきましては、介護の未納の際には督促を納期後の20日以内に、また催告を送らせていただいておりますが、そういった中でご連絡をいただいたりまた関係者の方からご相談があった際に、納付の仕方などについて丁寧に聞き取り対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。本当に今物価高騰の折、本当に大変な状況の中です。丁寧に対応をお願いいたします。制度全体で見れば、介護サービスの縮小や高い保険料、切実に介護を必要とする方とその家族にとって、大変使いにくい介護保険の制度になっています。事業者の廃業も増えています。使いやすい介護の制度への転換を図るべきと申し上げておきます。

ありがとうございました。

○土見委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○桑原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、午後1番目ということで改めてお伺いをしてまいりたいと思います。小高でございます。

まず初めに、国民健康保険事業の会計のところから何点かお伺いいたします。午前中、様々な取組等についてはお伺いもあったわけなんです、その歳入歳出といったところから聞きたいと思うんですけども、資料No.6の31ページのところで大きく歳入約59億1,544万円、歳出が約58億7,675万円ということで、歳入歳出の差引残ということで3,869万円強ということが示されております。この差引残については基金に繰入れということで載っているわけなんです、一方で資料No.7の218ページのところから細かく見ていきますと、国保事業の運営に当たっては基金から約3億円弱程度繰入れを行っているということで、要は差引き2億6,000万円ほど基金から取り崩しての運営となっているかと思っております。そもそもが基金を取り崩しての運営ということで、一般会計等々そういったところを含めてもこの基金との関係についてはこれまでも色々伺ったんですが、国保会計については一時期17億円を超えるような基金の積上げがあったということで、特別会計にあつては基金の使い方ということで一定税率という形で還元をしてきた。引下げによって対応してきた。こういった経過があると捉えております。こういったことも踏まえまして、資料No.8なども見せていただくといろいろ今後の考え方載っているわけなんです、改めて導入として国保会計におけるこの現状の分析といいますか、今後の推移の見通しといいますか、そういったところをまず冒頭お伺いしたいと思います。

○桑原副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国保財政の見通しについてご質疑をいただきました。まず、今国民健康保険の被保険者の方、人数減少しております。国保税は減少しております。国保税の全体の調定額です。収納額減少しております。その一方で歳出、1人当たりの医療費、そういったところにつきましては1人当たりの医療費が増加傾向であることにより、総額としては横ばいの見込み、これから先も横ばいになる見込みでございます。国保税全体の調定額収入額が減少、その分を基金を取り崩して補填をさせていただいておる。実質収支は先ほど小高委員おっしゃったとおりマイナスの状態でございます。そして、被保険者の方々の負担軽減を図るた

めに、平成30年度以降7年間にわたり歳入の不足分を国保財政調整基金の繰入れで補って、税率を低い水準に抑えてまいりました。そこで、恐れ入ります、資料No.8の主要な成果の363ページをご覧くださいと存じます。

資料No.8の363ページに基金の推移表がございます。これの下段、5月末日現在をご覧ください。真ん中の辺りに国保財政調整基金の欄がございます。その下のほう、令和4年度と令和5年度をご覧ください。令和4年度につきましては12億717万円、そして令和5年度9億3,847万円とあり、この差は2億7,000万円ございます。この2億7,000万円分が実質的な赤字、本来保険料として頂戴すべきところとなってございます。なお、蛇足ではございますが、1人当たりになるとこの2億7,000万円、被保険者の方の人数、今9,900人でございますので、1人当たり2万7,000円ほどになってしまうというそういったところが今の現状というところがございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 詳細なご説明をいただきました。確かに基金残高の推移等を今お示しいただいたわけなんですけど、ここを確かに見せていただいても一時期のところでは一定額分基金があった状態から、先ほど負担軽減というお話ございましたけれども、そういったところを踏まえて現状の税率で対応してこられたということかと思っております。

それで、主要な施策の成果、資料No.8の154ページのところで現況と課題、この中で(2)の後ろのほうのところでもまさに基金のお話で基金残高の減少していることから、適切な税率の検討を進める必要があるということで、先ほどお示しいただいた基金の推移等を踏まえますと今後基金が枯渇する前に税率について一定の検討が必要であるということで、この間、こういった形でということの試算が示された経過などもあったわけなんですけど、一方で、気になるのは、国保財政の県単位化が進められてきた中で、税率の統一化というものが並行して今進められている、進められようとしているということでもあります。それで、かつて国保の特に基金と税率の関係でこれまでもお伺いをしてきた中では、今ある基金が一定程度繰入れの中の減少していく。その中でとあるタイミングで税率の県の統一化というものが行われる、その際までなるべく現状の税率で頑張りたいんだということで取組もされてきたかと思っております。ただ、県の統一化というのも非常にスケジュール感で見れば非常にずれ込んできた。遅れてきたという中で、改めて今この税率をどうするという議論が行われているのかとも思っているんですけど、

宮城県の国保の新しい運営方針等々も示された中で、現状どうなっているんだろう、あるいは今後どのように進んでいくんだろうというところを分かればお聞きしたいと思います。

○桑原副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険料の都道府県単位の水準の統一化の部分でご質疑を頂戴いたしました。保険料の水準の統一、国保の財政の基盤といいますか運営が市町村単位から平成30年度から県内、都道府県も加わっていただけるようになったというところで、県内どこにお住まいであっても同じ保険料の率で計算されるようにというのが水準の統一の部分でございます。本県宮城県におきましては、令和12年度を目途に宮城県版の保険料水準の統一を目指すとされております。ただし、そこに至るには、ただ単に保険料、被保険者の数ですとか医療費だけではなく、それぞれの市町村の事情もある。具体的な統一方法は今まさに県が市町村と一緒に検討している最中、検討の途上であるというところでございます。先ほど宮城県版の保険料水準統一と言いましたけれども、法律で言うところの完全統一ではなく、宮城県版のできるところからまずやっつけよう、それが令和12年度と宮城県からは示されてるところでございます。以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、そもそもが税率そのものの一本化というところで当初お話あったかとも思っておったんですが、先ほどおっしゃられましたとおり、県内各自治体、各市町村の事情というのが大変に広範にわたる中で、こういった形での統一になるんだろうというあたりもまさに今議論の最中かと思っているところなんです、例えば加入者の層ですとか所得構成、年齢構成、そういったところを踏まえても医療費の額も違えばそういった中で正直果たしてどうなるんだろうという思いが正直あるんです。その中で、一定税率そのものということだけではなく、例えば自治体ごとに違う様々な計算に係る係数等もあるかと思うんですが、そういった部分で一定の係数については統一するだとかそういったお話も多少なりとも出てきているのかと思うんですが、そういったこと様々、現段階でということではかならないんですけれども、例えば現状を塩竈市において設定されている税率、これが今後の推移の中で特に県での統一化の動きの中でどちら方向に推移していくんだろう。そういったところも一つは心配といいますか知りたいところだと思っているんですが、そのあたりの見通しというか分かっているところというか、そのあたりがお分りになりますればお願いしたいと思います。

○桑原副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 宮城県からは実は市町村ごとに標準保険料率というものが示されており、標準保険料率というのは、今当然市町村ごとに保険料率ばらばらと申しますが、それぞれの政策的な考え方もあって、設定がなされておるところでございます。塩竈市の場合は、先ほど申したように基金から取り崩しさせていただいて保険料を低く抑えている。県から示されている標準保険料率はもっと高うございます。市の実の保険料率も高うございます。もう一つ、先ほど小高委員から係数と申しますが様々な要因、係数とおっしゃっていただきました。その部分で申しますと、市町村ごとの、我々市町村は宮城県に対して納付金を納めさせていただいて、被保険者の方々から保険料をお預かりして、そこから納付金、そして県から逆に医療に係る給付をお預かりするというそういった、少し複雑なやり取りなんではなっております。そういった中で、県に納める納付金の中にも医療費係数というものがございまして。医療費係数というのは市町村ごとに、実際問題として1人当たりの医療費というのはばらばらでございます。塩釜地区、ほかの市町村よりも少し1人当たりの医療費が高い状況がございまして。そこを医療費係数というものを掛けて納付金を算定するんですが、その医療費係数というものが令和8年度でゼロにする、つまり1人当たりの医療費の多い少ないにかかわらず納付金の額を統一するという、そういった設計もなされております。徐々にそういった県内の保険料水準の統一に向けて一つ一つ、県の主導になって整理をしておるところがございまして。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほど医療費係数、そして納付金との関係について教えていただきました。まさに医療費係数をはじめ、ある意味では自治体の事情ですとかそういったものを係数でコントロールするというか調整するというか、そういった部分でこれまで財政の県単位化とは言いながら一定幅を持たせる形でこれまでであったことかと思うんですが、そういったところについてこの係数がゼロになるということは、市町村ごとの事情というものが納付金なりあるいは県から頂く医療費の給付の部分に関して心配するところなんです。例えば、とある自治体において高齢者の方が多いですとか、そういった形でそこにおける国保税の収入の部分だとか、それに対してかかる医療費の部分だとか、そういったところでも市町村ごとの事情様々あるかと思うんですけれども、そこを乗り越えて統一となった際に、果たしてこれがうまくいくものなんだろうかという懸念というのは私も今現在のところ、今現在に至るまで正直

思っているところなんです。そこについては今後の推移も見守りたいと思うんですが、よその都道府県等の取組等見ておりますと、基本的にはどうしても引き上がる方向で推移しているということもありまして、そのあたりで先ほど午前中お話もございましたけれども、例えば国保加入者の構成といいますか年金生活者ですとか、そういった方々が多い保険というところの中でそういった傾向が出てきているというところが一つ大きく心配される場所かと思っております。

それで、これは一つ疑問なんです、疑問というか単純にお伺いしたいんですけれども、本市で保有している基金、これが統一化の段階で最終的に幾ら残っているか。ここについてはなかなか見通すのも難しいことかと思うんですけれども、これが仮にそういった統一化の流れの中で各自治体で保有する基金、この取扱いについて何か県から来ていたりというのはあるんでしょうか。

○桑原副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 基金、県内保険料水準統一に伴う基金の市町村ごとの基金の取扱いの部分でご質疑いただきました。結論で言いますと、決まっておりはりませんが、それと同時に都道府県で保険料水準の統一を図るに併せて、国からその作業に係るガイドラインが全国に発出をされております。そのガイドラインにはそれぞれ都道府県ごとに決めなさいという、そういった記載ぶりになっています。先ほど決まっていなと申しましたけれども、それも将来保険料水準統一に向けた大きな課題の一つと県でも言っていますので、そこも含めて市町村と課題をすり合わせ、協議を行っていくと伺っております。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか難しいところというか、今後どうなっていくんだろうという点ではなかなか不安も尽きないところではあるんですが、ただ少なくともこれまで様々国保、その事業の運営等々も含めて様々それぞれの自治体の中で努力しながら、税率の関係ですとかあるいはその基金の残高というところについても努力されてきた一つの表れがこの基金という形でもなるのかとも思っております、その中で例えば一律県で召し上げるという言葉がいいかどうか分からないですけれども、そういったことにはなかなかならないのかとも思っております、そういった意味で、要はこの間の物価の高騰、コロナ禍の影響等々で大変市民負担というのも増大している中で、税率の今後の検討も始まっていくわけなんです、そのあたりについては改めて

現状目減りしている状況ではありますけれども、こうした基金の取扱等々も含めながら引き続き、今後の検討というのを、市民生活の目線からも実際に行っていただきたいということを最終的に申し上げたかったという次第であります。

残り13分というところで、市立病院事業についてお伺いをしたいと思います。伊勢委員より午前中、全体の決算等々についてお伺いもありまして、決算状況あるいは主な取組等については理解をしたところであります。1点お伺いをしたかったのは資料No.12の21ページのところなんですけど、ここに経営指標に関わる事項ということで、修正医業収支比率というものが載っております。その中身を見ますと、一番下のところで修正医業収支比率ということで、医業収益から他会計負担金を差し引いたものを医業費用で割るということで、一番上のところに病院の経営努力の状況を示すということでの記載がありました。それで、数字で見れば1.0ポイント減の85.2%ということであったんですが、ここに示される、ここに載っている他会計負担金というのは例えば基準内外、そういったお話もありましたけれども、そういったものを含めて全ての他会計の負担金を差し引くという計算式というかそういったものでよろしいのでしょうか。

○桑原副委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 お答えします。

資料No.12の32ページなんですけれども、その中に医業外収益という項目がございます。その中の他会計負担金でございますので、その辺を差し引いた結果ということとなっております。純粹に病院の経営活動で運営している状況ということの指数として85%台ということで、今出ているという状況でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 医業外収益における他会計負担金ということで、その中身で見た際に、例えば医業収益のところでも他会計負担金等々というのは入ってくるんですけども、実際にここで差し引かれている他会計負担金というのは何に充てるような他会計負担金なのか、お聞きしていました。

○桑原副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 申し訳ございません。資料No.12の32ページ、改めてご覧いただきたいと思います。修正医業収支比率につきまして、医業収益の中、引く部分については3その他の医業収益の中の他会計負担金1億9,600万円ほどでございます。これについては基準内の繰入れということで、救急医療に係る分の繰入れを入れて、繰入金頂いていますので、これを差し引

いた分で修正医業収支比率とされている中身でございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 医業収益の部分で差し引く、要は実際に医療行為に当たって実際に頂く収入といたしますか、それと実際にかかった費用の単純な差引きという意味合いでよろしいんですか。なるほど、分かりました。

そうなったときに、今回1.0ポイント減ということで、これをどう捉えるかという話なんですけれども、何で減ったんだとかそういう話ということではなく、単純にこれが前の年から高くなれば、上がれば経営努力とか果たして逆にそういう見方でいいのかという思いもありまして、というのも、これまで再三再四お伺いをしお願いをしてきたことではあるんですが、どうしても公立病院においては不採算医療というのはやらなければいけないという状況があった中で、ある意味では繰入れ、基準内外、そういった考え方様々あるわけなんですけれども、そういった部分の要素を排除をして出したこういった収支比率という観点において、1ポイントが減ったから努力が足りないのではないかとかそういった単純な物の見方でもないのかという思いもありまして、お伺いをさせていただきました。地域的なニーズですとか、あるいは感染症における突発的なニーズですとか、そういったものが様々ある中でどうしても民間では賄い切れない部分、そういった部分について例えば繰入れをもってしっかりと公的医療としてそういったところに手を入れていく。その結果、こうした指標についてマイナスの影響が出るということもあり得るのかと思っているんですが、そのあたりというのはいかがなんでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 確かに公立病院というのは不採算医療をやっている部分は多分でございますので、なかなか医業収益と医業費用でここが100というのは、どこの病院も実はないという状況でございます。その中で、国の総務省においてはここが85%をクリアすれば十分経営的には頑張っているという指標でもございますので、今年度についての85.2というのは繰入れを除いた中で不採算も担いながら、しっかりと病院としては運営できているのかと捉えているところでございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。この中の文章にあった経営努力の指標という言葉がどうしても引っ

かかって、その意味合いについてお聞き取りをさせていただきました。そうしたことを、今ただいままきにご答弁いただいた中身であるんですが、この間、コロナ禍における役割ですとか、先ほどおっしゃっていただいた不採算医療の部分、こういった部分について当然、収支的なハンドリングというのにも必要になりますから、そういった意味で大変難しい中で努力を払ってこられたんだろうと受け止めております。

それでもう1点、取組のところでお聞きをしたいと思います。午前中にもお伺いがあったんですが、資料No.12の20ページのところで、昨年より県から感染症についての入院受入れ医療機関の指定を受けられたということで、整備内容については一定程度理解をしたんですが、実際患者さんの立場に立って見たときに、実際に仮に発熱をした、あるいは何らかの症状があつて外来に行って受診をする、検査をする。結果、感染が分かったとなった際に、1人の患者さんとしてこの指定前、その指定後で何か動き方といいますかそういったものが変わったところがあったのか。また、どういう処置ができるようになったんだとかそういったことがあればお聞きしたいと思います。

○桑原副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 午前中、菅原委員にもご答弁申し上げましたとおり、当院の対応については入院も外来も基本的には変わってございません。ただ、感染症法での位置づけが変わりまして、令和5年度についてはこのような形の入院受入れ医療機関、今年度については5月から県との医療措置協定という協定を締結しまして、入院と外来について診るといふことの締結したということになってございます。一方で、患者さんの立場からしますとどうしても外来についてはそういうブースがないということで、お車でお待ちをいただいて、検査をして、検査の結果が出るのをお待ちいただく、あるいは会計についても職員が車まで出向いて行って会計するというそういった不便をおかけしているところがあるかと思えます。一方、入院につきましては確かに病床3床、簡易陰圧装置はやったんですが、それでは当然不足をしております、今年度も3床以上病棟で受け入れておりますので、そういった場合どうするかというと、4床室を例えば1床にしたりとか2床にして、入院を制限しながらほかの患者さんに感染が広がらないようにということで、今病院は対応してございますので、病院側としてもそういった問題点が今あるのかと考えてございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。確かになかなか難しいところで、お金があつてということであれば幾らでも見合うような整備もできるんだと思うんですが、様々そういった制約ある中でも懸命な取組されてこられたんだなということで受け止めておきたいと思います。

それでも、そういった点も含めて施設整備面、施設の設備面で一定の整備もありながら、まだ不足する部分あるということで、様々今お伺いをしたわけなんです、こういったご努力をされてきた中で、患者さんとの関係、患者数というところで見した場合、そういったところの数字の推移ですとか今後の見通し等についても改めてお伺いしておきたいと思います。

○桑原副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 実は、コロナ禍後もなかなか受診の抑制というのが戻っていないというのが、今、市立病院含めて全国の医療機関の一番の悩みかと思えます。受診の期間が延びてしまったというところもありまして、今後この患者さんをどう回復していくのかというところに苦慮しているという状況でございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これについては市立病院だからとかそういったことではなく、基本的には医療機関全てに近い形で抱えている悩みかとも思っております。実際に市立病院に行かれた方のお話などを聞きますと、例えば接遇の面ですとかそういったところについても非常によい評価をいただくようなお声も私も聞くところもありまして、そういった中で一定市民の皆さん、利用者の皆さんの中での信頼関係というのは醸成されてきているところなんだろうと思うんですが、なかなか一般的な情勢がそれを許さないといえますか、大変なハードルがまだまだ残っていると思っております。

それで、本来の決算特別委員会ですのでそこまでということではないんですが、そうした中で重点事業にも挙げられておりますとおり、市立病院の今後というものがまさに今議論をされているということでもありますけれども、時間もあれですので、最後のお伺いにしたいと思いますが、今後どのような在り方をもって市立病院というものをつくっていくのかということで、これまで再三再四様々な点で求めてきたわけなんです、まさに今この情勢等々を踏まえながら発展的な形で市立病院の在り方ぜひご検討いただきたいと思うんですけれども、そのあたりの考え方といえますか大きな見通しといえますか、そのあたり最後にお伺いできればと思います。

○桑原副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 お答え申し上げます。

今、公立病院は経営強化プランというものをつくって、それぞれの病院の役割を明確化するということをやっております。公立病院は通常の診療以外に、これからは感染症対策をしっかりとやりさい、それから有事のときの対応、ここもしっかりと準備をしておきなさいということが要求されていて、これが今の経営強化プランの中に盛り込まれております。そして、先ほど少し申し上げましたけれども、2025年問題がもう来年に迫っているわけですが、高齢者が非常に増えて、それに対してどのような医療提供体制を取るかということがこれまで問題になってきたわけですが、これからは医療の担い手も減ってしまうということで、様々な医療機関がDXを入れたりいろいろな、人材が少なくても成り立つような医療提供体制をこれから構築していかなければいけないと考えています。その意味では、施設の整備というのが欠かせないのではないかと考えておりますし、入院する、あるいは外来に受診される方だけではなく、働き手の確保というのが非常に重要になりますので、働き手にも魅力のある病院づくりというのをしていかなければいけないと考えております。

以上です。

○桑原副委員長 志賀 勝委員。

○志賀委員 かいしんの志賀でございます。特別会計と企業会計について何点かご質疑いたします。

まず最初に、市立病院の決算についてお伺いいたします。資料No.12の13ページ、損益計算書というところでは、当年度の純利益が648万6,295円という記載になっております。それぞれ繰入金とかもろもろありながら、決算上、640何がしの黒字が出ていますと捉えてはいるのですが、この決算書の黒字の金額という部分と、資料No.5の119ページに今回の市立病院の決算に対する「むすび」というものが記されておるんですが、結構下の段のほう、最後の段落になるんですけども、読んでいきますと、かいつまんで言うと市立病院の経営強化プランがスタートしています。ただ、これから老朽化した施設を整備、医療機器の更新など厳しい経営状態が続くと予想されると記されております。ここの受け止めについてお伺いできればと思います。

○桑原副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 資料No.5の決算審査意見書の119ページ、結びの監査の結びについて説明をさせていただきたいと思っております。

まずは経営強化プランは令和6年度からスタートしてございますが、令和5年度の決算で見ますと老朽化した施設の対応ということで、仮にこれが整備をされた場合には、当然その償還というのが発生してございます。そういったところ、あるいは収益的収支で見ますと施設の減価償却というところが始まりますので、そういったところが加味されてまいりますと経常収支、あるいは純損益についても厳しい数字になると監査でご指摘をいただいたのかと捉えてございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうすると、今、令和5年度段階で繰入れがある状態で600万円ちょっとの黒字が出ていますというところで、この600万円ちょっとの黒字の状態では病院の経営の健全化はある程度の効果は出ていますというところから、もうちょっと努力しないとそういった新規の設備投資には対応できないという捉え方でよろしいでしょうか。

○桑原副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 志賀委員おっしゃるとおり、今整備が始まってその償還財源、それについてはさらなる経営努力が必要だと我々は捉えてございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 先ほど市立病院事業管理者からお話いただいた、これからの病院、DX化も含めていろいろな諸問題に対応していくために、どちらかというとな投資的な設備投資をしっかりとやらないと問題を乗り越えていけないというところがあると思うんです。そこに向けて当然先行投資するわけですから減価償却が先に来て、収益性というのは後から上がってくるわけです。その幅みたいなのは何となくこのぐらいの赤字までだったら仕方がないとか、単年度収支でというところの目安みたいなお話されたことはございますか。

○桑原副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 実は、昨年12月に庁内において重点課題の中で市立病院の建て替えも含めて収支シミュレーションを行ってございます。その際、仮にこういう事業規模でやった場合にどれぐらいの入院患者数、外来患者数、収益が必要なのかということで、その中で減価償却を払ってもなお黒字になるというところの数字というのはこちらで試算はしているという経過はございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 では、計画的には黒字になることを目標としてしっかり地域医療を守れますという計画はできているということですね。今のところ繰入れがある状態での恐らくシミュレーション、これからも繰入れを続けていくというシミュレーションになっているのかと思うんですけども、その中であってまた去年の恐らく決算特別委員会のと きだ と思うんですが、私が議員なりたての頃に塩竈市民だけで背負っていくものなんですかというお話をしたかと思うんですけども、ちょうど資料No.24、これは本当に分かりやすい資料で大変助かりました。18ページ、患者の居住状況ということで、ここに塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町ということで、県内・県外ということで、患者さんですか。入院患者さん、外来患者さん、それぞれがどこに住んでいらっしゃるのかというところの比率が出ているんですけども、正直私、入院患者さんの比率が塩竈市の方が50%ちょっとぐらいということで、あとは全部市外の方というところ です。結構塩竈市立病院というのは本当にここ二市三町というところで95%ですか。ということは、地域医療です。ここら辺の担っているんだということが分かるんですけども、この考え方、捉え方です。2通りあると思うんですけども、1つは塩竈市民から見た場合です。これは塩竈市民が何かしら負担をして支えている病院にほかの患者さんが、ほかの市町の何も負担していない方が来て恩恵を受けているという捉え方、もう一つで病院から見ると塩竈市の患者さんだけでは患者数間に合わないのをほかの町から来ていただいて何とかこの決算まで持ってきているというところ、どちらでしょう。

○桑原副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 両面あると思います。これは急性期の医療であれば、患者さんが急性期、自分の疾患を治してくれる病院を探せばいいですよ。ところが、今一番問題になっているのは、治療を受ける方が非常に高齢であって、そして急性期病院に入院できる期間が非常に短いので、回復期、つまり自宅に戻れる準備をする病院が必要なんです。その機能を果たしているのがまさに塩竈市立病院なんです。そうすると、塩竈市民は非常にそういう病院があるので安心できるわけですけども、近隣の市町にはそういう病院がないんです。特に、お隣のところから困って市立病院に入院をお願いしたいということで転院してこられる患者さんがたくさんおられる。その結果がこのようになっているということなので、委員指摘の両面が恐らくあるんだろうと思います。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。納得いたしました。

さらに質疑を続けるんですが、両面ありますということで理解はできます。ただ、市立病院を利用される方、要するに利用されない方、両方いらっしゃると思うんですけども、恐らく市立病院を使っていない方から見たときに病院がどうあるべきかというところを理解いただかないと、市立病院の存在意義というのはなかなかクリアにならないということをご理解いただけますでしょうか。

○桑原副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 もちろんそのとおりだと思います。もう少し踏み込んでいきますと、市立病院を利用するかどうかということは、この二市三町に1,000床の病床があるんですけども、その中で市立病院が145床担当しているということですので、そうしますと利用する側からいってもおのずと各病院に入院する、あるいは外来通院するというのが分散しますよね。ですので、この結果はこの結果をそのまま受け取るしかないし、市立病院を利用されていない方に対してはなぜこれを我々が負担しなければいけないかという疑問が出るのは、これは当然で、各公立病院は全て抱えている問題とっております。

以上です。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。令和5年度の決算というところなので、取りあえず今回私が疑問に思っていることは一通り聞けたのでありがとうございます。

では、次の質疑に移ります。次は資料No.8、217ページです。魚市場運営事業というところからご質疑をいたします。簡潔に現況と課題というところを、次のページです。218ページに市場会計の場合は毎年とんとんで終わるといのは当然理解しているんですけども、繰出金当然ある中でこちら繰出金、繰入金ですか。要するに、まちからの負担というのがありながら運営することなんですけれども、水揚げ増加策というところでEU-HACCP対象漁船の水揚げ増加を図るために漁船誘致活動をしてきますということなんですけれども、ちなみに国内にこのEU-HACCP対象漁船というのはどのぐらい隻数があるものなんですか。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 EU-HACCPの登録漁船の数ということで、国内のは捉えてはいないんですけども、現在塩竈市で登録しているEU-HACCPの登録漁船数ですけ

れども、当初冷凍のカツオマグロの一本釣り船の漁船ということでありました。こちらが3隻ございます。それと、令和4年から生鮮のビンチョウマグロとカツオの部分も追加登録できるようになりまして、令和5年度では1隻あったんですけども、実は令和6年度は7月1日付で13隻まで増えているという状況がありますので、これはいろいろな漁船誘致を行っている中で増えている結果かと認識しているところです。

以上です。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうすると、この13隻をターゲットとして、1回でも多く水揚げしてもらうための努力をしているというところでよろしいでしょうか。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 そのとおりだと思っております。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。令和5年度の決算なので、取りあえず正直なところよかったです、成績がよくて。対応も去年決算特別委員会ของときも話したと思うんですけども、市場の会計とは関係ないんですけども、施設の利用も数も会議室の利用ともも増えているみたいですし、いろいろなイベントともも市場使ってやっていただいでいて、非常に新型コロナ明け、イベントもしっかりやっていただいで、大分一般の市民の方々に魚市場を利用していただいているというのを、現場でふだん仕事している人間からしてもすごく喜んでおります。

今年令和5年度の決算というところなんですけれども、これがよかった原因というのが魚価が高かったというところがまず一つありますというところで、ここにも書いてあるとおり、今年魚価がある程度落ち着いています。ですから、恐らく売上げという部分、水揚げという部分に関してはカツオマグロに関しては生鮮マグロに関しては厳しいであろうというところで、この13隻になったEU-HACCPの船、漁船誘致をしっかりとやっていただいで、何とか水揚げ額が落ちないように頑張っていただきたいと思います。そこについて、受け止めをお聞かせください。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 先ほど委員申しましたとおり、去年までマグロの魚価がすごい高かったということがありまして、船籍はあまり変わらなくても魚価が高いことによって、合わせて113億円という近年にない水揚げ高だったのかと思います。今年に関しては、先ほど委員

申しましたとおり、なかなか水揚げもそんなに上がっている状況ではない。魚価も落ち着いている状況があるというところですので、水揚げしていただくというところはそういうところの、例えばE U－H A C C Pの船を呼んでいただくとか漁船誘致、市長を含めたトップセールスしながら漁船誘致を行っていきながら、来ていただく船を多く考えていくというのが必要かと思っております。

以上です。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。市場関係者だけではなく、背後地に控えている加工屋さんたちも水揚げというのを非常に期待しておりますので、引き続き頑張っていただければと思います。

それでは、次の質疑に移ります。資料No.8の314ページ、離島航路事業について伺います。こちらの中身見ているときに、予算の執行状況ということで国庫支出金が5,190万円あります。その他のところ、これは恐らく運賃収入という形でよろしかったでしょうか。

○桑原副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 その他の部分については、運賃収入ということで間違いありません。

以上になります。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。先ほど、同じ会派の鈴木委員も細かく聞いていたところではあるかと思うんですけれども、先ほどのお話ですと、しおじを廃止する方向で今お話し合いがされているというところではあるんですけれども、それを、ただなくなった分をほかで補填しなければいけないとかいろいろあるかとは思いますが、支出の部分でしおじがもしストップになった場合、どのくらい改善するかとかというのが見えているものはございますか。

○桑原副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今10年間の収支計画を練っているところなんですけれども、今は事業費で2億円台ベースでやっているんですけれども、それが1割以上削られるのかというイメージでは考えていますが、試算はこれからですので、正式なものが決まりましたら提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうしますと、大体1億8,000万円ぐらいになりますという話になってくると、例えば今回は令和6年度の計画というのが隣のページに5,200万円ぐらいで頑張りたいというところが載ってはいるんですけども、先ほどのご説明でなかなか難しい感じになっていますというところですけども、例えばしおじがなくなります。それでもこの目標値達成できませんという、次に考えられる施策という部分に関しては料金の値上げとか、あとはもっと便の数を減らすとかという調整になってくるかと思うんですけども、ちなみに運賃とか見直す際、地域交通会議というところで恐らく決めるかと思うんですけども、運賃についても、ただ、この離島航路についての受益者負担の考え方というのを何か明確なものがございますか。

○桑原副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 離島航路なんですけれども、国から補助金を頂いております。その中では一定程度の標準単価みたいなのを示されていて、それが大きいか小さいかというのがあるんですけども、その標準単価、全国的な平均の標準単価に近づけるような料金体系がいいのかとは我々思っていて、その件についても今審議会ではこういう全国平均に合わせてこれぐらい値段上がりますという条件提示はしていましたので、いずれその辺のことも議論になるのかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ちなみに、今その標準的な料金ですと言っているものがあるかと思うんですけども、令和5年度の決算時点でこの水準の料金と今既存頂いている料金について、開きありますか。それとも、大体目標の金額運賃として頂けていますか。

○桑原副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今まさにそういう議論してしまして、実際積算した中では40円程度の差があるのではないかということではお話しをしている状況です。

以上です。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 40円の差の部分、これの説明というのをできればきちんとしていきたいと私は思っております。というのは、実は浦戸航路事業というのは非常にデリケートな問題、観光資源としての利用価値であったりだとか、あとは離島政策、要するに島で暮らしている方々が不自由しないかとか、ほかの事業に比べると生活に直結した本当にそこに人が住めるか住めないかと

いうところを決めるような判断になってくると思います。ここの部分に関して受益者負担というものに対する考え方というのが、ある程度しっかりとこの事業に対する受益者負担の考え方はこういうことかというのをきちんと示していかないと、なかなかご理解をいただけないセクションなのではないかと思っているんですけども、今の意見に対する受け止めに教えてください。

○桑原副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 確かに生活に直結する部分でありますので、そういったところは重視していかなければいけないと思っております。また、今回の40円の部分につきましては、8月に先ほど島民の懇談会しておりますので、その際にもご提示して、行く行くはという話で今すぐではないですけどもこういう形になりますという話はしております。それで、そこにいた参加者の方たちについては一定程度の理解はあるのかとは思っておりますので、これからも引き続き議論していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それと同時に、今、浦戸振興課長言われたとおりでと思うんですけども、もう一つ、運賃を抑制する方法はあるはずですが。それは何かというと、観光客の人に来てもらって、運賃を落としてもらおうというところなんですけど、ここについて恐らく今皆さんここにいらっしゃる方はそうだとおっしゃると思っております。観光客を誘致するということに関して、そこについてのガイドラインみたいなのは考えられたことございますか。

○桑原副委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 浦戸についてのそういった部分でガイドラインというものについては、今のところは考えていなかったところでございます。

以上になります。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ここに315ページにくしくも民営化民間委託という言葉が出てきているわけです。ですから、この事業は民間にやってもらったらどうなるのかというところをこれからお話ししていくかとは思っております。そうではなかった場合、民間にお願いしないほうが良いと思った場合というのは、行政でやったほうがコストが下がっている場

合です。あとは、継続的な運用ができる場合というのはこの浦戸振興事業に関して言うと、民間に委託というところでいくと今のところまだ公募しているわけでもないですから、当面続くわけです。その間も持ち出しというか市の負担というものは出てくるわけです。さっきの市立病院の話もそうですけれども、使わない人にどういう説明をしていくのかというところをちゃんとやっていかないと、積算根拠です。全ての公共料金につながる話だと思います。そこは正直、今塩竈市、その積算根拠という部分を示すために必要な説明書の濃度が非常に薄いような気がしています。ほかの自治体の資料とかも見るんですけども、塩竈市ちょっと物足りない。ただ、上げなければいけないことは理解ができるし、恐らく今回の浦戸の件も島の方も仕方ない。我々今まで負担している方々も住民の人たちもそうやって負担しているわけだから、自分たちが風光明媚な島があるまちに住んでいるということを誇りに思って、その島にたまに遊びに行ったりして景色でも見ればこの島に通うための船にこのぐらいのお金仕方ないと思えると思うんです。ただ、何回も言いますが、このまちに必要なのは積算根拠とかそういった値上げに対する資料とかというものを簡単に引っ張れるような場面があると、もうちょっと何か理解を求めやすいのか。毎回何かあるたびに説明不足だとか何とかだという話になると思うんですけども、そこを解消していくということもこれから全てのものもそうですけれども、今回値上げしたら終わりではないわけです。これから例えば交通会議で決まるんでしょうけれども、また3年後にまた値上げしたいですとか何年ごとに見直ししますみたいな決まりつくるわけです。今まで何十年間も上げてこなかったの、恐らくそれ必要なかったのでしょう。ただ、これから3年ずつ上げていきますと言っていくわけです。これからまちは。であればその積算根拠、この料金がこうなってしまったから今回3年後にこれ上げなければいけないんだみたいなものを分かっている議論するのと、その努力目標みたいなところもみんなでアイデアを出し合っていくためには必要なのではないかと考えているんですけども、そこら辺いかがでしょうか。市長、お願いします。

○桑原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 一々ごもつともだと思って今拝聴させていただいておりました。確かに使用料、手数料の問題も含めてほかのまちが当たり前にやってきていることを、市役所としては、塩竈市としてはやってこなかった現実があります。そこにはいろいろな考え方あろうかと思います。浦戸と、例えば100円バスとか公共交通の中での、一律にはできない部分はあると思います。離島は離島の問題、離島振興法とかいろいろな条件が違います。ただ、使用料、手数料の問題で

本当に分かっていただけるように、定期的にそういった議論をしてこなかったそのツゲが今回
ってきているとそう受け止めれば、今志賀委員がおっしゃっていただいたのは至極ごもつもの
の話だと受け止めています。使用料、手数料の見直しにしても、基本3年だとしたとして、3
年ごとに必ず上がるというわけでもないし、その時々の中で受益者負担の原則は原則で
あったとしても、そのときに政治的にもしかするといろいろな事情があつて加味する場合があ
ります。それが低くする、抑えるという考え方にもつながっていかうかと思いますが、どちら
にしても、定期的にそういった見直しとか考え方を議会とやり取りすることで、今の世情がど
ういう状況なのか、あとは市役所側の考えと議員皆様個々の考え方の違いをぶつけるのが議会
の場だと思っておりますから、その中でどのような形で妥協点を見いだしていくか、そのところ
がもしかすると塩竈市にあつては足らざるどころだった。それが現実ではないのかと思つてい
て、今こういう形で後追いですけれども手数料の見直しとかもさせていただいているのも、ま
さに今までやってこなければならなかつたところをやってこなかつた、その現実をしっかりと
受け止めながら今おっしゃっていただいたような指摘をしっかりと皆様方にお示しできるよ
うに、これは再三再四議会の皆様方からご指摘いただいておりますから、根拠、基礎となる根拠を
しっかりとお見せしながら、浦戸の問題、例えば100円バスの問題、ほかの問題、そこに加味す
るものがどういうものがあつてというところに付け足していったり減らしていったり、そうい
う議論がまさに議会として必要なんだろうと思っておりますので、反省しながら次の段階に行け
るように市役所でもう一度様々な案件を見直していきたいと思つています。

○桑原副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ご丁寧な答弁、ありがとうございます。今市長にご説明い
ただいた話を見える化というか分かりやすく提示していく方法というのをこれから考えていた
だければ、本当に分かりやすい受益者負担の在り方というのが見えてくるのではないかと思
いますので、期待します。

今回決算、一通り終わったんですけれども、昨日市長がおっしゃられたとおり、一般会計だ
けではなく企業会計特別会計の予算もしっかり審査しないと、中身見ないと今の塩竈市の状況
というのは見えてきませんということは今一通りご説明を伺って納得いたしました。我々も決
算というところで議員の大切な仕事として監査というかチェック機能というものをしっかりこ
れからも果たせるようにまた勉強していきたいと思つていますので、ありがとうございました。

以上で終わります。

○桑原副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも特別会計企業会計についてご質疑させていただきます。

まず初めに、資料No.8の217ページ、魚市場運営事業についてからお聞きしたいと思っております。魚市場運営事業の中で、まずは水揚げの実績についてお伺いしたいと思っております。令和4年度と令和5年度の水揚げ実績の表を見ますと、明らかに数量的にマグロのはえ縄とかカツオマグロの巻き網、そして一本釣りとはえ縄関係の水産物がほかの水産物に比べて断トツに上昇しています。これはこれまでも同じような系統だと思いますが、その理由、なぜマグロがこの表に塩竈はマグロのまちと言われておりますけれども、それにしてもほかの魚種とこのように差があるのはどういったところに原因があるかお聞かせください。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

マグロが特化して増えているという状況ということですが、マグロはえ縄漁業、上から2段目の数値になると思います。実際、99トン、1億7,200万円増額している状況でございますけれども、基本的なメバチマグロというのは減少はしていたんですが、実は冬場から春先にかけて本マグロの水揚げがはえ縄でも本マグロの水揚げがありまして、その分で上がっているという状況があります。マグロの巻き網漁業につきましてはその下段になりますけれども、こちらは夏場は昨年を下回っているんですけれども、9月以降に近海に漁場が形成されたこともありまして、12月まで継続的に水揚げが続いたということがありまして、こちらは82トンで2億2,500万円増えているという状況があります。カツオマグロー一本釣り漁業ですが、先ほど志賀委員にも申しましたけれども、HACCP登録した生鮮マグロカツオの部分の一本釣りの水揚げもあったということで増加しているという状況があります。

以上でございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、三陸塩竈ひがしものも出荷されたと思いますけれども、本マグロ、特にクロマグロの国際的な規制が2015年ですか、国際機関による漁獲枠の設定が行われて、これまで絶滅種に近い状況だったクロマグロが数量がかなり世界的にも増えてきたということをニュース等で聞いているんですが、その影響というのは塩竈市においていかがなんでしょうか。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 以前はそういうところで乱獲があって、マグロの数が減っていてというところで、減少してきているという状況はあったと思います。その規制によって乱獲が防がれて、安定した水揚げというところが引き続き続いているというところは塩竈にとってもあり得るのかというところは感じておるところです。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。この規制についてなんですけれども、ほかの魚種についてはこういった規制というのはないのでしょうか。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 詳しくは知りませんが、マグロ以外にもたしかサバとかイワシとか、そういうところでもタック法と言われるタック規制かかっているところはあると認識しておるところです。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これは私も勉強させていただいたんですが、国際的なこの規制というのは乱獲によってお魚がどんどん減ってきた。特に、日本の水産界というのはスピードとそれから大量に世界中からという部分でかなり乱獲の矛先が日本にあったというお話も聞いているんですが、そのことによってEEZという近海というか200海里でこれ以上中に入っては駄目だということで漁獲が保たれているという世界的な動きですけれども、日本においてもこのEEZなどは広さによっては世界第6位というんですが、この近海の状況というのはどうなんでしょうか。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 今現状ですと、海水温の状況というのがとても大きくて、例えばサワラとかですと冷たい魚の魚種ですと海水温が上がったことによって、多分その地域から少し漁場が離れたところに行くというところがあって、基本的には巻き網とかそういうのは近海で獲れるものですから、そういうところの漁場の形成区域が違っているというところはあると思います。そういうところによって獲れなくなっているというのはあるのかとは感じておるところです。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。様々な要因があって日本でなかなかお魚が食べられないという状況

があつて、お肉は全然値段は変わらないけれども魚はどんどん高騰しているという状況が続いています。ぜひ塩竈市、水産のまちと言われているので、突然こういったように水揚げからのそういったお魚によってこのまちはこれまでの歴史の中にあつてそれが今も続いているというわけですので、ぜひ世界の状況というのを見ていただいて、この規制があつたためにノルウェーとか向こうのフィンランドとかどんどんお魚が上がつて、今はそれこそ魚で食べていけるといふ皆さんがお金持ちになつていふ国が片やあつて、同じ規制なのに日本はまだどんどん枯渇している。そこにどういった原因があるのか、ぜひその辺も見ていただいて、塩竈市がどうか日本の皆さんが魚がしっかりと仕事に商売になるようなそういった動きに皆さんぜひご努力していただきたいと思つています。

今サワラの話とかありましたけれども、私なかなか食べていない、また未利用魚というのを最近聞くんですが、ふだん食べてられないといふか見たことないような魚が揚がってくる。これは底引き網で揚がってくるのか分かりませんが、そういったものに対する塩竈市での対応、廃棄しているのか何か利用できるように売られているのか。その辺の状況分からないので教えてください。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 基本的に未利用魚ですので、なかなか水揚げされてもなかなか買い手がいないといふところがあるかと思つています。確かに言つたとおり、底引き網で揚がった魚がそういうところであるかと思つています。実際のところ、実は今魚食普及といふのをうちでやっているんですけども、その中で今現在、中学生の魚食普及事業で、アカエイと呼ばれるもの、未利用魚の一つなんですけれども、それを使つて研究しているといふところもあつたりしています。事業者についてはなかなか未利用魚を使つて加工してといふのはなかなかまだ進んでいない状況かと思つています。そういうのも一つの一助としてやっていく中で塩竈の水産を明るくしていくといふところは、今頑張っている状況もありますので見守つていきたいとは考えています。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひそういった未利用魚を使うといふことはSDGsにもつながりますし、子供たちにとつても、魚離れしているそういった子供たちにとつても魚と近づく、そういった一つのきっかけになると思つていますので、ぜひそういったところをご努力いただくように、また教育委

員会とも連携取りながら働いていただきたいと思います。

次に、先ほど志賀委員からも話ありましたが、218ページです。現況と課題という中でEU-HACCPの話がありまして、当時は3隻だったのが今回13隻になっているというお話も伺わせていただきました。このEU-HACCP、まだ宮城県では今のところ塩竈市の港だけだと思いますけれども、この現状、そしてあれは何年でしたか、2017年か8年でしたか、もうちょっと前だったかな、始まったのが。そこからの年数もたっておりますので、今現在の動き教えていただきたいと思います。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 EU-HACCPですけれども、認定されたのはたしか令和3年かと思っています。その後、令和3年に冷凍のカツオとマグロの一本釣りの部分で認定されているというところなんです。令和4年度に生鮮の部分も追加されまして、令和5年度までにつきましては先ほど言ったとおり、冷凍につきましては3隻、生鮮については1隻だったという状況です。今年、令和6年度の7月1日に新たに生鮮のマグロカツオの部分の一本釣りが13隻に増えたというところが大きなところかと思っています。それは以前からやっていた漁船誘致の結果が伴ってきているのかと思いますので、引き続き塩竈市というEU-HACCP、なかなか認定、八戸市であったり塩竈市であったり、たしか長崎県にももう1港あったと思うんですけれども、その3港しかないというところもありますので、そういう有利性をアピールしながら水揚げに努めてまいればと思っています。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。EU-HACCPに対しては特に輸出業の有利的な部分があります。今いろいろ福島県の処理水の関係で中国とかは食料品というかそういった水産物入れないという部分もあって、なかなか厳しいところがあるんですが、今世界的に見ても日本文化というか日本食がどんどんブームになって、むしろそのためにお魚がだんだん私たちの口に入らなくなってきてという状況もありますけれども、日本のおいしい魚をどんどん海外に輸出するためにも大事な基地だと思います。そういった意味で、今水産振興課長がおっしゃったようにもっと塩竈市ではEU-HACCPやっている。EU-HACCP対応の港というのはどういったものなのかということをもっと広くアピール、もちろん市民の方もそうですし、また、今海外からいろいろなインバウンドで人もいらっやっております。ここがそういった、ただ

お寿司がおいしい、お酒がおいしいだけではなく、そういったように全世界で通用するお魚がここに揚がっているんだということをもうちょっと何かの形でアピールできないか。産業建設部長、お答えできますか。

○桑原副委員長 草野産業建設部長。

○草野産業建設部長 ご指名ですのでお答えしたいと思います。

先ほど来、議論いただいているようにEUというのは人口が5億人ぐらいいますので、輸出するマーケットとしては非常に魅力的というのは確かにあります。ただ、食料品の輸入というのは非常に厳格な地域で、先ほど来お話しになったようにまずお魚の場合は魚を獲る船そのものをEUに登録しなければいけない。それにきちんと衛生管理された水揚げする市場もEU登録しなければいけない。市場で買い付けられた魚を加工する場所、こちらについてもEU-HACCPの登録を取らなければいけないということで、一貫した衛生管理が求められるという非常にハードルが高いんです。ですので、実際のところ日本国内ではあまり普及していないというつらさがあります。ただ、裏返せばそういった衛生管理については日本に誇れるぐらいのバックボーンを持っていますというアピールになります。なお、現在EUの食料品輸出で我が国大体700億円ぐらいの輸出してしまっていて、うち水産物は80億円ぐらいしかないんです。ただ日本食ブームということもありますので、今後ここに目をつけて世界に向けて打って出ていこうという事業者もこれから多分名のりを上げてくると思います。そういった点では、我が市場でEU登録取っているというのはイメージ的にもこれは強みになるんだろうということで、それを市場の日頃の流通の中でもアピールして、塩竈市というのは産地市場が物すごく衛生管理に気を使っているというのをアピール、それをマネタイズ、それを商品の価値に結びつけられるような取組、これが必要だと思いますので、具体には市場の中に衛生管理委員会という関係者おりますので、そちらでいろいろ議論を深めていきたいと考えてございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、産業建設部長から力強いご決意を伺いまして、大変安心いたしました。

それではもう1点、同じ資料の中に3番目、その課題の中に地方卸売市場塩竈市魚市場の長寿命化計画、これについてお伺いいたします。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 卸売市場の長寿命化計画ということで、令和3年9月に策定し

ている状況です。今後の、建てただけではなくその後の維持管理をしっかりしていくというところが大事です。ですので、各年度についてこういうところを修繕していきますという計画を立てているという状況があって、令和4年度から令和8年度までに毎年500万円の修繕費をかけて修繕をしていくという状況を計画している状況でございます。

以上でございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。震災の後、新しく建て直しましたけれども、あれから相当な年数もたっております。だんだん、また地震もあつたりして劣化している部分もあると思いますので、こういったことは年度年度できちんと、小さなうちから直していったほうがいいと思っています。先ほど志賀委員も言いましたけれども、受益者負担ではないですが、本当に今いろいろな事務室、会議室とか使っていただいていますけれども、その中で今言ったようにEU-HACCPなどで魚体選別機あります。あれの年間の一括した金額で頂いているのか。回数とか今言ったように13隻が増えたというお話もありました。それによっても全然変わらないのか。その辺、お聞かせください。

○桑原副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 魚体選別機の使用料につきましては、1回当たり5万円という形で使っていただいておりますので、去年ですと10回使っていただいているという状況があります。これが水揚げあればその分増えていくのかと思っております。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ今後とも水産都市塩竈の名に恥じないそういった水揚げ、そしてお魚の普及に努力していただきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

次に、介護事業の全般についてお聞きいたします。同じ資料No.8の96ページにお戻りください。96ページの介護保険事業、これは地域支援事業を除くとありますので、実際に要支援1から要介護5の方々の1年間の状況、令和4年度、令和5年度とその状況が表になっておりますけれども、先ほど市立病院事業管理者もおっしゃっていましたが、いよいよ来年は2025年問題ということで戦後に団塊の世代に生まれた方々が全員75歳以上になるという、これまでの消費税のこともについても様々な医療介護についても長年議論してきたそのまさにピークの年を来年

に迎える。昨年、また二、三年前からのその状況、どんどん高齢者が増えてきて医療も介護も増えてくる。そういった中で塩竈市もご多聞に漏れず65歳以上という75歳以上の方もかなりの人数に増えております。上の被保険者の数を見てもお分かりのように、65歳から75歳未満の方というのは若干減ってはいるんですが、逆に75歳以上の方が274人です。増えています。この数が増えているというのが明らかにこのことを証明すると思いますが、そこでお聞きしたいと思います。今5人に1人が後期高齢になる2025年問題なんですけれども、今塩竈市でこれらについて、先ほど市立病院事業管理者からいろいろ医療と介護についてのお話もありましたが、今は介護としてはこういったことに対するお考えというか対応というか、どのようにお考えなんでしょうか。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者への対応ということで、今回介護保険事業からご質問いただいております。96ページの2の認定状況を見ますと、後期高齢者が増える中で軽度の認定者が、軽度の要支援1、2の認定者が増えている状況でございます。そういった中で、予防的な視点を含めてサービスをご利用いただきつつ、地域で生活していただく視点が必要かと考えてございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。確かに要支援1、2の方というのはかなり増えているような、4、5の人はそんなに、微増といいますかそんなに数的には増えていませんが、要支援1、2の方、また独り暮らしの方とかそういった方たちが多くいらっしゃると思います。そういった意味では、なかなか家族の方に介護もされないという、また自分で自分のことをやらなければならないとか、認知症にちょっと疑いがあるとかという方のほうが今増えている状況なのかと思いますが、100ページの状況を見ますと、現況と課題を見せていただきますと、今おっしゃったように要介護となった方々に必要なサービスを提供していくとありますけれども、保険料の適正な賦課と徴収、それと要介護状態の軽減につながる施策、これをどのように組み合わせる制度を持続可能に高めていかなければならないとありますけれども、今どのような取組をされているのかお聞かせください。賦課と徴収の件も含めてです。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 まず保険料の徴収の件でございます。当市においては年

金から天引きされない普通徴収という方の収納率というところが、県内においてもまだまだ低い状況でございますが、そういった方々に対して収納率を上げるべく、取組をしております。令和3年度からコンビニの収納が始まりまして、コンビニの収納が約5割、令和5年度は55%の近くになっておりまして、そういったものが出てきております。できる限り納めやすくということで、スマホ決済なども進めているところでございます。そういった中で丁寧な対応をしながら保険料の収納率を上げていきたいと考えてございます。

そして、要介護の軽減につながる施策ということ……。すみません。もう一つのご質疑は、申し訳ございません。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今ここに書いている部分です。要介護状態の軽減につながる施策の取組、組合せということはどういった点でしょうかとお聞きいたしました。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 大変申し訳ございませんでした。

こちらは特に108ページから進みます一般介護予防や地域支援事業の組合せにより様々な介護予防の施策、そして地域包括支援センターによる総合相談や地域での活動を含めて軽減につながる、一つは総合相談の中での丁寧な対応、そしてその中で課題となっている部分の対応ということで図っている、いきたいというところでございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。その下の段です。これもさっき市立病院事業管理者がおっしゃっていましたが、人手不足です。介護のヘルパーさんにしても施設の従事者にしても、かなり成り手がいないという深刻な問題で、ベッドはあるけれどもそういった従事者がいないために受入れすることができないという人手不足の問題がかなり大きいと聞いておりますが、ここで厚生労働省で特定技能従事者ということで、訪問介護の部分も外国人の技能者を派遣、解禁するということが令和5年度の末に見通しを立てたと言っております。市内の、具体的な介護施設は控えますが、今インドネシアの研修員の方が来てそこでケアのお仕事をしているという方も聞いております。そういった意味で、塩竈市ではこういった外国人の、これからは特定技能従事者なんだろうけれども、今の研修についてもお考えがあったらお聞かせください。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 外国人介護人材の部分も含めまして、県の事業としてございますが、県でもそういった取得支援の補助金等もございます。そういった部分をタイムリーに事業所に周知をしつつ、また、ご質問等あった場合にはつなげていきたいと考えてございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

時間がありませんので、次、110ページの地域支援事業、任意事業でございますけれども、これのはいかい高齢者SOSネットワークシステムについてお聞きいたします。この協力機関というのは具体的にどういったところで連携取っていらっしゃいますか。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 登録事業所につきましては、現在83事業所ございますが、公的機関や社会福祉団体、鉄道関係や介護事業所、病院、薬局、運行会社、テレビ局、地元のスーパーや商店など、広く参加をいただいている状況でございます。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。先日、私たちも認知症のこと、またこういった徘徊高齢者のことについて勉強させてもらったんですが、仙台市の見守りネットワーク事業というのが、ご存じだと思いますがございまして、これに対しましては一般の方も協力者に登録できるということで、メールで、空メールで自分は協力者になってもいいということで、そのときにその中に今言ったようなたくさんの事業所の方もいらっしゃいますが、実は自分は認知症サポーターですとか、それ以外ですという項目にチェックをして名前とか住所を入れて、ふだんの生活の中でこういった方が見えなくなりましたと来ると、自分の日常生活の中でそれらしい人を見たときに警察と連携取って行って、実際その方だったら見つかりましたということで全員に配信が行くという、一般の方もそこに協力してもせつかく認知症サポーターの講習会をやって認知症サポーターになったという方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方たちにもご協力いただけるようなシステムをお考えだったらいかがかと思ってお尋ねしました。いかがでしょうか。

○桑原副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 徘徊高齢者の支援につきまして、早期に対応する、発見する事業といたしまして、スマホ等に情報を流すような事業もあるとは認識してございます。現在の市のSOSネットワークシステムは警察からの連絡から始まることが多い状況なんですが、ファクス等を用いての連絡をしている状況でございます。今後、様々な他市を含めての様々なシステムを勉強してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○桑原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。中学生がおばあちゃんを見つけて一緒に連れてきたという例も前にお話ししたと思いますが、そういった意味では本当に地域でみんなで見守るという優しいまちにしていけたらいいと思いますので、ぜひそうした公的機関とか業者の方だけではなく、一般の私たちも協力できるような体制をつくっていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○桑原副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時45分といたします。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 日本共産党塩釜市議団の鈴木悦代でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

私からは後期高齢者医療事業についてお伺いいたします。資料No.8、155ページになります。

後期高齢者医療事業は各都道府県に設置されており、宮城県後期高齢者医療広域連合によって運営されております。そこで保険料の決定、保険給付の決定がなされます。施策の趣旨というところに書いてありますが、その中で市としては保険料の徴収であるとか、各種申請、届出

の受付等の事務の一部を担っているところです。当高齢者医療では2年に1回の頻度で高齢者負担率が見直されており、今年度は保険料が値上げしております。保険料は均等割、所得割で構成されますが、このたびの今年度からの値上げ幅はどれぐらいになったのでしょうか。お伺いいたします。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 後期高齢者医療の保険料についてご質疑を頂戴いたしました。

後期高齢の保険料は2か年に1度、改定がなされます。令和6年度から令和7年度にかけては、失礼しました。比較でございますね。前期、令和4年度から令和5年度と比較して、令和6年度、令和7年度は均等割額で4万4,640円から4万7,400円に変わりました。均等割は4万4,640円から4万7,400円に変わりました。所得割額は8.62%から9.28%に変わりました。8.62%から9.28%でございます。加えて、賦課の限度額、高所得の方々になるんですけれども、保険料の上限の限度額につきましては66万円から80万円に変わりました。66万円から80万円でございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。徐々に負担が重くなってきているかと感じるところですが、資料No.23、86ページでございます。負担区分ごとの短期被保険者証発行状況、令和5年分が載っております。負担区分1割で32人、3割で3人となっておりますが、2割負担という方はなかったのでしょうか。お伺いします。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 資料No.23の86ページ、短期被保険者証1割が32名、3割が3名の方でございます。2割負担の方につきましては、短期被保険者証の発行はございませんでした。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。負担区分の1割負担、3割負担、それぞれの基準について教えてください。どういった人が1割。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 利用者負担1割、2割、3割の区分の1割の部分につきまして、全てでございますね。了解でございます。

まずは一口に申しますと、住民税非課税の方は全て1割負担になってございます。住民税非課税の方は1割負担、そして世帯内に課税所得が145万円以上いらっしゃる場合は世帯の全員の方が3割になります。2割と1割の判定なんですけれども、世帯内に課税所得が28万円以上の方がいるかないかによって、まず分かります。28万円以上の被保険者がいない場合は1割になります。28万円よりも所得が少ないという所得が低い世帯の方々でございまして、1割になります。そして28万円以上いる場合、言わば28万円以上、先ほどの145万円よりも少ない所得の方々なんです、ここからが複雑になってまいりまして、世帯の被保険者がお一人の場合はその方の年金収入と所得が200万円以上か否かによって分かれてまいります。世帯内に後期高齢の被保険者が1人の場合は所得と年金収入が200万円以上の場合は2割負担、逆に200万円に満たない場合は1割負担と分かれてございまして。今お一人の場合と申し上げましたけれども、これが2人の場合とかそういった人数が増えれば、当然この200万円という金額の基準は変わってまいります。

以上でございまして。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。繰り返しなんです、基準区分3のところ、世帯の中に150万円以上の所得のある方というのは、これは月額ですか。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 3割の方でございましてね。世帯の課税所得が145万円以上いるかという部分の、こちらは課税所得、税の申告でもって前年の所得の部分で、月ではなく年の単位になってございまして。

以上でございまして。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 基本的なこと承知いたしました。

年金収入の方では年金収入で200万円を超えると2割に上がったというのも令和4年度の10月から変わったと思いますが、年金収入200万円というのは暮らせるというのもぎりぎりだと思うんですが、地域で聞く声は年金世代にとってはとても重い負担だと年金から天引きされ、特別徴収であれば年金から天引きされてくるわけですが、そういうぎりぎりの生活だという声も聞こえてまいりますが、保険料には軽減措置がありますが、こういった対象になるか教えてください。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険料の軽減措置についてご質疑を頂戴いたしました。保険料の軽減措置、低所得の方々になります。保険料の軽減は均等割額の軽減がございます。なお、この軽減なされる方、当然所得割は変わってきませんので均等割の部分になります。均等割が7割軽減、また5割軽減、2割軽減と3通りの軽減がございます。それぞれ所得の合計額、世帯内の被保険者、そして世帯主の所得の合計額で計算がなされ、7割、5割、2割の軽減を宮城県後期高齢者医療広域連合でしているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 承知いたしました。ありがとうございます。

今まで申し上げましたけれども、どんどん負担が増える中で受診を控えたり、そのことによって健康悪化、重症化事例というのも聞いたことがあります。現役世代としても将来のことを考えると、民間企業の保険に入らないと将来が不安かとかそういう民間保険に入るようなゆとりがあればですけれども、収入の少ない若い世代では将来を考えると安心材料はない状況ではないかと思うところです。公的な後期高齢者医療保険については国庫補助を拡大していかないとみんなが安心して受けられるということでは限界なのかと思っております。誰もが安心して暮らせる事業の運営を望むところです。

そのことを申し上げて、私の質疑は終わります。

○土見委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 特別会計、私からも何点かお聞きします。

まず最初に資料No.8の362ページです。ここは繰出金ということで書いてありますが、一般会計からの繰出しは特別会計にとってはもらえば繰入金として見ていただければ特別会計の質疑ということになると思いますので、ここのこの表には全般的な各会計、362ページの表には交通事業、それから国民健康保険事業、魚市場事業、下水道、それから介護保険、病院、水道、後期高齢者医療、このように各特別会計、あるいは企業会計のここから見れば繰入金の一覧表になるかと思います。それで、この表の362ページの右下の合計が令和5年度では34億6,400万円というのが合計だと思います。それで、各企業会計別にどうしてこのぐらいかかったのか。交通事業特別会計だったら交通事業では9,300万円もこういう理由で一般会計からの繰出し、そして交通事業にとっては繰入れになったその理由を順番にお聞きしたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

まず最初に、交通事業からお願いします。

○土見委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それでは、交通事業特別会計の一般会計からの繰入金の決算額の部分でございます。前年度からは489万4,000円の減の9,300万円ほどとなっております、主な要因としては事業収入は若干増えていて、国庫補助金なども増がありましたので、昨年よりは若干低くなっているという状況でございます。この9,300万円の中に基準外と言われております赤字分と言われております金額が、それが1,576万7,000円という金額になっておりますので、基準外の比較でも減になっているという状況がなっておりますので、若干昨年よりはよかったのかと私は認識しております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。続いて国民健康保険事業のこの繰入れの理由をお願いします。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国民健康保険の繰出金4億499万4,000円でございます。こちらは一口に言うと、法定のものになります。法定でその割合、市の負担の割合ですとか例えば産前産後の保険税の繰入金ですとか、そういったものが8つの項目で積算をして、結果4億400万円という金額になって、それを繰り入れていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 魚市場事業の6,700万円というのは、これを理由分かるでしょうか。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 令和5年度、6,751万円の中身です。前年度より2,750万円減っているという状況があります。こちらは水揚げが上がったというのがまず第一が一つということと、令和4年度は燃油高騰による補助金がありましたので、そちらの分で減があります。1,300万円減というところで2,600万円ぐらいありますので、合わせて大体2,700万円ぐらい減っているというところです。内訳ですけれども、6,751万円の内訳としては、基準内として5,626万円、営業費用の30%であったり起債償還の50%、あとは児童手当の分、これが基準内です。

基準外といたしましては、漁船誘致対策費ということで遠洋の底引きの補助の80万円と冷凍カツオ等の補助108万円、あとHACCPの誘致というところで32万円とかEU-HACCPの商品券というところで50万円、純粋な赤字部分の補填というところで840万円というところで、合計で6,751万円という状況でございます。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。その次は介護保険です。介護は大きいんです。8億6,900万円だからこの説明をお願いします。

○土見委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護保険の特別会計の8億6,917万円の内訳でございます。こちらはほとんどが介護サービス給付費等になります。こちらの割合については法定でそれぞれ、例えば居宅サービスや施設サービス等の割合が決まっておりますので、その割合を繰り入れているものでございます。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それから、病院は皆さん聞いたんですけども、一応念のために4億8,000万円、お願いします。

○土見委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 全体で4億8,278万1,000円でございます。基準内の主なものとして、救急医療の確保分ということで頂いております。資本的収入ということで、企業債償還元金分ということでも基準内で頂いている部分がございます。基準外としましては、不採算医療に要する経費ということで午前中もお話ししましたが、その分を基準外で政策的医療の部分ということで経費分として頂いているのが大きな枠になっております。

よろしく申し上げます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それから次は水道です。お願いします。

○土見委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 水道事業ですと1,505万円の繰出金を頂いているところです。

1つは収益的収入の他会計補助金として、児童手当に要する経費として106万円、また原油高騰

に伴う経費についての国の補助があったものが市の会計を通して水道のほうに来ておりますので、その経費が15万6,000円、また令和4年度に発生しました福島県沖地震に係る災害見舞金、こちらは保険の見舞金ですけれども、こちらも市の会計を通して受け取っているのです、こちらが61万3,000円というのがまず一つです。

あと、資本的収入のほうに他会計出資金として1,322万1,000円を頂いております。こちらは建設改良に要する経費として1,000万円が共同浄水場に係る工事費の負担金関係です。そちらのほうに入っております。また、第2次老朽管更新事業に係る工事費として322万1,000円、こちらを充てております。全てルール分と考えております。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。詳しくありがとうございました。

次に下水道です。13億円ほどだったと思いますので、お願いします。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道事業ですけれども、基準内といたしまして7億6,048万5,000円が基準内でございます。基準外といたしまして5億7,313万4,000円という形になります。基準内のうち、5億9,309万5,000円が雨水の処理に係る分という形になります。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それから後期高齢者医療はどうなっているのでしょうか。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 後期高齢者医療の繰入金についてでございます。1億9,778万9,000円でございます。こちらは先ほどお話がありました低所得の方々の保険料の軽減分につきまして、市と県でその公費で補うという部分がございます。その分がおよそ1億7,000万円、そして事務費として2,700万円、合わせて1億9,700万円を繰り入れていただいている。いずれも法定のもので、基準内のものがございます。なお、すみませんが、先ほどの国民健康保険も全て基準内の繰出しになってございます。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

令和5年度はということで合計で34億6,400万円です。このぐらいの金額、10年間のここ推移

を見るとだんだん少しずつは少なくはなっている傾向だとは思いますが、この辺、財政当局としては予算を編成するときとかこういう決算を通してどのようなことを重点的にお考えになって政策を取り入れるかをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今各会計から今年度の繰入金、特別会計から見たときの繰入金についての説明ございました。今その説明の中で基準内・基準外という内訳あったと思うんですけども、全体の34億円を見ながらその基準内外で申し上げますと、今回一般会計から見たときの繰出金は総額で昨年より500万円ほど減となっているんですけども、ありがたいことに基準内外で見たときに基準外の繰出しのほうは8,400万円ほど下がっています。ですから、全体の金額、内訳で見たときに基準内の比率のほうが確保しながら、一般会計から見たときの総務省の基準外の金額がより落ちる形で決算しているということで、それは各会計、課題を抱えて運営をしていただいている中で財政としてはうれしい方向にまずは決算したのかと捉えております。

ただし、本市にとっての繰出金の在り方なんですけれども、例えば経常収支比率の分析とか、各市と比較したときに本市、繰出金に対するウェイトが少し大きいというのがあります。これは類似団体との比較で見たときも、本市、繰出金と人件費が少しばかり類似団体と比べて割合が高いというところが出ていますので、そこにつきましては今後も一層繰出金の圧縮は必要なものと捉えていますので、予算編成、あるいは予算執行の中でも各会計と連携を取りながら繰入金、繰出金の圧縮に努めていければと考えております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そういうことでございますので、私から難しいことは言えませんが、頑張ってもらいたいです。繰出金全部全般的にお聞きしたら、基準内・基準外というそれはこれまでの議会でもそういうことばかり言ってきたんですけども、全体を捉えて今財政課長言ってくれた方向なので、よろしくお聞きしたいと思います。この件は以上で終わります。

別なことを聞きます。資料No.23の61ページです。ここに地方債残高の推移ということで、今度はどのぐらい借金が残っているのかというのが各会計のことがずっと平成12年度から令和5年度までずっとあります。そして、これを見ると令和5年度の合計が426億1,691万9,000円、こ

の辺の私は平成21年度のときの合計が701億円でしたので、ここ15年ぐらいで426億円まで毎年ずっと、ローンで借りたものを毎年払ってこれだけなくなったんだ、よくなってきたという意味でこの表を見ているんですけども、どうこの表を評価したらいいのか、財政当局からご見解をお願いします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 地方債残高の推移ということで、平成10年代から見たときに、大分残高は下がってきているということは、当時の平成10年代の当時の財政状況、非常に悪化が著しいところもありましたし、その一因として下水道会計の例えば雨水整備を大分力を入れた時期です。そういうものに係る地方債の残高が市の財政を圧迫していたという反省がございますので、そういった反省から見たときに今の残高が、各会計落ちてきているというのはまずは財政的には改善に働いている部分なのかと捉えております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。よくなってきたと思った。それで、今財政課長言われましたけれども、特に主なその中でも全体にもそうなんですけれども、主な原因としては下水道会計ということでございますので、下水道は平成18年度のときは371億円残っていたんですけども、今回では193億円までということなので大分余裕出てきた。余裕出てきたら今度は新しい事業をするのか、あるいは料金を下げるほうの動きに行くのか。あるいは、まだまだ193億円でもあり過ぎるから返し続けなければならないという考えなのか。その辺、大分半分ぐらいになったんですけども、これからどのようにするのか。考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道の起債の償還関係なんですけれども、下水道の資料No.11の31ページお開き願います。こちらの上の表、起債の企業債の概況という表でございますけれども、こちらでもってどのようになっているかという部分がお示ししております。前年度末、令和4年度末が200億円を超えていたという状況になります。令和5年度に20億8,350万円を借りている。借りた上で償還を31億985万4,230円を返しているという状況、ようやくこれで193億3,798万107円となったということで、まだまだ借りながら返しているという状況でございますので、当面この状況はまだしばらく続くと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

では、あとゆっくり検討させていただきたいと思います。資料No.11の31ページで。

国保を聞きます。最初に資料No.23の85ページです。県内比較ということで出ているんですけども、令和4年度県内都市国民健康保険事業状況調、この表を見ると1人当たりの医療費が塩竈市は宮城県で一番高い。そして、1人当たりの国保税調定率は県内14市のうち、高いほうから7番目、安いほうから8番目です。真ん中だということです。この表を見てどういうことが言えるのか、国保でどういう状況なのか。この表からどういうことが読み取れるのかご解説をお願いします。

○土見委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 資料No.23の85ページ、県内の市の国保の状況のところでご質疑を頂戴いたしました。1人当たり医療費、塩竈の地区、高うございます。これは県の資料から頂戴したものなのですが、実はこの塩釜地区二市三町、七ヶ浜町、松島町、そういったところも含めて高うございます、ほかのエリア地区よりも。それだけ身近に通える病院、また医療機関もあるというところかと思っております。そして、特に今委員からは1人当たり医療費と1人当たり国保税の部分でお話を頂戴いたしました。先ほど小高委員からのご質疑に対してもお話しさせていただきましたが、1人当たりの国保税の調定額、収納額、低いといいますが現状に合わなくなっております。本来頂くべき保険税の額と乖離が生じ始めているということです。つまりは、塩竈の被保険者の方々にとっては今医療を受けやすい、保険料が若干お安く抑えられて病院にかかっていただけという状況がございます。ここの差というのはいずれ、お金は基金ですとかそういったものがいつまでもあるわけではありませぬので、そこはこれから検討といいますかどうすべきかというのをお示ししていかなければと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。小高委員、最初のそのことを重要なことで聞いたと思います。ですから、国保運営は実際には基金を取り崩してというのがそういうことでこの表にあるようにそういう基金取り崩しながら値上げしないでそのままやっているの、医療費が県内で一番塩竈高いんだけど、実際の保険料は真ん中頃だということが維持される。それは私も

毎年このことを聞いているんですけども、そういう上の状況ではなくこの中から言えば今の塩竈はかかっている割には安いということだけは言えると思います。

それから同じようなもので資料No.23の2の91ページ、今度は横の表なんですけれども、塩竈近隣二市三町のモデルケースでの国民健康保険税額と所得に占める割合、91ページです。資料No.23の2の91ページ、これ見ても塩竈市二市三町と比べても真ん中頃ではないかという表だと私は思うんですけども、特に二市三町の中でも利府町は令和5年度から変わったのか。その前とそういうことになりましたので、5つの町の中で3番目、塩竈は3番目ということになりましたので、ちょうど真ん中頃になったのではないかと思うんですけども、この表の理解の仕方をお願いします。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 こちらの資料の見方についてでございます。表題にありますとおり、モデルケースということでこのモデルケースの前提条件として課税所得が157万円で、世帯人数が4人、うち介護保険対象者、基本的には親子という考え方ですので親が2人ということ为前提としたケースで、各市町の保険税率、あるいは均等割の額を加算した結果、このような金額になっているというところでございます。

よろしく願いいたします。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。見方はそうなんだけれども、そういうことで意見としてはどうなんですか。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 国民健康保険税は現段階におきましては各市町の医療費に応じた保険税率を設定しているところでございます。今委員からご指摘、先ほどありましたとおり、利府町におきましても税率を改正した結果、このような今年になっていますが、これはそれぞれの現段階ではですけども、市町の医療費に応じてそれを補填するといえますか、その支出に応じた形で税率を設定しているということになっております。本市におきましては、先ほど保険年金課長から話がありましたとおり、医療費は高い傾向にはございますが、基金を充当する形を取って対応しておりますので、今のところこの表におきましてもほかの市町よりは若干低かったりする場面もございます。

よろしく願いいたします。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そういうことで、現状の決算の中身だけは皆さん全部理解、再確認できたと思いますので私も質疑のしたかいがあったかと思っているところ
です。

最後に、同じ資料No.23の2の90ページから国保の収納額、収納率、未収額、不納欠損額という表がございまして、これを見ると特に収納率から聞きますけれども、収納率は令和元年度から令和5年度にかけて少しずつ微妙に下がっているような気がするんですけども、この辺のところの理由とか私の表の読み方間違っているとか何かご意見ありましたらお願いします。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 収納率のご指摘についてでございます。令和元年度以降、コロナ禍という状況もございまして、特に収納活動におきましてはなかなか接触をして徴収活動がしづらいという状況もございまして、収納率そのものが結果としてなかなか伸び悩んでいたという傾向がございまして。ただ、令和5年度につきましては総収納率、合計の一番下の令和5年度をご覧いただきたいんですけども、対前年度比でプラスの0.39ポイントの76.86%ということで上昇傾向にあります。こちらはコロナ禍が明けまして、そういった非接触から接触による国民健康保険税の徴収活動も再開している。加えまして、宮城県地方税滞納整理機構への職員派遣も再開したということからこのような収納率が向上しつつある傾向にあるというところでございます。

よろしく願いいたします。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 滞納繰越分のところを見ると令和5年度のところだけ20.35%だからここで頑張ったということですね。そうすると、本当は収納率はずっと下がっていたんですけども、この滞納繰越の分の令和5年度頑張ったので、そして合計すると現年分と滞納繰越分の合計すると結果的には76.86%で収納率が上がったということで、私はそのように考えたんですけども、もう1回聞きますけれどもそれでいいんでしょうか。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういうことで、塩竈市私はずっと現年度分だけ見ていて、でもこの現年度はず

っと下がっている傾向が私気になって最初に質疑したんですけれども、その辺のところ、微妙にずっと下がっているというのは何かあるのか。たまたまそうなのか、その辺のところ考えありましたらお聞かせください。

○土見委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 現年度の収納率が若干ずつでも下がっているというご指摘でございます。先ほども申し上げさせていただいたとおりで、コロナ禍におけます徴収活動がなかなか直接出向いたということがしづらいというところがございますので、このような結果となっております。なお、繰り返しで恐縮ですけれども、令和5年度から第5類に新型コロナウイルス感染症関係が移行しましたので、接触による徴収活動も出ましたので、まずは滞納分は急激に向上しているところでございますが、現年度につきましても今後につきましては宮城県地方税滞納整理機構の協力、あるいは職員派遣を通しまして収納率は下げ止まるのではないかと捉えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。収納率、頑張って上げていただければ最終的に保険料に跳ね返りますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○土見委員長 今野恭一委員。

○今野委員 市民クラブの今野恭一でございます。今決算特別委員会の最後を務めさせていただきます。

資料No.13の水道事業について、水道事業決算書、これについてお伺いさせていただきます。

ここの21ページを開いていただきますと、年間有収率というのが載っております。この有収率が81.95%で、前年比0.79%増ということで、僅かに前年より増えましたということなんですけれども、18.05%、つまり約2割は未収益でお金にならずに流れてしまっていると理解するわけなんです、こんなにたくさんの水が地下にとかどこに流れていっているのか。お客様のメーターを通らないで流れている水だと思うんですけれども、このことについてはどのようにお感じになっているかお聞かせ願います。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

有収率の81.95%ではございますが、残りの部分18.05%、100%に対しての数字ではあるんですけれども、100%に対しての差分の18%がどちらに行っているかというところではあるんですけれども、残りが無収水量みたいな形で洗管するのに水を流してきれいにする量の部分もございまして、全て漏水ということではございません。今のところ、その部分が約5%ぐらい持っておりますので、残りの13%ぐらいが漏水というところで地下に浸透しているという状況がございまして。

以上でございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 どうしても言い訳にしか聞こえなかったんですが、工事をやったときに洗管作業というのをやります。それは当然メーターを通らないでどんどん流すわけですけれども、それにしてもあまり勢いよく流すと古いほうの管のさびが流れてきてお客様の水道が濁ってしまうということから、徐々に時間をかけて丁寧に流している。それはメーターを通らずにそのまま側溝に流れているというのは承知しておりますが、しかし、それが全てではないですよ。ですから、例えば分かりやすく10%でもいいでしょう。総水量というのは生産した水、原水を仕入れてそしてそれを浄水して浄化して飲めるようにした、これは製品ですよ。ですから、この製品の1割がどこに行ったか分からないということになると、15億1,200万円余り、1,300万円近いお金の中の1割だとすれば1億5,130万円ぐらいのものが1割と考えた場合、それがまるっきり流れているんです、土の中に。これをお札だと考えてみてください。お札だったらそのままほっておきませんよね。これを市民の財産と考えて、少しでも漏れている水を止めて、そしてお金に換えるそういうことを考えてみてはどうですか。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、確かに無駄水というか無駄水には間違いありませんので、無駄水イコールお金という部分になりますので、今は本当に漏水を回復しようということで一生懸命努めております。職員一同、今ここに来て、先ほどもお話しさせていただいたんですけれども、今年は81.95%、決算ではあったんですけれども、ここに来て去年末からの大分漏水修理に力を入れていこうというところの効果もやっと出てきた部分もございまして、ここに来て3ポイント以上数値が回復している状況がございまして。そこに満足することなく、今後ももっと力を入れて改善していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 上水道課長がそうおっしゃるからにはしっかり取り組んでいただけるものだと思いますが、水道部には工務課があり、工務課の中には漏水防止係というそういう担当がございますよね。私たちまちの中でよく見かけるのは機械をぶら下げて道路にこのようにして音を聞いている人が、それはしょっちゅうではなくいつか見かけたことがある。話を聞いてみると、実は漏水調査なんですということでありましたけれども、そうした業者がいるのであればそうした業者を頼んで少しでも、極端な話をすれば1滴だって本来ならば漏らしてはならない、もったいない話です。これは私ら農家の生まれなものですから米に例えますと俵に入った米をどンドン捨てているようなものですから、私たちは1粒の米でも粗末にするなど親からそう言われて米はこぼさないようにしっかりと仕事をしたという、させられたといえますか、そういうことをやってきましたけれども、それと同じように水もただで湧いてくるわけではないので、しっかりと人間の手をかけてお金をかけてそして出来上がった上水ですから、その上水は1滴たりとも無駄にすることなくぜひ収益に結びつけて、そして事業の発展を図っていただきたいと考えます。どうぞ一言。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 委員のおっしゃるとおり、そういう形で改善を職員一同頑張っていきたいと思っておりますので、大切な水、イコールお金でもありますので、頑張っていきたいと思いますのでぜひよろしく願いいたします。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 上水道課長がそうおっしゃるんですから、しっかり頼んでおこうと思います。ちなみに、余計な話かもしれませんが、テレビの画面によく映ってくるのは戦争をやっている国やその地域で濁り水を飲んでいる子供たち、そういう子供たちの姿を見るにつけてかわいそうにと。我々は日本に生まれて塩竈で暮らしていただけるこの平和な暮らしはすばらしいと思うわけですが、それもこれもきれいな水が飲めて、そのきれいな水でご飯を炊き、あるいはおかずを作って1日3度の食事をきちんと頂くことができる。そんなことから非常に感謝の気持ちが強くなっておりますし、そしてまた塩竈市としては非常に厳しい財政という今の状況、そして市長が言われるように本庁舎の建て替え、あるいは清掃工場の建て替え、病院も直さなければとか、あるいは学校の再編などしなければというそういうお話もありましたから、こうしたお金を大切にすれば少しでもそうした財政の役に立つんだらうと考える次第であります。

水道のことはそういうことで上水道課長によろしく願いをしまして、続きまして下水道のお話を聞かせていただきたいと思います。下水道は資料No.11で21ページに載っています。下水道事業報告書でただいま水道の有収率のお話をしましたけれども、それについては十分理解できるんですけども、有収率という言葉自体、下水道の有収率というのはどういうものなのか。ぴんとこないとかどういうものなのか初めて聞く思いなものですから、下水道の有収率というのを教えていただければと思います。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道の有収率のご質疑でした。有収率でございますけれども、こちらは年間の有収水量、下水道の使用料の算定となった水量でございます。そちらの水量を年間の総処理水量、こちらは処理場でカウントしている数字なんですけれども、下水道を処理して流した水の量という形になります。こちらを割った数字が有収率という形でございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 ということは、県の下水処理場で処理した水でそれと水道の料金表に計上される数字と違っているというか、差があるということなんでしょうか。どうですか。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 どうも理解ができないんですが、というのは、水道と違ってその辺に漏れていってというよりも、もしかすると外から入ってきて処理場に行ったときに増えるということなんでしょうか。それとももしかしたらいまだに雨水がつながっている箇所があるとか、何年も前のことなんですけど、よく外流しのところに雨どいが落ちてきていて、それが下水に流れ込んでいくということから、そこら辺の工事をやったというお話があるんですけども、今でもそういう雨水がつながっているところはもしかしたらあるんでしょうか。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 以前はそういった外流し、いわゆる雨水の側溝に流れる部分が宅内で接続を間違えて汚水管のほうにつながって、そのまま処理されていたという状況もございますけれども、現在はそういった箇所が、当然ないとはなかなか言いにくいんですけども、現在は必ず検査するときに現地でもって音で聞いたり水を流したりして必ず宅内排水の汚水が下水道の汚水管につながっているというのを確認しながら検査を行っているという状況でございます。

います。ただ、委員おっしゃるとおり雨、水道の場合は漏れていくという状況ですけれども、下水道の場合は管の中、さらには地上のマンホールの蓋の隙間等から雨水が入ってくる、あとは地下水位の高いところだと管のずれとかそういった部分から地下水が入ってくるという状況がございます。なので、常時地下水が高いところだと常時隙間から入ってくる部分と、あとは雨が降ったときに入ってくる部分と2つのケースが考えられるという状況でございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 だんだん理解ができるようになりましたけれども、ただ一つは雨水を間違っつないだけではなくその当時は雨水も外流しに流して、それはそれでそのまま下水道につなぐことになっていたはずです。その後、技術指導があつて、技術指導というよりも方針が変わつたというのか、方針が変わって入れないことにしよう、汚れた水ではないので処理場まで流してやる必要はないだろうということでそこは外すことになった。ですから、そのときの改良工事や何かは下水道課で出しているはずです。そういうことなので、大体理解することはできました。

あと、ここでひとつお尋ねしておきたいのは下水道の水洗化率、まだ水洗化されていないご家庭があるかと思うんですが、水洗化率というのは今どのぐらいになっているか教えてください。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては資料No.11の27ページという形になります。27ページに業務の業務量という表に載っていますけれども、こちらの水洗化率という部分で、上から4段目です。こちらで97.09%というのが水洗化率という状況で、まだ水洗化をされていないというお宅がくみ取り、もしくは浄化槽という形、あとは本当にくみ取りという方はまだいらつしゃるという状況でございます。

以上でございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 97.09%ということになるとかなり100%に近いわけですが、比較のところ増減の0.23というのは、0.23%の方が新たに水洗化しましたという数字かと読み取っておりますけれども、比率で100.24とあるのは何の数字かお知らせ願います。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては令和5年度と令和4年度を比較したという状況の割合で、比率を出しているという状況でございますので、なお、そのパーセンテージに

つきましてはちょうど人口に連動してくるものですから、人口が減りますと処理区域の人口が減ったり人口が増えると減ったりという状況なので、人口によって変わるという状況で今はなっております。

以上でございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 分かりました。古いおうちを壊したり水洗化されていないおうちを解体したりしますと、その分水洗化率は上がりますよね。分かりました。そして、新築の新しいおうちは100%水洗化されておるでしょうから、そうするとそれもパーセンテージを上げることになりますね。よく分かりました。つい何年か前まで80%台だったような気がしていたんですが、ここで97%ということはあと僅かですから、恐らくこのまま水洗化しないでやがて解体を迎えるだろうというそういう市民の方もいるでしょうし、あるいは貸家とか何かで大家さんはそこに住んでいないものですから不自由を感じないとかいろいろ都合があるんだろうと思いますけれども、いずれ大変水洗化工事によって相当まちの中は清潔になってきましたし、大変すばらしいことだと思っております。今後とも、ただ有収率については水道と同じように極力直して修繕をして、そして有収率を上げて市の収益の助けにさせていただければありがたいと思いますし、市長もきつともろ手を挙げて喜んでくれると思っております。

そんなことで、以上で私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○土見委員長 お諮りいたします。

以上で特別会計、企業会計の質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議会運営委員会が北側委員会室において開催されますので、議会運営委員会委員はご参集をお願いいたします。

午後3時49分 休憩

午後3時53分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」お諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○土見委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「令和5年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」お諮りいたします。認定第2号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○土見委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号「令和5年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」お諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○土見委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号「令和5年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」お諮りいたします。認定第4号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○土見委員長 起立全員であります。よって、認定第4号については正当であると認め、原案可

決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして、心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和5年度決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時57分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年9月19日

令和5年度決算特別委員会委員長 土 見 大 介

令和5年度決算特別委員会副委員長 桑 原 成 典